R5-9 国営常陸海浜公園
運営維持管理業務

別添資料

令和５年２月

国土交通省関東地方整備局

実施要項に関連する別添・様式

分類	資料No	資料名	頁番号
共通仕様書	別添1	公園平面図	別添 1
	別添2	土地利用方針図	別添 2
	別添3	管理事務所図	別添 3
	別添4	国土交通本省委託契約取扱要領	別添 4
	別添5	国営常陸海浜公園における行為の禁止等に関する取扱要領	別添 9
	別添6	「国営常陸海浜公園運営維持管理業務」における情報セキュリティについて	別添 18
	別添7	安全管理マニュアル	別添 20
	別添8	国営常陸海浜公園保安警備業務計画書	別添 24
	別添9	閉園判断基準	別添 31
	別添10	事故報告書様式	別添 32
企画立案及びマネジメント	別添11	提供施設等の取扱い	別添 34
	別添12	取得した備品の取扱い	別添 38
	別添13	利用サービス業務日誌等	別添 42
	別添14	業務入園規則	別添 43
	別添15	入園料金の取扱	別添 54
	別添16	入園者数報告様式	別添 56
	別添17	年間パスポート発行マニュアル	別添 59
	別添18	消防計画書	別添 64
	別添19	行催事について	別添 76
	別添20	持ち込みイベント等対応マニュアル	別添 79
	別添21	占用に関する許可申請について	別添 84
	別添22	許認可事務	別添 91
	別添23	公園利用重点調整区域	別添 93
	別添24	行催事実施計画書例	別添 94
	別添25	ボランティア規約等	別添 100
	別添26	マスコミ取材報告様式	別添 149
	別添27	公園視察報告様式	別添 151
	別添28	公園下見報告様式	別添 154
	別添29	接客・接遇・運営マニュアル	別添 155
	別添30	グラフィックコントロールマニュアル	別添 158
	別添31	ディスクゴルフの利用について	別添 163

分類	資料No	資料名	頁番号
企画立案及びマネジメント	別添32	BMXコースの利用について	別添 164
	別添33	バーベキューサイトの利用について	別添 169
	別添34	団体入園について	別添 173
	別添35	水遊び広場案内	別添 176
	別添36	囲障巡視ルート図	別添 181
	別添37	古民家管理日誌	別添 182
施設・設備維持管理	別添38	建物に係る基礎的諸元	別添 183
	別添39	遊具の日常点検票	別添 188
	別添40	電気設備図	別添 194
	別添41	汚水処理設備位置図	別添 195
	別添42	水道設備位置図	別添 196
	別添43	設備保守点検整備年間工程表	別添 197
	別添44	公園監視システム	別添 199
植物管理業務	別添45	貴重種一覧	別添 201
	別添46	芝生管理区分図	別添 202
	別添47	低木管理区分図	別添 203
	別添48	高木管理区分図	別添 204
	別添49	林地管理区分図	別添 205
	別添50	草花管理区分図	別添 206
	別添51	草地管理区分図	別添 207
収益施設運営	別添52	収益施設運営対象区域図	別添 208
	別添53	薬剤散布位置図	別添 223
	別添54	沢田湧水地・湿地図（案）	別添 224
	別添55	自動販売機、コインロッカー	別添 226
	別添56	国営常陸海浜公園プレジャーガーデンエリア改修・設置・管理運営事業区域	別添 229
	別添57	新規官民連携事業（P-PFI事業）資料	別添 230
	別添58	大規模花修景の参加料設定に係る参考資料	別添 231
	別添59	自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲	別添 234
様式	別添様式1	競争参加資格確認申請書	別添 235
	別添様式2	企業の業務実績	別添 237
	別添様式3	業務責任者の業務実績	別添 239

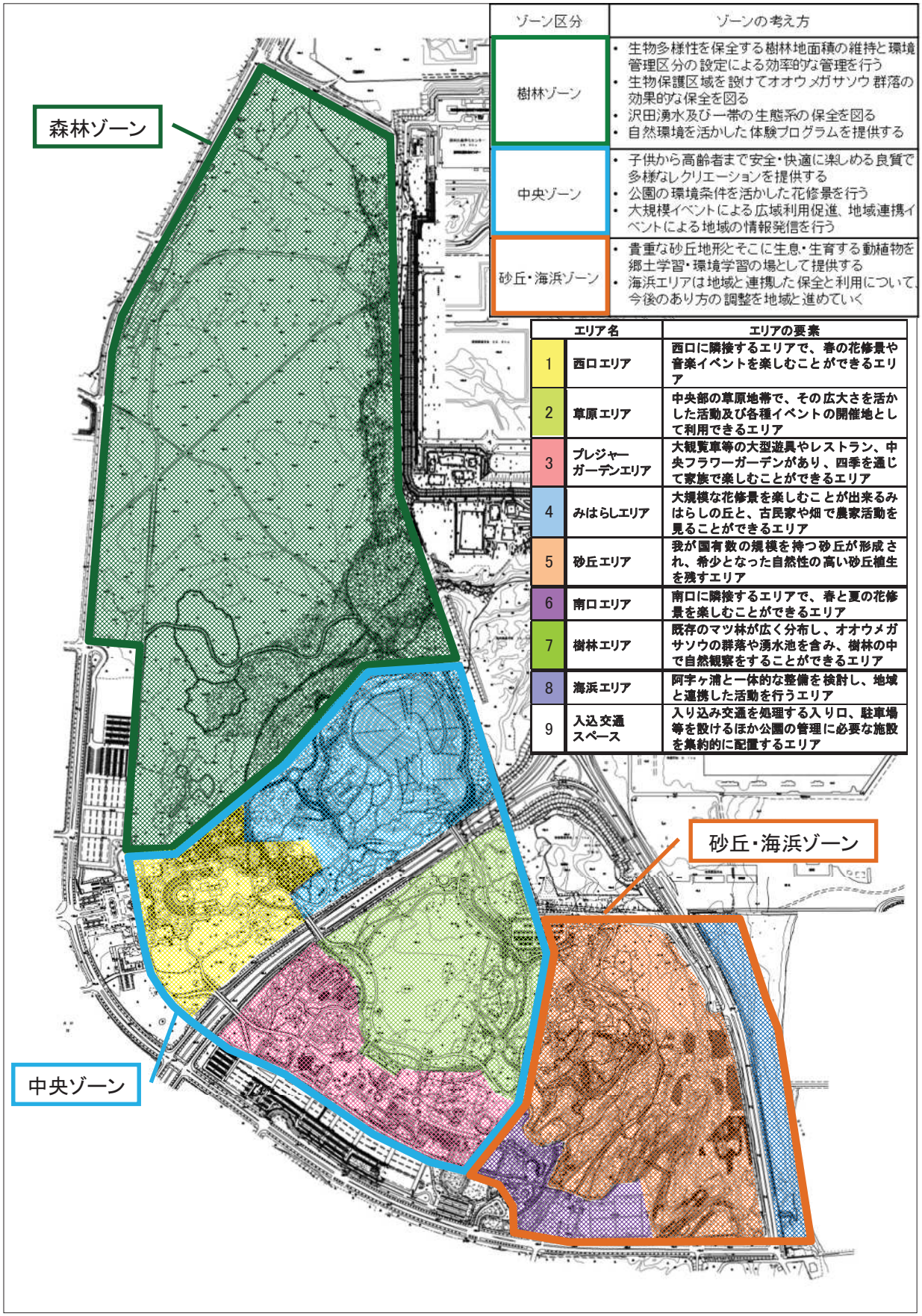
別添１

公園平面図



別添２

土地利用方針図

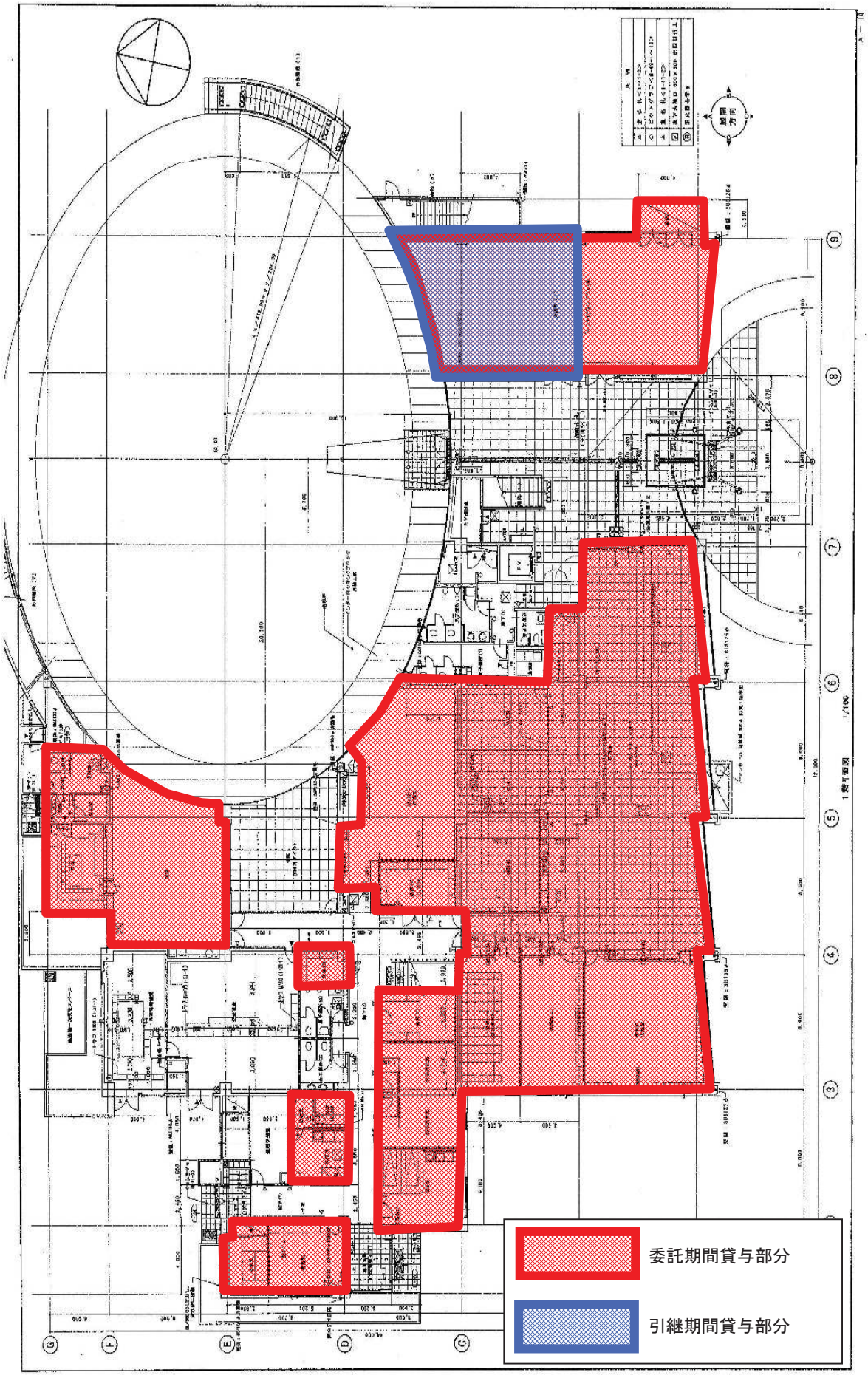


ゾーン区分	ゾーンの考え方
樹林ゾーン	• 生物多様性を保全する樹林地面積の維持と環境管理区分の設定による効率的な管理を行う • 生物保護区域を設けてオオウメガサソウ群落の効果的な保全を図る • 沢田湧水及び一帯の生態系の保全を図る • 自然環境を活かした体験プログラムを提供する
中央ゾーン	• 子供から高齢者まで安全・快適に楽しめる良質で多様なレクリエーションを提供する • 公園の環境条件を活かした花修景を行う • 大規模イベントによる広域利用促進、地域連携イベントによる地域の情報発信を行う
砂丘・海浜ゾーン	• 貴重な砂丘地形とそこに生息・生育する動植物を郷土学習・環境学習の場として提供する • 海浜エリアは地域と連携した保全と利用について、今後のあり方の調整を地域と進めていく

	エリア名	エリアの要素
1	西口エリア	西口に隣接するエリアで、春の花修景や音楽イベントを楽しむことができるエリア
2	草原エリア	中央部の草原地帯で、その広大さを活かした活動及び各種イベントの開催地として利用できるエリア
3	プレジャーガーデンエリア	大観覧車等の大型遊具やレストラン、中央フラワーガーデンがあり、四季を通じて家族で楽しむことができるエリア
4	みはらしエリア	大規模な花修景を楽しむことが出来るみはらしの丘と、古民家や畑で農家活動を見ることができるエリア
5	砂丘エリア	我が国有数の規模を持つ砂丘が形成され、希少となった自然性の高い砂丘植生を残すエリア
6	南口エリア	南口に隣接するエリアで、春と夏の花修景を楽しむことができるエリア
7	樹林エリア	既存のマツ林が広く分布し、オオウメガサソウの群落や湧水池を含み、樹林の中で自然観察をすることができるエリア
8	海浜エリア	阿字ヶ浦と一体的な整備を検討し、地域と連携した活動を行うエリア
9	入込交通スペース	入り込み交通を処理する入り口、駐車場等を設けるほか公園の管理に必要な施設を集約的に配置するエリア

別添３

管理事務所図



別添４

国土交通本省委託契約取扱要領

平成１３年４月２日
国官会第２９３号

改　正	平成１７年６月　２日	国官会第３２１－２号
改　正	平成１７年９月　１日	国官会第８２３号
改　正	平成２０年８月　１日	国官会第８３６－２号
改　正	平成２０年９月１７日	国官会第９８４号
改　正	平成２２年３月２３日	国官会第２１１７号
改　正	平成２３年３月３１日	国官会第２９９４号
改　正	平成２４年３月３０日	国官会第３３８３号
改　正	平成２５年３月２５日	国官会第３６７７号
改　正	平成２６年３月２８日	国官会第３３９５号
改　正	平成２７年３月３１日	国官会第４０４９号
改　正	平成２８年３月２９日	国官会第４２４４号
改　正	平成２９年３月２８日	国官会第４４１０－２号
改　正	平成３１年３月２５日	国官会第２３７５７号
改　正	令和　元年６月　７日	国官会第６１２号
改　正	令和　２年３月２５日	国官会第２８５８５号
改　正	令和２年１２月２３日	国官会第１９８１７号
改　正	令和３年　３月１９日	国官会第２５４７７号

（通則）

第１　国土交通本省の所掌業務を委託契約を締結して国以外の者に委託する場合の取扱いについては、他の法令等に定めるもの並びに各委託事業に係る委託契約書又は委託費の取扱いに関する要領等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（委託業務実施要領）

第２　支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。）は、業務委託をしようとするときは、次に掲げる項目を明らかにした委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）を、委託しようとする者に送付するものとする。

一　名称
二　委託料の限度額
三　業務の目的及び内容
四　業務の実施場所
五　業務の実施期間
六　その他必要な事項（成果物の仕様）

（委託料の算定）

第３　担当官は、実施要領に基づく委託料の積算調書を作成する。

（実施計画書等の提出）

第４　担当官は、第２により実施要領の送付を受けこれを受託しようとする者（以下「受託者」という。）から、次に掲げる計画書等を提出させるものとする。なお、変更しようとするときも同様とする。

一　実施計画書（別記様式第１）

二　四半期別必要経費内訳書（別記様式第２）

三　承諾書

四　実施体制書(別記様式第３）

五　その他担当官が必要とする書類

（契約の締結）

第５　担当官は、受託者から第４に掲げる書類を受理し、その内容を審査のうえ適当と認めたときは、別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。

２　委託契約書の各条項により難い特別の事情がある場合においては、必要に応じ適宜条項を変更することができる。

（再委託等）

第６　受託者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託（変更等）承諾申請書（別記様式第４）を委託者に提出し、承諾を得なければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

２　前項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、その履行体制に関する書面（別記様式第５）を委託者に提出しなければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

（報告書等の提出）

第７　担当官は、受託者が当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副２通）を成果物に添えて提出させるものとする。

一　完了報告書（別記様式第６）

二　精算報告書（別記様式第７）

三　委託費経費内訳報告書（別記様式第８）

四　残存物件報告書（別記様式第９）

２　担当官は、受託者が第８第３項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副２通）を成果物に添えて提出させるものとする。

一　補正完了報告書（別記様式第６に準ずる様式）

二　精算報告書

三　残存物件報告書

（検 査 等）

第８　担当官は、第７第１項の成果物及び完了報告書等を受理したときは、自ら又は国土交通本省会計事務取扱細則（以下「細則」という。）第３３条に基づき補助者に命じて検査を行うものとする。

２　前項により検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の検査の結果不合格と認めたときは、細則第３４条に定める検査調書に次に掲げる事項を付記して担当官に提出するものとする。

一　不合格である旨

二　不合格と認めた理由

三　その措置についての意見

３　担当官は、第１項の検査の結果不合格と認めたとき、又は前項の検査調書を受理したときは、受託者に対し補正を命ずるものとする。

４　第１項の規定は、第７第２項の成果物及び補正完了報告書等を受理した場合に準用する。

５　検査職員は、第１項（第４項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めたときは、細則第３４条により検査調書を担当官に提出するものとする。

（担当職員の任命等）

第９　担当官は、必要があると認めたときは、次に掲げる事務を行わせるため、担当職員を任命し、任命後すみやかに受託者に通知するものとする。

一　委託業務の処理状況についての調査

二　委託料の経理状況についての監査

三　その他委託業務についての必要な指示

（概　算　払）

第 10　担当官は、必要があると認めたときは、受託者に対し概算払を請求させることができる。

（委託費の精算）

第 11　担当官は、受託者から第７の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めたときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知するものとする。

（請求書の受理）

第 12　担当官は、受託者から官署支出官官職宛ての請求書を受理するものとし、受理後は、必要書類を添えて官署支出官に回付するものとする。

附則

１．この要領は、平成１３年４月２日から適用する。

附則（平成１７年６月　２日国官会第３２１－２号）

１．この要領は、平成１７年６月２日から適用する。

附則（平成１７年９月　１日国官会第８２３号）

１．この要領は、平成１７年９月１日から適用する。

附則（平成２０年８月　１日国官会第８３６－２号）

１．この要領は、平成２０年８月１日から適用する。

附則（平成２０年９月１７日国官会第９８４号）

１．この要領は、平成２０年１０月１日以降に入札手続を開始する契約について適用する。

附則（平成２２年３月２３日国官会第２１１７号）

１．この要領は、平成２２年４月１日から適用する。

附則（平成２３年３月３１日国官会第２９９４号）

１．この要領は、平成２３年４月１日から適用する。

附則（平成２４年３月３０日国官会第３３８３号）

１．この要領は、平成２４年４月１日から適用する。

附則（平成２５年３月２５日国官会第３６７７号）

１．この要領は、平成２５年４月１日から適用する。

附則（平成２６年３月２８日国官会第３３９５号）

１．この要領は、平成２６年４月１日から適用する。

附則（平成２７年３月３１日国官会第４０４９号）

１．この要領は、平成２７年４月１日から適用する。

附則（平成２８年３月２９日国官会第４２４４号）

１．この要領は、平成２８年４月１日から適用する。

附則（平成２９年３月２８日国官会第４４１０－２号）

１．この要領は、平成２９年４月１日から適用する。

附則（平成３１年３月２５日国官会第２３７５７号）

１．この要領は、平成３１年４月１日から適用する。

附則（令和元年６月　７日国官会第６１２号）

１．この要領は、令和元年６月７日から適用する。

附則（令和２年３月２５日国官会第２８５８５号）

１．この要領は、令和２年４月１日から適用する。

附則（令和２年１２月２３日国官会第１９８１７号）

１．この要領は、令和３年１月１日から適用する。

附則（令和３年　３月１９日国官会第２５４７７号）

１．この要領は、令和３年４月１日から適用する。

別添５

国営ひたち海浜公園における行為の禁止等に関する取扱要領

（目　的）

第１条　この要領は、国営ひたち海浜公園（以下「公園」という。）における行為の禁止等に関する運用の指針を定めて、もって安全で快適な公園利用に資することを目的とする。

（適　用）

第２条　公園における行為の禁止等については、都市公園法（以下「法」という。）及びその他関連法令に定めるもののほか、この要領によるものとする。

（定　義）

第３条　この要領において、「公園内」とは、法の定めるところにより国営ひたち海浜公園として公告された区域をいう。

２　この要領において、「職員等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　国営常陸海浜公園事務所(以下「公園事務所」という。)の職員

二　ＰＦＩ事業者の職員

三　関東地方整備局またはＰＦＩ事業者の管理に関する業務を受託等した機関の業務実施に関する機関(以下「センター等」という。)に属する職員

四　センター等との契約により、センター等の指揮監督を受けて公園の利用上の指導等の業務を行う者

３　この要領において「利用者」とは、「勤務」の職員等を除く公園内に入るすべての者をいう。

（禁止行為）

第４条　公園肉における行為のうち次の各号に掲げるものは、法第十一条に準ずる行為とみなし、その行為を禁止する。

一　別に指定する場所以外で動植物等を採取又は損傷する行為

二　第六条第１号に定める場所以外の場所でガスコンロ、石油コンロ並びに花火等の火気を使用する行為

三　定められた喫煙場所以外での喫煙

四　自転車等の利用に関し次の各号に掲げる行為

イ　定められたサイクリングコース以外の区域への乗り入れ

ロ　定められた駐輪場以外の区域の自転車の放置

ハ　定められた方向以外の走行

ニ　過度なスピード走行

ホ　無理な追い越し

五　他の利用者の快適性を損なう音響の発生又はペット類の随伴

六　他の利用者の安全又は公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為

七　公園の利用に際し、許可なく別表第１に定める物件を持込み又は使用する行為

（法第十一条及び第十二条の規定に関する適用除外）

第５条　公園内における行為のうち、職員等が管理のために行うものについては、法第十一条及び第十二条の規定を適用しない。

（場所の規定等）

第６条　都市公園法施行令（以下「令」という。）第十八条に定める指定する場所は次の各号に定める場所とする。

一　第３号関係　関係なし

二　第４号関係　沼池及び「立入禁止」の標識等により明示される区域

三　第５号関係　駐車場及びその進入路

（許可を要する行為）

第７条　公園内における行為のうち次に掲げるものは法第十二条に準ずる行為とみなし、行為をしようとする者は、あらかじめ公園事務所所長の許可を受けるものとする。

一　アンケート調査又は動植物等の調査

二　ロープ又は木柵等で公園内の一定の区域を限って実施するもの

三　開催日時を事前に告知することにより参加者を公募し、その利用者が 30 名を超える行催事を行うもの

四　ステージ、テント、マイクロホン、机、椅子等を公園内に仮設して行うもの

五　公園内に標識又は横断幕等を掲示して行うもの

六　写真又は映画等を営利目的で撮影を行うもの

七　会費等を徴収して写真又は映画等の撮影を行うもの

八　駐車場及びその進入路以外の場所へ自動車の乗り入れを行うもの

（利用指導）

第８条　職員等は、その職務に応じ、法令等及びこの要領に定める禁止行為又は許可条件に違反する行為又は別表第２に定める物件を持ち込み又は使用する行為を発見したときは、必要の都度入園の制限又は適切な利用指導を行うものとする。

（許可基準）

第９条　法第十二条の規定による許可の申請に関しては、原則として次の各号に掲げるものに該当するものは許可しないものとする。

一　営利のみを目的とした物品の販売又は頒布

二　公園利用に直接関係のない集会

三　著しく公共性に欠け、又は排他的な催し

四　営利のみを目的とした集会、展示会及び興業

五　公共性に欠ける募金又は署名運動

六　公園利用又は公園管理に関係のない調査

七　休園日又は開園時間外の利用。ただしロケーションの場合で、公園のＰＲ効果が高いと認められる場合などは除く。

八　土日祝日に車両を利用する行催事。ただし、車両を利用することが行催事の実施に不可欠で他の利用者の安全と快適性が損なわれないと認められる場合を除く。

九　次の各号の一に該当し、明らかに公園利用の快適性を損なうもの

イ　公園施設の損傷又は汚損

ロ　公園の風致又は美観の侵害

ハ　他の利用者に危害を与え又は不便を生じさせること。

十　事故の発生又は公園施設の損害に対し、申請者の責任能力が欠如していると考えられる場合

十一　前各号に定めるもののほか、公園事務所長が公園の利用上又は管理上から不都合と認めるもの

２　前項第七号の規定にかかわらず、ＰＦＩ事業者又はセンター等が、公園利用の促進又は利用者の利便を図る目的で実施する場合は許可の対象外とするものとする。

３　許可の基準に関する詳細な事項は別に定める。

第１０条　公園内の行為について許可をする場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

一　目的以外の行為を行わないこと。

二　事故が発生し、又はそのおそれがあると判断される場合は、申請者の責任において速やかに対応すること。

三　公園施設を損傷し、汚損し、又は減失した場合は、当局の指示に基づき現状に回復し、又はその損害を賠償すること。

四　第三者に損害を及ぼした場合は、申請者の責任において処理すること。

五　当該行為により生した塵芥は、行為終了後責任をもって処理すること。

六　入園料は、有料とする。

七　広報媒体を使用する場合は、「国営ひたち海浜公園」の名称を明示すること(撮影・ロケーション)。

八　許可された行為について、許可された権利を他人に譲渡してはならない。

別表第１　持ち込み・使用禁止物

一　銃刀類　銃及び刀剣類、モデルガン、エアガン、木刀、竹刀など
二　火器類　花火、火薬、火気類（バーベキュー広場利用者については問い合わせ）
三　スポーツ類　スケートボード類（ジェイボード、ブレイブボード、ソールスケート等)、ローラースケートシューズ（ローラーブレード含む)、ローラーシューズ、キックボード、バット（ビニール製は可)、弓矢、ラクロス、ホッピング、スラックライン、球技用ネット、硬式用ボール（野球、テニス)、軟式用ボール（野球)、パチンコ、ゴルフ用品、ブーメラン、ボート、カヌー、ソリ（プラスチック製は除く)、釣り竿、棒やパイプ等、動植物採取道具
四　乗り物類　変形自転車（一輪車、ブレーキを装備していないもの等)、動力付移動支援機器（セグウェイ、電動バイク等）※電動アシスト自転車、電動車いすは除く。
五　模型類　バッテリー付・エンジン付模型（ラジコン、ドローン等)、ペットボトルロケット
六　音響機器　カラオケ利用の音響機器、拡声器、楽器（アンプ使用のもの）
七　テント等　大型テント・タープ（２m四方までは可)、突き刺すタイプのビーチパラソル
八　ビン類　ビン類（バーベキュー広場利用者の調味料は除く）
九　その他　公園利用の妨げとなるおそれが明白なもの

別表第２　指導対象物

一　多量のアルコール類
二　幼児用の乗り物、三輪車等（園路のみ可）
三　犬、猫等ペット類
四　ソフトボールを含む用具及びラケット類
五　ペダル無し自転車（ストライダー等は保護者同伴かつ園路での利用に限り可）
六　ロードレーサー、リカンベント等特殊自転車（全長、速度などの制限）
七　その他、公園利用の妨げとなるおそれが予想されるもの

【ペット同伴誓約書】

私は、ペットを同伴して入園するにあたり、次のことを遵守することを誓約します。

（下記の項目を確認して、□にレ点でチェックしてください。）

□ ペットに関する事故やトラブルは、飼い主の自己責任としてすべて解決します。

□ ペットのフンなどの排泄物等はすべて適切に処理し、フンは持ち帰ります。

□ 園内ではリード、ハーネスなどそのペット用のリードの装着又はそのペットに適合したペット用のキャリーバッグ・キャリーケース・ペットカート（ペットバギー）・カゴ・ケージに入れ、脱走しないように全体を覆います。またペットスリングの際はリードを装着いたします。
またキャリーバッグ・キャリーケース・ペットカート（ペットバギー）・カゴ・ケージから出す場合、もしくは一部でも開放する場合は、脱走しないようにそのペット用のリードを必ず装着します。
リード等の長さは２m以下にします（混雑時は１m以下）。

□ 下記のペット禁止行為等は行いません。
- 花壇等への侵入　・レストハウス・売店・レストラン等の建物内及び遊戯施設等への同伴入場　・テーブルやベンチに乗せること　・水遊び広場の利用（夏季）
- シーサイドトレインの同伴乗車　・サイクリングコースでの併走
- ペットを連れての自転車の走行等

□ 1 年以内に感染症等の予防接種を受けています（ワンちゃんの場合のみ）。
1 年以内の狂犬病の予防接種（必須）、三種以上の混合ワクチン（任意）の予防接種を受けています。

□ 園内ではルールを守り、公園スタッフの指示に従います。

【上記のルールを守っていただけない場合はご利用をお断りし、退園していただく場合があります】

（枠の中をご記入ください。）

ご記入日　＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

飼い主氏名（カナ）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ペットの種類（犬種等）【頭数】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿【＿＿＿＿】頭

同伴者（人数）＿＿＿＿人　　連絡先（TEL）＿＿＿＿＿＿＿＿

【個人情報の取扱について】お客様から頂いた個人情報は、国営ひたち海浜公園の個人情報保護方針に則り適切に処理いたします。この個人情報は、緊急時（事故発生時等）の連絡のみに利用させていただきます。また、お客様のご了解及び法令等に基づき要請された場合を除き第三者への提供はいたしません。（問い合わせ先：029-265-9001）

ペット登録カード申込書　　西 G

・ペットとの入園時に、ペット登録カードを係員に提示するだけで「ペット同伴誓約書」の記入が免除されます。
・登録にあたっては、ワンちゃんの 1 年以内の狂犬病予防接種、三種以上の混合ワクチン予防接種（任意）を予め接種してください。
・ペット登録カードの有効期間中に、狂犬病予防接種後 1 年を経過した場合はすみやかに接種してください。
・カードの有効期間は、発行日から 1 年間です。紛失等の場合、再発行はできません。（改めて新規発行扱いになります。）
・不要のペット登録カードは、返却の必要はありませんので、ご自身で管理してください。
・下記内容をご確認いただき□にチェックを入れてください。

以上のことをご理解いただき、必要事項を記入の上、ゲートスタッフにお申込ください。

申込日　20　　年　　月　　日

□ **ペットに関する事故やトラブルは、飼い主の自己責任としてすべて解決します。**

□ **ペットのフンなどの排泄物等はすべて適切に処理し、フンは持ち帰ります。**

□ **園内ではリード、ハーネスなどそのペット用のリードの装着又はそのペットに適合したペット用のキャリーバッグ・キャリーケース・ペットカート（ペットバギー）・カゴ・ケージに入れ、脱走しないように全体を覆います。またペットスリングの際はリードを装着いたします。**
またキャリーバッグ・キャリーケース・ペットカート（ペットバギー）・カゴ・ケージから出す場合、もしくは一部でも開放する場合は、脱走しないようにそのペット用のリードを必ず装着します。
リード等の長さは２m以下にします（混雑時は１m以下）。

□ **下記のペット禁止行為等は行いません。**
・花壇等への侵入　・レストハウス・売店・レストラン等の建物内及び遊戯施設等への同伴入場　・テーブルやベンチに乗せること　・水遊び広場の利用（夏季）
・シーサイドトレインの同伴乗車　・サイクリングコースでの併走
・ペットを連れての自転車の走行等

□ **1 年以内に感染症等の予防接種を受けています（ワンちゃんの場合のみ）。**
1 年以内の狂犬病の予防接種（必須）、三種以上の混合ワクチン（任意）の予防接種を受けています。

□ **園内ではルールを守り、公園スタッフの指示に従います。**　　☆裏面に続く

○オーナー情報

住　　所	〒	
フリガナ		
氏　　名		
電話番号		年間パスポート　　有　・　無

○ペット情報（複数頭ご記入いただけます）

名　前	年齢　　才
ペットの種類・犬種	性別　　オス　・　メス
名　前	年齢　　才
ペットの種類・犬種	性別　　オス　・　メス
名　前	年齢　　才
ペットの種類・犬種	性別　　オス　・　メス
名　前	年齢　　才
ペットの種類・犬種	性別　　オス　・　メス
名　前	年齢　　才
ペットの種類・犬種	性別　　オス　・　メス
名　前	年齢　　才
ペットの種類・犬種	性別　　オス　・　メス
名　前	年齢　　才
ペットの種類・犬種	性別　　オス　・　メス
名　前	年齢　　才
ペットの種類・犬種	性別　　オス　・　メス
名　前	年齢　　才
ペットの種類・犬種	性別　　オス　・　メス

【個人情報の取扱について】お客様から頂いた個人情報は、国営ひたち海浜公園の個人情報保護方針に則り適切に処理いたします。この個人情報は、緊急時（事故発生時等）の連絡のみに利用させていただきます。また、お客様のご了解及び法令等に基づき要請された場合を除き第三者への提供はいたしません。（問合せ先：029-265-9001）

国営ひたち海浜公園

ペット登録カード

飼い主名　　様

ペット名　　ペットの種類（犬種等）

有効期間　20　年　　月　　日まで

発行日　　年　　月　　日　　国営ひたち海浜公園

ペット登録カード

飼い主名　　様

ペット名　　ペットの種類（犬種等）

有効期間　20　年　　月　　日まで

発行日　　年　　月　　日　　国営ひたち海浜公園

ペット登録カード

飼い主名　　様

ペット名　　ペットの種類（犬種等）

有効期間　20　年　　月　　日まで

発行日　　年　　月　　日　　国営ひたち海浜公園

ペット登録カード

飼い主名　　様

ペット名　　ペットの種類（犬種等）

有効期間　20　年　　月　　日まで

発行日　　年　　月　　日　　国営ひたち海浜公園

ペット登録カード

飼い主名　　様

ペット名　　ペットの種類（犬種等）

有効期間　20　年　　月　　日まで

発行日　　年　　月　　日　　国営ひたち海浜公園

ペット登録カード

飼い主名　　様

ペット名　　ペットの種類（犬種等）

有効期間　20　年　　月　　日まで

発行日　　年　　月　　日　　国営ひたち海浜公園

ペット登録カード

飼い主名　　様

ペット名　　ペットの種類（犬種等）

有効期間　20　年　　月　　日まで

発行日　　年　　月　　日　　国営ひたち海浜公園

ペット登録カード

飼い主名　　様

ペット名　　ペットの種類（犬種等）

有効期間　20　年　　月　　日まで

発行日　　年　　月　　日　　国営ひたち海浜公園

ペット登録カード

飼い主名　　様

ペット名　　ペットの種類（犬種等）

有効期間　20　年　　月　　日まで

発行日　　年　　月　　日　　国営ひたち海浜公園

ペット登録カード

飼い主名　　様

ペット名　　ペットの種類（犬種等）

有効期間　20　年　　月　　日まで

発行日　　年　　月　　日　　国営ひたち海浜公園

ペット名　　ペットの種類（犬種等）

- カードの有効期間は発行日より1年間です。
- 紛失等の場合、再発行はできません。改めて新規発行扱いになります。

公園内でのルール・マナーの遵守にご協力ください。

国営ひたち海浜公園

ペット名　　ペットの種類（犬種等）

- カードの有効期間は発行日より1年間です。
- 紛失等の場合、再発行はできません。改めて新規発行扱いになります。

公園内でのルール・マナーの遵守にご協力ください。

国営ひたち海浜公園

ペット名　　ペットの種類（犬種等）

- カードの有効期間は発行日より1年間です。
- 紛失等の場合、再発行はできません。改めて新規発行扱いになります。

公園内でのルール・マナーの遵守にご協力ください。

国営ひたち海浜公園

ペット名　　ペットの種類（犬種等）

- カードの有効期間は発行日より1年間です。
- 紛失等の場合、再発行はできません。改めて新規発行扱いになります。

公園内でのルール・マナーの遵守にご協力ください。

国営ひたち海浜公園

ペット名　　ペットの種類（犬種等）

- カードの有効期間は発行日より1年間です。
- 紛失等の場合、再発行はできません。改めて新規発行扱いになります。

公園内でのルール・マナーの遵守にご協力ください。

国営ひたち海浜公園

ペット名　　ペットの種類（犬種等）

- カードの有効期間は発行日より1年間です。
- 紛失等の場合、再発行はできません。改めて新規発行扱いになります。

公園内でのルール・マナーの遵守にご協力ください。

国営ひたち海浜公園

ペット名　　ペットの種類（犬種等）

- カードの有効期間は発行日より1年間です。
- 紛失等の場合、再発行はできません。改めて新規発行扱いになります。

公園内でのルール・マナーの遵守にご協力ください。

国営ひたち海浜公園

ペット名　　ペットの種類（犬種等）

- カードの有効期間は発行日より1年間です。
- 紛失等の場合、再発行はできません。改めて新規発行扱いになります。

公園内でのルール・マナーの遵守にご協力ください。

国営ひたち海浜公園

ペット名　　ペットの種類（犬種等）

- カードの有効期間は発行日より1年間です。
- 紛失等の場合、再発行はできません。改めて新規発行扱いになります。

公園内でのルール・マナーの遵守にご協力ください。

国営ひたち海浜公園

ペット名　　ペットの種類（犬種等）

- カードの有効期間は発行日より1年間です。
- 紛失等の場合、再発行はできません。改めて新規発行扱いになります。

公園内でのルール・マナーの遵守にご協力ください。

国営ひたち海浜公園

ペット名　　ペットの種類（犬種等）

- カードの有効期間は発行日より1年間です。
- 紛失等の場合、再発行はできません。改めて新規発行扱いになります。

公園内でのルール・マナーの遵守にご協力ください。

国営ひたち海浜公園

別添６

「国営常陸海浜公園運営維持管理業務」における情報のセキュリティについて

■「関東地方整備局＞リンク・著作権・プライバシーポリシーについて」より抜粋
（出典：http://www.ktr.mlit.go.jp/guide/privacy.html）

関東地方整備局 ＞ リンク・著作権・プライバシーポリシーについて

プライバシーポリシー

1. 基本的考え方

国土交通省関東地方整備局では、国土交通省関東地方整備局ホームページ（http//www.ktr.mlit.go.jp/）（以下「当サイト」という。）において、提供するサービス（ホームページによる情報提供、各種ご意見・ご感想の受付等）の円滑な運営に必要な範囲で、当サイトを利用される皆様の情報を収集しています。収集した情報は利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

2. 収集する情報の範囲

(1) 当サイトでは、インターネットドメイン名、IP アドレス、当サイトの閲覧等の情報をアクセスログの形態で収集します。

(2) クッキーについて 当サイトの提供するページには、一部クッキーを使用しているページがあります。クッキーとは、サイト提供者がご利用者のコンピューターを識別するために、サーバからご利用者のブラウザーに送信され、ご利用者のコンピューターに蓄積される情報のことで、クッキーを利用することによりご利用のコンピューターの訪問回数や訪問したページ等の情報を収集することができます。なお、クッキーを使用してご利用者個人を識別できる情報は一切収集していません。また、ご利用者のブラウザーの設定によりクッキーの機能を無効にすることもできます。クッキーの機能を無効にしても当サイトのご利用には問題ありません。

(3) ご意見お問い合わせ等のコーナーのご利用にあたっては、住所、氏名、年齢、職業、電話番号、メールアドレス等（以下「利用者属性」という。）の登録をお願いすることがあります。なお、フォームを経由しない「お問い合わせ」の場合、差出人のメールアドレスは受信者側に表示されます。

(4) メール配信サービスのご利用にあたっては、メールアドレスの登録をお願いしています。また、住所、電話番号、職業、その他所要事項の登録をお願いすることがあります。

(5) 広報イベント等の参加申込受付、アンケートの実施等事柄の性質上必要な場合には、利用者属性の登録をお願いすることがあります。

3. 利用目的

(1)　2 (1) 及び 2 (2) において収集した情報は、当サイトが提供するサービスを円滑に運営するための参考として利用します。

(2)　2（3）で収集したご意見等については、利用者属性も含めて今後の施策立案の参考とさせていただきます。このため、関東地方整備局内の関係部署に転送することがあります。また、お問い合わせの回答や確認のご連絡のために氏名、メールアドレス、性別、年代、住所、職業を利用します。なお、これらの情報はご意見等の内容に応じ、関係部署等に転送することがあります。

(3)　2（4）で収集した情報については、メールによる情報配信のために利用します。登録いただいた情報については、配信情報の制作の参考とさせていただきます。

(4)　2（5）で収集した情報については、当該広報イベント等を円滑に実施するため必要な場合に限って利用します。

4. 利用及び提供の制限

法令に基づく開示要請があった場合、不正アクセス､脅迫等の違法行為があった場合その他特別の理由のある場合を除き、収集した情報を３の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。ただし、統計的に処理された当サイトのアクセス情報､利用者属性等の情報については公表することがあります。

5. 安全確保の措置

収集した情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。なお、当サイトのアクセス状況や頂いたご意見等の分析を業務上必要と思われる外部関係者に委託することがありますが、その際は委託先においても収集した情報の適切な管理のための必要な措置を講じています。

6. 自己に関する情報の開示

当サイトにおいては、ご意見お問い合わせ等のコーナー及び広報イベント参加申し込み等で記入していただいた利用者属性を除き、氏名、住所等その他一般的に個人を識別できる情報を収集しておりません。 なお、ご意見お問い合わせ等のコーナー及び広報イベント参加申し込み等で記入していただいた利用者属性に関する情報については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５８号)」の規定により開示を請求することができる自己を本人とする保有個人情報ですが、開示等行うかの決定についてはその旨を審査します。

7. 適用範囲

本プライバシーポリシーは、当サイトにおいてのみ適用されます。

8. その他

国土交通省関東地方整備局では、以上のプライバシーポリシーを改定することがあります。改定する場合は、このホームページでお知らせします。

また、本サイトでお寄せいただいたご意見は、本サイトほか、国土交通省関東地方整備局で発行するパンフレットや報告書などに掲載することがありますので、予めご了承ください。なお、その場合でも個人が特定できる情報を含めることはありません。

別添７

常陸海浜公園

安全管理マニュアル
（改訂版）

令和４年度

国営常陸海浜公園

目　次

第１編　安全管理の基本事項

１－１　公園管理の概要 …… 1
１－１－（１）公園管理の体系 …… 1
１－１－（２）公園管理の内容 …… 2
１－１－（２）－①　一般公園施設の管理 …… 2
１－１－（２）－②　特定公園施設の管理 …… 2
１－２　管理の責務 …… 3
１－２－（１）国土交通省 …… 7
１－２－（２）H28-31国営常陸海浜公園運営維持管理業務
常陸海浜公園マネージメント共同体 …… 8
１－２－（３）株式会社常陸サンライズパーク …… 9

第２編　支部等設置基準

２－１　国営常陸海浜公園事務所災害対策支部設置基準 …… 12
２－２　異常気象時等における公園の開園・閉園の判断基準（案） …… 13

第３編　災害・事故等発生時の対応

３－１　支部・支所の体制と人員配置 …… 16
３－１－（１）人員配置 …… 16
３－１－（２）連絡網図 …… 19
３－２　対応フロー …… 29
３－２－（１）災害 …… 30
３－２－（２）事故 …… 56
３－３　支部活動様式集 …… 82

第４編　その他

（１）緊急時連絡体制【平日昼間、夜間・休日、休園日】（案） …… 90
（２）緊急時のメーカー連絡先 …… 93
（３）災害対策室配置 …… 94
（４）施設位置図 …… 95
（５）事務所１階平面図 …… 96
（６）事務所２階平面図 …… 97
（７）自家発電設備 …… 98
（８）災害対策用車両及び活用できる建設機械一覧 …… 99
（９）備蓄関連 …… 101
（10）非常食リスト …… 102

第５編　参考

５－１　管理センターの対応 …… 106
５－２　サンライズパークの対応 …… 116

危機管理マニュアル

（救急活動及びその報告に関するマニュアル）

令和２年２月１日

ひたち公園管理センター

危機管理マニュアル

目　次

１．緊急時連絡体制

２．震災対策支所活動マニュアル

３．救急災害時活動マニュアル

４．台風対策支所活動マニュアル

５．雷発生時の対応マニュアル

６．原子力災害対応支所活動マニュアル

７．開園時間外における災害対策等に関する基準

別添８

国営常陸海浜公園保安警備業務

警備計画書

令和２年２月１日

ひたち公園管理センター

令和２年２月１日

国営常陸海浜公園保安警備業務

警　備　計　画　書

１．目的

本業務は、国営常陸海浜公園の事務所ゲートでの、不法侵入車両（者）による第三者の生命の安全及び自然環境を守り、公園内における利用者の安全確保、案内サービス等により、公園運営維持管理業務の円滑な実施に資することを目的とする。

２．業務内容

不法侵入車両（者）等の侵入防止、事故及び災害の予防、器物の盗難防止及びその他危険行為を排除（許可なく立入った者に退去を求める（必要最小限の実力行使を含め））することによって財産の保全を図り、併せて第三者に対する損害事故防止に努めることとする。

３．対象範囲と期間

（以下「甲」という。）が　　株式会社（以下「乙」という。）に警備を委託する対象範囲と期間は次のとおりとする。

（１）常駐及び警備箇所

事務所ロゲート（常駐）

（２）警備期間

自）令和２年２月１日　　至）令和６年１月３１日

（３）警備日

事務所ゲートにおける警備日

令和元年度　60 日、令和２年度　365 日、令和３年度　365 日、

令和４年度　365 日　令和５年度　306 日

（４）警備履行時間

事務所ゲート　　７：３０～１９：３０　（１回につき）

（５）その他

事務所ゲート警備員は、西口の施錠を行うものとする。

勤務時間の詳細については、監督職員と協議の上、指示に従い業務を実施する。

４．　監督職員

甲の監督職員は、　　とする。

５．　主任担当者

乙は、主任担当者を定める。主任担当者は、警備員指導教育責任者有資格者、雑踏警備１級、施設警備２級、交通誘導警備２級検定所持者とする。

主任担当者は、監督職員の管理下において、自ら警備業務にあたるなどするほか、警備現場を管理し、他の警備員を指導教育、監督する役割を担う。

６．　警備実施要領

（１）警備方法

①事務所ゲート警備員は、所定の場所において常時警備にあたるものとする。

なお、立入り制限のための詳細については、別途打合せによるものとする。

②園内警備員は、公園内の入口、園路、広場及び遊戯施設等において、公園利用者の安全確保のための業務を行うものとする。

なお、詳細については、別途打合せによるものとする。

③警備の効果を高めるため、警備方法、内容等の詳細については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

７．服装及び装備

（１）服装

警備会社の制定する制服とし、白色のヘルメットまたは制帽を着用する。

（２）装備

イ．特殊警棒

ロ．警笛

ハ．カメラ

ニ．その他、警備上必要と認められるもの

８．日常時の報告・連絡

（１）警備状況報告

警備状況については、警備当日の取扱い事項を整理し、報告書を作成して１ヶ月毎にとりまとめて報告するものとする。

（２）業務履行実績の報告

各月における臨時警備の実績を整理し、報告書を作成して翌月１０日までに提出するものとする。

９．緊急時の任務

（１）異常事態発生時の連絡・報告

異常事態発生時に際しては、迅速適切なる措置を講ずるとともに、監督職員に連絡して異常事態の処理にあたる。異常事態発生報告書は、その後遅滞なく報告するものとする。

なお、人命に関わる事故、火災発生等、緊急度が高いと判断される場合は、警備員自ら消防・警察へ緊急連絡するものとする。

（２）任務

①不審者、不審物の発見及び排除

②迷子、負傷者、病人の発見、適切な処置及び報告

③事件、事故又は災害等が発生した場合の適切な処置及び報告

④不法行為等の発見及び排除

⑤公園利用者への利用サービス、案内

⑥拾得物を発見した場合の速やかな報告

⑦その他、公園利用者等の安全確保に関すること

⑧その他、監督職員の指示によるもの

１０．異常事態発生時及び緊急時の場合の連絡

（１）甲の緊急連絡先

①平日昼間（休園日を除く）

ひたち公園管理センター　　電話

監督職員　　電話

電話

②夜間、休園日

ひたち公園管理センター

監督職員　　電話

電話

（２）乙の緊急連絡先

①本社　管制センター　　終日（２４時間）連絡体制にあります。

株式会社　　電話

②事務所口ゲート

警備員　　電話

③園内警備

警備員　　電話

④主任担当者

業務課　　電話

（３）関係機関連絡先

①警察署

・ひたちなか警察署　　電話

②消防署

・ひたちなか消防本部　　電話
・笹野消防署　　電話
・田彦消防署　　電話
・神敷台消防署　　電話

③病院

・緊急病院アイビークリニック　　電話
・勝田病院　　電話
・ひたちなか総合病院　　電話
・休日夜間診療所　　電話

１１．事件、事故、災害発生時の避難誘導

事件、事故、災害発生時には甲の指示に従い職員各位、来訪者、来園者、関係者の避難誘導に努める。

１２．甲から乙が貸与された鍵等の管理方法

甲は警備業務に必要な事務所ロゲート門扉等の鍵等を乙に貸与し乙はこれを借用する。

乙は借用した鍵等を乙の本社保管庫にて保管し、保安警備員は毎日出勤時に乙の管制員立会いの下に鍵授受簿に署名捺印のうえ受け取り、業務終了時に同じく立会いのうえ署名捺印し返却する。園内警備に必要なセキュリティカードも同様とする。

１３．乙の警備員の禁止事項

（１）来訪者、来園客、通行人等とのトラブル、不必要な会話
（２）越権行為
（３）所定の場所以外での休息、喫煙

１４．遵守事項

警備にあたっては、善良なる管理者の注意をもって実施し、業務遂行上知り得た事項については、当業務の関係者以外に漏洩しないように注意すること。

また、個人情報の取り扱いについては、「１５．個人情報の取り扱いについて」による。

１５．個人情報の取り扱いについて

（１）基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（２）秘密の保持

乙は、本契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（３）取得の制限

乙は、本契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な個人情報を取得しなければならない。

（４）利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（５）複写等の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報は記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（６）再委託の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

（７）事案発生時における報告

乙は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（８）資料等の返却等

乙は、本契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本契約の終了後又は解除後

速やかに甲に返却し、又は引き渡さなければならない。
ただし、甲が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

（9）管理の確認等

甲は、乙における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、甲は必要と認めるときは、乙に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

（１０）管理体制の整備

乙は、本契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

（１１）従事者への通知

乙は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

１６．その他

（1）H31-35 年度国営常陸海浜公園保安警備業務特記仕様書及び本書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ取り決める。

（2）立ち入り制限のための詳細については、甲から乙への別途指示によるものとする。

別添９

閉園判断基準

国営公園の災害・異常気象時における閉園判断・連絡体制について

国営常陸海浜公園において、以下の災害・異常気象時において閉園を決定し、また状況に応じ地整あてに連絡を行う場合は下記の表に基づき実施する。

地震については、気象庁の発表によるものとし、統一するものである。

閉園判断	災害連絡	震度計観測地点 観測気象台	ひたちなか市 水戸地方気象台
○	○	午前閉園の判断時間	7時の気象通報により、園内の点検を実施。8時に点検結果を基に閉園判断する
○	○	午後閉園の判断時間	開園時間が１４時以降になる場合は開園しない
△	○	地震	震度４以上
／	／	地震観測地点 （気象庁発表地区）	ひたちなか市
△	○	大雨	大雨警報が発令され、災害発生が予想される場合及び利用者の安全が確保出来ない場合。
○	○	台風	気象台において「翌日」の「警報級の可能性」が高い場合
○		強風及び暴風	気象台において「暴風警報級の可能性」が高い場合
○	○	つなみ	大津波警報が発令された場合、砂丘エリアの利用制限。
○		大雪	原則開園とするが、周辺の道路に通行止めなどの著しい交通障害が予想、又は発生した場合。
○		雷	民間気象会社から、近隣に落雷が発生した場合、及び、気象台から雷注意報が発令された場合、誘導等実施。但し、できるだけ、閉園は行わない方針
○	○	原子力	原子力事故等により原子力関連施設が「施設敷地緊急事態」の体制に入った場合
○	○	大規模火災 （園内火災）	発生箇所、規模により来園者の安全が確保できないと判断された場合
		備考	途中閉園が予想される時はお客様の途中退場が難しいため、極力朝から閉園する最終的には事務所長の判断となる

別添１０

事故報告書様式

事故情報記録

事故発生日時・場所			
事故発生日時	令和　　年　　月　　日 午前・午後　　時　　分頃	天候	
公園名	国営ひたち海浜公園	公園種別	
所在地	茨城県ひたちなか市馬渡大字沼 605-4		
管理者			
負傷者			
ふりがな		年齢	歳　　ヶ月
氏名		性別	
受傷内容			
負傷した部位 （頭部、大腿骨　等）	種類 （打撲、骨折　等）	程度 （全治１か月　等）	
事故概要			
公園施設名		設置年月	昭和･平成･令和　　年　　月
事故発生箇所		製造・施工者	
直近の日常点検	令和　　年　　月　　日	点検者	
直近の定期点検	令和　　年　　月　　日	点検者	
事故発生の経緯			
事故発生の要因 （地面の状態、遊具の構造、利用者の行動、服装・持ち物　等）			
保護者等の見守り状況			

当該施設の写真・図面
□別紙添付あり　□別紙添付なし

事故発生後の対応		
負傷者の 救助内容	応急手当	
	搬送	
当該施設の 措置の内容	応急措置	
	本格的な措置	
関係機関への 通報・連絡	□消防　□警察　□都道府県・国土交通省	

備考

記録者			
氏名		所属	ひたち公園管理センター

（特に、事故発生の要因や事故発生時の状況は詳しく記載するとよい）

別添１１

提供施設等の取扱い

別紙５「R5-9 国営常陸海浜公園運営維持管理業務共通仕様書」第３１条に基づく提供施設等については、下記により取り扱うものとする。

記

１．取り扱い

（１）事業者（以下「乙」という。）は、提供施設等を善良なる管理者の注意を持って使用しなければならない。

（２）乙は、提供施設等を業務委託契約書第１条の業務以外に使用してはならない。

（３）乙は、提供施設等を適正に維持管理しなければならない。

（４）乙は、提供施設等の修繕（維持のための修繕等で軽微なものを除く。）をしようとするときは、国事務所（以下「甲」という。）の承認を受けなければならない。

（５）乙の責に帰すべき理由により提供施設等を滅失し又は棄損したときは、乙の負担において補てんし又は修理しなければならない。ただし、乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

２．物品の取り扱い

（１）乙は、物品の貸付を受けたときは、借受書（別紙様式第１）を甲に提出しなければならない。

（２）乙は、業務が完了した場合、又は解除になった場合は、返納書（別紙様式第２）により、直ちに甲に返納しなければならない。

３．報告及び検査

（１）乙は、提供された車両及び船舶について、当月分の提供施設等使用実績報告書（別紙様式第３）を翌月初めまでに甲に提出しなければならない。

（２）乙は、提供施設等を返納する場合、甲の行う検査に合格しなければならない。

（別紙様式１）

借　　受　　書

借　受　物　品				
品　名	規　格	単　位	数　量	備　考
借　受　期　間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日（　　日間）			
借　受　場　所				

上記物品を借り受けました。

なお、国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第４条に定める貸付条件を遵守します。

令和　　年　　月　　日

物品管理官等

殿

氏名　　印

注意事項

1. 用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４縦とする。

（別紙様式２）

返　　納　　書

令和　　年　　月　　日

物品管理官等

殿

氏名　　印

下記物品を返納しました。

借　受　物　品				
品　名	規　格	単　位	数　量	備　考
借　受　期　間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日（　　日間）			
返　納　場　所				

受　　領　　書

令和　　年　　月　　日

上記物品を受領しました。

殿

物品管理官等

印

注意事項

1. 用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４縦とする。
2. 正副２部作成し、物品管理官等に提出するものとする。

（別紙様式第３）

提　供　施　設　等　使　用　実　績　報　告　書

年　　月分　　（自　日）
（至　日）

氏名　　印

品名	規格	主な作業内容	主な作業の作業量（走行キロ数）	稼働状況		維持修理費	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
				運行日数	運転時間			

（備考）1. 用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４縦とする。

2. 主な作業内容の欄は、提供施設等を二工種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。

3. 主な作業の作業量の欄は、主な作業内容の欄に記入した作業の作業量を測定できるときに記入する。

4. 運転時間の欄は、運転時間の管理できない機械又は管理の必要のない機械については、記入を省略することができる。

別添-37
別

別添１２

取得した備品の取扱い

R5-9 国営常陸海浜公園運営維持管理業務委託費を充当して取得した備品については、下記により取り扱うものとする。

記

１．取扱い

（１）事業者（以下「乙」という。）は、委託費を充当して取得した備品を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（２）前号の備品は、備品台帳に登載し管理しなければならない。

（３）乙は、各年度の業務を完了した時は、備品を業務請負契約書第〇条に基づく検査の結果、合格通知があった後、備品引渡書（様式第１）により、国事務所（以下「甲」という。）に引き渡さなければならない。ただし、当該業務に継続して使用する備品で備品継続使用承認申請書（様式第２）により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

（４）乙は、乙の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、乙の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、乙の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

２．処　分

（１）備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。

①備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引き続き使用することが困難であると認められる場合。

②備品が乙の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなったと認められる場合。

③備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大の支障をきたすと認められる場合。

（２）処分の方法

乙は、前号に該当する備品を売り払った場合は、その内容を証する書類を添えて甲に書面により報告し、甲の発行する納入告知書により国庫に納入するものとする。

また、売り払うことが不利（備品の売払価格が、当該備品の売り払いのために要する費用に満たないと認められる場合）又は、売り払うことができないものは、廃棄することができる。また、廃棄した場合はその都度その旨を書面により甲に報告しなければならない。

（様式第１）

令和　　年　　月　　日

殿

住　所

氏　名　　印

備　品　引　渡　書

R5-9国営常陸海浜公園運営維持管理業務にかかる別紙を引渡します。

（備　考）１．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４縦とする。

（様式第２）

令和　　年　　月　　日

殿

住　所

氏　名　　印

備品継続使用承認申請書

R5-9国営常陸海浜公園運営維持管理業務にかかる別紙について、

令和　　年　　月　　日まで継続して使用したく申請いたします。

（備　考）１．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４縦とする。

別　　紙

取得年月日	品　　名	規　　格	数　　量	単　　価	価　　格	経　費　区　分	摘　　要

（備　考）１．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列Ａ横とする。

別

別添−41

利用サービス業務日誌

●●●　　業務日誌　令和　　年　　月　　日　（　　）曜日　天候

管理職	係　長	係　員	記入者氏名　（図面で説明する時は案内図をコピーしてください） ㊞

【入園者からの苦情・問題・要望事項】	【施設等の故障・問題・要望事項　または危険箇所】	【ヒヤリハット事例の記録】
	施設・設備（火気類）異常　　有　・　無	（日常業務で‘ヒヤリ’としたこと、‘はっ’と感じた内容）
（現場での対応内容）	（現場での対応内容）	
（事務所の回答）	（事務所の回答）	

【植物関係の苦情・問題・要望事項】	【イベント・広報等の苦情・問題・要望事項】	【怪我、急病などの現場対応記録】
		・怪我等の対応内容（例、バンソウコウを提供）
（現場での対応内容）	（現場での対応内容）	・発生場所の詳細（どこで、なぜ）
（事務所の回答）	（事務所の回答）	

【その他特記事項　または1日の状況を簡潔に】	【現場日常点検・貸出・迷子】
	・身だしなみチェックの実施　　有　・　無
	・周辺・室内清掃の実施　　有　・　無
	・ベビーカー　　件　・車椅子　　件
・担当スタッフ　※記入者以外	・シルバーカー　　件　・ディスク　　件
・本日の入園者数　　名　（団体　　件）	・迷子取扱い　　件

別添１４

業務入園規則

国営常陸海浜公園業務等入園取扱要領（案）

１．主旨

国営常陸海浜公園の入園について、一般入園者（正当に購入された入園券を所持して入園する者）と業務等入園者を区別するため、国営常陸海浜公園業務等入園取扱要領（以下、取扱要領という）を定めることとする。

２．入園の原則

（１）一般入園者及び車両

正当に購入された入園券を所持しない者、及び車両は開園時間内には入園できない。

なお、車両については指定の場所に駐車することとし、許可なく園内を通行することはできない。

（参照：都市公園法第１８条、同施行令第２０条第２項、同施行規則第１２条･･･国の設置に係る都市公園を利用する者から、国土交通省令で定めるところに より、入園料その他の使用料を徴収することができる）

３．入園の例外規定

（１）緊急入園者及び車両

警察、消防、医療等の緊急を要する業務執行に従事する者、及び車両については入園を認める。

（開園時間内外、及び休園日を問わず、上記目的のため入園できる）

（２）業務入園者及び車両 ＜公園職員入園＞

①国土交通省国営常陸海浜公園事務所に勤務し業務執行に従事する者、及び車両については入園を認める。

②国土交通省国営常陸海浜公園事務所が、当該公園の運営維持管理を委託した事業者（ひたち公園管理センター（以下｢管理センター｣という）に従事する者、及び車両については入園を認める。

③国土交通省国営常陸海浜公園事務所が、当該公園の特定公園施設等の管理を委託した事業者に従事する者、及び車両については入園を認める。

（開園時間内外、及び休園日を問わず、上記目的のため入園できる）

②③の職員について許可を得ようとする場合、国土交通省国営常陸海浜公園事務所長宛に入園許可を申請し、許可を得ること。(様式－１)

なお、申請に当たっては顔写真を添付すること。

（入園証：様式1-1、車両入園証：様式1-1の許可証　；（注）閲覧資料とする）

（３）工事等許可入園者及び車両 ＜公園工事業務入園＞

国営常陸海浜公園事務所及び管理センターの発注、委託により実施される公園開園区域での請負工事、保守業務等に継続して従事する者、及び車両については入園を許可する。

（公園開園区域において開園時間内に上記目的で入園する場合には監督職員等と現場代理人等との事前協議・指示等に従うこととし、来園者に対して特段の配慮を図ること）

申請書の様式は 様式－２により国発注工事等は事務所へ、管理センター発注工事等は管理センターへ申請を行うこと。

（入園証：様式2-2、車両入園証：様式2-2　；（注）閲覧資料とする）

ただし、資材の搬入等短期間のものについては、（４）業務等許可入園者及び車両〈臨時入園〉に準ずるものとする。

期間は、原則として当日限りの貸し出しのみとする。

（４）業務等許可入園者及び車両 ＜臨時入園＞

上記以外に、取材、行催事の準備、ボランティア、材料の納入、資材の搬入、行政機関の視察等通常の公園利用と異なる業務等の必要があって入園するものについては、入園日時、入園者数、入園目的等その他必要な事項を記入し、国営常陸海浜公園事務所長宛に申請し許可を得るものとする。

申請様式は様式－３とする。

（入園証：様式3-3、車両入園証：様式3-3を携帯　；（注）閲覧資料　）

但し、取材対応、材料や資材の搬入、行催事の準備等理センターの運営維持管理に係る業務及び特定公園施設等の運営維持管理に係る業務での臨時入園については各組織で許可するものとし、入園目的が明確な場合は貸出簿での記入・受付にかえることができる。

貸出簿の様式は様式－４とする。

なお、国営常陸海浜公園事務所長が許可した入園申請書はその結果を合わせ管理センターに通知する。

（５）入園料

３－（１）～ （４）については入園料を免除する。

４．その他注意事項

（１）入園に当たっては、一般利用者の障害とならないよう努めること。

（２）車両の運行に当たっては園内車両入園規則に従うこと。

（３）資材の搬入等については、なるべく開園時間以外での搬入とし、開園時間内に入園する場合は、一般利用者の障害とならないよう努めること。

（４）繁忙期にやむを得ず大型重機等を搬入する場合、管理センター等とよく調整すること。

様式１

令和　　年　　月　　日

国土交通省　関東地方整備局
国営常陸海浜公園事務所
所長　　殿

所　属
所属長　氏名

公園職員入園許可証について

　標記について、新規に国営常陸海浜公園内で業務に従事する者の入園許可証を下記の通り申請いたします。

記

許可番号
氏　　名
所　　属
申請理由

以　上

様式２

令和　　年　　月　　日

国土交通省
関東地方整備局
国営常陸海浜公園事務所長　殿

（請負業者）
住所
氏名

公園工事業務入園許可証の交付について（申請）

標記について、令和　　年　　月　　日に　　国営常陸海浜公園
ひたち管理センター　　と締結した

工事
業務　　で、国営常陸海浜公園内に入園したいので、

下記の者に入園許可証を交付していただきたく申請します。

尚、交付していただいた入園許可証については、当社にて責任をもって管理を行い、工事又は業務の完了後は速やかに返却いたします。

記

発　注　機　関	
請　負　業　者　名	
工　事・業　務　名	
工　期	

入園者氏名	年齢	会社名	車両番号	＊許可番号

*太枠は記入しないこと
*入園許可証は写真付きのため、現場代理人、主任(監理)技術者の方の顔写真を添付すること(３×２．４㎝　各２枚)
*入園者氏名は、当初予定者について記入すること。尚日々の入園者、車両については、現場代理人が随時名簿等で把握しておくこと

※ひたち管理センター等の発注の場合は、発注者経由で申請してください。

様式３

令和　　年　　月　　日

国土交通省
関東地方整備局
国営常陸海浜公園事務所長　殿

申請者
住所
所属
職名
氏名　　印
(連絡先：TEL　　)
(　　Fax　　)

入園希望日	令和　　年　　月　　日（　　） 時　　分　～　　時　　分	備　　考
入園者氏名等	所　属　　職　名　　氏　名 計　　人	
入園目的		
参考事項	車両の有無	

業　務　等　入　園　許　可　書

令和　　年　　月

ひたち公園管理センター所長　　殿

国営常陸海浜公園事務所長

標記の申請について、入園を許可したので通知する。

様式４

臨時入園許可証貸出簿

貸出日付	許可書号	会社名等	氏名	返却日	備考

常陸海浜公園車両通行規則（案）

（趣旨）

第１条　常陸海浜公園車両通行規則（以下「本規則」という。）は、国営常陸海浜公園（以下「公園」という。）内を通行する車両の制限及び運転者の指導を行うことにより、公園入園者の安全確保、快適な利用並びに公園の自然環境を保全することを目的とする。

（許可申請）

第２条　公園内を車両（二輪車、自転車を含む。）で通行するための許可を受けようとするもの（以下、「申請者」という。）は、国営常陸海浜公園事務所長、ひたち公園管理センター長又は特定公園施設支配人（以下「所長等」という。）に入園許可申請書（様式－１、－２）を提出しなければならい。

２　許可申請の窓口は次のとおりとし、通行しようとする１週間前までに申請を行うこと。

一　国営常陸海浜公園事務所工務課

二　ひたち公園管理センター総務課

三　特定公園施設担当課

３　臨時の場合は、臨時入園許可申請書（様式－３）に必要事項を記入し申請すること。

ただし、公園職員もしくは許可を受け公園内を通行する者（以下、「許可受け者」という。）が同乗又は先導する場合に限り通行を許可する。

第２条の２　所長等は、車両の通行が公園の利便性向上を図る上で、やむを得ないと認められる場合に限り許可出来るものとし、申請者に対し、入園許可証（以下「許可証」という。）を発行する。

２　車両が通行出来る園路は別図のとおりとし、これ以外の園路を通行しようとするときは、必要となる舗装の防護等の措置を行うことを条件として許可するものとする。

（許可証）

第３条　許可証の種類は次のとおりとする。

一　赤枠　　国営常陸海浜公園事務所で担当する、工事(業務)等関係車両

二　青枠　　ひたち公園管理センターで担当する、工事(業務)等関係車両

三　緑枠　　特定公園施設で担当する、工事(業務)等関係車両

四　橙枠　　公園職員車両(共通)

五　赤二重枠　臨時通行車両(共通)

（許可期間）

第４条　許可期間は、工事(業務)等の必要期間とする。

２　原則として、年度を跨いでの許可証の発行は認めない。

（許可条件）
第５条　通行許可は、申請書に記載した運転者が申請書に記載した車両を運転する場合のみ有効である。
２　通行許可をする場合には、必要限度内において条件を付すことができる。
３　原則として、乗用車の通行は認めない。
４　許可期間中においても、特定行事日（予め通知した日に限る。）、及び土日祝祭日は、原則として通行を禁止する。
５　中央ゲート前は、通行を禁止する。やむを得ず通行する場合は、別途協議すること。

（遵守事項）
第６条　許可受け者は、次の事項について遵守しなければならない。
一　出入り口では必ず一時停止し、許可証の提示を行うこと。公園内では常に運転席前方の見やすい位置に許可証を掲示すること。
二　公園職員に許可証及び身分証等の提示を求められた場合はこれに従うこと。
三　公園内の制限速度20km/hを厳守すること。
四　入園者に迷惑を掛けないよう十分に注意すること。
五　指定された園路以外を通行しないこと。
六　騒音（クラクションを含む）を発生させないこと。
七　たき火等不要な火気の取り扱いは禁止する。喫煙は定められた場所で行うこと。工事等で火気を取り扱う場合は十分注意すること。
八　動植物の捕獲・採取及び持ち込みは行わないこと。
九　便所以外での大小便は行わないこと。
十　公園施設を損傷させないよう注意すること。損傷させた場合は賠償すること。
十一　業務等終了後は速やかに退園すること。
十二　不要になった許可証、及び有効期限が切れた許可証は、速やかに返却すること。

（許可受け者の義務）
第７条　許可受け者は、同乗者に第６条（遵守事項）の周知徹底を行い、これを遵守させること。

（許可の取り消し）
第８条　許可受け者が次に該当する違反行為を行った場合は、許可を取り消す。
一　第６条に違反した場合
二　第７条に違反した場合
三　その他の不正行為があった場合

（損害賠償請求等）
第９条　許可受け者が、入園者等第三者が負傷等する事故を起こした場合又は公園施設を損傷させた場合等において、損害賠償請求等が発生した場合は全て自

己責任として対応するものとする。なお、許可受け者は事故を起こした場合には速やかに所長等に報告しなければならない。

附則　この規則は、平成１４年８月１日から施行する。
平成１９年４月１日改訂

様式－1

入園許可申請書（新規・追加・更新）

年　月　日

国営常陸海浜公園事務所
所　長　殿

申請者　所在地

会社名

氏名　　印

標記について、常陸海浜公園車両通行規則第2条に基づき、下記のとおり入園の許可を申請します。
なお、遵守事項及び公園管理者の指示に従うこと並びに事故又は損傷等による損害賠償請求などが発生した場合には全て自己責任として対応することを確約いたします。

1．工事(業務)名：

2．目　　的：

3．期　　間：許可の日～

4．入 園 時 間：

5．責任者氏名：

6．連絡先　TEL：

FAX：

携帯電話：

E-mail：

7．許可証申請数：

年　月　日

上記申請について許可する。

国営常陸海浜公園事務所　所長

所長	総務課長	工務課長	建設監督官	工務係長	担当

車両及び運転者一覧

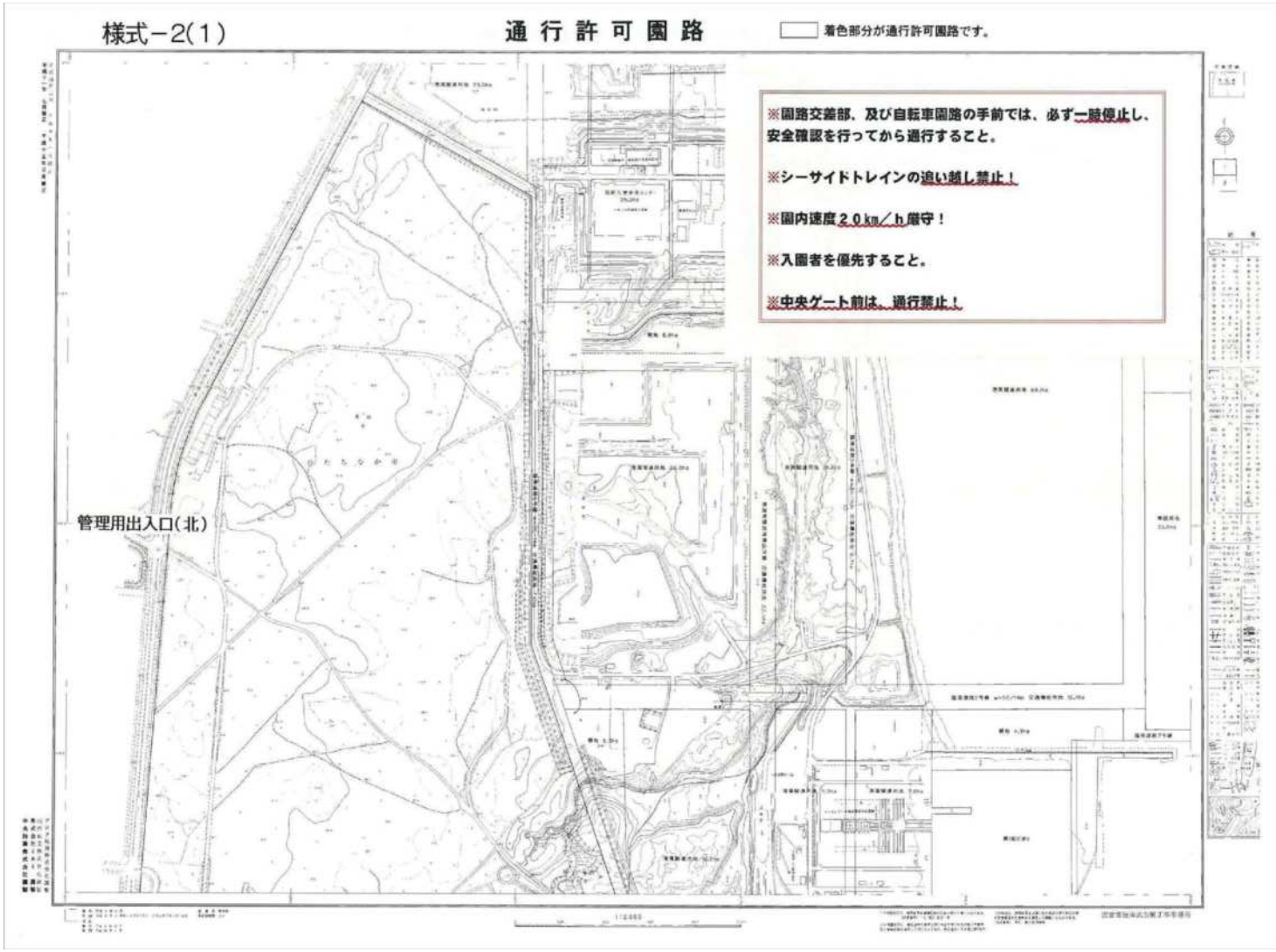
許可番号	車両種類	自動車登録番号	運転者氏名	返却日	
國－					

別添－52

様式－2(1)

通 行 許 可 園 路

着色部分が通行許可園路です。



別添１５

入園料金の取扱

入園料金の取扱

有料者													無料者
備考	・シルバー料金は満65歳以上の方が適用 ・団体料金は、小中学生・年間パスポート保持者を含めた20名様以上から適用 ・2日券は、翌日が無料日・休園日の場合は販売不可。1日目に2日分の料金を徴収 ・参加料期間は、春季(4月中旬～5月上旬の20日間程度)、秋季(10月中旬の10日間程度) ・年間パスポートをお持ちの方は、参加料期間も追加料金不要												・小中学生 ・幼児 ・障害者手帳 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 ・障害者手帳付添 ・一般無料
券種			一般				団体				年間パスポート		
			通常料金		参加料		通常料金　団体		参加料　団体				
			一般	2日通し券	一般	2日通し券	一般	2日通し券	一般	2日通し券	入園のみ	駐車券付	
料金	大人	15才以上	450	500	700	1,000	290	350	540	850	4,500	6,600	・無料日に指定された有料者
	シルバー	65歳以上	210	250	460	750	210	250	460	750	2,100	4,200	
機能	券売機	現金　または	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	数取器で集計
	窓口発券機	キャッシュレス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	ゲート手売り	現金のみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

入園料取扱			一般			団体		年間パスポート
			券売機	窓口発券機	ゲート手売り	窓口発券機	ゲート手売り	窓口発券機
	購入時	現金　または キャッシュレス	個人の方	主に2日券	主に繁忙期 1日券・2日券販売	団体券（1日券・2日券）を発券する		ゲートにて身分証明書と申込書を照合し、必要事項をカードに記載。
	入園時	入園券確認 入園者数確認	ゲートスタッフが確認する。		2日通券は該当日の半券を回収する。	数取器で人数をカウントする		顔写真・期限等カードの内容を確認。
	入園料集計	現金回収	機器やレジドロアーから現金を回収する。					
		日計出力	○			○		○
		手売券残数確認			○		○	
		精算	入園整理報告書に入力					
		検収	各ゲート売上を管理センターに集約し、経理スタッフが検収を行う					
		送金	現金　売上を集計室内入金機に入金。同額が翌営業日に指定口座へ入金。					
			キャッシュレス　決済ごとの金額が翌日以降に代行会社より報告。後日指定口座に入金される。					
	報告		入園料金報告書を作成し、国事務所に提出。					
	納付		関東地方整備局からの納入通知書に基づいて銀行口座より納付。					
			現金　満額を納付					
			キャッシュレス　手数料等、代行会社からの報告額を差引きして納付。					

別添１６

入園者数報告様式

入園者数報告様式

令和　　年度			●月		西ゲート			南ゲート			中央ゲート			海浜ゲート			全ゲート			駐車場			貸自転車		
日	令和〇年度		令和△年度		入園者数			入園者数			入園者数			入園者数			入園者数			駐車台数+駐車バス利用			貸出台数		
	曜	天気	曜	天気	令和〇年度 a	令和△年度 b	増減 b-a	令和〇年度 a	令和△年度 b	増減 b-a	令和〇年度 a	令和△年度 b	増減 b-a	令和〇年度 a	令和△年度 b	増減 b-a	令和〇年度 a	令和△年度 b	増減 b-a	令和〇年度 a	令和△年度 b	増減 b-a	令和〇年度 a	令和△年度 b	増減 b-a
前月累計																									
1																									
2																									
3																									
4																									
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									
11																									
12																									
13																									
14																									
15																									
16																									
17																									
18																									
19																									
20																									
21																									
22																									
23																									
24																									
25																									
26																									
27																									
28																									
29																									
30																									
31																									
合計																									
累計																									

別添-57

令和　年度　国営ひたち海浜公園　利用状況総括表

摘要			4　月	5　月	6　月	7　月	8　月	9　月	10　月	11月	12　月	1　月	2　月	3　月	合　計
入園者数	有料	西　口													
		南　口													
		中央口													
		海浜口													
		計													
		2日券提示 一般大人													
		2日券提示 一般ｼﾙﾊﾞｰ													
		2日券提示 団体大人													
		2日券提示 団体ｼﾙﾊﾞｰ													
		年間パス提示 大人													
		年間パス提示 シルバー													
		計													
	無料入園者														
	合　計														
有料内訳（人）	一般大人														
	一般シルバー														
	2日券一般大人														
	2日券一般ｼﾙﾊﾞｰ														
	団体大人														
	団体シルバー														
	2日券団体大人														
	2日券団体ｼﾙﾊﾞｰ														
	年間パス購入大人														
	年間パス購入シルバー														
入園料（円）															

別添１７

年間パスポート発行マニュアル

１．料金等の概要

	入園のみ 年間パスポート	駐車券付 年間パスポート ※駐車パスポートのみの販売なし	入園パスポート提示時 の駐車料金割引
大人　高校生以上	４，５００円	６，６００円	普通車：５２０ 円 ⇒ ４２０ 円
			自動二輪：２６０ 円 ⇒ ２１０ 円
シルバー　６５歳以上	２，１００円	４，２００円	大型：割引なし

２．申込手続きおよび精算

（１）申込書（別紙１）を記入していただく。

共通項目　　：氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、緊急連絡先等

駐車場パス付：車両ナンバー、車名、車色等

（２）申込用紙に必要事項がもれなく記入されているか確認するとともに、シルバーの年間パスポートを発行する場合は、身分証明書をご提示いただき年齢を確認する。

（３）料金精算

３．パスポート貼付写真

年間パスポートには本人の写真貼付が必要。

ゲートスタッフが、年間パスポート発券機付属カメラまたはデジタルカメラで撮影する。

４．パスポート引換券の発行

（１）氏名、発行枚数を記入する。

（２）パスポート引換まで、年間パスポート引換券（別紙２）の内容をよくお読みいただき、ご理解いただく。

５．パスポートの作成

（１）年間パスポート発券機に必要項目を入力し、写真データを取り込み、ＰＶＣカードへ出力（入園パスのみ）。

（２）紙台紙に必要項目を記載し、ラミネート加工（駐車パスのみ）。

６．パスポートの引換

（１）引換券（別紙２）の内容をご理解いただけたか確認する。

（２）パスポート引換券を受け取る。

（３）パスポートの氏名、顔写真、記載内容を確認する。

（４）パスポートの記載事項に誤りがないか、お客様自身に必ず確認して頂く。引換券は、引換済の押印後お返しする。

７．パスポート再発行（無料）

（１）申請書（別紙１）を記入していただき、身分証明書を確認する。

（２）過去の登録内容から、発行当初の有効期間等を確認する。

（３）センター記入欄「再発行」を○で囲み、新規発行と同様の作業を行う。

８．事前更新

有効期間満了の日の１ケ月前から有効期間満了の日までの間に手続きができる。更新後の有効期間は、更新前の有効期間満了の日の翌日から１年間とする。

（１）申請書（別紙１）を記入していただき、身分証明書を確認する。

（２）センター記入欄「事前更新」を〇で囲み、新規発行と同様の作業を行う。

（３）古いパスポートを破棄する。

９．駐車場パスポート登録車両変更（無料）

（１）変更後の内容を申込書（別紙１）にご記入いただき、古いパスポートを回収する。

（２）センター記入欄「変更」を〇で囲み、変更後の内容で新規発行と同様の作業を行う。

（３）申込書に古いパスポートを添付し、変更内容を残す。

10．駐車場パスポートの特別販売

駐車場パスポートは年間パスポートに付随して販売することを前提としているため、単独の販売は原則として行わないが、現在年間パスポート（駐車パスなし）をお持ちの方を対象に、次回更新日までを有効期間とした駐車場パスポートを特別に販売する。特別販売する駐車場パスポートの有効期間はすでにお持ちの年間パスポートの残期間とし、本来の有効期間（購入日より１年間）が短縮されることについての割引措置はしない。

【販売料金】２，１００円（残りの有効期間日数に関わらず一律料金）

【特別販売をする場合の有効期間例】

購入済の年間パスの有効期間　２０２１．８．１　～　２０２２．７．３１

特別販売駐車パスの有効期間　２０２２．４．１５　～　２０２２．７．３１

（１）申込書（別紙１）にご記入いただく。

（２）センター記入欄「特別販売」を〇で囲み、上記内容で新規発行と同様の作業を行う。

11．購入日の駐車料金割引

年間パスポート購入時に利用した駐車料金割引を当日から適応させる。よって差額分の普通車１００円、二輪５０円を返金する。駐車パスポート購入者も駐車利用フリーが当日から適応されるため、５２０円（既に年間パスポートをお持ちの方には４２０円）を返金する。

返金の際は駐車場の領収書と引換えに行う。

12．代車での利用

駐車場パスポートは車両登録型のため、代車での利用は原則として認めない。

13．駐車場パスポート未提示の場合の対応

・紛失の場合

駐車場料金所にて駐車料金を徴収する。

ただし、入園ゲートで７.パスポートの再発行（無料）の手順で対応し、確認できた場合は支払った駐車料金を返金しパスポートを再発行する。返金の際は駐車場の領収書と引換えに行う。

・忘れた場合

身分証明書を提示してもらい管理センターに内容確認を依頼し、間違いなければ駐車場領収書と引換えに返金する。

ひたち公園管理センター
TEL:029-265-9001

国営ひたち海浜公園

年間パスポート購入申込書

太枠内をご記入ください。

申込日	20　　年　　月　　日	券種	大人 ・ シルバー(満65歳以上)
ふりがな		生年月日・年齢	大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・ 令和 年　　月　　日 歳
氏名			
性別	男 ・ 女 ・ 無回答		
住所	〒　　-		
電話番号		緊急連絡先	

駐車パス付をご希望の場合

車両	車種			車体色
	地域	数字	ひらがな	ナンバー

変更・再発行の理由

紛失 ・ 車両変更 ・ その他(　　)

禁止事項等	貸与・譲渡はできません。換金・払戻はいたしません。

個人情報の取扱いについて

お客様から頂いた個人情報は重要なものと認識し、その取扱いについては、ひたち公園管理センターの個人情報保護方針に則り細心の注意を払い、厳重に管理いたします。
この個人情報は公園券売所において年間パスポート券及び駐車券付き年間パスポートの購入申込書によるパスポート発行、または何らかの理由でお客様に連絡をとる必要が生じた時に利用します。
当センターが管理する個人情報は、あらかじめお客様の同意がある場合や法令などに基づき要請された場合を除き、第三者に提供またはその他の用途に使用いたしません。

※センター記入欄

発行種類	年パスのみ ・ 駐車券付き ・ 事前更新 ・ 特別販売 ・ 変更 ・ 再発行		
有効期限	20　　年　　月　　日 から 20　　年　　月　　日まで		
受付	西口 ・ 中央口 ・ 南口 ・ 海浜口	精算	未 ・ 済　氏名

ひたち公園管理センター
TEL:029-265-9001

国営ひたち海浜公園

引 換 ㊞

年間パスポート引換券

ご購入いただきましたゲートで、パスポートとお引換ください。

お名前	様	大人 枚	シルバー 枚
		大人駐車付 枚	ｼﾙﾊﾞｰ駐車付 枚

ご利用方法と注意事項、発行手続など

		入園のみ 年間パスポート	駐車券付 年間パスポート ※駐車パスポートのみの販売なし	入園パスポート提示時 の駐車料金割引
料金	大人　高校生以上	4,500円	6,600円	普通車　:520円⇒420円
				自動二輪:260円⇒210円
	シルバー　65歳以上	2,100円	4,200円	大型:割引なし

		入園パスポート	駐車パスポート	個人情報取扱
ご利用方法	有効期間	HPに明示されている休園日や、イベント等の利用制限に関わらず、1年間	入園パスポート発行後、後日駐車パスをつけられる場合は、年間パスポートの残期間となり、その期間までの駐車料金の返金は致しません。	1.利用目的 お客様から頂いた個人情報は重要なものと認識し、その取扱いについては、ひたち公園管理センターの個人情報保護方針に則り細心の注意を払い、厳重に管理致します。この個人情報は公園券売所において年間パスポート券、年間パスポート駐車券付きの購入申込書によるパスポート券の発行、または何らかの理由でお客様に連絡をとる必要が生じた時に利用します。 当センターが管理する個人情報はあらかじめお客様の同意がある場合、法令などに基づき要請された場合を除き、第三者に提供またはその他の用途に使用致しません。 2.お問合せ先 利用者本人からの本人に関する個人情報の問い合わせ、変更、削除については以下のお問合先までご連絡頂ければ、速やかに対応いたします。 ひたち公園管理センター 029-265-9001
	利用者の範囲	ご本人のみ利用可	・入園パスポートをお持ちの方 ・普通車・登録車両のみ利用可	
	提示	ゲートで、パスポートのお写真と、ご本人様を確認できるようご提示ください。	駐車場料金所で一時停止の上、ご提示ください。 ※海浜駐車場ご利用の場合は、駐車場券売機で一旦駐車料金をお支払いください。領収証とパスポートのご提示により、ゲートスタッフが返金致します。	
	団体利用(有料者20名以上)	お持ちの方は、団体人数に含まれます	駐車パスご提示で登録車1台無料	
	参加料	参加料(春・秋の追加料金)免除		
	利用範囲	全国の有料国営公園で利用可 (裏面をご覧ください)	国営ひたち海浜公園駐車場 でのみ利用可	
		イベント参加費に入園料・駐車料を含む場合の利用はできません。 また、返金は致しかねます。		
		フェス等のイベント等で利用が制限される場合ございます。		
			駐車場が満車の場合、利用制限あり	
	禁止事項等	貸与・譲渡はできません。換金・払戻はいたしません。		

新規 ご購入時 発行手続	駐車場	領収証 お受取	パスポート発行日に駐車場をご利用になる場合は、一旦駐車場にて割引前の駐車料金をお支払いただきます。 ゲートにてパスポート作成時に割引料金を返金致しますので、必ずレシートをお受け取りください。 当日中の返金処理をお願いしております。
		ナンバー プレート	駐車パスご購入をご希望の方は、申込書記入時に必要になりますので、ナンバープレートのお写真を撮られるか、車両の詳しい内容(車種・地名・ひらがな・登録番号等)をお控えください。
	入園 ゲート	様式記入	入園パスポートまたは駐車券付パスポート発行の申込書をご記入の上、身分証明書とともにご提示ください。 予め公園HPから様式を出力し、ご記入いただいたものをご持参いただくことも可能です。
		料金支払	入園パスポート、または駐車券付パスポート料金を頂戴します。 年間パスポート作成時に、発行日当日ご利用の駐車料金・割引料金をご返金致します。 駐車場レシートをお渡しください。 入園パスポートをご購入の方　:本日ご利用の駐車料金割引分を返金致します。 駐車券付パスポートをご購入の方　:本日ご利用の駐車料金520円を返金致します。
		写真撮影	スタッフの指示に従ってください。サングラス等は外していただく場合がございます。
		引換券	引換券の注意事項をよくお読みください。混雑時は、引換・発行までお待ちいただくことがございます。
		カード発行	パスポートのカードをお受け取りの際は、申込時のゲートで引換券をお渡しください。 カードに表示された内容に誤りがないか、ご確認ください。

再発行手続	入園ゲート	当初発行内容のご変更や、盗難・紛失・破損等の場合は、再発行手続きを致します。他公園発行分の再発行はできません。	
		様式記入	お手数ですが、申込書をご記入ください。現在発行中のパスポートの内容と情報を確認させていただきます。
		料金支払	再発行手数料は無料です。
		発行まで	写真撮影など、発行までの流れは新規発行時と同じです。

更新手続	ゲート	有効期限1か月前より発行可能です。

	場所		料金	利用回数等
特 典	国営ひたち海浜公園	記念の森レストハウス レイクサイドカフェ グラスハウス	単品ドリンクが50円引	お一人様1日1回限り
		プレジャーガーデン 乗り物券うりば	のりもの1日フリーパス 1名様 3,800円⇒2,900円	お一人様の提示で 5名様まで
	全国の有料国営公園		入園料金無料 タワー・水族館等の施設料・駐車料金は別途必要	ご本人限り有効



別添１８

消　防　計　画　書

令和４年４月１日

ひたち公園管理センター

第１章　総則

（目　的）

第１条　この計画は、ひたち公園管理センター（以下「センター」という。）が、国営ひたち海浜公園における防火管理の徹底を期し、もって火災・その他の災害による物的、人的災害を軽減することを目的とする。

（諸規定との関係）

第２条　前条の目的を達成するための防火管理について必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

第２章　防火管理機構

（防火管理委員会）

第３条　防火管理についての決議機関として、防火管理委員会を設けるものとする。

（委員会の構成）

第４条　委員長は管理センター長が当たり、 委員は管理センターの課長及び係長をもって構成するものとする。

（委員会の任務）

第５条　防火管理委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

一　消防計画並びにこれの実戦について審議

二　防火に関する諸規定の制定

三　消防用設備等の改善強化

四　防火思想の普及及び高揚

五　防火管理業務効果の検討

六　その他防火に関する根本的対策

（委員会の開催）

第６条　委員会の開催は、 定例会と緊急会の二種とする。定例会は、春秋の予防週間の前に行い、緊急会は、防火上緊急の重要事態が生じた時は、その都度委員長が召集するものとする。

（委員会の運営）

第７条　防火管理委員会の運営について、必要事項は委員長の承認を得て、別に定めるものとする。

（予防管理組織）

第８条　常時の火災予防について、徹底を期するため防火管理者を置き、 その下に防火担当責任

者及び火元責任者を置くものとする。

２　前項による責任者及びその任務は、 別表第１に定めるところによる。

（自衛消防組織）

第９条　火災その他の事故発生に備え、管理センターに自衛消防隊を編成する。その組織及び任務は別表第２に定めるものとする。

第３章 火災予防

（点検・検査）

第１０条　第８条に定める責任者は、当該箇所で使用する火気の日常点検を行うものとする。

２　火元責任者は、日常点検の結果、改善等を要する事項を発見した場合は、速やかにその処置を行い、防火担当者に報告するものとする。

３　建築物検査班、火気使用施設検査班、電気設備検査班、消火設備検査班及びガス・危険物検査班の班長は、当該職務に必要な設備器具の点検を行うものとする。

４　防火管理者は、前２項に定める点検の結果、重要と認める事項については、改善意見を添えて管理センター長に報告するものとする。

（建築物及び施設変更）

第１１条　園内外において建築物を建築し、または特殊な作業を実施しようとする場合等は、防火管理者に連絡するものとする。

（火気使用規制）

第１２条　防火管理者は、園内の諸設備について、火災警報発令下又はその他事情により火災発生の危険又は人命にかかわる危険があると認められた時は、各責任者及び園内全般に伝達するものとする。

２　防火管理者及びその他の責任者は、前項の伝達があったときは、火気使用等の中止又は危険な場所への立ち入り禁止を命ずることができる。

第４章 災害防衛

（防　衛）

第１３条　園内外に火災発生又はその他の火災が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため第９条に定める自衛消防組織の編成により担当任務の遂行にあたるものとする。

２　通報連絡及び避難誘導に当たる者は、消防署の消防隊が到着の際、人命救助の要否、火災の状況を説明するものとする。

第５章 教育訓練

（教育訓練）

第１４条　防火管理者は、 職員に対して、別表第３に定める計画により、防火に関する教育訓練を実施するものとする。

（防火教育）

第１５条　職員は、前条による教育を積極的に受けるとともに、防火管理の万全を期するものとする。

（自衛消防訓練）

第１６条　防火管理者をはじめ職員は、有事に際し、被害を最小限にとどめるため、自衛消防訓練により技術の鍛錬を図るよう努力するものとする。

２　訓練の種類は、消火訓練、避難誘導訓練とする。

（研究会の開催）

第１７条　防火管理者は、防火管理委員会に諮り、火災予防に関して必要に応じ、職員との研究会を随時開催するものとする。

２　防火管理者は、消防用施設等配置図を作成して職員に徹底を図るものとする。

第６章 消防機関との連絡等

（関係機関との連絡）

第１８条　防火管理者は、次に掲げる事項について、消防機関と連絡を密にして、より一層防火管理の適正を期するよう努力しなければならない。

一　消防計画の作成

二　査察の要請

三　教育訓練指導の要請

四　建物及び諸施設の仕様変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続の促進

五　その他防火管理についての必要事項

（立ち入り検査の立会い）

第１９条　消防署員の立ち入り検査に際しては、防火管理者又は防火管理者が指定した職員が立ち会うものとする。

第７章 その他

（増築・改築・修繕等の防火管理事項）

第２０条　園内において、増築・改築・修繕等の工事を行う場合は、あらかじめ防火管理者の許可を得るものとする。

２　前項の工事を行う場合は、 当該工事における防火管理を行うため、第８条に定める火元責任者を指定して行うものとする。

３　工事場所には、災害防止のため必要な消防設備を設置するものとする。

４　工事に従事する者は、防火管理者及び火元責任者から防火についての必要な指示を受け、防火に努めるものとする。

５　災害発生時には、被害を最小限にとどめるため、第９条による自衛消防隊で鎮圧するものとする。

６　その他防火管理について必要な事項は、 防火管理者が指示するものとする。

第２１条「地震対策について」（第 13 条関係）

１　地震が発生したとき(軽震以上)すみやかに園内放送を行うものとする。

２　地震の時の避難場所は、消防計画に図示する場所とする。

３　地震が発生した時は、先ず火の始末をするように努めること。

４　職員は、屋外への避難、または園内のお客の避難誘導を行う場合、落下物・樹木の倒壊・地割れ等に最善の注意を払う。

５　職員は、避難訓練等を通して災害発生時に被害を最小限にとどめるように努力しなければならない。

６　当該対象物に出入りし勤務する者は、進んで地震に関する教育を受けるものとする。

７　地震・落雷等による被害を最小限にとどめるため防火管理要項第９条に定める自衛消防隊であたること。

８　その他必要な事項は、防火管理者が指示すること。

別表第１

防火管理分担表

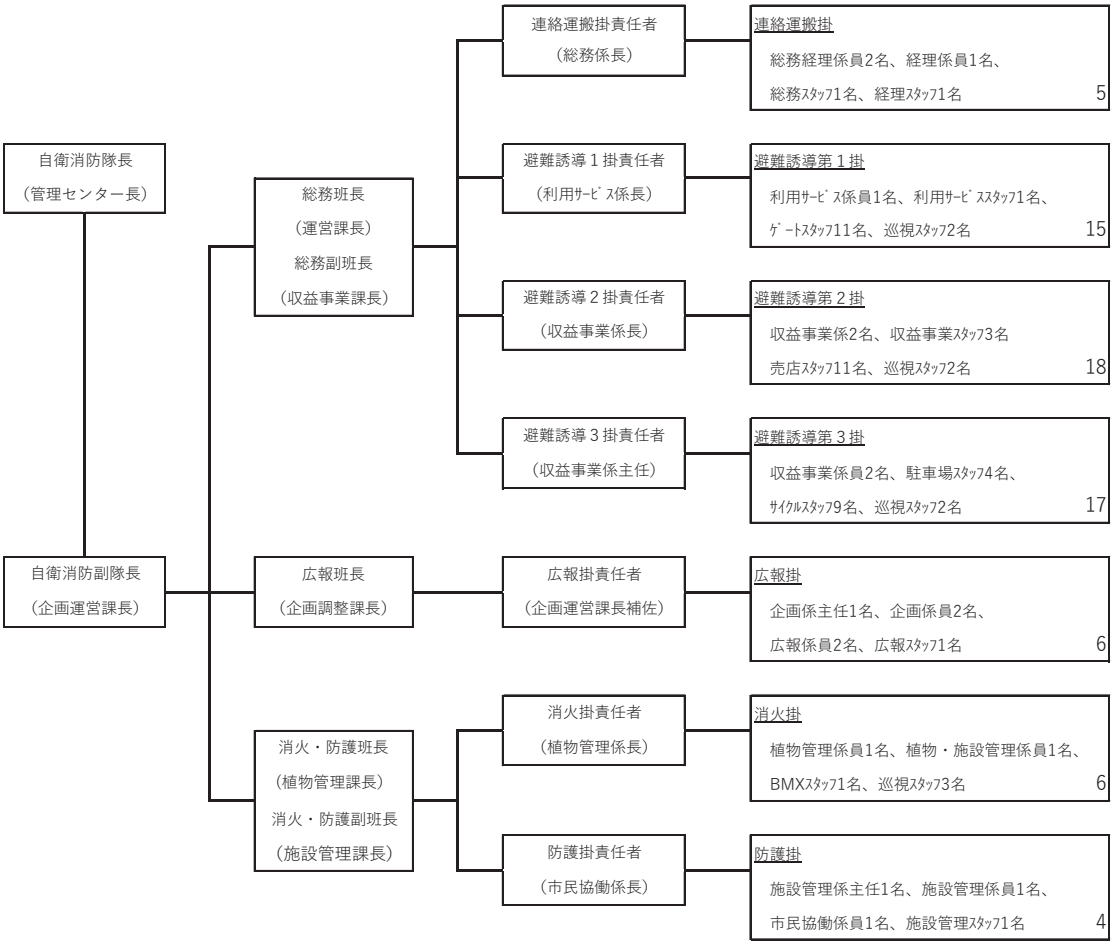
防火管理者	防火担当責任者	火元責任者	担当場所	業務内容
施設管理課長	運営課長 収益事業課長	総務係長 収益事業係長	管理センター 食堂 車庫・倉庫 ホール 西口ゲート 西口サイクルセンター 西駐車場 記念の森レストハウス レイクサイドカフェ 南口ゲート 南口サイクルセンター 南駐車場 BMX管理棟 中央ゲート 中央サイクルセンター グラスハウス グリーン工房 陶芸棟（登窯含む） 海浜口 海浜口サイクルセンター 沢田湧水ネイチャーハウス 里の家 古民家	火気使用時における火災予防措置及び就業時の火気点検
	班　　名	班　　長	班　　員	業務内容
	建築物検査班	施設管理係主任	施設管理係員 施設管理スタッフ	建築物等の防火設備、整理の状況の検査にあたる
	火気使用施設検査班			炊事場・暖房機器・燃料置き場・喫煙所等の火気使用箇所の点検にあたる
	電気設備検査班			電気配線・電気機械等の点検整備にあたる
	消火設備検査班			消火設備の点検整備にあたる
	ガス・危険物検査班			ガス・危険物等の点検整備にあたる

別表第２

自衛消防隊編編成表

自衛消防隊長 管理センター長 自衛消防副隊長 企画運営課長	自衛消防隊・班長 運営課長 収益事業課長 企画調整課長 植物管理課長 施設管理課長	連絡掛		
		責任者 総務係長	総務経理係員、経理係員、総務ｽﾀｯﾌ、経理ｽﾀｯﾌ	各種情報収集、消防機関への通報、園内各所への情報伝達、各掛への指示連絡及び負傷者の収容を行う。
		避難誘導第１掛		
		責任者 利用ｻｰﾋﾞｽ係長	利用ｻｰﾋﾞｽ係員、利用ｻｰﾋﾞｽｽﾀｯﾌ、ｹﾞｰﾄｽﾀｯﾌ、巡視ｽﾀｯﾌ	出火時の入園者の誘導にあたるとともに負傷者の救助にあたる。
		避難誘導第２掛		
		責任者 収益事業係長	収益事業係員、収益事業ｽﾀｯﾌ、売店ｽﾀｯﾌ、巡視ｽﾀｯﾌ	出火時の入園者の誘導にあたるとともに負傷者の救助にあたる。
		避難誘導第３掛		
		責任者 収益事業係主任	収益事業係員、駐車場ｽﾀｯﾌ、ｻｲｸﾙｽﾀｯﾌ、巡視ｽﾀｯﾌ	出火時の入園者の誘導にあたるとともに負傷者の救助にあたる。
		広報掛		
		責任者 企画運営課長補佐	企画係主任、企画係員、広報係員、広報ｽﾀｯﾌ	火災関係広報、報道対応、関係機関への連絡通報にあたる。
		消火掛		
		責任者 植物管理係長	植物管理係員、植物・施設管理係員、BMXｽﾀｯﾌ、巡視ｽﾀｯﾌ	火災発生時、消火設備の運用操作を行うとともに消火の活動にあたる。
		防護掛		
		責任者 市民協働係長	施設管理係主任、施設管理係員、市民協働係員、施設管理ｽﾀｯﾌ	出火時の電気設備・危険物関係設備の安全措置・門扉の開放等消防活動の障害物の撤去にあたる。

自衛消防隊組織体制



別表第３

教育訓練計画

計画事項	計画内容	実施回数
職員に対する教育	１．防火管理機構の周知徹底 ２．防火管理上の遵守事項 ３．防火管理に関する職員各自の任務並びに責任の周知徹底 ４．その他防火管理業務遂行上必要な事項	年１回
自衛消防訓練	１．総合訓練 ２．避難誘導・消火訓練	各１回

名　称	国営常陸海浜公園	各担当者	防火管理者	施設管理課長	検査班長	利用サービス係長、企画係長、市民協働係長、植物管理係長、収益事業二係長
現在地	ひたちなか市馬渡字大沼605-4					
代表者	一般財団法人公園財団 ひたち公園管理センター 管理センター長　安達　明彦		自衛消防隊長	管理センター長	検査員総数	5人
			防火担当責任者の数	2人	消防隊員総数	85人
業　態	国営公園等の維持管理		火元責任者の数	2人	休日夜間の員数	休日2人・夜間0人
電　話	029 - 265 - 9005					

防火対象物

用　途	階	構　造	延面積（㎡）	収容人数（人）	従業員数（人）	消火器数	非常ベル自動火災報知機	避難器具	防火用水	摘　要
管理センター	1	鉄骨造	2746.0		39	19	有	無	有	
西口ゲート	2	鉄骨造	70.0		4	2	無	無	無	
西口サイクルセンター	1	鉄筋コンクリート造	550.0		2	4	無	無	無	
西駐車場	1	木造	8.3		3	1	無	無	無	
記念の森レストハウス	1	鉄筋コンクリート造	191.8		5	2	無	無	無	
レイクサイドカフェ	1	鉄筋コンクリート造	98.0		4	3	無	無	無	
南口ゲート	1	鉄筋コンクリート造	720.1		1	3	無	無	無	
南口サイクルセンター	1	鉄筋コンクリート造	236.9		1	2	無	無	無	
南駐車場	1	木造	8.3		2	1	無	無	無	
BMX管理棟	1	鉄筋コンクリート造	90.0		1	1	無	無	無	
中央ゲート	1	鉄骨造	129.3		3	1	無	無	無	
中央サイクルセンター	1	鉄筋コンクリート造	667.0		3	3	有	無	無	
グラスハウス	1	鉄筋コンクリート造	562.9		2	4	有	無	無	
グリーン工房	1	鉄筋コンクリート造	399.5		0	3	無	無	無	
陶芸棟	1	木造	200.0		0	5	無	無	有	
海浜口ゲート	1	木造	314.3		3	4	無	無	無	
海浜口サイクルセンター	1	鉄筋コンクリート造	363.6		1	2	無	無	無	
沢田湧水ネイチャーハウス	1	木造	288.5		0	1	有	無	無	
里の家	1	木造	149.0		0	3	有	無	無	
古民家	1	木造	428.0		0	6	有	無	有	

附表２

検査標準表・設備点検表

区　分	事　項	回　数
防火上の設備	一般 全般	随時 6ヶ月に１回
整理・清掃の状況	屋内 屋外	退場時 随時
喫煙等の管理	屋内 屋外	退場時 随時
火気使用設備	器具管理状況	毎月１回 随時
電気関係	全般（配線状況や器具等の許容電流内使用状況等）	毎月１回 年１回
ガス・危険物関係	全般 取り扱い	毎月１回 随時

消防設備点検表

区　分		事　項	回　数
消火器等	消火器粉末	外観的 作動性能 精密検査	月１回 ６ヶ月に１回 ４年に１回
	消火栓		
自動火災報知器		外観的 作動性能 精密検査	月１回 ６ヶ月に１回 ４年に２回

H31-35国営常陸海浜公園運営維持管理業務　緊急連絡網

一般財団法人 公園財団　ひたち公園管理センター

2022/4/1

国土交通省

関東地方整備局 建政部 都市整備課		
TEL：	FAX：	
①公園係長		
②建設専門官		
③公園調整官		
④都市整備課長		

国営常陸海浜公園事務所		
TEL：	FAX：	
①工務課長		携帯
②総務課長		携帯
③調査設計課長		携帯
④建設監督官		携帯
⑤所長		携帯

運営維持管理業務（一般財団法人 公園財団）

（一財）公園財団		
TEL：	FAX：	
①総合管理部GL		携帯
②事業推進部GL		携帯
③事業推進部GL		携帯
④企画部GL		携帯

国営常陸海浜公園		
ひたち公園管理センター	TEL：	FAX：
①総括責任者		携帯
②総務責任者		携帯
③企画運営管理業務責任者		携帯
④企画調整管理責任者		携帯
⑤植物管理業務責任者		携帯
⑥施設・設備維持管理業務責任者		携帯
⑦収益施設等管理運営業務責任者		携帯

プレジャーガーデン運営者

（株）常陸サンライズパーク		
TEL：	FAX：	
①支配人		携帯

委託業者（協力会社）

【植物管理】
【清　掃】
【警備等】

発 見 者

※ ①②③：連絡の優先順位を示す。

：一次連絡

：二次連絡

関係協力機関

【茨城県】
土木部都市局都市整備課

【ひたちなか市】
企画部企画調整課

【警　察】　TEL：110
ひたちなか警察署
馬渡駐在所
那珂湊警察センター
阿字ヶ浦駐在所

【消　防】　TEL：119
ひたちなか市中央消防署

【病　院】
ひたちなか総合病院
アイビークリニック

【鉄　道】
JR勝田駅

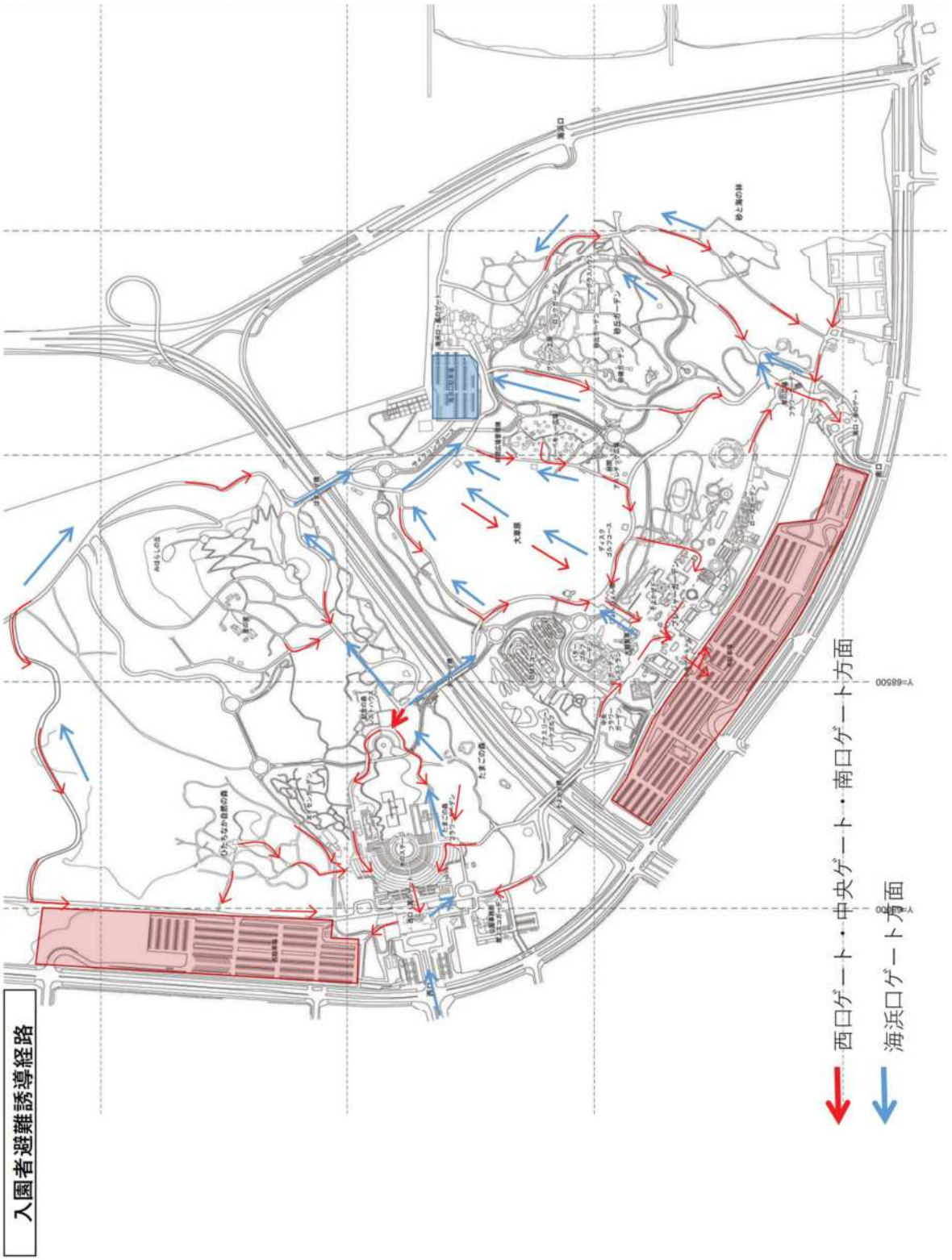
【鉄　道】
ひたちなか海浜鉄道（那珂湊駅）

【バ　ス】
茨城交通（株）　勝田営業所

【電　気】
東京電力（株）

【水　道】
ひたちなか市水道事業所

【ガ　ス】
（株）ミツウロコ　茨城支店　勝田店


入園者避難誘導経路
西口ゲート・中央ゲート・南口ゲート方面
海浜口ゲート方面

別添１９

行催事について

１．国費の支出対象となる行催事について

以下１）～４）に該当するプログラムを基本とするが、具体には下表に示すとおりである。

１）国営常陸海浜公園運営維持管理業務基本方針（別紙―4 参照）に則していること

２）公園・緑化に関する意識の高揚や知識の普及に資するもの

３）歴史や自然に関する学術的なもの

４）その他公園のイメージアップや利用促進に資するもので国営公園内の行催事としてふさわしいもの

分類	考え方	
都市緑化系	ガイド等のレクチャーを伴うもの ※ハーブティーの提供は含めない ※講座、相談コーナーは含める	
自然環境系	本公園特有の自然資源の活用、保全を図るにあたり有効なプログラム	▼自然観察、保全（里山保全を含む）活動プログラムのうち、ガイド等のレクチャーを伴うもの ※以下の施設では積極的にプログラムの実施を目指すこととする。 ・沢田湧水地環境学習エリア ・沢田湧水地自然観察園路、ネイチャーハウス ・ひたちなか自然の森 ・砂丘エリア ※園内複数エリアでのプログラムは上記箇所が含まれていれば、カウントに含める。 ※ネイチャーハウス内の屋内プログラム、シンポジウム等も含める。
スポーツ系	本公園の自然や施設を活用し、心身ともに健康で文化的な生活を営むにあたり有効なプログラム	▼ガイド等のレクチャーを伴うもの ※以下の施設では積極的にプログラムの実施を目指すこととする。 ・BMX コース ・ディスクゴルフコース ・多目的広場
文化系	本公園特有の文化資源の活用、保全・継承を図るにあたり有効なプログラム	▼ガイド等のレクチャーを伴うもの、伝統芸能等の上演（パフォーマンス）、伝統行事や語り、講話 ※以下の施設では積極的にプログラムの実施を目指すこととする。 ・みはらしの里内　里の家、古民家、畑 ・砂丘ガーデン内　陶芸棟、登り窯

分類	考え方	
その他	本公園の利用促進を図るにあたり有効なもの	▼本公園の利用促進を目的とするプログラムで、調査職員と協議の上、有効なプログラムと認められる場合は可能とする。

2．国費を充当できる支出項目について

国費を充当できる支出項目は、当公園の行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に関わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要十分な経費に限られる。

なお具体には以下のとおりとする。

1）会場設営費
2）会場運営費（飲食費については不可）
3）資機材費（参加者が持ち帰らない工作物等材料費は可）
4）講師謝礼金
5）パンフレット類等広報物作成費

3．国費を充当できない支出項目について

国費の支出対象となる行催事であっても、以下の項目には国費を充当できない。

1）参加者に配付する参加賞
2）参加者が持ち帰る工作物等の材料費

ただし、いずれの場合にも国費以外の自主財源、または参加者からの参加費を充当することを妨げない。

4．主催イベント

材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものも含み、その場合は予算書（支出項目内訳）により、調査職員等の承諾を得た上で実施するものとする。

具体的な内容については、提案の内容を踏まえて、年間行事計画書に記載して実施するものとする。

なお、国営常陸海浜公園主催の行催事のうち、以下に示す行催事を「大型主催イベント」という。あらかじめ年間行事計画書に記載した上で、打合せ簿及び予算書（支出項目内訳）、詳細な実施計画書により、調査職員等の承諾を得た上で実施するものとする。

・フラワリング、きて、みて、さわってコキアカーニバル、ぽっかぽか冬フェア！

・その他、地域と連携するイベント等、調査職員等が大型主催イベントにふさわしいと判断した主催イベント

なお上記期間中に開催する主催イベントについては、各大型主催イベント名を冠につけて、広報してもよい。

５．自主イベント

公園の利便性や魅力をより一層高めるため、関東地方整備局長の許可（都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第５条、第６条又は 12 条に基づく許可）を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により行う事業を自主事業といい、自主事業として実施する行催事を「自主イベント」という。

自主イベントの実施にあたっては､都市公園法施行令(昭和 31 年政令 290 号)第 20 条に基づき、占有した土地または建物の使用料を納めることが必要となる。ただし、公共性の高い行催事を公園管理者との共催により行う場合、使用料が不要となる場合がある。

具体的な内容については、提案の内容を踏まえて、年間行事計画書に記載するものとする。

６．持ち込みイベント

第 3 者が都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第５条、第６条又は 12 条に基づく許可を得た上で実施する行催事を「持ち込みイベント」という。

事業者は、実施に向け必要な調整を行わなければならない。なお、地域連携に関連する持ち込みイベントは継続するように努めること。

７．行催事の件数の数え方

１）原則当公園敷地内において、不特定多数の入園者が参加できる行催事を対象とする。事前申し込みによる制限はできるものとする。

２）１種類につき１件と数える。同じ内容で１年間に数回行う行催事は１件と数える。

３）自主事業による行催事も、1)～2)の方法で実施回数に加えるものとする。

８．行催事の参加者数の数え方

１）参加者数は延べ人数とする。

２）ほぼ同じ内容で 1 日数回行う行催事は当該日の延べ人数とする。異なる日に実施した場合は、日毎の延べ人数とする。

９．行催事の協力体制について

行催事の協力体制については、これまで協力いただいた各自治体、各団体との協力、連携に留意すること。

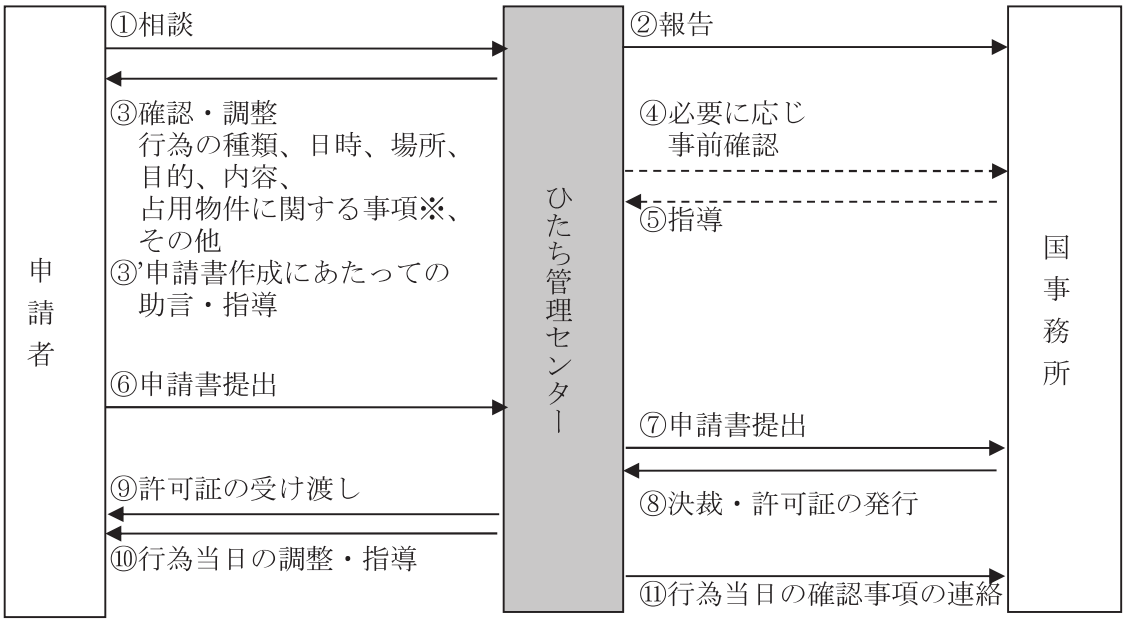
別添２０

持ち込みイベント等対応マニュアル

持込イベント等対応マニュアル（案）

国営常陸海浜公園内でイベント等を実施する場合には、都市公園法第１２条に基づき、関東地方整備局長の許可を受ける必要がある。

ひたち管理センターにおいて、イベント等の内容、実施時期、実施箇所等を確認し、他の利用等との調整を行い、実施可能なものについては以下のフローに従い手続きをとること。



※占用物件が発生する場合は、別途都市公園法第６条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地使用料の徴収が発生する。　（建物使用料及び土地使用料徴収事務は国事務所による）

１．許可の必要な行為例

- アンケートの調査又は植物等の調査
- 公園内の一定の場所を独占的に使用する行催事
- 開催日時を事前に告知することにより参加者を公募して行う行催事
- ステージ、テント、マイクロホン、机、椅子等を公園内に設置して行うもの
- 公園内に標識又は横断幕等を掲示して行うもの
- 駐車場及びその進入路以外の場所への自転車乗り入れを行うもの
- 会費等を徴収して写真又は動画等の撮影を行うもの
- 写真又は映画等を営利目的で撮影するもの

２．手続き

（１）申請者からの相談受付及び確認・調整

実施が可能なものかどうか電話等にて必ず確認した上で、申請を行ってもらう。

以下の項目について確認すること。

・ 行事名
・ 開催日時（準備日を含む）
・ 行事の目的
・ 行事の内容
・ 主催者名、運営組織図等
・ 申請担当者名、所属先及び連絡先
・ 参加費（入園料含む）
・ 参加費の徴収方法
・ 入場見込み数・参加予定人数
・ 物品販売・配布の予定
・ 収支予算書
・ 使用しようとする区域、施設、マラソン等のコース
・ 設置する仮設工作物の内容
・ 会場図
・ タイムスケジュール
・ 事故防止対策、要員配置図等
・ 緊急連絡体制図
・ 交通対策
・ 周辺地域対策
・ ごみ対策
・ 広告宣伝の方法
・ 登記簿謄本（複写）及び業務経歴書

なお、内容によっては、国事務所に対し事前確認を行った上で、申請書の提出をしてもらうこと。

（２）申請書の作成指導及び受付

（１）の確認・調整の結果、実施が可能なものについて、申請者から申請書（別紙１及び２）を提出してもらう。その際、申請書作成にあたっての助言・指導を行うこと。

なお、提出された申請書については内容確認の上、速やかに国事務所へ提出すること。

（３）許可書の受け渡し及び行為当日の調整・指導

国事務所から発行された許可書について、申請者に手渡す。また、行為当日においては他の利用者等の利用の妨げとならないよう、必要に応じ調整・指導を行うこと。

なお、雨天等によりイベント等が中止になった場合については国事務所へ報告すること。

様式第一

許　可　申　請　書

令和　　年　　月　　日

公園管理者
関東地方整備局長　殿

申請者　住　所

氏　名　　印

都市公園法第１２条第１項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

行為の種別	
日時又は期間	令和　　年　　月　　日（　）　：　～　：
場　　所	
目　　的	
内　　容	
その他参考となるべき事項	

備考

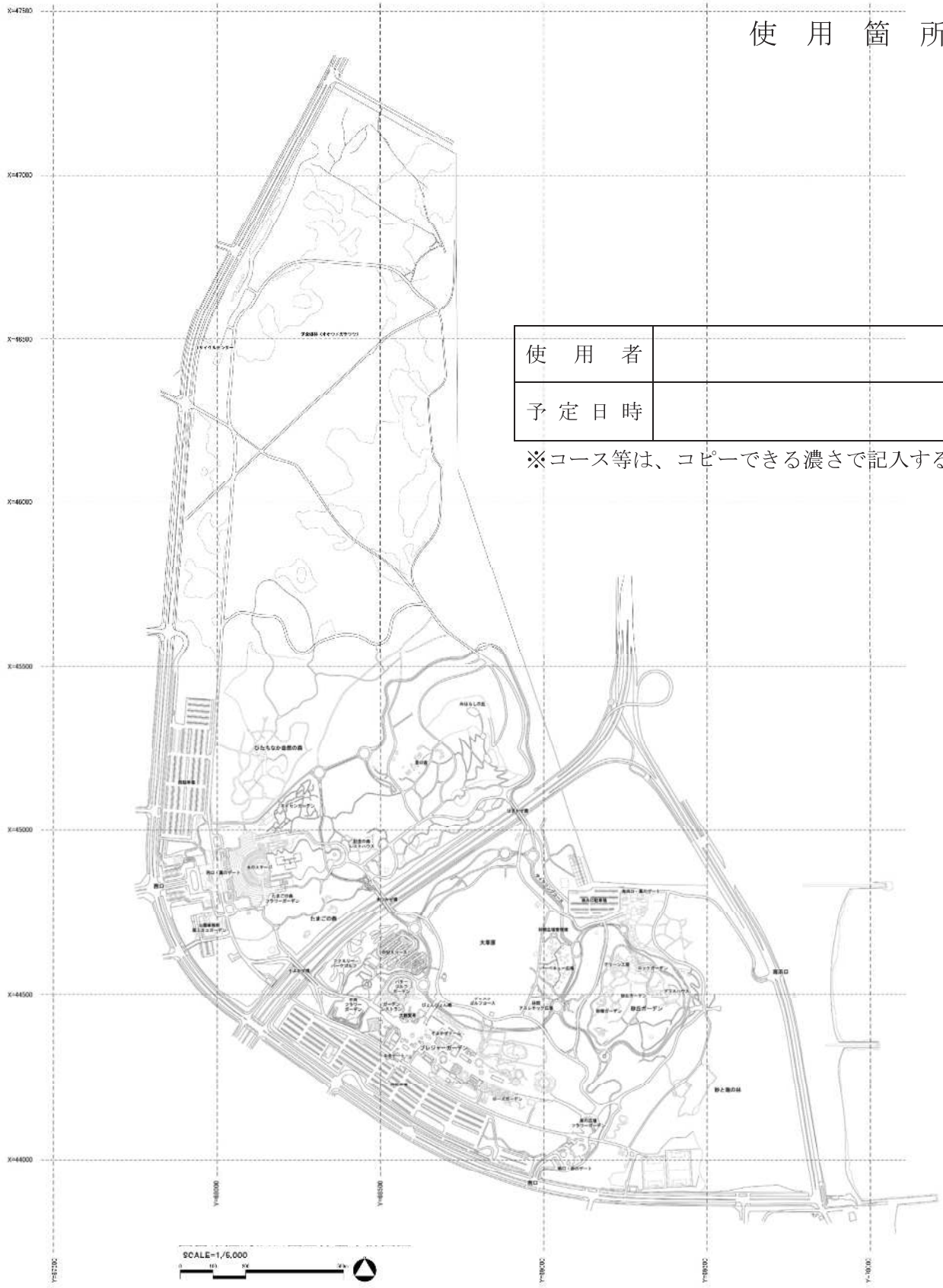
1　申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2　「その他参考となるべき事項」の欄には、次の事項のほか、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。

（1）工作物の設置を伴うときは、その工作物の種類、設置場所、設置期間、その他必要な事項

（2）変更の許可申請の場合には、既に受けた許可の年月日

使　用　箇　所



使　用　者	
予 定 日 時	

※コース等は、コピーできる濃さで記入すること

行 為 の 許 可 申 請 書 記 入 要 領

1．黒のボールペン又はサインペンで記入

2．「令和　年　月　日」は提出日を記入

3．「申請者住所」は、東京都内の場合は市町村名から、それ以外は都道府県名から記入

4．「申請者氏名」は、法人等の組織名称及び代表者肩書・氏名を記入し、代表者印（社判ではなく、代表者自身を証するもの）を押印

5．「行為の種別」は、「競技会」「集会」「ロケーション」等記入し、大会名等ある場合は（　）書きで記入

6．「日時又は期間」は、準備・撤去等の時間も含めて（予備日は「その他参考となるべき事項」へ）記入

7．「場所」は、原則として園内施設名を記入するが、競技会の場合は「園内特設コース」でも可

8．「目的」は申請行為を行う目的、「内容」は申請行為の具体的内容を記入

9．申請行為の詳細事項・タイムスケジュール・担当者連絡先等を記入した企画書及び申請行為を行う範囲を図示した使用箇所図を添付

10．競技会の場合はスタート・ゴール・進行方向（→で図示）を記入したコース図及び緊急連絡体制図（電話番号を記入）を添付

11．模擬店を出す場合は、利益が出ていない事が証明できる収支計算書を添付し、別途占用申請書を提出

※繁忙期の大規模な協議会・集会等は原則許可できません。
※園内の樹木を折ったり傷を付けた場合・一般来園者を排除する等により苦情が出た場合・許可内容と異なる行為をした場合には許可を取り消し、即刻退園して頂く

別添２１

占用に関する許可申請について

下記記入要領に従って①～⑭の順に、間違いなく記入してください。

申請者控

①都市公園占用 ○ 許可申請 / ~~協議~~ 書

⑨ ○ 新規 / 更新 / 変更　国関整常公調設　第　　号　年　月　日

第　　号

②関東地方整備局長　殿

〒　　③　年　月　日

④ 住所

氏名

⑩ 担当者（連絡先）

TEL

⑤都市公園法第 6 / ~~9~~ 条の規定により 許可を申請 / ~~協議~~ します。

都市公園名	国営常陸海浜公園			
⑦ 占用場所及び占用期間	（自）　年　月　日 （至）　年　月　日			
⑪ 占用の目的				
⑥ 占用物件	名称	規模	構造	数量
⑧ 工事の実施方法及び工事の着手及び完了の時期	（掘削面積）長　（自）　年　月　日 幅 面積　㎡　（至）　年　月　日			
⑫ 占用物件の管理方法				
⑬ 都市公園の復旧方法				
⑭ その他参考となるべき事項				

下紙を黄色い紙の下に入れて①から⑭を記入して下さい。

※記入要領

①「許可申請、協議」について該当するものを○で囲んで下さい。

②関東地方整備局長と記入して下さい。

③申請年月日を記入して下さい。

④申請者が法人である場合は「氏名」の欄には会社名等及び代表者の氏名を記入して下さい。印は、2枚目に押して下さい。

⑤該当するものを○で囲んで下さい。

⑥占用物件の名称、規模、構造及び数量の欄には、工作物、物件又は施設の名称、規模（縦、横、高さ等についての寸法）、構造（木造、鉄骨等）、数量（面積、延長）を記入して下さい。
変更の許可申請（協議）の場合は、関係する欄の下部に変更のものを記載し、上部に変更前のものを（　）書きして下さい。

⑦「占用の場所」は地番まで記入して下さい。「占用期間」には工事の期間も含まれます。

⑧占用場所における工事の期間を記入して下さい。

⑨「新規、更新、変更」について該当するものを○で囲んで下さい。
「更新、変更」の場合は、従前の許可番号・年月日を記入して下さい。

⑩「担当者」の欄に所属・氏名の他、必ず電話番号を記入して下さい。

⑪「占用の目的」は、具体的に記入して下さい。

⑫「占用物件の管理方法」は管理方法を具体的に記入して下さい。

⑬公園を復旧する必要がある場合のみ、その方法を記入して下さい。

⑭「その他参考となるべき事項」は、平面図、断面図、構造図等を添付する場合をいい、その場合「別添図のとおり」と記入して下さい。

様式第1

都市公園占用　許可申請／協議　書

新規	更新	変更	国関整常公調設　第　　号 年　月　日

第　　号
〒　　年　月　日

関東地方整備局長　殿

住所
氏名　　印
担当者(連絡先)
TEL

都市公園法第 6 ／ ~~9~~ 条の規定により 許可を申請／~~協議~~ します。

都市公園名	国営常陸海浜公園			
占用場所及び占用期間	（自）　年　月　日 （至）　年　月　日			
占用の目的				
占用物件	名称	規模	構造	数量
工事の実施状況及び工事の着手及び完了の期間	（掘削面積）長　　幅　　面積　　㎡	（自）　年　月　日 （至）　年　月　日		
占用物件の管理方法				
都市公園の復旧方法				
その他参考となるべき事項				

様式第2

都市公園占用 許可回答書

新規	更新	変更	国関整常公調設 第　　号 年　月　日

第　　号
〒　　年　月　日
住所
氏名　　殿
担当者(連絡先)
TEL

都市公園名	国営常陸海浜公園			
占用場所及び占用期間	（自）　年　月　日 （至）　年　月　日			
占用の目的				
占用物件	名称	規模	構造	数量
工事の実施方法及び工事の着手及び完了の期間	（掘削面積）長 幅 面積　㎡	（自）　年　月　日 （至）　年　月　日		
占用物件の管理方法				
都市公園の復旧方法				
その他参考となるべき事項				

占用料			
	初年度	￥	（算定）
	年額	￥	
	最終年度	￥	
	総額	￥	
（履行期限）　納入告知書により指定する期限			

年　月　日付けで 申請／協議 のあった占用については、別紙の条件を付けて 許可／回答 する。

関東地方整備局長　印

この都市公園占用許可について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3月を経過したときは国土交通大臣に審査請求することができない

様式第3

都市公園占用　許可　回答　書

新規	更新	変更	国関整常公調設　第　　号 年　月　日

第　　号
〒　　年　月　日
住所
氏名　　殿
担当者(連絡先)
TEL

都市公園名	国営常陸海浜公園			
占用場所及び占用期間	(自)　年　月　日 (至)　年　月　日			
占用の目的				
占用物件	名称	規模	構造	数量
工事の実施方法及び工事の着手及び完了の時期	(掘削面積)　長　(自)　年　月　日 幅 面積　㎡　(至)　年　月　日			
占用物件の管理方法				
都市公園の復旧方法				
その他参考となるべき事項				
占用料	初年度	¥　(算定)		
	年額	¥		
	最終年度	¥		
	総額	¥		
	(履行期限)　納入告知書により指定する期限			

債権発生(変更)通知書

国関整常公調設　第　　号
年　月　日

分任歳入徴収官
殿

関東地方整備局長

下記のとおり債権が発生(変更)したので通知する。

年度		国土交通省所管	一般会計
債権の種類	(款)国有財産利用収入	(項)国有財産貸付収入	(目)土地及び水面貸付料
延滞金に関する事項	督促状で指定する期限までに完納されないときは、期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年3%の割合で徴収する。		
債権金額、履行期限、債務者の住所及び氏名又は名称、債権の発生原因その他必要な事項			上記のとおり

様式第4

都市公園占用　許可回答書

新規	更新	変更	国関整常公調設　第　　号 年　月　日

第　　号
〒　　年　月　日
住所
氏名　　殿
担当者(連絡先)
TEL

都市公園名	国営常陸海浜公園			
占用場所及び占用期間	（自）　年　月　日 （至）　年　月　日			
占用の目的				
占用物件	名称	規模	構造	数量
工事の実施方法及び工事の着手及び完了の期間	（掘削面積）長　幅　面積　㎡	（自）　年　月　日 （至）　年　月　日		
占用物件の管理方法				
都市公園の復旧方法				
その他参考となるべき事項				

占用料			
	初年度	￥	（算定）
	年額	￥	
	最終年度	￥	
	総額	￥	
（履行期限）	納入告知書により指定する期限		

申請協議　について、上記のとおり　許可回答　してよろしいか伺う。

事務所長		総務課長	工務課長	調査設計課長	経理係長	調査設計係長	主務	起案日	年　月　日
								決裁日	年　月　日
								発送日	年　月　日
								保存	第　5類 1年保存

許可回答年月日	年　月　日	許可回答番号	国関整常公調設　第　号	当初許可回答	年　月　日	着手	
						完了	

備考	

別紙様式第5

（位置図・平面図・断面図・構造図）

（土地等の復旧方法）

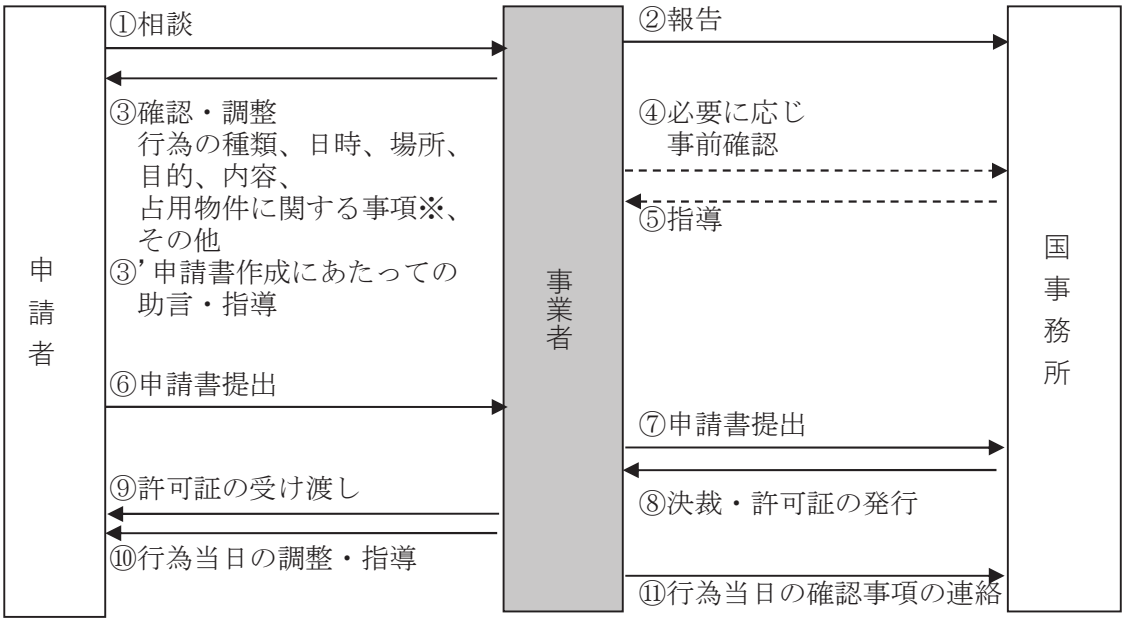
備考　変更の許可の申請（協議）にあたっては「位置図・平面図・断面図・構造図」欄には、変更前のものを記載し、変更する部分については赤色で附記すること。

別添２２

許認可事務

物品の販売等または展示会等により本公園の全部又は一部を独占して利用する場合等の行為ついては、都市公園法第 12 条に基づく公園管理者の許可が必要であるため、事業者は、下記に示す手続きフローに従い、適切に対応すること。

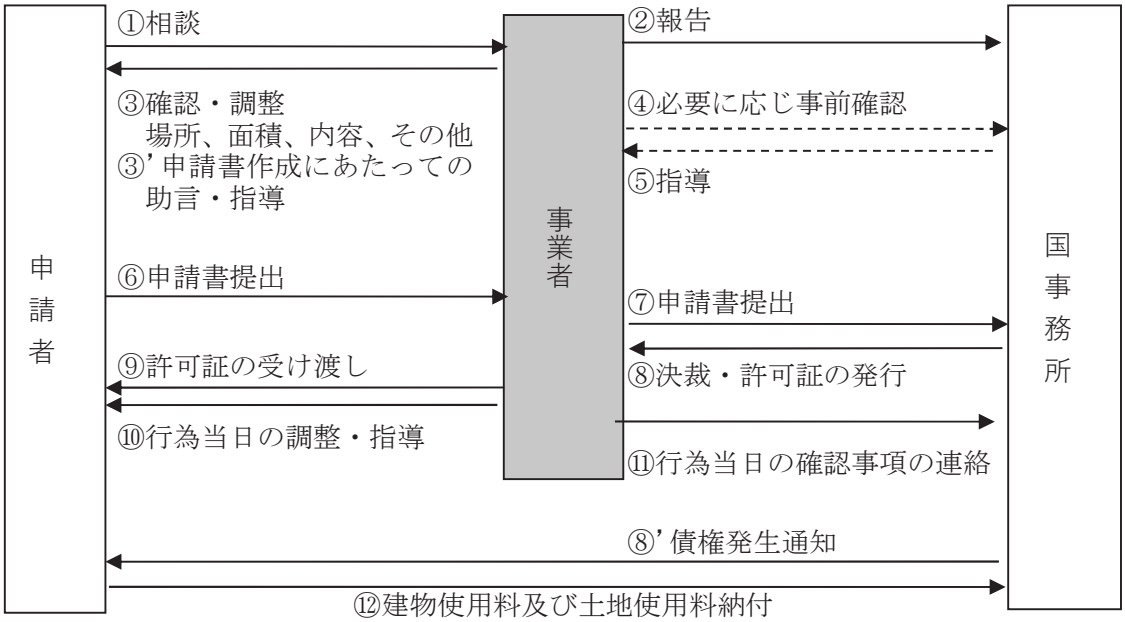
＜都市公園法第１２条に基づく行為の許可に関する手続きフロー＞



※占用物件が発生する場合は、別途都市公園法第６条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地使用料の徴収が発生する。　（建物使用料及び土地使用料徴収事務は国事務所による）

また、占用物件が発生する場合は、都市公園法第６条に基づく公園管理者の許可が必要であるため、事業者は、下記に示す手続きフローに従い、適切に対応すること。なお、その際に発生する建物使用料及び土地使用料の徴収については、別途国事務所で行う。

＜都市公園法第６条に基づく占用の許可に関する手続きフロー＞

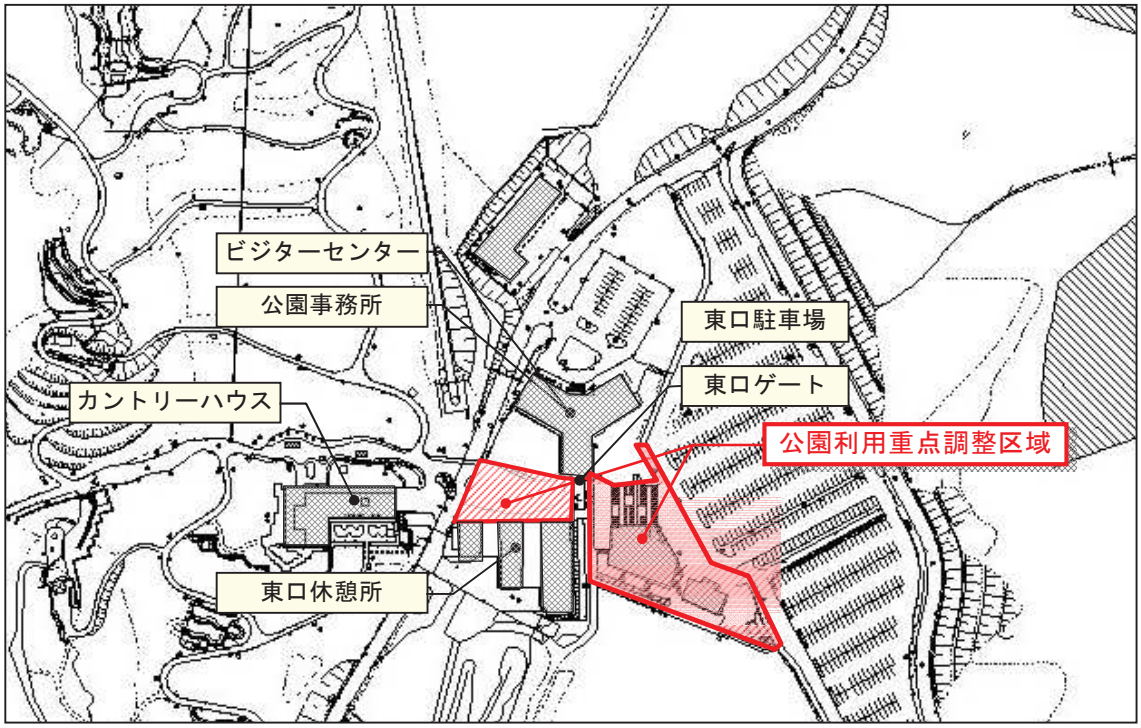


※原則として都市公園法第１２条に基づく行為に関する許可を前提とする（例外あり）

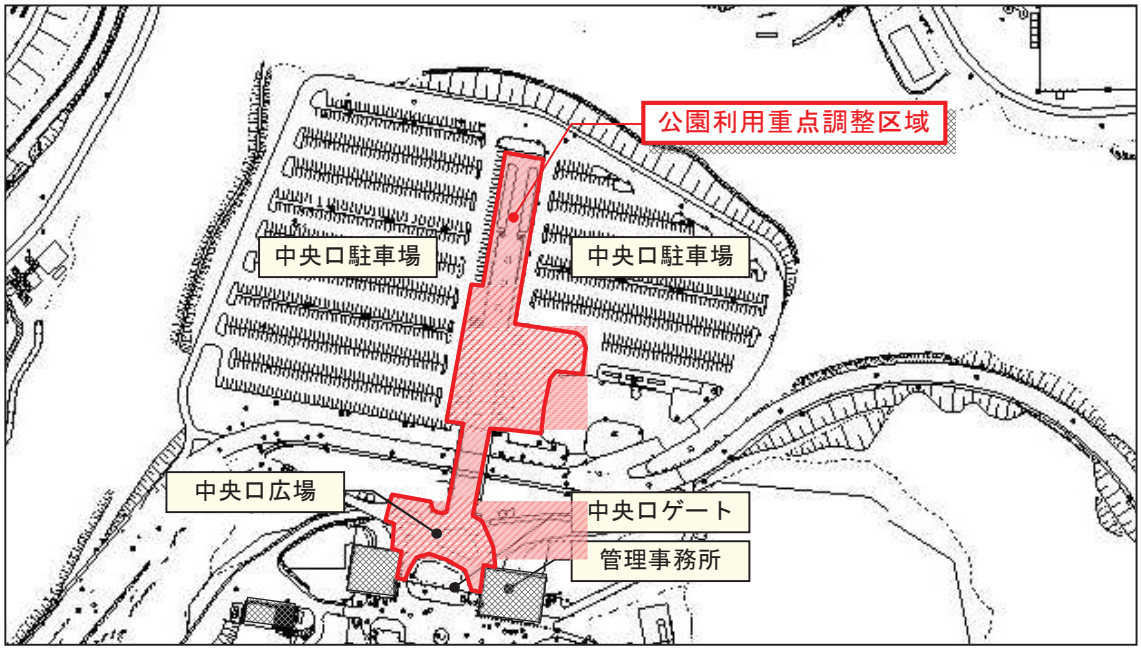
別添２３

公園利用重点調整区域

【東口】



【中央口】



別添２４

行催事実施計画書例

「きて、みて、さわって コキアカーニバル」
実 施 計 画 書（案）

1. 目 的

「きて、みて、さわって コキアカーニバル」（以下、コキアカーニバル）では、長期間に亘る色の移ろいが美しいコキアの景観をご覧いただくとともに、コロナ禍での分散来園を促すため、「緑」はもとより、「緑紅」ならびに「黄金」のプロモーションに注力する。

また、期間中は老若男女、様々な年代層が楽しむことができる花や緑、開園 30 周年※1 等をテーマとした多様なプログラムの展開により、来園者の満足度向上を図る。

なお、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）は、全国的に猛威を振るった第 5 波がピークアウト傾向にあるが、10 月以降のリバウンドが懸念されている※2。この状況を踏まえ、本年度のコキアカーニバルは、即座に利用促進を目指すことなく、引き続き内閣官房、茨城県版コロナ Next 等の指針に基づく万全のコロナ対策を以て、秋季繁忙期における安全・安心な公園利用の実現を目的とする。

※1 本公園は 10 月 5 日に開園 30 周年を迎えるが、コロナ禍であることを踏まえ、セレモニー等は実施しない。
※2 ・8 月 16 日～9 月 19 日：茨城県独自の非常事態宣言発出（8 月 18 日～9 月 19 日：臨時休園措置）
・8 月 20 日～9 月 30 日：国の緊急事態宣言発出

2. 実施期間

コキアカーニバル　令和 3 年 10 月 2 日（土）～31 日（日）

3. 入園無料日

秋の都市緑化月間に伴い、下記の日程は入園料無料日となる。駐車料金は別途必要。

・令和 3 年 10 月 2 日（土）・9 日（土）※3

※3 例年、秋季無料日は日曜日に設定していたが、本年度はコロナ禍での混雑を緩和するため、土曜日に設定。

4. 花修景計画

主要花修景一覧

	コキア（緑・緑紅・紅・黄金）	コスモス
場 所	みはらしの丘	みはらしの丘・大草原フラワーガーデン
品種・本数	1 品種・3.2 万本	31 品種・約 300 万本
開花時期（予想）	7 月中旬～9 月下旬（緑）、10 月上旬（緑紅）、10 月中旬（紅）、10 月下旬（黄金）	10 月上旬～下旬
特徴・取組	・みはらしの丘全面耕運（土壌改良） ・第 3 頂上周辺へのコキア植栽 ・株の優劣をより早い段階で解消（補植用の株の準備） ・規則的配列植栽（70cm間隔） ・ウォークインスペースの設置	・みはらしの丘全面耕運（土壌改良） ・早咲き品種の割合増（白・ピンク） ・観覧車からの眺望がコスモスの花びらを模したデザイン（大草原フラワーガーデン）
その他	・ススキとオギ（みはらしの丘／9 月～10 月）　・ソバ（みはらしの里／10 月上旬～中旬） ・リュウキュウハギ（記念の森～みはらしの丘／10 月上旬～中旬）　など	

5. 広報計画

そよかぜ通信を中心にHPやSNSの情報を連動させ、期間・時間・空間をずらした利用を提案。混雑を避けた分散来園を促し、利用の平準化を図る。

なお、各駅に設置するチラシ・ポスターについても、今秋の集客を図るものでなく、2023年秋に決定した公共交通機関キャンペーン（鉄道）に向けての意識付けを主たる目的とする。

印刷物一覧※4

	規　格	部　数	配布予定日	配布先等
そよかぜ通信(秋号)	D3・4×4c	29.7 万部	9/20	県内小学校・周辺市報折込・自治体、観光商業施設等
秋ポスター	B2・4c	1 千部	9/20	
駅設置用 コキア PR チラシ	A4・4×4c	7.6 万部	10/1	関東エリア
駅設置用 コキア PR ポスター	B1・4C	170 部	10/1	関東・東北一部エリア

※4　制作段階では、8/28 からの配布を予定していたが、茨城県独自の緊急事態宣言に伴う臨時休園のため、国事務所との協議により、配布ならびに告知解禁を自粛。また、駅設置用については、チラシ 9/15 から、ポスター9/30 からを予定していたが、緊急事態宣言地域への誘客を控える鉄道会社の方針により、配布開始時期を変更。

6. 行催事計画

コキアカーニバル期間中は、「開園 30 周年記念花壇～花絵を描こう」や「コキアガイドツアー」、「ススキのミミズクづくり」など、秋の行楽シーズンに来園される様々な年代層が、楽しむことができる多様なプログラムの展開※5により、来園者の満足度向上を図る。

なお、9月30日に国の緊急事態宣言が解除となった場合においても、10月はリバウンドが懸念される時期であるため、1,000名以上の集客を見込む行催事等、以下のプログラムは国事務所との協議により自粛することを決定した。

※5　実施する全行事の内容は、2021 年 8 月 17 日付維持管理業務打合せ簿「【行催事】令和 3 年度 9-11 月 行催事 実施計画書(案)」に記載のうえ提出、承諾をいただいている。

コキアカーニバル 中止(自粛)行事一覧

イベント名	実施日	費用区分	概算
ボランティアまつり	10/ 3	維持管理費	424,000 円
吹奏楽カーニバル	10/17	自主事業費	1,200,000 円
IBARAKI パフォーマンス FESTIVAL	10/24	自主事業費	1,200,000 円
ひたちなか秋の PR の日	10/24	維持管理費	0 円






7. 予算（中止（自粛）行事費を除く）

・公園運営維持管理費［広報宣伝費］　支出合計：　　円

支　出　会場設営費・運営費・諸材料費等　1式　＝　　円

　　チラシ制作・印刷・配布費等　　1式　＝　　円

・公益事業費　収入合計：　　円　支出合計：　　円

収　入　参加費　　1式　＝　　円

支　出　材料費・運営費・保険料等　1式　＝　　円

・自主事業費［催事費］　支出合計：　　円

支　出　会場設営費・運営費・諸材料費等　1式　＝　　円

8. 安全管理対策

国営ひたち海浜公園安全管理マニュアルに従い、安全管理に万全を期す。

期間中はコロナ禍での繁忙期を迎えることから、みはらしの丘の密集回避や緊急時対応、道路渋滞や仮設トイレの増設等に関する対策を網羅した「運営マニュアル※6」を作成のうえ、券売窓口の増設や誘導スタッフの増員など、重点的に安全管理・混乱回避の徹底を図る。

また、10 月に掛けては、例年台風が最も襲来する時期となるため、気象情報について複数の情報源により注視し、風水害等に対しても万全な対策を講じる。

※6　秋季繁忙期対策については、別途協議書を提出いたします。

令和3年度 9～11月 行催事 実施計画書（案）（きて、みて、さわって コキアカーニバル 10/2～10/31）

【予算】●公園運営維持管理費（行催事費）：支出/会場設営費・運営費・諸材料費等 1式 ＝　　円 ●公益事業費（行催事費）：収入/参加費 1式 ＝　　円 支出/材料費 1式 ＝　　円 ●自主事業費：支出/会場設営費・運営費・諸材料費等 1式 ＝　　円 【安全管理対策】国営ひたち海浜公園安全管理マニュアルに従い、安全管理に万全を期す。

【協議】	【新規・継続】	【行事区分】	【イベント名】	【主催区分】	【場所】	【実施日】	【実施時間】	【受付】	【雨天時】	【参加費】	【定員】	【内容】
	継続	定例イベント	パークアテンダントガイドツアー	主催イベント	園内全域	9/4～10/31 （期間中の土日）	①10:00～ ②13:30～	当日受付 （西口・翼のゲート前 アテンダントブース）	中止	無料	各回10名	パークアテンダントガイドが園内の見所の紹介等を行いながら、一緒に景色を楽しむガイドツアーを開催します。
詳細協議書 提出予定	継続	コキアカーニバル	＜ボランティアまつり＞ 香り袋づくり	主催イベント	みはらしの里	10/3	①10:00～12:00 ②13:00～15:00	当日受付	中止	100円	各回30名	香りの谷のドライハーブを使って、小さくてかわいい香り袋（サシェ）を作ります。
詳細協議書 提出予定	継続	コキアカーニバル	＜ボランティアまつり＞ ハーブクラフト（アレンジボールづくり）	主催イベント	みはらしの里	10/3	①10:00～12:00 ②13:00～15:00	当日受付	中止	300円	各回30名	園内の様々な草花を使って、華やかなフラワーアレンジボールをつくります。
詳細協議書 提出予定	継続	コキアカーニバル	＜ボランティアまつり＞ フォトレッスン	主催イベント	みはらしの里	10/3	①10:00～12:00 ②13:00～15:00	当日受付	中止	無料	各回10名	公園の風景を知りつくしたフォトパートナーが、撮影の構図やテクニックなどを教える、初心者を対象としたフォトレッスンを行います。
詳細協議書 提出予定	継続	コキアカーニバル	＜ボランティアまつり＞ ススキのフクロウづくり	主催イベント	みはらしの里	10/3	①10:00～12:00 ②13:00～15:00	当日受付	中止	300円	各回25名	秋の七草の1つであるススキを使って、かわいいフクロウのクラフトをつくります。
詳細協議書 提出予定	継続	コキアカーニバル	＜ボランティアまつり＞ 押し葉であそぼう！	主催イベント	みはらしの里	10/3	①10:00～12:00 ②13:00～15:00	当日受付	中止	100円	各回50名	園内の様々な色や形をした植物を押し葉にして、ボタニカルなしおりをつくります。
詳細協議書 提出予定	継続	コキアカーニバル	＜ボランティアまつり＞ 楽しいどんぐり工作	主催イベント	みはらしの里	10/3	①10:00～12:00 ②13:00～15:00	当日受付	中止	100円	各回30名	園内の様々な形のドングリを使って、かわいいドングリクラフトをつくります。
詳細協議書 提出予定	継続	コキアカーニバル	＜ボランティアまつり＞ 丸太を切って重さを当てよう	主催イベント	みはらしの里	10/3	①10:00～12:00 ②13:00～15:00	当日受付	中止	無料	各回50名	里山パートナーの指導により丸太を伐り、その重さを当てるゲームを行います。
詳細協議書 提出予定	継続	コキアカーニバル	＜ボランティアまつり＞ ハマナスのローズジャムづくり	主催イベント	グリーン工房	10/3	13:30～15:30	事前申込	中止	300円	10名	バラの原種の1つであるハマナスの花びらを使って、色鮮やかで香り高いジャムをつくります。
	継続	コキアカーニバル	＜いばらき都市緑化フェスティバル＞ チャレンジ・ザ・ガーデニング	主催イベント	そよかぜ橋花壇	10/10	①10:00～12:00 ②13:00～15:00	当日受付	中止	無料	各回50名	プロの造園家と一緒に、大人から子どもまで参加者みんなでお花を植えて、素敵な花壇をつくります。
	継続	コキアカーニバル	＜いばらき都市緑化フェスティバル＞ ペットボトルキャップでみはらしの丘を描こう！	主催イベント	テラスハウス	10/10	10:00～15:00	当日受付	実施	無料	100名	回収された消毒済みのペットボトルキャップを使って、コキアの紅葉が美しい秋のみはらしの丘を描きます。都市緑化とともにリサイクルや二酸化炭素の削減等、環境問題を考えるきっかけを提供します。 ※春に制作したネモフィラの咲くみはらしの丘とあわせて、11月6日～28日まで、テラスハウスに展示します。
	新規	コキアカーニバル	＜いばらき都市緑化フェスティバル＞ 多肉植物のグリーンインテリアをつくろう	主催イベント	グリーン工房	10/10	①10:30～ ②13:30～	事前申込	実施	700円	各回12名	初心者にも育生や手入れが簡単なことから、人気の高い多肉植物をミニバスケットに植えて、お部屋で気軽に植物観賞が楽しめるグリーンインテリアをつくります。
詳細協議書 提出予定	新規	コキアカーニバル	＜いばらき都市緑化フェスティバル＞ 開園30周年記念花壇～花絵を描こう～	自主イベント	テラスハウス付近花壇	10/16	10:00～14:00	テラスハウス付近花壇	中止	無料	100名	10月5日に開園30周年を迎えた国営ひたち海浜公園、スミレやヒューケラを使って、「明るい未来への船出」をテーマに「太陽と空と海」を花絵で描きます。 ※花絵は2021年3月頃までご覧いただくことができます。（開花状況により展示期間は前後する場合がございます。）
	新規	コキアカーニバル	＜いばらき都市緑化フェスティバル＞ チューリップを学ぼう！	主催イベント	テラスハウス	10/16	13:30～	当日受付	実施	無料	15名	チューリップの球根を植え付ける時期にあわせて、長期間お花を楽しめる工夫や綺麗に咲かせるための管理方法について実演を交えながら紹介する講座を開催します。
	新規	コキアカーニバル	秋を感じるハーバリウムづくり	主催イベント	グリーン工房	10/16	①10:30～ ②13:30～	事前申込	実施	1,500円	各回12名	円柱型のガラスボトルに、プリザーブド加工したパンパスグラスやモミジの葉などをアレンジメントして、ハーバリウムをつくります。
	継続	コキアカーニバル	＜Flowerフォトレッスン＞ ～コキア～	主催イベント	みはらしの丘	10/16	①10:00～10:45 ②10:45～11:30	事前申込	中止	無料	各回10名	公園の風景を知りつくしたフォトパートナーが、コキアをテーマに撮影の構図やテクニックなどを教える、初心者を対象としたフォトレッスンを行います。
	継続	コキアカーニバル	＜常陸ローズガーデンガイドツアー＞ 香りに出逢い心ときめくガイドツアー	主催イベント	常陸ローズガーデン	10/17・10/24・10/31	10:30～	当日受付	中止	無料	各日10名	ローズパートナーが大人を対象に、おすすめの香りのバラを紹介するガイドツアーを実施します。
	継続	コキアカーニバル	＜常陸ローズガーデンガイドツアー＞ バラキッズ「香り」あるある体験隊	主催イベント	常陸ローズガーデン	10/17・10/24・10/31	13:30～	当日受付	中止	無料	各日10名	ローズパートナーが子どもを対象に、5つのバラの香りを体験しながら、オリジナルのバラ図鑑を作り上げるガイドツアーを実施します。
	新規	コキアカーニバル	コキアガイドツアー	主催イベント	みはらしの丘	10/17	①10:30～ ②13:30～	当日受付 （里の家）	中止	無料	各回15名	みはらしの丘のコキアが紅葉の見頃を迎える時期にあわせて、コキアの植え付けから、育て方、絶景を生み出すための管理上の工夫などを紹介するガイドツアーを実施します。
	新規	コキアカーニバル	秋色ネームプレートづくり	主催イベント	グリーン工房	10/17	①10:30～ ②13:30～	事前申込	実施	500円	各回12名	間伐材のプレートに好きな絵を描き、どんぐりやメタセコイアの実などを飾りつける、オリジナルネームプレートをつくります。
	新規	コキアカーニバル	押し花ルームプレートづくり	主催イベント	グリーン工房	10/23	①10:30～ ②13:30～	事前申込	実施	600円	各回12名	バラやコスモスなどの押花を使って、木製のルームプレートをつくります。
	継続	コキアカーニバル	公園がつくられる前の歴史を知るガイドツアー	主催イベント	砂丘エリア、記念の森レストハウス	10/23	10:30～12:00	事前申込 （南口・赤のゲート前）	中止	無料	10名	射爆撃場時代に作られた、爆撃訓練の着弾を確認する「見張りの避難所」や、公園がつくられるまでの歴史を解説したパネルと本物の不発弾が展示されているギャラリーを見学するガイドツアーを行います。
	継続	コキアカーニバル	ススキのミミズクづくり	主催イベント	古民家（奥の屋）前庭	10/24	①10:00～11:00 ②11:00～12:00	事前申込	中止	300円	各回10名	秋の七草の1つであるススキを使って、かわいいミミズクのクラフトをつくります。
	継続	コキアカーニバル	＜Flowerフォトレッスン＞ ～秋バラ～	主催イベント	常陸ローズガーデン	10/30	①10:00～10:45 ②10:45～11:30	事前申込	中止	無料	各回10名	公園の風景を知り尽くしたフォトパートナーが秋バラをテーマに、撮影の構図やテクニックなど、初心者を対象にしたフォトレッスンを行います。
	新規	コキアカーニバル	バラのアクセサリーづくり	主催イベント	グリーン工房	10/31	①10:00～ ②12:00～ ③14:00～	事前申込	実施	1,200円	各回8名	押花にしたバラ（ラバグレート）の花びらと紫外線で固まる樹脂を使って、キーホルダーやヘアアクセサリーをつくります。
	継続	定例イベント	昔ながらの塩づくり ～沢田遺跡の塩づくりについて学ぼう～	主催イベント	グリーン工房	11/3	10:00～12:00	事前申込	実施	無料	8名	海水を使用した塩作りを体験しながら、本公園にかつてあった沢田遺跡の塩田について学びます。
	継続	定例イベント	ハマナスで染色体験	主催イベント	中央芝生広場休憩所	11/7	10:00～12:30	事前申込	中止	300円	10名	バラの原種の1種であるハマナスで、ハンカチを模様のついた上品な黄土色に染め上げます。
	継続	定例イベント	ひたちなか巡りウォーキング ～沢田湧水地と阿字ヶ浦散歩～	主催イベント	園内各所、ひたちなか市内	11/7	10:30～16:15	事前申込 （西口・翼のゲート前）	少雨決行	400円	10名	沢田湧水地を中心に園内を見学した後、ひたちなかコミュニティバスを使用して、阿字ヶ浦を中心に歴史的名所をガイドが丁寧にご案内する観光型ウォーキングを開催します。

令和3年度 9～11月 行催事 実施計画書（案）（きて、みて、さわって コキアカーニバル 10/2～10/31）

【予算】●公園運営維持管理費（行催事費）：支出／会場設営費・運営費・諸材料費等 1式 ＝　　円 ●公益事業費（行催事費）：収入／参加費 1式 ＝　　円 支出／材料費 1式 ＝　　円 ●自主事業費：支出／会場設営費・運営費・諸材料費等 1式 ＝　　円 【安全管理対策】国営ひたち海浜公園安全管理マニュアルに従い、安全管理に万全を期す。

【協議】	【新規・継続】	【行事区分】	【イベント名】	【主催区分】	【場所】	【実施日】	【実施時間】	【受付】	【雨天時】	【参加費】	【定員】	【内容】
	継続	定例イベント	沢田湧水ガイドツアー	主催イベント	沢田湧水地	9/4～11/7 （期間中の土日祝）	①10:30～ ②13:30～	当日受付 （沢田湧水ネイチャーハウス）	中止	無料	各回5名	普段は入ることのできない生き物の宝庫である沢田湧水地のガイドツアーを行います。（例年9、10月はアカトンボなどのトンボ類やツリフネソウ、11月はベニシジミなどのチョウ類を観察することができます。）
	継続	定例イベント	＜みんなで学んで守ろう自然観察隊＞ 身近な外来植物について学ぼう	主催イベント	園内各所	9/18	10:30～12:00	事前申込 （西口広場休憩所）	中止	無料	15名	園内を散策しながら自然観察を行い、身近に生育している外来植物について学びます。
	継続	定例イベント	さわやか☆ノルディックウォーキング	主催イベント	園内全域	9/23・10/28・11/25 （毎月第4木曜日）	10:00～12:00	当日受付 （そよかぜドーム）	中止	無料	40名	全身運動、リハビリ、転倒予防につながるノルディックウォーキングを体験しながら、四季折々の自然観察を行います。
	新規	コキアカーニバル	＜ボランティアまつり＞ 沢田湧水キッズガイドツアー	主催イベント	沢田湧水地	10/3	①10:30～ ②13:30～	当日受付 （沢田湧水ネイチャーハウス）	中止	無料	各回5名	沢田川の中に入って生き物を観察したり、笹笛や笹舟をつくったりして遊びます。通常のガイドツアーでは入れない、沢田湧水地の奥にある水田部まで案内します。
	継続	定例イベント	＜みんなで学んで守ろう自然観察隊＞ 森の木の実さがし	主催イベント	ひたちなか自然の森	11/14	10:30～12:00	事前申込 （西口広場休憩所）	中止	無料	15名	秋のひたちなか自然の森を散策して様々な木の実を探し、見つけた木の実でビンゴゲームを行います。
	継続	定例イベント	＜みんなで学んで守ろう自然観察隊＞ クレソン除去作戦	主催イベント	沢田湧水地	11/21	①10:15～11:00 ②11:15～12:00	当日受付 （沢田湧水ネイチャーハウス）	中止	無料	各回10名	セリなどの在来植物が育ちやすい環境をつくるため、沢田湧水地にはびこる外来種のクレソンを除去します。
	継続	定例イベント	＜みんなで学んで守ろう自然観察隊＞ 森の妖精オオウメガサソウが育つ森づくり	主催イベント	ひたちなか自然の森	11/23	10:30～12:00	事前申込 （西口広場休憩所）	中止	無料	15名	その花の可憐な姿から森の妖精と呼ばれる希少植物オオウメガサソウが育ちやすい森の環境をつくるため、実生松の間引きや落ち葉掻きを行います。
	継続	定例イベント	Let's Enjoy！ディスクゴルフ	主催イベント	ディスクゴルフコース	9/4・10/2・11/6 （毎月第1土曜日） ※月によって変動あり※	10:30～12:00	当日受付	中止	無料	20名	ディスクを専用ゴールに何投で入れることが出来るかを競うスポーツのディスクゴルフ。運動が苦手な方でも気軽に始められ、フィットネス効果も期待できるディスクゴルフの体験会を行います。
詳細協議書 提出済	継続	定例イベント	BMXスクール　ベーシッククラス	主催イベント	BMXコース	9/12・10/3・11/14 （毎月第2日曜日） ※月によって変動あり※	10:30～12:30	事前申込	そよかぜドーム	12,000円／年会費	75名／年間 ※R3募集終了※	BMX初級者～上級者を対象に、本格的レース参戦を目的とした、専門講師によるきめ細かい指導を行うスクールを開催します。
詳細協議書 提出済	継続	定例イベント	BMX SEASIDE CUP	主催イベント	BMXコース　メイントラック	9/12・10/3・11/14 （毎月第2日曜日） ※月によって変動あり※	13:00～15:30	当日受付 （10:00～11:30）	中止	1,000円	なし	BMXの高度なテクニック習得と実戦経験を積むことができる、本格的なBMXレースを開催します。
詳細協議書 提出済	継続	定例イベント	チャレンジ・ザ・BMX	主催イベント	BMXコース　サブトラック	9/18・10/16・11/20 （毎月第3土曜日）	①10:30～12:00 ②13:30～15:00	事前申込	中止	無料	各回10名	BMX未経験者を対象に、BMXの基礎を学ぶことを目的とした、専門講師による単日講座を開催します。
詳細協議書 提出済	新規	定例イベント	BMXスクール　ビギナークラス	主催イベント	BMXコース	9/5・10/17・11/28 （毎月第4日曜日） ※月によって変動あり※	10:30～12:30	事前申込	そよかぜドーム	8,000円／年会費	25名／年間 ※R3募集終了※	BMX初心者～初級者を対象に、基礎技術の向上を目的とした、専門講師によるきめ細かい指導を行うスクールを開催します。
詳細協議書 提出済	新規	定例イベント	第2回　国営ひたち海浜公園オープン　ディスクゴルフトーナメント	主催イベント	ディスクゴルフコース	9/25：公式練習 9/26：公認大会	9/25：9:30～16:00 9/26：10:00～16:30	事前申込（9/5〆切） （9:45～10:00　そよかぜドーム）	実施 ※荒天中止※	3,000円	72名	ディスクゴルフ初級者～プロプレーヤーを対象に、予選18ホールと決勝18ホールを競う、日本ディスクゴルフ協会公認のトーナメント大会を開催します。
	新規	コキアカーニバル	ランニングバイク教室	主催イベント	BMXコース　サブトラック	10/30	①10:00～ ②11:30～ ③13:00～	事前申込	中止	無料	各回10名	ランニングバイクの乗り方や走行時の注意事項など、安全にランニングバイクを楽しむための基礎レッスンに加え、通常走ることのできないBMXコース サブトラックの走行体験会を開催します。
詳細協議書 提出予定	継続	定例イベント	2020-2021 JBMXF大東建託シリーズ第6戦 兼 国営ひたち海浜公園杯争奪戦	共催イベント	BMXコース　メイントラック	11/6：公式練習 11/7：公式大会	9:30～15:30	無観客開催予定 （ライダーサポート@1名除く） 検討・調整中	実施	無観客開催予定 （ライダーサポート@1名除く） 検討・調整中	なし	JBMXF大東建託シリーズ第6戦、兼国営ひたち海浜公園杯の争奪を掛け、国内トップレベルの選手たちが卓越した技術と力を発揮し、白熱のレース展開を繰り広げるBMX大会を開催します。
詳細協議書 提出予定	継続	定例イベント	海・花ちびっこサッカー大会 U-9	主催イベント	多目的広場	11/20・11/21	10:30～15:00	事前申込	中止	無料	64チーム	少年サッカーの普及および技術の向上を図るとともに、地域の枠を超えて、サッカー少年団相互の交流を深めることを目的とした大会を開催します。
	継続	定例イベント	お月見団子づくり	主催イベント	グリーン工房	9/4	10:00～12:00	事前申込	実施	1,200円／組	4組 （1組4名まで）	十五夜のお月見にちなんで、簡単にできるお月見団子をつくります。
	新規	定例イベント	＜かんたん陶芸体験＞ ハロウィンランプをつくろう	主催イベント	グリーン工房	9/5	①10:30～ ②13:30～	事前申込	実施	1,500円	各回12名	土に触れ、創作の楽しみを味わえる陶芸体験教室。10月31日のハロウィンに合わせて、ジャックオーランタンまたは、オバケのランプシェードを作陶します。
詳細協議書 提出済	新規	定例イベント	第13期 海浜陶芸教室～金曜日 12回コース～	主催イベント	陶芸棟	9/10～11/26 （期間中の金曜日）	10:00～13:00	事前申込 （8/26〆切）	実施	24,000円 （全12回分）	12名	初心者から経験者までの幅広い層を対象に、笠間焼協同組合所属の陶芸作家指導による、笠間焼の基礎から作陶技術の習得を目的とした陶芸教室を開催します。
詳細協議書 提出済	継続	定例イベント	第13期 海浜陶芸教室～土曜日 12回コース～	主催イベント	陶芸棟	9/11～11/27 （期間中の土曜日）	10:00～13:00	事前申込 （8/26〆切）	実施	24,000円 （全12回分）	12名	初心者から経験者までの幅広い層を対象に、笠間焼協同組合所属の陶芸作家指導による、笠間焼の基礎から作陶技術の習得を目的とした陶芸教室を開催します。
	継続	定例イベント	福島の語り部	主催イベント	古民家（奥の屋）	9/11	①13:00～13:45 ②14:00～14:45	当日受付	実施	観覧無料	各回10名	福島県出身の語り部五十嵐敬子がお子様でも楽しめるふるさとの語りを披露します。
	継続	定例イベント	古民家昔語り	主催イベント	古民家（奥の屋）	9/11・10/9・11/13 （毎月第2土曜日）	①10:00～10:30 ②11:00～11:30	当日受付	実施	観覧無料	各回10名	古民家で、懐かしい昔話や茨城に伝わる語りを行います。
	継続	定例イベント	古民家茶会	主催イベント	古民家（奥の屋）	9/19	①11:00～11:30 ②11:30～12:00	事前申込	実施	300円	各回15名	子どもから大人まで、誰でも気軽に参加できる本格的なお茶会を開催いたします。
	継続	定例イベント	＜敬老の日イベント＞ じいちゃん・ばあちゃんと竹ぼっくりづくり	主催イベント	古民家（主屋）前庭	9/20	10:00～12:00 （最終受付11:30）	当日受付	中止	300円	20名	みはらしの里パートナーと一緒に、昔懐かしい遊び道具、竹ぼっくりを作って遊びます。
	継続	定例イベント	＜敬老の日イベント＞ じいちゃん・ばあちゃんと昔遊び	主催イベント	古民家（隠居屋）前庭	9/20	10:00～12:00	自由参加型	中止	無料	なし	みはらしの里パートナーと一緒に、竹馬やけん玉など懐かしの昔遊びを楽しみます。
	継続	定例イベント	＜茨城農文化体験＞ 稲刈りとおだ掛け体験	主催イベント	沢田湧水地、 みはらしの里畑	9/25	10:00～12:00	事前申込 （沢田湧水ネイチャーハウス）	延期：9/26	無料	20名	沢田湧水地で育てた稲の刈取りと、おだ掛けの体験を行います。
詳細協議書 提出予定	継続	コキアカーニバル	＜ボランティアまつり＞ 古民家で布絵の昔語り	主催イベント	古民家（奥の屋）	10/3	①13:00～ ②14:00～	当日受付	中止	観覧無料	各回10名	昔懐かしいお話や茨城県に伝わる民話を、語りで紹介します。
詳細協議書 提出予定	継続	コキアカーニバル	＜ボランティアまつり＞ 古民家で紙芝居	主催イベント	古民家（奥の屋）	10/3	11:00～	当日受付	中止	観覧無料	10名	茨城県に古くから伝わるお話等を、紙芝居で楽しくご紹介します。
詳細協議書 提出予定	継続	コキアカーニバル	＜ボランティアまつり＞ 丸皿でブローチづくり	主催イベント	古民家（主屋）	10/3	①10:00～12:00 ②13:00～15:00	当日受付	中止	100円	各回10名	丸皿で毛糸を織って色鮮やかなブローチを作ります。

令和3年度 9～11月 行催事 実施計画書（案）（きて、みて、さわって コキアカーニバル 10/2～10/31）

【予算】●公園運営維持管理費（行催事費）：支出／会場設営費・運営費・諸材料費等 1式 ＝　　円 ●公益事業費（行催事費）：収入／参加費 1式 ＝　　円 支出／材料費 1式 ＝　　円 ●自主事業費：支出／会場設営費・運営費・諸材料費等 1式 ＝　　円 【安全管理対策】国営ひたち海浜公園安全管理マニュアルに従い、安全管理に万全を期す。

【協議】	【新規・継続】	【行事区分】	【イベント名】	【主催区分】	【場所】	【実施日】	【実施時間】	【受付】	【雨天時】	【参加費】	【定員】	【内容】
	新規	コキアカーニバル	ちぎり絵を楽しもう！	主催イベント	古民家（主屋）	10/9	①10:00～ ②11:00～ ③13:00～	事前申込	実施	800円	各回8名	一枚一枚丁寧に作られた華麗で趣ある手漉き和紙を使って、秋を代表する花「コスモス」または、コキアマスコットキャラクター「ふわりん＆もこ太」を描く、ちぎり絵の体験教室を開催します。
	継続	定例イベント	＜茨城農文化体験＞ おいもを掘ろう（芋掘り体験）	主催イベント	みはらしの里畑	10/9	①10:30～11:15 ②11:15～12:00	事前申込	延期：10/10	300円	各回20名	茨城県の特産品であるさつまいもについて学んだ後、みはらしの里の畑で育てた芋掘りを体験します。掘ったおいもはお持ち帰りいただきます。
	新規	定例イベント	＜かんたん陶芸体験＞ ネモフィラのミニプランターづくり	主催イベント	グリーン工房	10/9	①10:30～ ②13:30～	事前申込	実施	2,000円	各回12名	土に触れ、創作の楽しみを味わえる陶芸体験教室。ネモフィラの播種時期に合わせて、玄関やリビングを彩るミニプランターを作陶します。
	継続	コキアカーニバル	筑波山がまの油売り口上	主催イベント	古民家（奥の屋）前庭	10/16・10/20	①10:30～ ②11:30～ ③13:00～ ④14:00～	自由観覧型	中止	観覧無料	なし	茨城県の伝統芸能であり、「サァーサァーお立ち会い」ではじまる、大道芸「がまの油売り口上」を披露します。
	継続	定例イベント	古民家で紙芝居	主催イベント	古民家（奥の屋）	10/17・11/21 （毎月第3日曜日）	①11:00～11:30 ②13:00～13:30	当日受付	実施	観覧無料	各回10名	茨城県に古くから伝わるお話等を紙芝居で楽しくご紹介します。
	継続	定例イベント	＜茨城農文化体験＞ お米の脱穀体験	主催イベント	みはらしの里畑	10/17	10:00～12:00	当日受付	延期：10/24	無料	100名	昔懐かしの足踏み脱穀機により沢田湧水地でとれたお米を脱穀し、手動のとうみでお米を選別します。
	新規	コキアカーニバル	和太鼓演舞	主催イベント	古民家（奥の屋）前庭	10/23	①11:00～ ②14:00～	自由観覧型	中止	観覧無料	なし	伝統的な古民家の前で、和太鼓の賑やかで迫力ある演舞を披露します。
	新規	コキアカーニバル	薔薇色の和ろうそくづくり	主催イベント	古民家（主屋）	10/30	①10:30～ ②13:30～	事前申込	実施	800円	各回10名	バラの染料とアロマオイル、ハゼの実から搾り取った木蝋を使って、「ジャパンワックス」とも呼ばれる日本古来の和ろうそくをつくります。
	継続	定例イベント	＜かんたん陶芸体験＞ 縁起物の陶人形づくり	主催イベント	グリーン工房	11/7	①10:30～ ②13:30～	事前申込	実施	1,500円	各回12名	土に触れ、創作の楽しみを味わえる陶芸体験教室。新年の門出を祝うお正月飾りとして、干支（寅）またはダルマ、フクロウの陶人形を作陶します。
	継続	定例イベント	コキアでホウキづくり	主催イベント	古民家（主屋）前庭	11/20	①10:00～ ②10:45～ ③11:30～	事前申込	中止	300円	各回10名	別名「ほうき草」と呼ばれるコキアを使って、軽くて使い勝手のよいミニほうきを作ります。
	継続	定例イベント	＜茨城農文化体験＞ 干しいもづくり体験	主催イベント	古民家（主屋）	11/28	①10:00～11:00 ②11:30～12:30	事前申込	実施	1,200円/組	各回4組 （1組4名まで）	みはらしの里の畑で収穫したお芋を使って、ひたちなか市の特産品である干し芋を作ります。
詳細協議書提出済	新規	定例イベント	＜元気アップ！ヨガ・ピラティスプロジェクト＞ 野外スタジアムでナイトヨガ	共催イベント	ひたちなか市総合運動公園	9/4	19:00～20:00	事前申込	中止	500円	100名	「夜空と大地のエネルギーを感じながら癒しの時間を楽しむ」と題し、残暑厳しい時期に夜の静けさと涼しさを味わってもらうとともに、陸上競技場の多様な利活用を促進します。
	新規	定例イベント	開園30周年記念写真展	主催イベント	テラスハウス	9/18～10/9	9:30～17:00	自由観覧型	実施	無料	なし	開園30周年を記念して、これまでフォトパートナーが撮影してきた様々な公園の風景をご紹介する写真展を開催します。
詳細協議書提出済	新規	定例イベント	＜元気アップ！ヨガ・ピラティスプロジェクト＞ 大空と新緑のリフレッシュヨガ	共催イベント	大草原	9/18	10:00～11:00	事前申込	中止	1,000円	100名	「自然のエネルギーを感じながらリフレッシュ」と題し、大草原の広々とした空間と芝生の緑を感じられるリラックスしたひとときをすごしていただきます。
詳細協議書提出済	新規	定例イベント	＜元気アップ！ヨガ・ピラティスプロジェクト＞ 親子ピラティス＆食育講座	共催イベント	グリーン工房および工房前広場	9/25	10:00～11:00	事前申込	中止	2,000円	20組40名	「親子でピラティスを楽しみながら、運動と食を通じた身体づくりをサポート」と題し、運動と食育を推進するとともに、親子がより触れ合う機会を創出します。
別途協議書提出予定	継続	コキアカーニバル	＜ボランティアまつり＞ スイセンクイズ	主催イベント	みはらしの里	10/3	①10:00～12:00 ②13:00～15:00	当日受付	中止	無料	各回50名	スイセンにまつわるクイズを出題し、正解者にはスイセンの球根をプレゼントします。
別途協議書提出予定	新規	コキアカーニバル	＜ボランティアまつり＞ ノルディックウォーキング体験	主催イベント	みはらしの里	10/3	①10:00～12:00 ②13:00～15:00	当日受付	中止	無料	各回20名	専用ポールを使って全身運動、リハビリ、転倒予防につながるノルディックウォーキングの体験会を行います。
	新規	コキアカーニバル	ひたち海浜公園 歴史探訪クイズラリー	自主イベント	園内各所	10/11～31の内 10日間程度	9:30～17:00	自由参加型	実施	無料	なし	今年開園30周年を迎える「ひたち海浜公園」の歴史や魅力にふれるクイズラリーを実施します。
詳細協議書提出予定	継続	コキアカーニバル	吹奏楽カーニバル	自主イベント	水のステージ	10/17	10:30～15:25	自由観覧型	中止	観覧無料	なし （同時滞在 3,000名以内）	茨城県吹奏楽連盟から推薦された、中学校・高等学校の吹奏楽部（全4団体）による、マーチングバンドの迫力ある演奏会を開催します。
詳細協議書提出予定	継続	コキアカーニバル	ひたちなか秋のPRの日	主催イベント	水のステージ周辺	10/24	9:30～15:30	自由参加型	実施 ※荒天中止※	無料	なし	ひたちなか地区の観光PRコーナーや各種体験コーナー、見学バスツアーなど、近隣地域の魅力に触れて、体験いただくブースを出展します。
詳細協議書提出予定	新規	コキアカーニバル	IBARAKI パフォーマンス FESTIVAL	自主イベント	水のステージ	10/24	10:00～15:40	自由観覧型	中止	観覧無料	なし （同時滞在 3,000名以内）	大きな半紙に大きな筆を使って、芸術的に文字を書く「書道パフォーマンス」や各パートが折り重なり、幾重にも重なった歌声が紡ぐ「混声合唱」など、茨城県内で活躍する団体が、各種パフォーマンスを繰り広げます。また、スペシャルゲストとして、神奈川県より一輪車競技団体を招き、陸上のフィギュアスケートと称される演技を披露します。
詳細協議書提出済	新規	コキアカーニバル	ノルディックウォーキングガイドツアー	主催イベント	砂丘エリア周辺	10/30	10:00～11:30	事前申込	中止	500円	30名	初心者を対象にノルディックウォーキングの歩き方の基本を学んでいただき、約3kmのコースを砂丘エリアの自然環境の魅力を中心に公園ガイド付きで楽しんでいただきます。
	継続	コキアカーニバル	オータムローズコンサート	自主イベント	常陸ローズガーデン	10/31	①11:00～ ②14:00～	自由観覧型	中止	観覧無料	なし	バラに包まれた癒しの空間で、豊かな花の香りとともに、そよかぜにのる音色が心地よい、ピアノとヴィオラの演奏会を開催します。
詳細協議書提出予定	継続	定例イベント	サイクリングDEひたちなか	共催イベント	市内・園内各所	11/27	8:30～15:30	事前申込	実施 ※荒天中止※	5,000円	250名	国営ひたち海浜公園をスタート・ゴールとして、ひたちなか市の風光明媚な景色やグルメをサイクリングを通じて満喫していただきます。

別添２５

ボランティア規約等

「国営ひたち海浜公園パークパートナー」に関する規約

（規約）

第１条

この規約は「国営ひたち海浜公園パークパートナー」(以下「パークパートナー」という)の活動に関し、必要な事項を定めるものである。

（事務局）

第２条

「パークパートナー」の事務局は、ひたち公園管理センター（以下「管理センター」）におく。

（目的）

第３条

市民参加による国営公園事業の推進および市民の生涯学習に資することを目的とする。

（分科活動）

第４条

「パークパートナー」は、活動目的に応じて、分科活動を行う。

（名称）

第５条

「国営ひたち海浜公園パークパートナー」と称する。

活動目的に応じた分科活動においては、「管理センター」と「パークパートナー」により別途「名称」を定めるものとする。

（活動内容）

第６条

活動日、活動時間、活動対象、活動内容については「管理センター」と「パークパートナー」との協議により別途定める。

活動予定を定期的に管理センターに提出する。

毎年度の活動報告を管理センターに提出する。

（開園前入園）

第７条

パークパートナーの活動時間は、原則として開園時間内とするが、活動準備のために開園

前入園をすることができる。開園前入園については、別途定める「パークパートナー活動細則」による。

（パートナーの活動にかかる諸費用）

第 8 条

1. パークパートナー活動への参加費は無料とする。
2. パークパートナーの活動に対する手当、交通費等は無償とする。
3. パークパートナーの活動を目的とする本人の来園については、入園料金、駐車料金ともに免除することができる。また開園時間前入園のための駐車は同様に免除することができるが、台数に限りがあるため、事前に管理センターと調整する。入退園の際には、必ずパートナー証を持参し、公園職員に提示する。提示がない場合には入園料を徴収する場合がある。
4. 活動に必要な施設、道具、消耗品類のうち、協議によって管理センターが承諾したものは、管理センターが用意する。
5. シーサイドトレインについては、別途定める「パークパートナー細則」により、パークパートナーの活動に必要な乗車は料金を免除することができる。
6. 分科活動においては、管理センターとの協議の上、年会費を定めることができる。年会費の徴収、運用については、分科会活動において主体的に行うものとし、管理センターは関与しない。
7. 管理センター内コピー機、ファックス送信機、清掃用具類等は、活動の必要に応じて使用することができる。

第 9 条

パークパートナーとして活動しようとする者は管理センターが定めた保険に加入するものとする。費用及び手続きについては、管理センターと協議して決定する。

（入会、脱会、登録）

第 10 条

1. 新規入会の受付は原則として公募とする。会員としての登録期間は 4 月から 3 月までの 1 年間とし、入会初年度は入会日から入会年度の末までとする。
2. 本会に入会及び継続しようとするものは原則として妨げないが、管理センター担当者の面談の後、各分科会役員及び管理センターの承認を必要とする。（スクールパートナー、登録ボランティアを除く）
3. パークパートナーとして活動実態がないなど、著しく不適当であると管理センターが判断した者について、各分科会役員及び管理センターが協議の上、登録抹消とすることができる。

（パートナー証）

第 11 条

1. パークパートナーに登録した者については、「管理センター」より「パートナー証」を貸与する。パークパートナーの活動の際には、必ず「パートナー証」を持参し、人に見えるように身につけておくものとする。
2. 入退園、シーサイドトレインの乗車の際には、必ず「パートナー証」を提示する。
3. 「パートナー証」は、他人に貸与または譲渡することはできない。退会した場合には、速やかに管理センターに返却すること。

（遵守すべき法令、禁止行為等）

第 12 条

日本国の法律や茨城県の条例等はもちろんのこと、本公園での活動については特に以下を遵守しなくてはならない。

1. 都市公園法、国有財産法等の本公園の関連法規。
2. 管理センターが別途定めたルールや手続き等
3. 危険を伴う行為や道具類の使用は管理センターに申請し、管理センターの許可･指導のもとに行う。行為や道具類の具体的対象は協議の上決定する。
4. 活動で発生した植物および土壌等の材料、その他公園の所有するものを許可なく持ち出すことはできない。
5. 参加者名簿（個人情報）は、パークパートナー活動の諸連絡以外に用いることは禁ずる。

（分科活動パートナー規約）

第 13 条

分科会活動を行うパークパートナーについては、「管理センター」と「パークパートナー」との協議の上、規約細則を定めるものとする。

（分科会総会、役員）

第 14 条

分科会全会員による総会を毎年開催する。活動内容及び経理の報告と、次期の活動予定と予算を報告し、承認を得るものとする。

また、役員として代表 1 名、副代表 1 名以上、監査役等の役員を選出する。在任期間は当該期の 1 年間とする。役員の選出は、再任を妨げない。役員は適宜役員会を開催することができる。

役員の名称、人数は各パートナーで別途定めるものとする。

（規約の改正）

第 15 条

本規約の改正については、分科会総会及び管理センターの承認が必要である。また、緊急に

改正が必要と管理センターが判断した場合は、役員会の承認を得て、改正することが出来る。

（解散）

第 16 条

分科会を解散する場合は総会で決定し、管理センターの承認を得る必要である。また、管理センターが、本会が国営公園事業にそぐわないと判断した場合は、分科会を解散させることができる。

令和 4 年 4 月 1 日改正

国営ひたち海浜公園パークパートナー活動細則

（開園前入園）

第１条

開園前入園については、次の２つの場合を想定する。

1. ９時前の入園

大きな行事等で、駐車場がオープンする９時前に入園する場合は、公園事務所前より入園するものとする。駐車場に限りがあるため、必ず管理センタースタッフと協議を行い、承認を受けてから入園するものとする。

2. ９時から９時半の入園

パークパートナーは、活動準備のため、９時から９時半の間に各ゲートより入園できるものとする。ただし、駐車場スタッフやゲートスタッフの準備が整い次第入園できるものとする。

3. 開園前入園の際は、パートナー証を必ず持参し、ゲートスタッフに提示する。

（シーサイドトレインの利用）

第２条

1. パークパートナーは、パークパートナー活動日にシーサイドトレインを無料で利用することができる。この際、パートナー証を提示するものとする。

2. 利用にあたっては、職員の指示に従い、混雑時を避け、一般来園者の利用を妨げないようにするものとする。

（自転車の利用）

第３条

活動地への移動については、自転車の貸し出しを可とする。ただし、サイクリングロードのみとする。数量に限りがあるため、事前に管理センターに相談の上、決定する。

令和４年４月１日改正

国営ひたち海浜公園パークパートナー表彰規程

（目的）

第１条

この規程は、国営ひたち海浜公園パークパートナー（以下「本会」という。）が、多年にわたりひたち海浜公園の運営、自然環境の保護等に貢献し、その業績が特に顕著な、パークパートナー（以下「会員」という。）に対し、その功績を顕彰し、その労苦に報いることを目的とする。

（表彰の種類）

第２条

表彰の種類は、次の２種とする。

1. パークパートナー10 年表彰
2. 代表功労賞

（表彰の資格）

第３条

本会は、次の各号に該当する者を表彰の対象とする。

1. 前条第１号に規定する表彰の対象者は、次の２項目に該当する者とする。
   イ　本会に登録して活動継続年数が 10 年経過した会員
   ロ　過去２年において特別な理由のない限り積極的に活動している会員であること
2. 前条第２号に規定する表彰の対象者は、次の２項目に該当する者とする。なお、再表彰を妨げない。
   イ　本会各部会において代表に着任し活動継続年数が５年経過、及びそれに準じた会員
   ロ　過去２年において特別な理由のない限り積極的に活動している会員であること

（表彰の除外）

第４条

前条の規定にかかわらず、本会は、次の各号のいずれかに該当する者をこの規程による表彰の対象外とする。

1. 過去において、本会の表彰を受けた者

（表彰の時期）

第５条

表彰の時期及び場所は、原則として次のとおりとする。

1. 第３条第１号および第２号の表彰は、本会交流会の場等において表彰を行うものとする。

（表彰の内容）

第 6 条

表彰の内容は、次のとおりとする。

1. 第 3 条第 1 号、第 2 号の表彰は、感謝状を授与し、その氏名及び功績を公表する。
2. 第 3 条第 1 号、第 2 号の表彰は、副賞を添えることができる。

（受賞者の決定）

第 7 条

1. 第 2 条第 1 号に規定する表彰候補者の授賞の決定は、ひたち公園管理センターの承認を得て行うものとする。
2. ひたち公園管理センターは、前項の受賞者名簿を本会連絡協議会に報告するものとする。

（運営）

第 8 条

この規程に定めのない事項については、本会連絡協議会に諮り決定するものとする。

（規程の改廃）

第 9 条

この規程の改廃は、本会連絡協議会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、制定の日から施行する。ただし、平成 18 年 4 月 1 日に遡って適用する。（平成 28 年 4 月 1 日制定）

附 則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 4 月 1 日改正

国営ひたち海浜公園ハーブパートナー規約

（規約細則）

第１条

この規約細則は、「国営ひたち海浜公園ハーブパートナー」（以下「ハーブパートナー」）の活動に関し、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第２条

ハーブの栽培や利用方法等について体系的に学び、知識の向上やハーブ全般の積極的な利用を通し、ハーブに愛情を持つ人を育成し、ハーブガーデンの手入れやその素材を利用した活動を行うことで、ハーブガーデンの質の向上、ひいてはお客様へのサービス向上を目的とする。

（名称）

第３条

「国営ひたち海浜公園ハーブパートナー」とする。

（活動内容）

第４条

1. ハーブに関する多分野にわたる学習の実施
2. 香りの谷の修景や維持管理作業の実施
3. お客様への積極的な啓発活動
4. ハーブに関連したイベントの実施と協力
5. その他、目的に合致した活動

（活動日）

第５条

原則として毎週月曜日に定期活動日を定める。

（活動対象）

第６条

活動対象は、園内「香りの谷」周辺およびグリーン工房とする。

令和４年４月１日改正

分科活動パートナー規約細則

国営ひたち海浜公園記念の森パートナーズ規約

（規約細則）

第１条

この規約細則は「国営ひたち海浜公園記念の森パートナーズ」（以下「記念の森パートナーズ」という）の活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条

「記念の森散策路」の特性を活かし、魅力ある花風景を創出するため、プランニングから施工、維持管理の補助活動を行うことを目的とする。

（名称）

第３条

「国営ひたち海浜公園記念の森パートナーズ」とする。

（活動内容）

第４条

1. 記念の森の修景や維持管理補助作業の実施
2. お客様への積極的な啓発活動
3. 記念の森に関連したイベントの実施と協力
4. その他、目的に合致した活動

（活動日）

第５条

原則として毎週木曜日に定期活動日を定める。

（活動対象等）

第６条

活動対象は記念の森散策路を主体とした「記念の森」とする。

令和４年４月１日改正

分科活動パートナー規約細則

国営ひたち海浜公園野生植物パートナー規約

（規約細則）

第１条

この規約細則は「国営ひたち海浜公園野生植物パートナー」（以下「野生植物パートナー」という）の活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条

公園内に自生する貴重な野生植物の保全と市民への啓発活動を目的とする。

（名称）

第３条

「国営ひたち海浜公園野生植物パートナー」とする。

（活動内容）

第４条

1. 公園内に自生する貴重な野生植物の保護・育成・増殖活動
2. 育成した植物の展示・解説案内・イベントの実施と協力等による市民への啓発活動
3. 主な活動場所である砂丘エリアの維持管理作業
4. その他、目的に合致した活動

（活動日・活動時間）

第５条

原則として毎週金曜日に定期活動日を定める。

（活動対象）

第６条

活動対象は主に海浜・砂丘部、樹林地とし、その他管理センターが指定した地域とする。

平成 18 年 1 月 1 日制定

分科活動パートナー規約細則

国営ひたち海浜公園里山パートナー規約

（規約細則）

第１条

この規約細則は「国営ひたち海浜公園里山パートナー」（以下「里山パートナー」という）の活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条

オオウメガサソウ等の希少な生物の生育する里山林を健全な樹林として保全、育成する活動を行う。

（名称）

第３条

「国営ひたち海浜公園里山パートナー」とする。
名称は、「管理センター」と「里山パートナー」との協議により決定する。
両者の承認のもとに名称を変更することができる。

（活動内容）

第４条

1. オオウメガサソウ生育地の調査活動
2. ひたちなか自然の森等の管理活動
3. お客様への積極的な啓発活動
4. お客様への環境学習指導
5. 企業 CSR 活動のサポート
6. その他、目的に合致した活動

（活動日）

第５条

原則として月２回以上活動する。活動日は原則、木曜日とする。

（活動対象等）

第６条

活動対象は、ひたちなか自然の森及び未開園区域とする。

令和４年４月１日改正

国営ひたち海浜公園フォトパートナー規約

（規約細則）

第１条

この規約細則は「国営ひたち海浜公園フォトパートナー」（以下「フォトパートナー」という）の活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条

国営ひたち海浜公園の花風景や行事などの魅力を来園者に伝えるための写真の撮影を行うとともに、来園者を対象とした写真教室等を開催する。

（名称）

第３条

「国営ひたち海浜公園フォトパートナー」とする。

（活動内容）

第４条

1. ひたち海浜公園の四季折々の風景の撮影
2. フォトパートナー写真展への協力
3. 写真教室の開催
4. 海浜公園のカレンダー、ポスター等作成への協力
5. HP 作成への協力
6. 海浜公園のイベント時の写真撮影への協力
7. 国営ひたち海浜公園の案内

（活動日）

第５条

活動日は、特に定めないが、活動簿にて活動報告を行う。

（活動時間）

第６条

活動時間は、開園時間内とするが、開園前の風景の撮影のため、開園時間外に必要に応じて入園できるものとする。

（活動対象等）

第７条

公園全域を対象とする。公園内の撮影のため、必要に応じてプレジャーガーデン観覧車を利用できるものとする。利用する場合は、あらかじめ管理センター職員に連絡をする。

（入園）

第８条

公園内の撮影のため、ひたち公園管理センターから入園できるものとする。

令和４年４月１日改正

国営ひたち海浜公園スイセンガイド規約

（規約細則）

第１条

この規約細則は「国営ひたち海浜公園スイセンガイド」（以下「スイセンガイド」という）の活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条

国営ひたち海浜公園におけるスイセンの見ごろに、来園者に対し、スイセンのガイドを行うとともに、来園者とのコミュニケーションを通じて、公園の魅力を伝え、楽しい時を過ごしていただく。

（名称）

第３条

「国営ひたち海浜公園スイセンガイド」とする。
名称は、「管理センター」と「スイセンガイド」との協議により決定する。
両者の承認のもとに名称を変更することができる。

（活動内容）

第４条

1. スイセンの案内
2. 来園者とのコミュニケーション
3. 公園の魅力の発信

（活動日）

第５条

スイセンの見ごろの期間およびその準備期間（研修等）とし、スイセンの見ごろ期間以外は花壇の手入れ等、月１回程度とする。

（活動対象等）

活動対象は「スイセンガーデン」とする。

令和４年４月１日改正

国営ひたち海浜公園パークアテンダントガイドボランティア規約

（規約細則）

第１条

この規約細則は「国営ひたち海浜公園パークアテンダントガイドボランティア」（以下「ガイドボランティア」という）の活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条

国営ひたち海浜公園において、来園者に対し、公園の魅力を伝え、ガイドを行うとともに、来園者とのコミュニケーションを通じて、楽しい時を過ごしていただくことを目的とする。

（名称）

第３条

「国営ひたち海浜公園パークアテンダントガイドボランティア」とする。
名称は、「管理センター」と「ガイドボランティア」との協議により決定する。
両者の承認のもとに名称を変更することができる。

（活動内容）

第４条

1. 年間を通じた公園の案内、公園の魅力の発信
2. 来園者とのコミュニケーション
3. パークアテンダントガイドマップの作成
4. 花修景、公園知識等の研修への参加
5. 公園の魅力を高めるための植栽活動等
6. 公園の魅力と掲示

（活動日）

第５条

管理センターとパートナーが協議して決定する。
原則として土、日の午前、午後（シフト制）
平日の予約日（登録制）

（活動対象等）

第６条

活動対象は「園内全域」とする。

令和４年４月１日改正

国営ひたち海浜公園砂丘美化パートナー規約

（規約細則）

第１条

この規約細則は「国営ひたち海浜公園砂丘美化パートナー」（以下「砂丘美化パートナー」という）の活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条

ひたち海浜公園に協力してひたち海浜公園内の環境美化、及びそれに準ずる作業をボランティア活動として行い、もって会員の健康に寄与するものとする。

（名称）

第３条

「国営ひたち海浜公園砂丘美化パートナー」とする。
名称は、「管理センター」と「砂丘美化パートナー」との協議により決定する。
両者の承認のもとに名称を変更することができる。

（活動内容）

第４条

本会は環境美化＆整備活動を原則とし、海浜公園側の指示を仰ぎ海浜公園側と協力して行う。

（活動日）

第５条

厳寒期の１月と２月を除き、毎月１回定期的に活動する。定期活動日は、毎月第２木曜日とする。雨天は中止とする。

（活動対象）

第６条

砂丘部（沢田湧水、砂丘散策路等）を活動対象とする。

（構成）

第 7 条

本会は第 2 条の目的に賛同される方をもって構成する。

（役員）

第 8 条

1. 本会には次の役員を置く。

代　　表　　1 名

副 代 表　　2 名（代表の意思で増員や指名ができる）

会　　計　　2 名

会計監査　　1 名

2. 役員の任期は 1 年とし、その再任は妨げない。

（会議）

第 9 条

1. 年 1 回の定期総会を実施し、活動方針、会計報告、役員人事、会則の追加変更などを審議し、出席者の過半数をもって議決する。
2. 役員会は代表の判断で適宜開催できる。

（会計）

第 10 条

1. 年会費として一人 500 円を徴収し、通信費など活動に役立てる。
2. 会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日をもって終るものとする。

平成 23 年 12 月 1 日制定

国営ひたち海浜公園みはらしの里パートナー規約

（規約細則）

第１条

この規約細則は、「国営ひたち海浜公園みはらしの里パートナー」（以下「みはらしの里パートナー」）の活動に関し、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第２条

「なつかしい村の風景と活動」を整備テーマとする「みはらしの里」において、囲炉裏の火焚き、清掃、古民家の案内などの管理運営を担うとともに、農事、生活、食等、地域の風土、文化を育み、継承し、来園者とともになつかしさのある活動を楽しむことを目的とする。

（名称）

第３条

名称は、「管理センター」と「みはらしの里パートナー」との協議により決定する。「国営ひたち海浜公園みはらしの里パートナー」とする。両者の承認のもとに名称を変更することができる。

（活動内容）

第４条

活動内容については、主に次のような内容を行う。

（日常的な活動）

1. 囲炉裏、かまどの火焚き
2. 古民家の清掃
3. 屋敷内の管理清掃、用具類の手入れ
4. 古民家およびみはらしの里の案内

（行事として行う活動）

5. 農事
6. 生活
7. 年中行事、文化行事
8. 食文化
9. みはらしの里にふさわしい民間伝承や伝統芸能などの研鑽と披露
10. 国営ひたち海浜公園内の自然や産物を活用した染めと織などの活動

（活動日・活動時間）

第 5 条

活動日は、開園日とし、パートナーが交代制で行う。活動時間は、9 時 30 分から閉園 1 時間前の間とし、季節等に応じて「管理センター」と「みはらしの里パートナー」が協議して決定する。

（活動対象）

第 6 条

活動対象は、みはらしの里とする。

（みはらしの里パートナー内グループ活動）

第 7 条

みはらしの里パートナーは、民間伝承や伝統芸能等の披露、体験などの提供についてのグループ活動を行うことができる。グループ活動は、みはらしの里パートナー〇〇〇〇の名称を使い、代表、副代表等を決めて活動できる。詳細は、各グループの規約細則による。規約細則は、ひたち公園管理センターとみはらしの里パートナー各グループで協議する。

グループの代表は、みはらしの里パートナーリーダー会議に出席する。

平成 22 年 10 月 1 日制定

国営ひたち海浜公園　みはらしの里パートナー常陸みんわの会規約

（規約細則）

第１条

この規約細則は「国営ひたち海浜公園みはらしの里パートナー　常陸みんわの会」（以下「みんわの会」という）の活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条

ひたち海浜公園に協力してひたち海浜公園古民家において民話や昔話を披露する行事をボランティア活動として行い、本公園における民話の文化を育てていくものとする。

（活動内容）

第３条

本会は、みはらしの里パートナーの活動を基本に、次のような活動を行うものとする。国営ひたち海浜公園内における活動を原則とする。

1.　年間を通じて公園内での昔語り行事の開催

（活動日）

第４条

みんわの会としての活動は、毎月１回定期的に行う。定期活動日は、毎月第２土曜日とする。

平成25年3月1日制定

国営ひたち海浜公園　みはらしの里パートナー　染めと織りの会規約

（規約細則）

第１条

この規約細則は「国営ひたち海浜公園 みはらしの里パートナー染めと織りの会」（以下「染めと織りのパートナー」という）の活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条

ひたち海浜公園に協力して、ひたち海浜公園古民家において本公園内に生育する植物等の自然素材を活かした伝統的な手法による染めと織りに関わる体験行事を開催し、来園者とのコミュニケーションを深め、公園内における染めと織の文化を育むものとする。

（活動内容）

第３条

本会は、国営ひたち海浜公園内における活動を原則とする。

1. 年間を通じて公園内での染めと織りに関わる行催事の開催
2. 染めと織りに関わる勉強会の実施

（活動日）

第４条

染めと織の会としての活動は、毎月２回定期的に行う。定期活動日は、毎月第１および第３土曜日とする。

平成25年3月1日制定

分科活動パートナー規約細則

国営ひたち海浜公園沢田湧水地パートナー規約

（規約細則）

第１条

この規約細則は「国営ひたち海浜公園沢田湧水地パートナー」の活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条

国営ひたち海浜公園において、来園者に対し、沢田湧水地の魅力を伝え、ガイドを行うとともに、沢田湧水地を快適に安全でまた生物多様性の観点から正しい利用が出来るように活動する。

（名称）

第３条

「国営ひたち海浜公園沢田湧水地パートナー」とする。

名称は、「管理センター」と「沢田湧水地パートナー」との協議により決定する。
両者の承認のもとに名称を変更することができる。

（活動内容）

第４条

1. 沢田湧水地の魅力を伝えるガイドを行う。
2. 来園者とのコミュニケーションを通じて来園者へのおもてなしを行う。
3. イベントの運営及びその補助、調査活動の運営及びその補助を行う。
4. 日常的な清掃、管理活動を行う。
5. 沢田湧水地ビジターセンターの日常的な清掃・管理活動を行う。
6. 定期的に講座へ参加し、知識欲や知的探究心を磨く。

（活動日）

第５条

管理センターとパートナーが協議して決定する。

原則として土、日、祝日の午前、午後とする。

（活動対象等）

第６条

活動対象は園内「沢田湧水地」とする。

令和４年４月１日改正

国営ひたち海浜公園ＢＭＸパートナー規約

（目的）

第１条

1. 本規約は、ＢＭＸパートナー活動の円滑な運営を図るとともに当該活動を通じて国営ひたち海浜公園の管理運営に資することを目的に必要な事項を定めるものとする。
2. 本規約に記載されていない事項は、別途「国営ひたち海浜公園　ＢＭＸパートナー　活動要項」に定めるものとする。

（名称）

第２条

本ボランティアは、「国営ひたち海浜公園ＢＭＸパートナー」（以下「本会」という。）と称する。

（構成及び資格）

第３条

1. 本会は、会員（以下「パートナー」という。）をもって構成する。
2. パートナーは、ひたち公園管理センター（以下「管理センター」という。）が認定した者とする。

（事務局）

第４条

事務局は管理センター企画運営課に置く。

（代表と副代表の設置）

第５条

1. 本会に、代表１名と副代表１名を置く。
2. 代表は本会を代表し、管理センター、パートナー間の連絡調整を行うとともに、活動内容の策定及び技術指導を行う。
3. 副代表は、代表を補佐するとともに、代表が活動できない場合に代わって活動する。
4. 代表と副代表は、パートナーの推薦により管理センターが認定する。

（活動内容）

第６条

1. 本会は、国営ひたち海浜公園において、一般社団法人全日本ＢＭＸ連盟及び茨城県ＢＭＸ協会と協力して、ＢＭＸ関連行催事（ＢＭＸスクール、チャレンジ・ザ・ＢＭＸ、大

会等）の円滑な運営を行うとともに、ＢＭＸコース（以下「コース」という。）のメンテナンス作業を行う。

2. 本会の活動内容は、次の各号に掲げる事項とする。

一　パートナーミーティングの開催

ニ　ＢＭＸ関連行催事（ＢＭＸスクール、チャレンジ・ザ・ＢＭＸ、大会等）の運営協力

三　ＢＭＸコースのメンテナンス作業

四　その他ＢＭＸコース及び管理運営に関する管理センターへのアドバイス

（パートナー証の発行）

第７条

1. 認定されたパートナーには、パートナー認定証を発行する。
2. パートナー認定証の有効期間は、１年度内とし、必要に応じて更新を行う。ただし、パートナー活動以外には使用できないものとする。

（活動条件）

第８条

1. 本会の活動に当たっては、公園規則を遵守し、パートナーとして相応しい服装、言動、行動に十分配慮し、常にパートナー認定証を携帯することとする。
2. パートナー活動のための入退園は、原則南駐車場・中央ゲートからの入園とし、別途管理センターが許可するパートナーは、管理センター前ガードマンボックスを使用し、必ず管理センターに立ち寄った上で入園する。管理センターが許可する場合は入園許可証と車両マグネットを貸与し、ＢＭＸ管理棟前の駐車を認める。
3. 活動にあたっては、ＢＭＸ管理棟の職員に作業内容を共有し、コースに立ち入る場合は必ずビブスを着用することとする。
4. コースのメンテナンス作業にあたっては、安全第一の観点から、ライダーとの接触やパートナーが怪我をしないよう安全策を講じることとする。
5. コースのメンテナンス作業終了後は、ＢＭＸ管理棟の職員に作業実績を報告するとともに、ＢＭＸパートナー活動記録簿に活動実績を記入し、提出することとする。

（コースの維持管理協力）

第９条

1. 管理センターと共同し、専門的な知識を生かしながらコースのメンテナンス作業を行い、管理センターが担うコースの維持管理に協力する。
2. コースの改造・変更を行う必要がある場合は、管理センターと協議する。その場合、コースの安全面・走行面に十分考慮したコースとし、茨城県ＢＭＸ協会の監修のもとに、国際自転車競技団体のＢＭＸ競技規則競技場の基準を満たすものとする。

（保険）

第 10 条

パートナーは、管理センターが定めた「ボランティア活動保険」に加入することとし、費用の負担及び手続きについては、管理センターが担うものとする。

（免責等）

第 11 条

1. パートナーは、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。
2. パートナーが活動により被った損害や賠償責任にかかる補償の範囲は、第 10 条に規定する保険から支払われる金額を限度とする。

（個人情報の保護）

第 12 条

1. 管理センターは、パートナーの登録及びその活動を通して入手した個人情報については、適正に管理し、本制度の運用以外の目的に使用しないものとする。
2. パートナーは、活動により知り得た他人の個人情報については、その守秘に努めなければならない。

（その他）

第 13 条

改正その他の必要が生じた場合には、管理センターがこれを決定しパートナーに通知する。

令和 4 年 4 月 1 日改正

国営ひたち海浜公園 ＢＭＸパートナー　活動要項

（活動内容について）

第１条

1. パートナーは、パートナー活動を通じて、ＢＭＸスクール、チャレンジ・ザ・ＢＭＸ、大会等（以下「ＢＭＸ関連行事」という）の円滑な運営を図るための協力を行います。
2. 専門的な知識を生かしながら、コースのメンテナンス作業を行います。
3. 管理センターが担うコースの維持管理に係わる提言を行います。

（登録について）

第２条

パートナー登録できる者は、以下の条件を満たすものとします。

1. 「ＢＭＸレースの普及啓発に資するための活動」の意志を持ち、積極的に活動していただける者や茨城県ＢＭＸ協会、全日本ＢＭＸ連盟が推薦し、入会の必要性が認められる者とします。
2. パートナー登録を希望する者は、ＢＭＸパートナー登録申込書（様式第１号）を管理センターに提出するものとします。
3. パートナーの登録期間は、４月１日から翌年３月３１日までの１年間とします。ただし、年度途中 に登録した者は、申し込み後のボランティア活動保険加入日から加入年度末までとします。また、管理センター及びパートナー本人より特に申し出が無い場合、次年度以降は自動更新とします。

（パートナー証の発行）

第３条

1. 管理センターが認定したパートナーには、パートナー証を発行します。
2. パートナー証の有効期間は、1 年間とし、年度毎に更新します。また、退会時には必ずパートナー証を返却してください。
3. パートナー証は、パートナー活動以外での使用、及び他人に貸与・譲渡することはできません。

（活動日について）

第４条

1. 原則ＢＭＸ関連行催事の開催日とします。
2. 土日祝日については、コースのメンテナンス作業日として活動します。
3. 上記以外の日程については、別途パートナー代表を通じて管理センターの事務局に申し入れ、管理センターが必要と認めた場合は活動日とします。

（活動条件について）

第５条

1. パートナー活動にあたっては、公園規則を遵守し、パートナーとして相応しい服装、言動、行動に十分配慮し、常にパートナー証を携帯してください。
2. パートナー活動日にパートナー活動を目的とする本人の入園、及び駐車場の利用については､料金を免除とします。入園ゲート、及び駐車場料金所を通過する際、公園職員にパートナー証を提示し、本人確認を受けてください。提示がない場合は、料金を徴収する場合があります。
3. パートナー活動日には、ＢＭＸ管理棟職員にパートナー活動内容を報告し、必ずビブスを着用して活動してください。
4. 必ず活動記録簿に活動内容を記載してください。活動記録簿は、日々のパートナー活動の内容・人数を記録し、パートナー活動の成果を残すことに加え、万が一負傷した場合に保険適用の証拠となる重要な書類です。※別紙「ＢＭＸパートナー 活動記録簿」参照
5. コースのメンテナンス作業を通じて、懸念点や課題を発見した場合は速やかに BMX 管理棟職員に報告してください。

（コースメンテナンス作業について）

第６条

1. 作業にあたっては、ライダーの安全確保ならびに作業者の安全確保を第一に考え、安全が確保できない場合は作業を行わないようにしてください。
2. 作業エリアは、必ずＢＭＸ管理棟の公園職員に共有し、ライダーに対して作業を周知できる体制を構築してください。
3. 作業中は、コース上の該当エリアをトラバーコーン等を使用して封鎖して作業を行ってください。
4. コースに立ち入る際は、作業者の存在をライダーに認知させるために、必ずビブスを着用してください。

（ボランティア活動保険への加入、活動中のケガについて）

第７条

1. パートナーは、管理センターが定めたボランティア活動保険に加入します｡費用及び手続きについては、管理センターが請け負います。
2. パートナー活動中に負傷した際は、速やかにＢＭＸ管理棟職員及び管理センターへご報告ください。

（禁止事項）

第８条

1. パートナー活動日以外にパートナー証を使用しての不正利用。
2. 無断でのコースの改造・変更。

（登録の抹消）

第９条

管理センターは、パートナーが次のいずれかに該当するときは、この登録を取り消すことができます。

1. パートナーから退会の申し出があった場合。
2. 特段の事情がない限り、１年間に１度も活動に参加しなかった場合。
3. パートナーが死亡した場合。
4. パートナー活動日以外にパートナー証を使用しての不正利用を行った場合。
5. パートナー及び公園の信用を失墜する行為、活動上知り得た秘密の漏洩などパートナーとして不適格と認められる事実が発生した場合。
6. 病気、連絡不能、その他の理由により活動ができないと客観的に認められる場合。
7. その他、パートナーとして著しく不適当であると管理センターが判断した場合。

令和４年４月１日改正

BMXパートナー

活 動 記 録 簿

2022/4/23ver

日　　付	西暦　　年　　月　　日（　）	天気	
記録者名		活動時間	:　　～　　:
参加者数	名　※下記出席簿にチェックしてください		
活動内容	※コース整備、スクールの運営・内容等		

その他 特記事項	※コース状況、ケガ人の有無と状況、改善点等

※活動された方は、必ず下記に〇をしてください

●● ●●	●● ●●	●● ●●	●● ●●
●● ●●	●● ●●	●● ●●	●● ●●
●● ●●	●● ●●	●● ●●	●● ●●
●● ●●	●● ●●	●● ●●	●● ●●
●● ●●	●● ●●	●● ●●	●● ●●
●● ●●	●● ●●	●● ●●	●● ●●
●● ●●	●● ●●	●● ●●	●● ●●
●● ●●	●● ●●	●● ●●	●● ●●
●● ●●	●● ●●	●● ●●	●● ●●
●● ●●	●● ●●	●● ●●	
●● ●●	●● ●●	●● ●●	
●● ●●	●● ●●	●● ●●	
●● ●●	●● ●●	●● ●●	

【連絡先】　国営ひたち海浜公園　ひたち公園管理センター　電話：029-265-9001

国営ひたち海浜公園ローズパートナー規約

（規約細則）
第１条
　この規約細則は、「国営ひたち海浜公園ローズパートナー」（以下「ローズパートナー」）の活動に関し、必要な事項を定めるものである。

（目的）
第２条
　バラの栽培等について実際の栽培を通して栽培技術を学ぶとともに、バラに関する総合的な知識の向上を通し、バラに愛情を持つ人を育成し、ローズガーデンの手入れやローズガーデンの利用者サービス等の活動を行うことで、ローズガーデンの質の向上、ローズガーデンの魅力の向上を図ることを目的とする。

（名称）
第３条
　「国営ひたち海浜公園ローズパートナー」とする。

（活動内容）
第４条
1. バラに関する多分野にわたる学習の実施
2. ローズガーデンの修景や維持管理作業の実施
3. ローズガーデンの利用サービス等、お客様への積極的な啓発活動
4. バラに関連したイベントの実施と協力
5. バラの移植等に関する計画立案及び移植・植栽に関する活動
6. その他、目的に合致した活動

（活動日）
第５条
　定期活動日は、管理センターが指定した日とする。なお、パートナーが申請、了承された自主活動日とする。

（活動対象）
第６条
　活動対象は、園内「常陸ローズガーデン」とする。

令和４年４月１日改正

国営ひたち海浜公園ノルディックウォーキングパートナー規約

（規約細則）

第１条

この規約細則は「国営ひたち海浜公園ノルディックウォーキングパートナー」の活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条

国営ひたち海浜公園において、イベント参加者に対し、ノルディックウォーキングの歩行方法の指導や園内の自然・施設等各資源の魅力などを伝えるとともに、園内のトレイルコース（ノルディックウォーキングコース）の整備や管理を行い、イベント参加者が快適かつ安全に健康に役立つ運動が出来るように活動する。

（名称）

第３条

「国営ひたち海浜公園ノルディックウォーキングパートナー」とする。

名称は、「管理センター」と「ノルディックウォーキングパートナー」との協議により決定する。

両者の承認のもとに名称を変更することができる。

（活動内容）

第４条

1. ノルディックウォーキング定例イベントの運営
2. ノルディックウォーキング大会イベントの計画、運営とその補助
3. ノルディックウォーキングコースの計画、整備の補助
4. ノルディックウォーキングコースマップの等の作成とその補助
5. ノルディックウォーキング公認コースの申請にかかる支援
6. ノルディックウォーキングコース及び付帯施設の利用時の清掃、管理活動
7. 知識欲や知的探究心を磨くことを目的とした講座への参加

（登録条件）

第５条

以下の全ての条件を満たす者が、パートナーとして登録できるものとする。

1. ノルディックウォーキングの各団体のインストラクターの資格を有し、ノルディックウォーキング定例会イベントにおいて指導ができる者。
2. ノルディックウォーキングコースの計画、整備に協力できる者。

（活動日）

第 6 条

原則毎月第 4 木曜日の午前とし、変更・追加が必要な場合は、管理センターとパートナーが協議して決定する。

（活動対象等）

第 7 条

活動対象は公園利用エリアとする。

規約細則　補足

第 5 条で言う「インストラクター」とは、以下の各認定団体の資格及びより上位の資格を指す。

認定団体及び資格呼称

日本ノルディックウォーキング協会；インストラクター
日本ノルディックフィットネス協会；ベーシックインストラクター
日本ノルディック・ウォーク連盟；アグレッシブスタイルの公認指導員
日本ノルディックウォーキング振興会；ノルディックウォーキング指導士

令和 2 年 1 月 1 日制定

国営ひたち海浜公園登録パートナー規約

（規約）

第１条

この規約は「国営ひたち海浜公園登録パートナー」(以下「登録パートナー」という)の活動に関し、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第２条

市民参加による国営公園事業の推進および各団体等の奉仕活動・体験・学習に資することを目的とする。

（名称）

第３条

「国営ひたち海浜公園登録パートナー」と称する。

活動においては、「ひたち公園管理センター」(以下「管理センター」という)と「登録パートナー」により別途「名称」を定めるものとする。

（活動内容）

第４条

活動日、活動時間、活動対象、活動内容については「管理センター」と「登録パートナー」との協議により別途定める。

活動時には、活動内容等や活動予定者のすべての氏名を記載した活動予定表を管理センターに提出する。

管理センターの求めに応じ、活動報告を適宜提出するものとする。

（活動にかかる諸費用）

第５条

1. 「登録パートナー」の活動への参加費は無料とする。
2. 「登録パートナー」の活動に対する手当、交通費等は無償とする。
3. 「登録パートナー」の活動を目的とする本人の来園については、入園料、駐車料金ともに免除する。入退園の際には、代表者及び当日の責任者の管理のもと、団体の制服等の着用もしくはパートナー証を持参し、公園職員に提示する。団体の制服等の着用もしくは提示等がない場合には入園料を徴取する。
4. 活動に必要な施設、道具、消耗品類のうち、協議によって管理センターが承諾したものは、管理センターが用意する。

（活動に関わる保険）

第 6 条

「登録パートナー」の活動に関する保険は、各団体の保険によるものとする。

（パートナーの管理、登録抹消）

第 7 条

1. 「登録パートナー」の各パートナーの管理は各団体において行う。登録パートナーとしての登録期間は 4 月から 3 月までの 1 年間とし、入会初年度は入会日から入会年度の末までとする。
2. 登録パートナーとして著しく不適当であると管理センターが判断した者について、各団体に通知し、各団体は、直ちに登録パートナーから登録抹消するものとする。

（パートナー証及びその代替）

第 8 条

1. 「登録パートナー」に登録した者については、「管理センター」より活動時に「パートナー証」を貸与する。管理センターの判断によりパートナー証の代替えとして、各団体の制服等とする場合がある。
2. 「登録パートナー」の活動の際には、貸与した「パートナー証」を、必ず見えるように身につけておくか各団体の制服等を着用するものとする。
3. 「パートナー証」を貸与した場合には、活動終了後、速やかに管理センターに返却する。

（遵守すべき法令、禁止行為等）

第 9 条

日本国の法律や茨城県の条例等はもちろんのこと、本公園での活動については特に以下を遵守しなくてはならない。

1. 都市公園法、国有財産法等の本公園の関連法規。
2. 管理センターが別途定めたルールや手続き等
3. 活動で発生した植物および土壌等の材料、その他公園の所有するものを許可なく持ち出すことはできない。
4. 参加者名簿（個人情報）は、「登録パートナー」の活動の諸連絡以外に用いない。

（登録解除）

第 10 条

「登録パートナー」から登録から解除する場合は、管理センターの承認を得る。また、「登録パートナー」の活動が国営公園事業にそぐわないと判断した場合等は、管理センターは「登録パートナー」を登録から解除させることができる。

（個人での登録）

第 11 条

個人で登録パートナーに登録する場合は、以下の内容が団体での登録と異なるものとなる。

1. 管理センター担当者の面談の後、管理センターの承認を必要とする。
2. パートナーの名簿等の管理は、管理センターが行う。
3. 登録パートナーとして著しく不適当であると管理センターが判断した者について、管理センターが登録抹消するものとする。

平成 28 年 10 月 13 日改正

令和　　年　　月　　日

国営ひたち海浜公園登録パートナー申込書

団体名				
代表者	役　職			
	氏　名			
団体連絡先	住　所			
	電話番号			
担当者	氏　名		電話番号	
	Email			
パートナー名				
活動目的				
活動予定 場　所				
活動予定 内　容				
活動予定 時　期				
保険等	活動に該当する保険　　（　有　　無　）			
備　考				

国営ひたち海浜公園　ひたち公園管理センター　企画運営課　市民協働係　●●

TEL：029—265—9001　FAX：029—265—9339

Mail：hitachi-shimin@prfj.or.jp

令和　　年　　月　　日

国営ひたち海浜公園登録パートナー活動予定表

パートナー名					
活動日	令和　　年　　月　　日（　）		活動時間	：　～　：	
活動場所					
活動内容					
入園口			入園時刻		
準備入園	有・無	入園時刻		人数	人
		担当代表名		携帯電話	ー　ー
当日活動責任者	氏名			携帯電話	ー　ー
	Email：				
参加者数	名				

参加登録パートナー名簿　※所属等の欄に校外活動の場合は学年・組をご記入ください

	氏名	所属等		氏名	所属等
1			16		
2			17		
3			18		
4			19		
5			20		
6			21		
7			22		
8			23		
9			24		
10			25		
11			26		
12			27		
13			28		
14			29		
15			30		

備　　考	

※参加登録パートナー名簿は、別紙に添付いただいても結構です。

国営ひたち海浜公園登録パートナー活動予定表

参加登録パートナー名簿　※所属等の欄に校外活動の場合は学年・組をご記入ください

	氏名	所属等		氏名	所属等
31			56		
32			57		
33			58		
34			59		
35			60		
36			61		
37			62		
38			63		
39			64		
40			65		
41			66		
42			67		
43			68		
44			69		
45			70		
46			71		
47			72		
48			73		
49			74		
50			75		
51			76		
52			77		
53			78		
54			79		
55			80		

備　　考	

国営ひたち海浜公園登録パートナー活動予定表

参加登録パートナー名簿　　※所属等の欄に校外活動の場合は学年・組をご記入ください

	氏名	所属等		氏名	所属等
81			106		
82			107		
83			108		
84			109		
85			110		
86			111		
87			112		
88			113		
89			114		
90			115		
91			116		
92			117		
93			118		
94			119		
95			120		
96			121		
97			122		
98			123		
99			124		
100			125		
101			126		
102			127		
103			128		
104			129		
105			130		

備　　考	

令和　　年　　月　　日

国営ひたち海浜公園登録パートナー申込書（個人用）

登録者名	所　属			
	役　職			
	氏　名			
連絡先	住　所			
	電話番号		携帯電話	
	Email：			
パートナー名				
活動目的				
活動予定 場　所				
活動予定 内　容				
活動予定 時　期				
保険等	活動に該当する保険　　（　有　　無　）			
備　考				

国営ひたち海浜公園　ひたち公園管理センター　企画運営課　市民協働係　●●

TEL：029—265—9001　FAX：029—265—9339

Mail：hitachi-shimin@prfj.or.jp

国営ひたち海浜公園スクールパートナー規約

（規約）

第１条

この規約は「国営ひたち海浜公園スクールパートナー」(以下「スクールパートナー」という)の活動に関し、必要な事項を定めるものである。

（事務局）

第２条

「スクールパートナー」の事務局は、ひたち公園管理センター（以下「管理センター」）におく。

（目的）

第３条

市民参加による国営公園事業の推進および学生・生徒等の体験・学習に資することを目的とする。

（名称）

第４条

「国営ひたち海浜公園スクールパートナー」と称する。

活動においては、「管理センター」と「スクールパートナー」により別途「名称」を定めるものとする。

（活動内容）

第５条

活動日、活動時間、活動対象、活動内容については「管理センター」と「スクールパートナー」との協議により別途定める。

活動予定を管理センターに提出する。

毎年度の活動報告を管理センターに提出する。

（活動にかかる諸費用）

第６条

1. 「スクールパートナー」の活動への参加費は無料とする。
2. 「スクールパートナー」の活動に対する手当、交通費等は無償とする。
3. 「スクールパートナー」の活動を目的とする本人の来園については、入園料、駐車料金ともに免除する。また、開園時間前入園のための駐車は同様に免除することができるが、台数に限りがあるため、開園時間前入園の際は、事前に管理センターと調整する。入退園の際には、教職員の引率のもと、パートナー証を持参し、公園職員に提示する。提示がない場

合には入園料を徴取する。
4. 活動に必要な施設、道具、消耗品類のうち、協議によって管理センターが承諾したものは、管理センターが用意する。

（活動に関わる保険）

第 7 条

「スクールパートナー」の活動に関する保険は、各学校の保険によるものとする。

（入会、脱会、登録）

第 8 条

1. 「スクールパートナー」の参加者の募集、受付は各学校において行う。参加者の名簿の管理は、各学校において行う。会員としての登録期間は 4 月から 3 月までの 1 年間とし、入会初年度は入会日から入会年度の末までとする。
2. スクールパートナーとして著しく不適当であると管理センターが判断した者について、登録抹消とすることができる。

（パートナー証）

第 9 条

1. 「スクールパートナー」に登録した者については、「管理センター」より「パートナー証」を配布する。「スクールパートナー」の活動の際には、必ず「パートナー証」を見えるように身につけておくものとする。管理センターの判断によりパートナー証の代替えとして、各学校の制服等とする場合がある。

2. 「パートナー証」は、活動終了後、速やかに管理センターへ返却する。

（遵守すべき法令、禁止行為等）

第 10 条

日本国の法律や茨城県の条例等はもちろんのこと、本公園での活動については特に以下を遵守しなくてはならない。

1. 都市公園法、国有財産法等の本公園の関連法規。
2. 管理センターが別途定めたルールや手続き等
3. 活動で発生した植物および土壌等の材料、その他公園の所有するものを許可なく持ち出すことはできない。
4. 参加者名簿（個人情報）は、「スクールパートナー」の活動の諸連絡以外に用いない。

（規約の改正）

第 11 条

本規約の改正については、「管理センター」の承認が必要である。

（解散）

第 12 条

「スクールパートナー」を、解散する場合は、管理センターの承認を得る。また、「スクールパートナー」の活動が国営公園事業にそぐわないと判断した場合は、管理センターは「スクールパートナー」を解散させることができる。

令和 4 年 4 月 1 日改正

催事名	参加人数	参加費	協力	パートナー活動人数	活動例	日付	備考
＜Flowerガイド＞スイセンガイドツアー	0	無料	協力：スイセンガイド	9	参加者へのガイド	2021/4/1～2021/4/11	
パークアテンダントガイドツアー	16	無料	協力：パークアテンダントガイド	108	参加者へのガイド	2021/4/3～5/30、9/4～10/31、2022/3/5～3/27	・期間中の土日祝 ・中止（コロナ：9/4～9/26） ・中止（雨天：4/29、5/3・4・22,10/17）
沢田湧水ガイドツアー	1,307	無料	協力：茨城生物の会、沢田湧水地パートナー	300	参加者へのガイド	2021/4/3～2021/11/7	・期間中の土日祝 ・中止（コロナ：8/7～9/26） ・中止（雨天：4/29,5/22,6/19,7/4、10/17）
＜みんなで学んで守ろう自然観察隊＞クレソン除去作戦	45	無料	協力：茨城生物の会、沢田湧水地パートナー	11	参加者への指導	2021/4/3、2021/11/21	
親子で竹トンボづくり	22	100円	協力：みはらしの里パートナー	8	参加者への指導	2021/4/4	
古民家昔語り	73	観覧無料	協力：常陸みんわの会	79	昔語り	2021/4/10～2022/3/12	・期間中の毎月第2土曜日 ・中止（コロナ：9/11）
BMX SEASIDE CUP	418	1,000円	協力：（一社）全日本ＢＭＸ連盟、茨城県BMX協会	193	レースの運営	2021/4/11～2022/3/13	・毎月第2日曜日 ※月によって変動あり※ ・中止（コロナ：9/12） ・中止（工事：12/12・1/9・2/13・3/13）
BMXスクール　ベーシッククラス	374	12,000円（年会費）	協力：（一社）全日本ＢＭＸ連盟、茨城県BMX協会	193	講師、受付、運営補助	2021/4/11～2022/3/13	・毎月第2日曜日 ※月によって変動あり※ ・中止（コロナ：9/12） ・中止（工事：12/12・1/9・2/13・3/13）
チャレンジ・ザ・BMX	65	無料	協力：茨城県ＢＭＸ協会	21	講師、運営補助	2021/4/17～2022/3/19	・毎月第3土曜日 ・中止（雨天：4/17・6/19） ・中止（コロナ：8/21・9/18） ・中止（工事：12/18・1/15・2/19・3/19）
ミニこいのぼりをつくろう	8	200円	協力：みはらしの里パートナー	2	準備物制作、参加者への指導	2021/4/17	
草だんごづくり	7	400円	協力：みはらしの里パートナー	12	参加者への指導	2021/4/17	
BMXスクール　ビギナークラス	132	8,000円（年会費）	協力：茨城県ＢＭＸ協会	40	講師、受付、運営補助	2021/4/18～2022/3/27	・毎月第4日曜日 ※月によって変動あり※ ・中止（コロナ：8/22・9/5） ・中止（工事：12/26・1/23・2/27・3/27）

さわやか☆ノルディックウォーキング	225	無料	協力：ノルディックウォーキングパートナー	41	参加者への指導、ガイド	2021/4/22～2022/3/24	・毎月第4木曜日 ・中止（コロナ：8/26・9/23・2/24） ・中止（雨天：5/27） ・中止（パートナー都合：1/27）
海浜公園写真展　～春と、夏と、～	ー(展示)	無料	協力：フォトパートナー	5	作品の額装、会場での作品設置	2021/4/24～2021/5/5	・※4/25は除く※
＜Flowerフォトレッスン＞～ネモフィラ～	18	無料	協力：フォトパートナー	6	参加者への指導	2021/4/25	
＜茨城農文化体験＞田植え体験	19	無料	協力：茨城生物の会、砂丘美化パートナー	12	参加者への指導	2021/5/9	
ミニ機織り機でコ-スターづくり	16	300円	協力：染めと織りの会	7	準備物制作、参加者への指導	2021/5/15	
＜常陸ローズガーデンガイドツアー＞バラキッズ「香り」あるある体験隊	12	無料	協力：ローズパートナー	1	参加者へのガイド	2021/5/16、5/23、5/30	
＜常陸ローズガーデンガイドツアー＞香りに出逢い心ときめくガイドツアー	32	無料	協力：ローズパートナー	1	参加者へのガイド	2021/5/16、5/23、5/30	
＜みんなで学んで守ろう自然観察隊＞オオキンケイギク除去作戦	0（雨天中止）	無料	協力：茨城生物の会、パークパートナー	ー	総合支援	2021/5/22	
＜Ｆｌｏｗｅｒフォトレッスン＞～春バラ～	6	無料	協力：フォトパートナー	6	参加者への指導	2021/5/29	
オオウメガサソウガイドツアー	148	無料	協力：茨城生物の会、里山パートナー	22	参加者へのガイド	2021/5/29～2021/6/6	
いきもの絵本を聞かせ隊！	8	無料	協力：沢田湧水地パートナー、みはらしの里パートナー	1	紙芝居や絵本の読み聞かせ	2021/5/30、8/29	・中止（コロナ：8/29）
ハナハタザオガイドツアー	31	無料	協力：野生植物パートナー	8	参加者へのガイド	2021/6/13、6/20	
七夕飾りをつくろう	322	無料	協力：みはらしの里パートナー	6	七夕飾りの制作	2021/6/16～2021/7/7	
＜ハーブフェスティバル＞サシェづくり	0（雨天中止）	100円	協力：ハーブパートナー	0（雨天中止）	参加者への指導	2021/7/4	
＜ハーブフェスティバル＞ラベンダーでブーケをつくろう	23	300円	協力：ハーブパートナー	15	参加者への指導	2021/7/4	
竹トンボをつくろう	15	100円	協力：みはらしの里パートナー	9	参加者への指導	2021/7/25	
布絵民話語り	0（コロナ中止）	観覧無料	協力：常陸みんわの会	0（コロナ中止）	民話の語り	2021/8/21	

古民家で昔暮らし体験	0（コロナ中止）	300円	協力：みはらしの里パートナー	0（コロナ中止）	事前準備、参加者への指導	2021/8/22	
お月見団子づくり	0（コロナ中止）	1,200円/組	協力：みはらしの里パートナー	0（コロナ中止）	参加者への指導	2021/9/4	
福島の語り部	0（コロナ中止）	観覧無料	協力：郡山民話語り部の会、常陸みんわの会	0（コロナ中止）	運営補助、講師補佐	2021/9/11	
開園30周年記念写真展	0（コロナ中止）	無料	協力：フォトパートナー	0（コロナ中止）	作品の額装、会場での作品設置	2021/9/18～2021/10/9	
古民家茶会	0（コロナ中止）	300円	協力：みはらしの里パートナー、（一財）茨城県郷土文化振興財団	0（コロナ中止）	運営補助、講師補佐	2021/9/19	
＜敬老の日イベント＞じいちゃん・ばあちゃんと昔遊び	0（コロナ中止）	無料	協力：みはらしの里パートナー	0（コロナ中止）	参加者への指導	2021/9/20	
＜敬老の日イベント＞じいちゃん・ばあちゃんと竹ぽっくりづくり	0（コロナ中止）	300円	協力：みはらしの里パートナー	0（コロナ中止）	参加者への指導	2021/9/20	
＜茨城農文化体験＞稲刈りとおだ掛け体験	0（コロナ中止）	無料	協力：砂丘美化パートナー	0（コロナ中止）	おだ掛けの製作、参加者への指導	2021/9/25	
＜ボランティアまつり＞楽しいどんぐり工作	0（コロナ中止）	100円	協力：野生植物パートナー	0（コロナ中止）	参加者への指導	2021/10/3	
＜ボランティアまつり＞スイセンクイズ	0（コロナ中止）	無料	協力：スイセンガイド	0（コロナ中止）	参加者への指導	2021/10/3	
＜ボランティアまつり＞ススキのフクロウづくり	0（コロナ中止）	300円	協力：みはらしの里パートナー	0（コロナ中止）	参加者への指導	2021/10/3	
＜ボランティアまつり＞ノルディックウォーキング体験	0（コロナ中止）	無料	協力：ノルディックウォーキングパートナー	0（コロナ中止）	参加者への指導	2021/10/3	
＜ボランティアまつり＞ハーブクラフト（アレンジポールづくり）	0（コロナ中止）	300円	協力：ハーブパートナー	0（コロナ中止）	参加者への指導	2021/10/3	
＜ボランティアまつり＞ハマナスのローズジャムづくり	0（コロナ中止）	300円	協力：ローズパートナー	0（コロナ中止）	参加者への指導	2021/10/3	
＜ボランティアまつり＞フォトレッスン	0（コロナ中止）	無料	協力：フォトパートナー	0（コロナ中止）	参加者への指導	2021/10/3	
＜ボランティアまつり＞押し葉であそぼう！	0（コロナ中止）	100円	協力：記念の森パートナーズ	0（コロナ中止）	参加者への指導	2021/10/3	
＜ボランティアまつり＞丸皿でブローチづくり	0（コロナ中止）	100円	協力：染めと織りの会	0（コロナ中止）	参加者への指導	2021/10/3	

＜ボランティアまつり＞丸太を切って重さを当てよう	0（コロナ中止）	無料	協力：里山パートナー	0（コロナ中止）	参加者への指導	2021/10/3	
＜ボランティアまつり＞古民家で紙芝居	0（コロナ中止）	観覧無料	協力：みはらしの里パートナー	0（コロナ中止）	紙芝居の読み聞かせ	2021/10/3	
＜ボランティアまつり＞古民家で布絵の昔語り	0（コロナ中止）	観覧無料	協力：常陸みんわの会	0（コロナ中止）	昔語り	2021/10/3	
＜ボランティアまつり＞香り袋づくり	0（コロナ中止）	100円	協力：ハーブパートナー	0（コロナ中止）	参加者への指導	2021/10/3	
＜ボランティアまつり＞沢田湧水キッズガイドツアー	0（コロナ中止）	無料	協力：沢田湧水地パートナー	0（コロナ中止）	参加者へのガイド	2021/10/3	
＜Ｆｌｏｗｅｒフォトレッスン＞～コキア～	10	無料	協力：フォトパートナー	4	参加者への指導	2021/10/16	
＜茨城農文化体験＞お米の脱穀体験	211	無料	協力：砂丘美化パートナー	8	参加者への指導	2021/10/17	
＜常陸ローズガーデンガイドツアー＞バラキッズ「香り」あるある体験隊	6	無料	協力：ローズパートナー	1	参加者へのガイド	2021/10/17、10/24、10/31	
＜常陸ローズガーデンガイドツアー＞香りに出逢い心ときめくガイドツアー	11	無料	協力：ローズパートナー	1	参加者へのガイド	2021/10/17、10/24、10/31	・中止（雨天：5/16）
古民家で紙芝居	71	観覧無料	協力：みはらしの里パートナー	10	紙芝居の読み聞かせ	2021/10/17～2022/3/20	・期間中の毎月第3日曜日 ・中止（コロナ：2/20）
ススキのミミズクづくり	28	300円	協力：みはらしの里パートナー	11	参加者への指導	2021/10/24	
＜Ｆｌｏｗｅｒフォトレッスン＞～秋バラ～	1	無料	協力：フォトパートナー	5	参加者への指導	2021/10/30	
ノルディックウォーキングガイドツアー	12	500円	主催：一般財団法人公園財団 協力：特定非営利活動法人日本ノルディックウォーキング協会、ノルディックウォーキングパートナー	5	参加者へのガイド補佐	2021/10/30	
2020-2021JBMXF大東建託シリーズ第6戦 兼 国営ひたち海浜公園杯争奪戦	720	無観客開催	主催：一般社団法人全日本BMX連盟 共催：国営ひたち海浜公園 主管：茨城県BMX協会 公認：公益財団法人日本自転車競技連盟 協力：茨城県自転車競技連盟	58	大会運営	2021/11/6、11/7	
ハマナスで染色体験	9	300円	協力：染めと織りの会	8	参加者へのガイド	2021/11/7	
ひたちなか巡りウォーキング～沢田湧水地と阿字ヶ浦散歩～	6	400円	協力：沢田湧水地パートナー、ひたちなか市観光ボランティア連絡会	5	参加者へのガイド	2021/11/7	

＜みんなで学んで守ろう自然観察隊＞森の木の実さがし	13	無料	協力：茨城生物の会、里山パートナー	2	参加者への指導	2021/11/14	
コキアでホウキづくり	30	300円	協力：みはらしの里パートナー	4	準備物制作、参加者への指導	2021/11/20	
＜みんなで学んで守ろう自然観察隊＞森の妖精オオウメガサソウが育つ森づくり	5	無料	協力：里山パートナー	2	参加者への指導	2021/11/23	
竹ぽっくりづくり	13	300円	協力：みはらしの里パートナー	11	参加者への指導	2021/12/5	
＜古民家年中行事＞すす払い体験	13	無料	協力：みはらしの里パートナー	8	準備物制作、参加者への指導	2021/12/12	
正月玄関飾り	11	1,000円	協力：みはらしの里パートナー	5	参加者への指導	2021/12/26	
七草がゆ	29	無料	協力：みはらしの里パートナー	11	七草がゆの制作、解説	2022/1/7	
どんど焼き	163	無料	協力：みはらしの里パートナー	11	どんど焼きの設営、進行	2022/1/10	
まゆ玉飾りづくり体験	16	200円	協力：みはらしの里パートナー	10	まゆ玉の制作、参加者への指導	2022/1/10	
お正月昔遊び	26	無料	協力：みはらしの里パートナー	8	参加者への指導	2022/1/16	
環境シンポジウム	3	無料	協力：茨城生物の会、パークパートナー	10	活動報告	2022/1/23	
＜古民家年中行事＞節分体験	39	無料	協力：みはらしの里パートナー	19	参加者への指導	2022/1/30	
お雛様をつくろう	9	300円	協力：みはらしの里パートナー	6	準備物制作、参加者への指導	2022/2/12	
＜沢田湧水ガイドツアー　特別編＞ニホンアカガエルの卵をさがそう	12	無料	協力：沢田湧水地パートナー	9	参加者への指導、解説	2022/2/13、2/20、2/27、3/6、3/13、	
里山管理体験	0（コロナ中止）	無料	協力：里山パートナー	0（コロナ中止）	参加者への指導	2022/2/26	
沢田湧水地で「かいぼり」体験！	9	無料	協力：沢田湧水地パートナー	4	参加者への指導	2022/3/13	
＜古民家キッズ体験会＞紙芝居を読んでみよう	2	観覧無料	協力：みはらしの里パートナー	2	紙芝居の読み聞かせ、参加者への指導	2022/3/20	

ミニぞうりをつくろう	10	300円	協力：みはらしの里パートナー	11	準備物制作、参加者への指導	2022/3/20	
＜Ｆｌｏｗｅｒフォトレッスン＞～スイセン～	8	無料	協力：フォトパートナー	3	参加者への指導	2022/3/26	
沢田湧水　春のキッズガイドツアー	20	無料	協力：沢田湧水地パートナー	4	参加者へのガイド	2022/3/27	
＜Flowerガイド＞スイセンガイドツアー	15	無料	協力：スイセンガイド	5	参加者へのガイド	2022/3/28～2022/3/31	・期間中の火土をのぞく

別添２６

マスコミ取材報告様式

様式１

マスコミ取材等報告書（事務所名：　　）

問合せ　日時（方法）	相手		対応者		問い合わせ内容	再度取材の有無	報道予定	局内関係者への連絡状況
	報道機関名連絡先	氏名	役職	氏名				

【記載例】

様式1

マスコミ取材等報告書 （事務所名：〇〇事務所）

問合せ　日時（方法）	相手		対応者		問い合わせ内容	再度取材の有無	報道予定	局内関係者への連絡状況
	報道機関名 連絡先	氏名	役職	氏名				
H21.〇.△ 13:30～14:00 （電話）	〇〇新聞△△支局 （03-XXXX-XXXX）	〇〇	〇〇課長	〇〇	〇〇について 〇 〇応答内容を記載	有り H21.〇.◎ （14:00～）	有り H21.△.〇 18:00～ ニュース〇〇内	連絡済み 〇〇部△△課 △△係長 （これから連絡、予定無し、未定等）

別添２７

公園視察報告様式

令和　　年　　月　　日

国土交通省関東地方整備局
国営常陸海浜公園事務所長　殿

印

国営常陸海浜公園視察等許可申請書

国営常陸海浜公園の視察等許可を受けたいので、下記により申請いたします。

記

視察目的	
視察日時	
機関・団体名	
連絡先	TEL　　担当：
視察人数	名　（名簿を添付してください）
事務所駐車場 利用車両	車種　　台
待ち合わせ 場所・時間	
案内者	

所　長	課　長	係　長	担　当

内を記入して下さい。

※別紙－１にも記入をして下さい。

別紙－１

１．視察団体名

２．視察人数　　名　（名簿を別紙－２により添付）

３．視察日時　　令和　　年　　月　　日（　　）　　：　　～　　：

４．駐車場所　　西口ゲート　南口ゲート　管理センター　公園事務所　その他

５．待ち合わせ　　西口ゲート　南口ゲート　管理センター　公園事務所　その他

６．入園場所　　西口ゲート　南口ゲート　管理センター　公園事務所　その他

７．園内移動手段　　徒歩　　園内周回バス（別途申請必要）

８．案内者　　希望　・　希望しない

９．有料施設の利用希望　　有　・　無

１０．レストランの利用希望　　有　・　無

１１．その他

※未定の事項は未記入のままで構いません。

施設の利用等はご希望のとおりにならない場合があります。

別紙－２

参加者名簿

No	所　　属	職　　名	氏　　名	備　　考

※未定の事項は未記入のままで構いません。

公園下見報告様式

別添２８

国営ひたち海浜公園

団　体　入　園　申　込　書

来園予定日	令和　　年　　月　　日（　　）
雨天の場合	決行　・　中止　・　　月　　日（　　）に延期
到着時間	時　　分頃　到着 ➔　　時　　分頃　退園
団　体　名	
担当者名	
連　絡　先	☎　　（　　）
利用者人数	**合計人数**　　**名**　＊小学生以上の有料者２０名以上で団体料金適用 **大人**　(団体) ¥290 ×　名　(一般) ¥450 ×　名 (シルバー) ¥210 ×　名　(一般) ¥210 ×　名 **小人（無料）**　名 **幼児（無料）**　名
入園ゲート	中央口　・　西　口　・　南　口　・　海浜口
交通機関	○　(乗車定員30人以上の)　大型バス　￥1,580 ×　台 ○　(乗車定員29人以下の)　小型バス　￥　520 ×　台 ○　乗用車　¥520 ×　台　○路線バス　○徒歩
利用目的	○　遠足　○　レクリエーション　○　その他 （　　）
利　用 予定施設	○　大草原 ○　プレジャーガーデン ○　サイクリングコース ○　そよかぜドーム ○　水遊び広場 ○　たまごの森 ○　おもしろチューブ ○　砂丘ガーデン ○　ディスクゴルフ ○　バーベキュー広場（予約制） ○　アスレチック広場 ○　ひなの林 ○　その他 〔　　〕
取扱旅行社名	担当
	☎　　（　　）
下見日（人数）	令和　　年　　月　　日（　　）　普通車　　台・　　名
	受付者　　下見通行書ナンバー　　番

問い合わせ先：ひたち公園管理センター

☎　029（265）9001　・　FAX　029（265）9339

別添29

接客・接遇・運営マニュアル

ひたち公園管理センター

平成30年4月1日

ひたち公園管理センター

業務マニュアル　目次

はじめに
（資料編）
1．位置および面積
2．沿革
3．施設概要
（1）基本理念
（2）基本方針
（3）ゾーニング
（4）利用案内
① 開園時間
② 休園日
③ 入園料金
④ 駐車料金
⑤ 駐車パスポート付入園パスポート
⑥ 貸自転車
⑦ 売店
⑧ BMX コース
⑨ バーベキュー広場
⑩ 水遊び広場
⑪ プレジャーガーデン
⑫ 交通案内

（本編）

Ⅰ．接客・接遇

１．国営公園における接客

２．接客・接遇マナー

（１）接客マナー

① 身だしなみ

② 表情（笑顔）

③ 態度（立ち居振る舞い）

④ 挨拶

⑤ 言葉遣い・話し方

⑥ 環境美化

（２）接遇マナー

① ホスピタリティ

② 誠実かつ丁寧に

③ スピード

④ 確実に

⑤ 公平に

（３）クレーム・トラブル

① クレームの原因

② 対応

３．接客基本用語

Ⅱ．管理・運営

１．入園料徴収業務

２．RMX 業務

３．巡視業務

４．駐車料金徴収業務

５．自転車貸出業務

６．売店業務

７．公園内持込禁止物品

８．迷子対応

９．拾得物・遺失物対応

１０．園内放送

１１．駐車場

１２．団体下見対応

１３．救急対応

１４．想定問答

別添３０

グラフィックコントロールマニュアル（抄）

※マニュアル本体は閲覧資料とする

目　次

使用基準

A
ベーシックエレメント／ベーシックシステム

A1　シンボルマーク
A2　ロゴタイプ
A3　指定書体
A4　カラー
A5　シグネチュアシステム
A6　シンボルマークとロゴタイプの組み合わせカラー
A7　ピクトグラム
A8　誤りやすい使用例

B
アプリケーションアイテム／アプリケーションシステム

B1　サイン
B2　什器・備品
B3　事務帳表類
B4　ユニフォーム
B5　広報・広告
B6　輸送用機器

C
清刷り／カラーチャート

C1　清刷り
C2　カラーチャート
C3　管理用カラーチャート

ひたち海浜公園　マスコットキャラクター色指定見本

花（はな）ちゃん

① C 5 (4.71)
M 43 (42.7)
Y 7 (7.6)
K 0 (0.39)

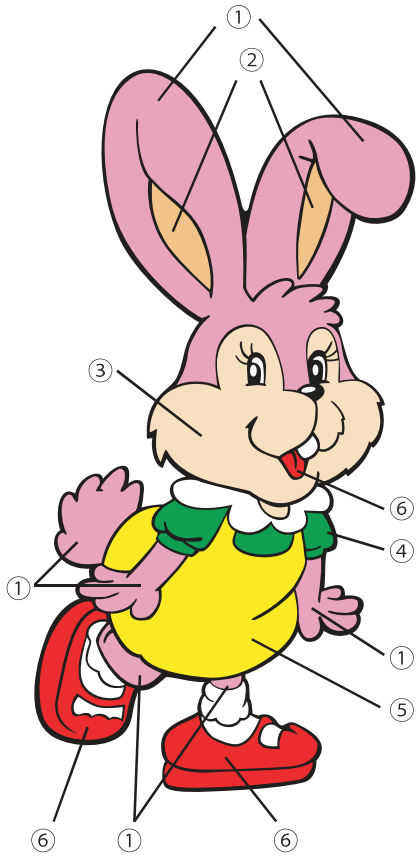
② C 3 (3.14)
M 24 (24.3)
Y 50 (50.2)
K 0 (0.39)

③ C 50 (50.2)
M 97 (96.8)
Y 3 (2.75)
K 0 (0.39)

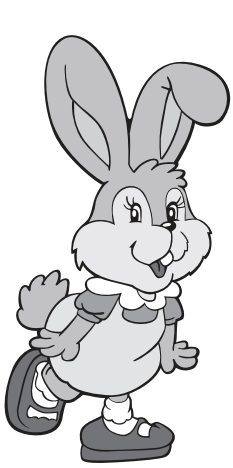
④ C 93 (92.5)
M 7 (7.45)
Y 94 (93.7)
K 1 (1.18)

⑤ C 3 (3.14)
M 2 (1.96
Y 91 (91.3)
K 0 (0)

⑥ C 1 (1.18)
M 96 (96.0)
Y 91 (91.3)
K 0 (0)

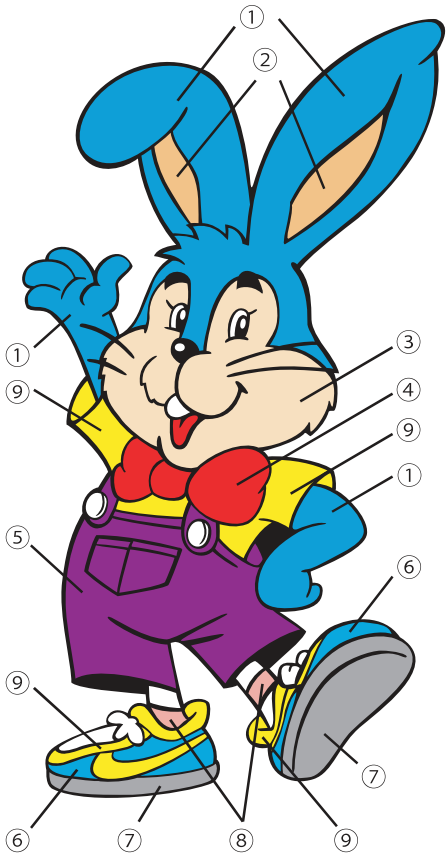


黒い部分（縁など）K 100
白い部分（襟など）　K 0





海（かい）くん



① C 81 (81.1)
M 18 (17.6)
Y 2 (1.96)
K 0 (0.39)

② C 3 (3.14)
M 24 (24.3)
Y 50 (50.2)
K 0 (0.39)

③ C 2 (2.35)
M 11 (11.3)
Y 25 (25.1)
K 0 (0)

④ C 1 (1.18)
M 96 (96.0)
Y 91 (91.3)
K 0 (0)

⑤ C 50 (50.2)
M 97 (96.8)
Y 3 (2.75)
K 0 (0.39)

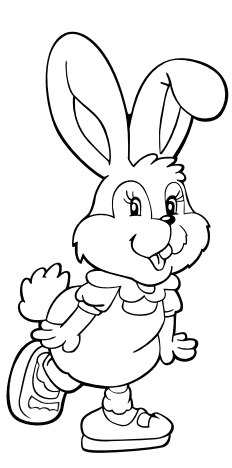
⑥ C 91 (91.3)
M 6 (5.88)
Y 4 (4.31)
K 0 (0.39)

⑦ K 40

⑧ C 3 (3.14)
M 36 (36.0)
Y 25 (24.7)
K 0 (0.39)

⑨ C 3 (3.14)
M 2 (1.96)
Y 91 (91.3)
K 0 (00)

黒い部分（縁など）K 100
白い部分（襟など）　K 0

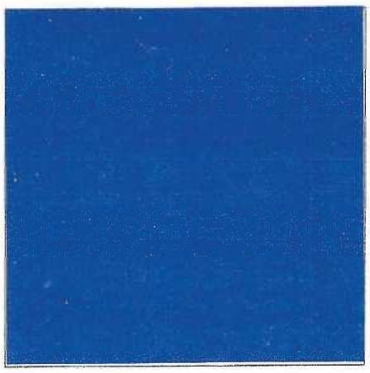




HKカラー

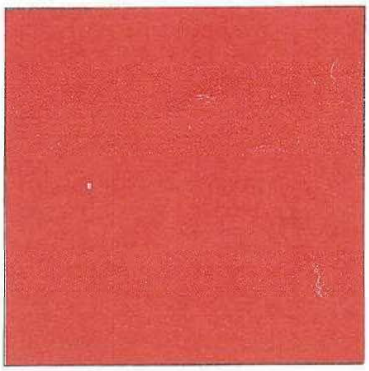
公園の雄大さと比類なき独創性を明確な3色で表現します。曇りひとつない空〈HKブルー〉に浮かぶ雄大な太陽〈HKレッド〉。真下に光輝く地球〈HKイエロー〉。ロゴタイプは縮小率・視認性を考慮して黒にしました。

■HKブルー



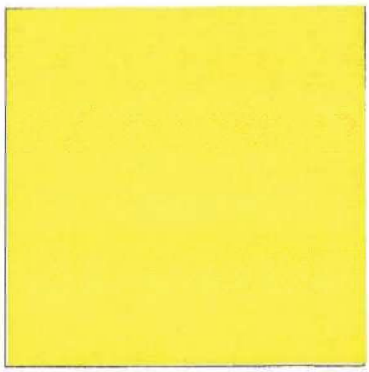
DIC221
C100＋M70

■HKレッド



DIC2505
M100＋Y100

■HKイエロー

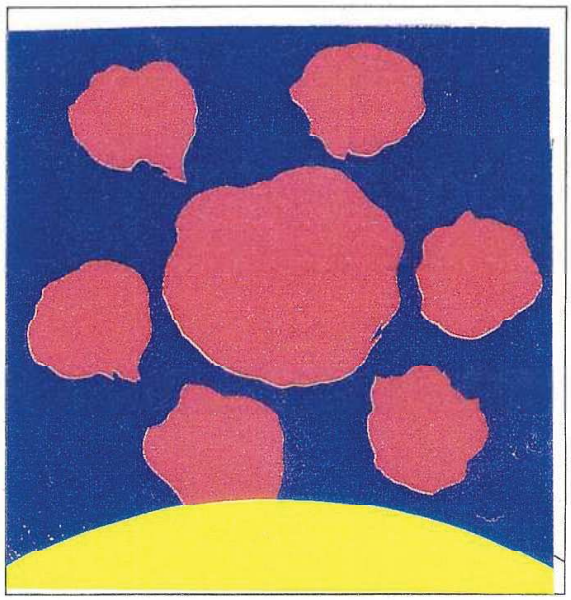


DIC-F162
Y100

シンボルマーク(和文)

マークの大部分を占める〈太陽〉は、「国営ひたち海浜公園」全体を表現し、周囲の6つのコロナは本公園の特徴である6つのゾーン〈草原ゾーン〉〈カルチャーゾーン〉〈海浜ゾーン〉〈砂丘ゾーン〉〈スポーツゾーン〉〈樹林ゾーン〉を表わす。
今まさに、雄大な太陽が澄み切った青空の中、ライジングしようとしている。太陽は圧倒的な光で地表を照らし、地球は幸せの黄金色に輝きだす。

シンボルマークの使い方はこの形態を基本形とします。
「国営ひたち海浜公園」のPIデザインシステムの中核を担う存在として重要な役割を果たします。今後、この明るく楽しいシンボルマークが県内外を含めて、隅々まで認知され浸透することを目的として、各媒体に積極的に露出してください。特例を除いて、マークとロゴタイプを切り離して使用することは出来ません。



国営ひたち海浜公園

別添３１

ディスクゴルフ等の利用について

ディスクゴルフ・ルール

①ディスクゴルフは、ボールのかわりにディスクを投げ、専用のゴールに
何投で入れられるかをトータルスコアで競うスポーツです。
②主なルールは、ほとんどボール・ゴルフと同じです。
③1 投目はティー・ラインの後ろから投げ、2 投目以降はディスクが止まった地点に
マーカーミニ・ディスクでマークをし、そこから投げます。
④通常 4 人ずつ 1 組でラウンドしますが、ディスクを投げる順番は
●1 番ホールのティー・ショットはじゃんけんで、2 投目以降は投数に関係なく
ゴールから遠い人から先に投げます。
●2 番ホール以降のティー・ショットは前のホールでスコアのよかった人から
順に投げます。もし同スコアの場合はさらに前のホールにさかのぼって比較し、
スコアのよい人から投げます。
⑤ディスクは転がしてもバウンドさせてもかまいません。また何枚かのディスクを用意し、
状況に応じて 1 投ごとにディスクを使い分けることもできます。
⑥OB 区域内（道路上や立入禁止区域など）にディスクが止まった場合は OB。
1 ペナルティーが課せられ、OB 区域内に入った地点から次のスローをします。
⑦木や建物などの上にディスクが止まった場合、地面から 2m 以上なら OB で
1 ペナルティー。2m 未満ならディスクの真下にマークをし、そこから通常のプレーを続
けます。

・人がいないのを確かめてから投げてください。
・コースの逆行は絶対にしないでください。
・決められたコースを必ず守ってください。
・万一投げたディスクをディスクが誰かに当たりそうになったら
大声で注意を促してください。

ルール、大会、講習会等ディスクゴルフの詳細は、
日本ディスクゴルフ協会（096－200－2336）まで

別添３２

BMX コースの利用について

そもそも BMX とは

子供から大人まで楽しめるバイシクルモトクロス（BICYCLE　MOTOCROSS）の略称です。１９７０年初頭、アメリカ・カリフォルニアで発祥したもので、派手なアクションを見ることができる、また楽しめることから、またたく間に少年の心をつかみました。
さらに BMX のレースが行われるようになると、選手が着用するヘルメット・レーシングジャージ・パンツなどの装備が大変ファッショナブルで格好が良いこと、子供達にとって唯一の乗り物「自転車」のレースであることなどが魅力となって急速に発展しました。
BMX のレースは、５～６才より大人まで参加できます。レースでは、自分自身をコントロールしながら走り抜く高度なテクニックやバランス感覚、他の選手との駆け引きなどが要求され、フェアプレイとスポーツマンシップの精神のもと、体力・知力・気力など、青少年の心身を発達させるスポーツです。

ひたち海浜公園 BMX コース

ひたち海浜公園には２つの BMX コース（メイントラック・サブトラック）があります。

メイントラックのコース概況

メイントラックは、BMX 経験者や上級者を対象に BMX 競技の国際大会も開催可能な規格に設計されています。全長は、約３８０m、コース幅５～１０mで、アスファルト舗装された４ヶ所の「コーナーバーム」と、難易度の高い大小さまざまな形状の「ジャンプ」が組み合わされたコースとなっています。さらに、高さ 3．3mの「スタートヒル」に設置されたスタートゲートは、ライダー８名が同時にスタートできる設計で、BMX 競技大会時に主に使用されます。

・メイントラックの利用について
メイントラックは、下記要件に該当する方がご利用になれます。但し、自転車競技（スポーツ）である性質上、別紙の「誓約書」に署名が必要となりますので、ご了承下さい。
（要件）◆当年度に５才以上の BMX レース競技経験者
◆公園主催の BMX スクール生
◆メイントラック走行認定試験合格者（別紙「メイントラック走行認定試験について」参照）

サブトラックのコース概況

サブトラックは、初心者でも大人から小人までＢＭＸ走行を楽しめるよう、コンパクトに設計されています。スタートからゴールまでの全長は、約 220mでコース幅は 3~6mを有しています。メイントラック同様に、４ヶ所の「コーナーバーム」と「ダブル」や「テーブルトップ」などのさまざまな形状の「ジャンプ」が組み合わせられています。高さ 1.9mの「スタートヒル」に設置されたスタートゲートは、ライダー6 名が同時にスタートできる設備です。

・サブトラックの利用について
サブトラックは満５才以上の方で、自転車にまたがり、両足が地面に同時に着き、ブレーキを握れる方がご利用できます。

BMX コース利用規定

１．BMX コースご利用にあたって

BMX（バイシクルモトクロス）は、自転車競技（スポーツ）であるという性質上、怪我などをする可能性（リスク）をある程度含むものです。より安全に BMX を楽しむために当 BMX コースでは以下の規定を守ってご利用下さい。

２．コース及び利用制限などについて

①コース利用制限

- 当年度５才以上の BMX レース競技経験者または公園主催の BMX スクール生及びメイントラック走行認定試験合格者の方は、メイントラック（上級コース）・サブトラック（一般コース）がご利用できます。
- 満５才以上の方は、サブトラック（一般コース）がご利用できます。

②BMX 自転車貸出利用制限

- BMX 自転車にまたがり、両足のかかとが地面に同時に着き、ブレーキを握れる方。

③コース利用上の注意事項

- コース利用上の注意等を了承したうえで、誓約書に署名していただきます。
  ※合わせて以下の年齢の方はご利用コースに合わせて保護者の方の署名も必要となります。
  メイントラック：１８才未満
  サブトラック　：中学生以下
- ご利用コースに合わせて以下の方は保護者同伴とさせていただきます。
  メイントラック：中学生以下
  サブトラック　：小学生以下

※BMX コースはそのほとんどが土で出来ているため、雨の影響を受けやすく、場合によっては表土が流れ落ちてしまい、走行できなくなることがあります。 コースの損傷が激しい場合は、補修作業を行うため、数日にわたってコースが使用できなくなることがありますので、ご了承下さい。

３．服装などについて

- 服装 コースご利用の際には、必ず以下の防具等を着用してください。
  [1]ヘルメット　[2]エルボーパット及びニーパット　[3]手袋　[4]ビブス
  ※長袖・長ズボン・スニーカー着用
  ※専用自転車やプロテクターは無料で借りることができます。
  ※スポーツサンダル等での利用はできません。

４．自転車

- 当 BMX コースは、BMX 競技用に製造された自転車に限らずマウンテンバイクでも走行することができますが、安全のため係員が走行可能なマウンテンバイクか確認させていただくことがあります

ので、ご了承下さい。

5．コース走行上の注意などについて

・コース内での逆走行は危険ですので禁止とします。
・技術的に同じレベルの人が走行しているのではありません。スピードの出し過ぎや無理な追い越しは禁止とします。
・自分の技術レベルを把握し、無理なジャンプなどの危険な走行はしないで下さい。
・ジャンプセクションでは、死角部分に人がいないかを十分確認して走行して下さい。
・コースは、技術的に高度な箇所があります。技術的に自信のない方は、走行をご遠慮下さい。

6．事故・怪我などについて

・お客様同士の接触や衝突が発生した場合、極力、当事者同士により解決して下さい。
・コースにおける軽微な事故・怪我については、自己の責任において処理することを原則とします。

7．係員からの指示などについて

・BMX コース係員の指導に従って走行して下さい。 係員が危険と判断した行為があった場合は、退場していただく場合がありますので、ご了承下さい。
・特に危険・悪質な走行を繰り返した場合、今後の利用についても遠慮していただく場合がありますので、ご了承下さい。

8．観覧席について

・競技中の方との接触を避けるため、BMX は決められた場所でご観覧ください。
・写真撮影のためなどで、コース周辺に立ち入る際には、受付にて申請し、ビブスを着用してください。

9．その他

・施設等に損害を与え、又はその他の事故が発生したときは、直ちに係員に連絡して下さい。
・お客様及びその関係者が故意又は過失により施設等に損害を与えた場合は、当事者がその損害賠償を行うこととします。

以上の事項に留意し、マナーを守り十分注意してお楽しみ下さい。

国営ひたち海浜公園

BMX コース利用上の注意等

1．手続きについて

①受付

BMX 管理棟にて「受付」を行って下さい。その際に、受付表に所属（〇〇〇BMX 協会）・氏名・年齢・住所・緊急連絡先をご記入下さい。

②利用上の注意等の確認

本コース利用上の注意等及び誓約書内容を確認の上「誓約書」署名下さい。

③ビブスの着用

受付が終了しましたら「ビブス」（ゼッケンベスト）をお渡ししますので、コース上に出る時は、必ず着用して下さい。

2．服装など

①服装

・スポーツに相応しい服装、靴を各自で用意して下さい。

・コース利用の際には、必ず以下の防具等を着用して下さい。（管理棟にて無料で貸出してます）

[1]ヘルメット　[2]エルボーパット及びニーパット　[3]手袋　[4]ビブス

②自転車

当 BMX コースでは、BMX 競技用に製造された自転車又は「マウンテンバイク安全基準適合証」のついたマウンテンバイクをご利用下さい。尚、BMX 競技用自転車について管理棟にて無料で貸出を行っています。

・大人用１０台、子供高学年用１０台、低学年用１０台（２０インチ２８台、２４インチ２台）

・コース内における混乱防止の為、コース上には３０メートルにつき１台の割合で貸出します。

・BMX 等の貸出時間は３０分となっています。時間になりましたら受付にて返却して下さい。

3．準備運動、休憩について

①準備運動

BMX は激しいスポーツです。準備運動をせずに始めた場合、身体の各所を痛めることがありますので、コースに出る前に準備運動を必ず行って下さい。

②休憩

BMX は激しいスポーツです。また、集中力の低下は危険性の向上や周りのお客様の迷惑にもつながりますので、自分の体力を過信せずに適当な間隔で休憩を充分とり、水分の補給など体調管理に配慮して下さい。

4．コース走行上の注意など

①コース内での逆走行は危険ですので禁止とします。

②技術的に同じレベルの人が走行しているのではありません、スピードの出し過ぎ、無理な追い越しは禁止とします。

③自分の技術レベルを把握し、無理なジャンプなどの危険な走行はしないで下さい。

④ジャンプセクションでは、死角部分に人がいないかを充分確認して走行して下さい。

⑤コースは、技術的に高度な箇所があります。技術的に自信のない方は、走行をご遠慮下さい。

5．係員からの指示について

①BMX コース係員の指示に従って走行して下さい。係員が危険と判断した行為があった場合は、退場して頂く場合がありますので、ご了承下さい。

②特に危険、悪質な走行を繰り返した場合、今後の利用をご遠慮して頂く場合がありますので、ご了承下さい。

6．観覧席について

競技中の方と接触を避ける為、BMX は決められた場所でご観覧下さい。写真撮影の為などで、コース周辺に立ち入る際には、受付に申請し、ビブスを着用して下さい。

7．写真撮影について

BMX コース内で撮影した写真、映像などについて商業的な利用を行う場合は、管理センターまでご相談下さい。

別　紙

メイントラック走行認定試験について

走行認定試験概要

名　称：メイントラック走行認定試験

日　時：チャレンジ・ザ・BMX 開催日　12：00～12：30

※毎月原則第 3 土曜日（年度により異なる）

※2022 年 9 月 17 日（土）から開始

場　所：BMX コース

定　員：10 名（先着）

※対象：5 歳以上で、BMX バイクを立ちこぎで乗れる方（レース競技未経験者）

持ち物：防具類（フルフェイスヘルメット、プロテクター、グローブ）

長袖長ズボン、スニーカー着用

受　付：当日申込（11：30～12：00）

※受付：BMX 管理棟

参加費：無料

雨　天：中止

内　容：メイントラックの走行を希望するレース競技未経験者を対象にインストラクターが立ち合いのもと、走行認定試験を行います。

①1 次試験としてサブトラックを立ちこぎで 1 周し、走行技術に問題がないか確認する。

②1 次試験を通過後、2 次試験としてメイントラックを立ちこぎで 1 周し、スタートヒルやジャンプ、バームのコーナリング等を問題なく走行でき、80 秒（目安）以内に走行できるか確認する。

その他：合格者には、認定証（カード）を進呈し、当該認定証の提示でメイントラックの走行を可能とする。

別添３３

バーベキューサイトの利用について

★バーベキューサイト予約票★

○○　○○ 様
○○○○年○月○○日(　)　人数：○○人、車両：○台 ○○タイプ(○○人以下/1 カ所)

この度はバーベキューサイトをご予約いただきありがとうございます。
下記の注意事項等をご確認の上、 ご利用当日に必ずこのカードをお持ちください。
当日は、海浜口駐車場より海浜口ゲート受付へお越し下さい。
※海浜口駐車場が満車の場合は、南駐車場へ停めて頂く場合があります。
※予約変更、キャンセルなどのお問い合わせはお早めにお願いいたします。

国営ひたち海浜公園 ひたち公園管理センター 海浜口・風のゲート
〒312-0012 茨城県ひたちなか市馬渡字大沼 605-4 TEL 029-265-9002

1. 利用申込

ご予約は、利用希望日の 3 ヶ月前から国営ひたち海浜公園ホームペ－ジ内(https://bbq.hitachikaihin.jp/)からの Web 予約、またはお電話にて受付致します。なお、未成年(18 歳未満)のみでのご利用はできません。成人(18 歳以上)の方の同伴が必要です。

1．バーベキューサイト予約 Web サイトでのお申込み：24 時間入力できます。
利用日、お名前、住所、電話番号、メールアドレス、利用人数、車の台数等を入力ください。ご利用当日は予約完了時に発行される受付番号をご提示ください。
※ご利用テーブル番号のご連絡
バーベキューご利用日の 1 週間前までにメールにてご案内します。お申込日からバーベキューサイトご利用日が 1 週間以内のお申込みの場合はご利用テーブル番号が確定次第、メールにてご案内致します。

2．お電話でのお申込み：予約 TEL 029(265)9002〔海浜口・風のゲート〕受付時間 9 時 30 分～閉園時間の 1 時間前まで利用日、代表者、住所、電話番号、利用人数、車の台数等をお伺いします。
予約受付後、代表者の方へ『予約票』をお送りします。内容をご確認の上、ご利用当日にお持ちください。※お電話でのお申込の場合、6～7 月の夏休み前まで及び 11～3 月の春休み前までの月曜日(月曜日が祝日の場合は翌火曜日)と 12 月 31 日、1 月 1 日、2 月の第 1 週の月曜日～金曜日までは休園となりますので、お電話での申込はお受けできません。

2. 利用時間

午前 9:30～閉園時間の 1 時間前までとなります。閉園時間は季節によって異なります。

バーベキュー広場ご利用の際は、海浜口駐車場及び海浜口・風のゲートからご入園ください。

期日	3 月 1 日～7 月 20 日 9 月 1 日～10 月 31 日	7 月 21 日～8 月 31 日の 夏休み期間中	11 月 1 日～2 月末日
貸出品返却時間	16:00 まで	17:00 まで	15:30 まで

3. バーベキュー広場施設

松林に囲まれたバーベキューサイトが 4 種類で 27 カ所あります。それぞれの用途に合わせてご予約ください。

サイトタイプ	テーブル番号	利用形態	想定利用人数	付属設備
A1 タイプ	1～10 番 （10 ヶ所）	炭火用サイト	15 人以下/1 カ所	かまど、鉄板、テーブル、ベンチ
A2 タイプ	11～20 番 （10 ヶ所）	炭火用サイト	6 人以下/1 カ所	かまど、鉄板、テーブル、ベンチ
B タイプ	B1～B6 番 （6 ヶ所）	持込専用サイト （携帯コンロ等）	6 人以下/1 カ所	テーブル、ベンチ(鉄板の貸出はなし。かまどなし)
C タイプ	C 屋根付棟の 1 カ所 （1 ヶ所）	団体専用サイト (2 週間をきって空きがあれば 15 名様×4 カ所での申し込みも可)	50 人以上～ 60 人以下	かまど、鉄板、テーブル、ベンチ

無料貸出品

- 海浜口ゲートにて受付後、テーブル番号の入った現地保管庫の鍵(洗い場の保管庫に鉄板 1 枚が入っています)、洗剤とスポンジ、荷物運搬用リヤカーを 1 サイトにつき 1 台無料でお貸しします。食器用洗剤・スポンジ・たわしは洗い場に設置しています。
- 包丁・まな板・食器等の調理器具は園内では貸出・販売をしておりませんので、予めご用意の上、当日ご持参ください。
- ライター、チャッカマンなど、火をつける道具をお持ちください。

有料サービス

- 燃料用の炭は海浜口・風のゲートにて販売しております。
  (木炭 3kg/3～5 人用、着火剤 1 個付き:750 円税込)
- バーベキュー広場に清涼飲料水の自動販売機がございます。
  (公園内の自動販売機ではアルコール類の販売はしておりません)

※火気類の使用について

•公園内で火を使える場所はバーベキュー広場だけとなります。直火・たき火は厳禁です。

•各バーベキューサイトのかまどで使用できる燃料は「炭」のみです。マキ、枯れ枝等の使用はできません。「炭」の消火は水をかけずに各バーベキューサイト、洗い場にある火消し壺に入れてください。

•機材持ち込み(燃料含む)の場合、バーベキューグリル(炭のみ使用可)、バーナー(ホワイトガソリン用、LPGガス用)はご使用できます。キャンプ用の小型で足の長いものをご用意のうえ、バーベキュー広場内のテラス、ブロック部分で使用してください。テーブル上、芝生地での使用はご遠慮ください。また、発電機は小型のポータブルのみ持ち込みできます。

•携帯用ガスカセットコンロについては、使用方法を守り、十分ご注意のうえご使用ください。炭おこし、2台以上を並べての使用、大型鍋・大型鉄板、付属専用品以外の使用は厳禁です。

•プロパンガス及び、業務用ガスコンロ(ごとく)等プロパンガスを使用する機材は持ち込み禁止です。また、バーナー、携帯用ガスカセットコンロに使用するガスは器具に合った容量以外は使用及び持ち込み禁止です。

•石油ストーブの持ち込みはできません。

4. ご利用上の注意

1．鉄板 1 枚(持ち込み専用バーベキューサイト除く)、荷物運搬用リヤカー(1 サイトにつき 1 台)を無料で貸し出します。その他食材や調理器具、皿、燃料(炭)などは全てご用意ください。

2．バーベキュー広場は基本的に屋外の施設です。団体専用サイトを除き各バーベキューサイトには雨除けの屋根がありません。

3．雨天時には冠水することがございます。サイトの移動やご利用いただけないこともございますのであらかじめご了承ください。

4．バーベキュー広場には係員が付いておりません。炭などの準備から片付けまで全てセルフサービスです。

5．園内への車の乗り入れはできません。荷物の運搬は海浜口ゲートでの無料貸し出しのリヤカー（1 サイトにつき 1 台）をご利用ください。お帰りの際、海浜口・風のゲートにお返しください。キャリー等ご持参いただくと便利です。

6．各バーベキューサイトのテーブルとイスは固定されております。テント・タープ(1 サイトにつき 2m×2m=4 ㎡まで/設置の際はペグ等で固定、ただし木へのしばりつけはご遠慮ください)、レジャーシート、折り畳み式チェア等をお持ちいただくと便利です。

7．コンロ等の使用はできますが、テーブル上や芝生地での使用はできません。

8．各バーベキューサイトに電源は付いておりませんので電気器具は使用できません。

9．ゴミは所定のゴミ箱へ、燃えるゴミ、燃えないゴミ、空き缶、段ボールに分別してお入れください。

１０．ビン類の持ち込み禁止です。

１１．お車を運転されるお客様の飲酒を固くお断りします。

１２．公園内持ち込み禁止品については下記をご確認ください。

公園内持ち込み禁止品

•スケートボード類 （ジェイボード、ブレイブボード、ソールスケート、キックボード等） •ローラースケートシューズ （ロラーブレード含む） •ローラーシューズ •キックボード •変形自転車(一輪車、ピスト等) •動／植物採集道具 •棒やパイプ等 •ラジコン、ドローン （無線によって遠隔操作できる模型 ※ヘリコプター・自動車等）	•バット(ビニール製は除く) •ペットボトルロケット •大型テント （2 メートル四方までは持ち込み可） •突き出すタイプのビーチパラソル •カラオケ利用の音響器具 •銃、刀剣類 （モデルガン、木刀、竹刀等含む） •弓矢 •ラクロス •ホッピング •スラッグライン •球技用ネット	•硬式用ボール •パチンコ •ゴルフ用品 •楽器(アンプ使用のもの) •ビン類 （バーベキュー広場利用者持ち込みの調味料除く） •ブーメラン •ボート／カヌー •ソリ(プラスチック製は除く) •釣り竿 •花火 •火気類(石油ストーブなど) ※バーベキュー広場利用者はスタッフまでお問い合わせください。

※上記記載以外にも品物によっては持ち込み禁止とさせていただく品がございますので、ご理解の程、よろしくお願い致します。ご不明な点等は各スタッフまでご質問ください。

5. 取り消しについて

BBQ 広場は無料施設につき、取消料はありませんが、多くの皆さんがご利用できるよう、ご協力ください。

・大幅な人数変更があった場合、ご連絡ください。

・キャンセルをされる方は、必ずご連絡ください。

別添３４

団体入園について

団体入園(小中学生を含む有料の入園者 20 名様以上）には、以下のような入園方法があります。

1、一括入園

一度に全員で入園する方法です。発券口で人数をお申し出頂き、その場で料金をお支払い下さい。
なお、一部の方が先に、又は遅れて入園することは出来ません。

2、団体整理券を使用しての入園

全員が一度に入園できない場合は、状況に応じて「団体整理券」のお取り扱いを致します。
事前に申請・許可が条件です。ご希望の場合は、下記の手順に従ってお申込み下さい。

◆団体整理券　手続きについて◆

① 「団体整理券」利用申請
お電話にて又は下見の時などに、ひたち公園管理センター企画係までお問い合わせ下さい。
利用をご希望される場合は「団体整理券利用申請書」にて原則利用日の１ヶ月前までに申請していただきます。
※以下に該当する場合は「公園内行為の許可申請」が別途必要になります。
団体整理券の申請は「行為の許可申請」認可後の手続きとなります。
1）公園内の全部又は一部を占用してイベントなどを行う。
2）園内に設置物を設置する。
3）その他管理センターが必要と認めた場合。

② 団体整理券原紙の作成
申請が認められた場合、申請書の内容に基づき管理センターにて整理券の原紙を作成致します。
原紙は郵送等でお受取いただくか、管理センターまでお受け取りにお越しください。

③ 団体整理券の印刷
②で作成された原紙に団体の印または代表者の印を捺印して、申請書にて申請された色の台紙に必要枚数分印刷して下さい。印刷後、通し番号を打刻または記入して下さい。
捺印のされていない及び通し番号が記載されていない団体整理券は使用できません。

④ 団体整理券の内容の確認
捺印・印刷・ナンバリングが終了しましたら内容の確認を致しますので、見本として通し番号の最終数字が記載された券のコピーを郵送または FAX にて送信して下さい。遅くとも利用日の１週間前までにお送り下さい。

◆当日の利用について◆

～入園時～

① 団体整理券は入園前に参加者に配布して下さい。
② 入園ゲートにて１人１枚ずつ団体整理券を係員にお渡し下さい。
③ 利用できる期限及びゲートは申請書にある利用日・入園時間内・ゲートとなります。
④ 参加者が団体整理券を忘れた場合は、各自通常料金にて入園券をご購入または幹事様より予備の券をお渡し頂いての入園となります。

～精算時～

① ご精算は申請書に記載されたゲートにて記載された時間内に行ってください。
② 精算ゲートに着券した枚数に応じて入園料を徴収いたします。枚数を確認し、精算を行ってください。
③ 精算時に「団体入園券」を領収書として発行致します。
④ 精算終了後には一切人数の変更は行えません。精算後は団体整理券の利用は無効となります。

申請日　　年　月　日

国営ひたち海浜公園　団体整理券利用申請書

ひたち公園管理センター長　殿

住所

氏名　　印

下記の通り団体整理券の利用を申請します。

記

利用日	
団体名	
利用目的	
利用ゲート	西口・南口・中央口・海浜口
入園時間 右記時間以外は利用できません	時　　分　～　時　　分
団体整理券発行枚数	大　人券　　枚　　台紙色 シルバー券　　枚　　台紙色 小　人券　　枚　　台紙色
精算担当者名	氏名　　携帯 TEL
精算時間	時　　分頃
備考	
お問い合わせ・申請窓口 ひたち公園管理センター 〒312-0012　茨城県ひたちなか市馬渡字大沼 605-4 TEL　029-265-9001　FAX　029-265-9339	

年　月　日

上記申請について許可する。

ひたち公園管理センター長

管理 センター長	総務課長	経理係長	受付者

国営ひたち海浜公園 **団 体 入 園 申 込 書** 太枠内をご記入ください

ひたち公園管理センター FAX:029-265-9339 TEL: 029 - 265 -9001

利用年月日	年　　月　　日				
団体名		代表者氏名			
団体種別	学校団体 ・ 施設団体（減免有・無） ・ 旅行ツアー ・ その他		国内外	国内 ・ 海外	
住所	都道府県　　区郡市				
電話番号		FAX番号			

料　金	内　訳		通常料金	参加料	金　額
	大人	人	@ 290	@ 540	円
	小中学生	人	@ 0	@ 0	
参加料 春季:20日程度 秋季:10日程度	ｼﾙﾊﾞｰ	人	@ 210	@ 460	円
	幼児	人	・団体入園券は幼児を除く20名以上で適用になります。 ・シルバー料金は、満６５歳以上から適用になりますので、代表者の方は事前にご確認ください。 ・精算後の人数変更、券種の変更（特に大人・シルバー）、払戻はできません。		
	障害者	人			
	障害者介添人	人			
	年間パスポート	人			
	その他	人			
	団体合計	人	**金　　円也**		

・団体入園者は一括入園となり、別枠で入園される場合は、一般料金になりますのでご了承ください。
・電話番号は、利用日当日、連絡が取れる電話番号をご記入ください。
・貸自転車の予約はできません。
・シーサイドトレインや、乗り物券のご予約先　**常陸サンライズパーク TEL: 029−265−8185**

雨天の場合	決行 ・ 中止		延期の場合	年　月　日	
滞在時間	:　到着　:　出発		入園口	西口 ・ 南口 ・ 中央口 ・ 海浜口	

交通手段 該当に○			
	大型・中型バス	@1,580円 台	円
	小型バス	@520円 台	円
	普通車	@520円 台	円
	路線バス	・大型・中型：定員３０人以上 ・小型：定員２９人以下 ※参加料期間中は、団体専用入園口が設けられる場合があります	
	徒歩		
	送迎のみ		

個人情報の取扱について（利用目的）

お客様からいただいた個人情報は、当管理センターの個人情報保護方針に則り適切に管理致します。この個人情報は、利用統計及び緊急時等でお客様に連絡を取る必要がある場合のみ使用し、第三者への提供、その他の用途には使用致しません。

※センター記入欄

下見日付	年　月　日	受付者	
車両	普通車　台　名	下見通行証	No.
受付方法	下見 ・ 電話 ・ FAX	減免申請お渡し	未 ・ 済

別添３５

水遊び広場案内

監視員心得

初めに
お客様一人一人が気持ちよく、楽しく水遊びをしていただけるように利用者の身になって、案内を行うことが水遊び広場案内・監視員の役割です。
この場所では、他の部署よりも特に利用者と接する機会が多いことから応対には十分に気を配りましょう。
例えば、案内表示してある約束を違反した人に注意する場合にも周囲への影響を考え、言葉遣いは慎重に親切に注意することが大切です。

★水遊び広場の心得

配置人数は２名です。お互いに協力して、迷子案内、安全管理と事故防止、衛生管理指導に旺盛な責任感を持ってあたりましょう。

利用者の安全と衛生管理のため 30 分交代で、１人は水遊び回り全体の巡回を行います。その際に迷子、対象年齢外の利用、おむつ着用者、裸の利用者、ペット等の立ち入り注意案内、水底確認によるゴミ、汚物、危険物等の確認除去を行いましょう。

もう１人は案内所において定時に利用者への案内及び注意事項の放送、迷子の案内放送及び迷子の一時預かりを行います。

★注意点

不審者や盗撮等を発見、もしくはお客様から報告を受けた場合は、無線にて巡視に連絡する。不審者の特徴を伝えられるように、身長や服装を覚えておくと良い。近くにいる場合は、巡視が到着するまで目を離さないように監視する。その後、巡視で対応します。

わからない事があれば、曖昧な答えはしないで管理センターに問い合わせをして下さい。

トラブル等生じた時は、無線にて付近にいる巡視に応援要請をして下さい。

★水遊び広場タイムスケジュール（2 人体制用）

9：20～10：50	水遊び広場周辺ベンチ・更衣室の清掃、水面のゴミすくい。地面及び水中のゴミ拾い。
10：00～10：30	A は案内所内にて定時放送、利用者案内及び迷子預り、落し物の預りを行う。B は水遊び広場の３ヵ所を歩いて周回し違反者への注意及びゴミ拾い、利用者の質問への対応を行う。
10：30～11：00	B は案内所にて定時放送、利用者案内及び迷子預り、落し物の預りを行う。A は水遊び広場の３ヵ所を歩いて周回し違反者への注意及びゴミ拾い、利用者の質問への対応を行う。
11：00～11：30	A 案内、B 巡回（業務内容は同じ）
11：30～12：00	A 休憩、B 案内
12：00～12：30	B 休憩、A 案内
12：30～13：00	B 案内、A 巡回
13：00～13：30	A 案内、B 巡回
13：30～14：00	B 案内、A 巡回
14：00～14：30	A 案内、B 巡回
14：30～15：00	B 案内、A 巡回
15：00～15：15	A 休憩、B 巡回
15：15～15：30	B 休憩、A 巡回
15：30～16：00	A 案内、B 巡回
16：00～16：30	B 案内、A 巡回
16：30～17：00	A 案内、B 巡回
17：00～17：30	B 案内、A 巡回
17：30～17：50	水遊び広場周辺ベンチ・更衣室の清掃、水遊び広場水面のゴミすくい。地面のゴミ拾い。案内施設施錠。
17：50～	センターに戻り終了報告、落し物の引き渡し後タイムカードを押して終了。

※終了時刻は利用者の状況により前後します。

★けが・病人の対応

・必ず、救護室に看護師さんがいるか月毎のカレンダーで確認をして下さい。
（平日に関しては不在です）

・熱中症らしい方が来られたら、中央ゲートもしくはサンライズパーク事務所にご案内下さい。その際は、必ず無線でお知らせ下さい。

・急病人がでた場合、無必ず線にてお知らせ下さい。

・救急車の要請があった場合は、無線にて管理センターへ速やかに報告する。管理センターより救急車手配します。
※年齢、けがの状況、出血の有無を確認して下さい。

・救急箱⇒保護者の方に治療等をお願いする。薬は副作用の恐れがあるので、むやみに渡さない。本人がどうしても欲しいという場合は、公園として責任は取れない旨を伝えて了承してもらってから渡す。

埼玉県のある市においてプールの排水溝で小学生の女子生徒が亡くなるという痛ましい事故がありました。監視には細かい点に十分注意して下さい。

※水遊び広場は、特にお子様が利用される施設です。
※お子様は、ご両親が目を離した時が一番危険です。

以上の点に注意して仕事に望みましょう！！

★無線の使い方

無線の応答に関しては以下のとおりとします。

・内容は手短にして下さい
・情報提供の場合は最後に「以上」とし、返答はしない。
・相手に返答を求める場合は最後に「どうぞ」とつける。
・緊急無線の場合、最後に「これは緊急無線です」文言を入れ、この間は他の無線の応答は行わない。

ー例文ー

・落し物を預かっている時
「水遊び広場より、管理センター及び無線をお持ちの方に連絡致します。水遊び広場で〇〇をお預かりしています。お問い合わせ等ございましたらよろしくお願い致します。」

・落し物解決
「水遊び広場より、管理センター及び無線をお持ちの方に連絡致します。水遊び広場でお預かりしていた〇〇は、持ち主のお客様がお見えになり無事解決致しました。ありがとうございました。」

★迷子が発生した時

ーお客様が連れてきた場合ー

お客様にお礼の言葉をかけ、子供の手をとり、水遊び広場からマウンテンスライダーまで軽く探す。お客様から、どの辺りにいたかを聞いておくと良い。見つからない時は、プレジャーガーデンのインフォメーションに連れて行く。

ー子供が１人で歩いていて迷子の場合ー

上記と同じ様に探し、プレジャーガーデンのインフォメーションへ。もし、子供が小学生などでアスレチックなど遠い所から来た場合は、センターに無線で連絡をして全体放送をしてもらう。

ー子供が親を探して欲しいと来た場合ー

まず水遊び広場で迷子の放送をする。その後もみつからない場合は、プレジャーガーデン内の放送 or 全体放送がいいかを確認し、放送依頼をする。

※その際センターに伝える内容　　親の名前もしくは子供本人の名前と年齢
どこから来たか　など･･･

ー親が子供を探して欲しいと来た場合ー

まず水遊び広場で迷子の放送をする。その後もみつからない場合は、プレジャーガーデン内の放送 or 全体放送がいいかを確認し、放送依頼をする。

※その際センターに伝える内容　　親の名前と連絡先（携帯電話）
子供の名前と年齢
服装
どこでいなくなったか　など･･･

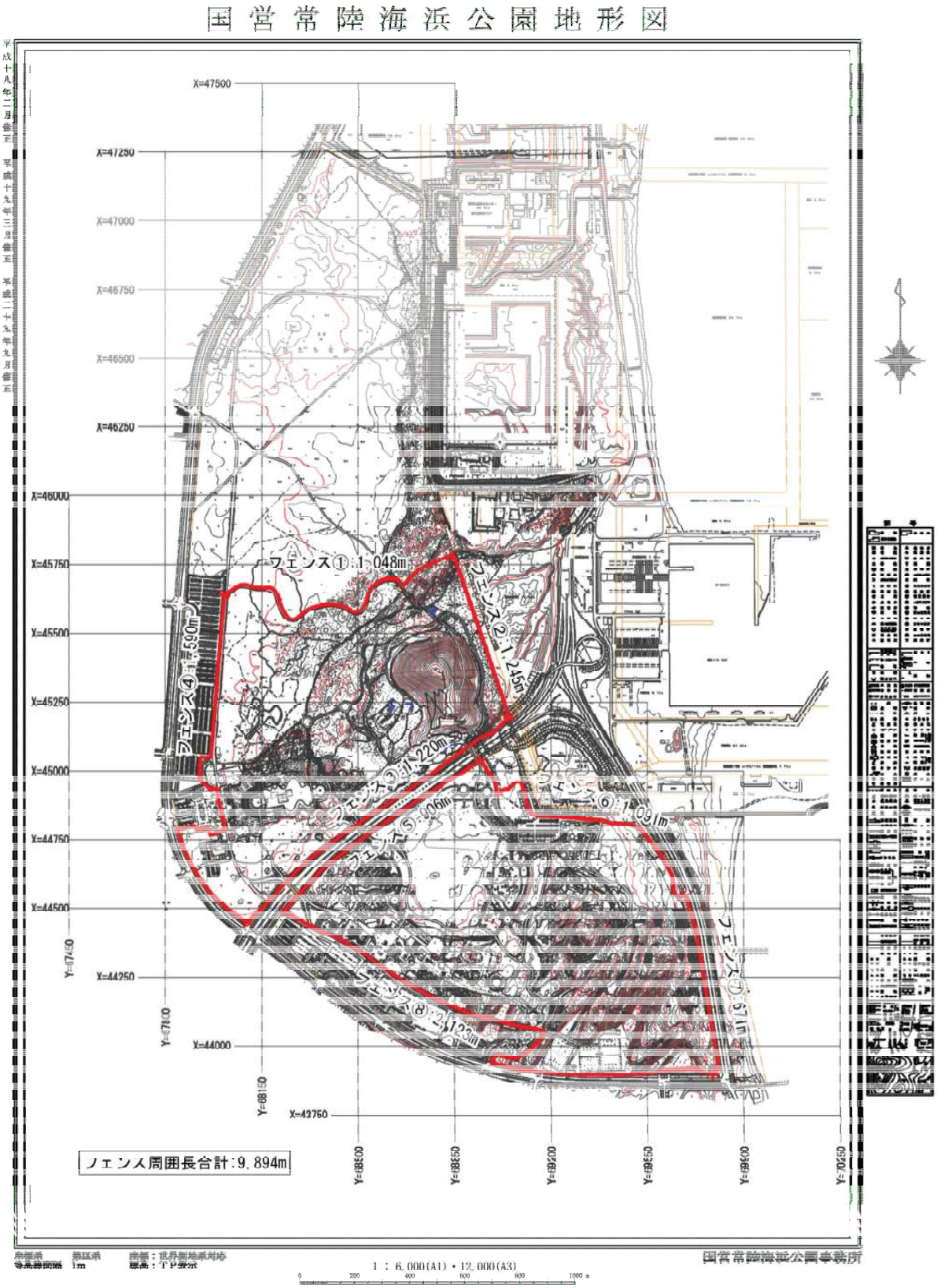
※プレジャーガーデン内でいなくなったという場合はプレジャーガーデンのインフォメーションに案内しても良い。

ー迷子の連絡が入ってる人を見つけた場合ー

- 小さい子供の時、保護者がどこにいるか確認をして迎えにきてもらうように連絡をする。緊急時などは、巡視に送ってもらう。
- 保護者が来た時は、どこに子供がいるか確認をして案内する。

別添３６

囲障巡視ルート図



別添３７

古民家管理日誌

月　　日（　　）

記録者

出席者

合計　　名

実施したものに〇			その他(作業)
内　容	主　屋	隠居屋	
朝、釜・鉄瓶の水の取り換え(火を焚かなくても毎日実施)			
囲炉裏(火焚き)			
かまど(火焚き)			
雑巾がけ			
モップがけ			
掃き掃除			

古民家の来客数、状況

道具の不足・器具の不具合等

建物・庭等気のついたこと(業務課・施設係に連絡します)

その他

別添３８

建物に係る基礎的諸元（北エリア1/1）

建物番号	種目名称	補足説明（用途）	建築年月日	構造	建築面積（㎡）（建）	建築面積（㎡）（延）	設置場所	備　　考
1	事務所	西口ゲート	―	S-2	81.19	70.59	西口	
2	便所	西口広場便所（無料側）	H3.4.25	RC-1	83.52	83.52	ゲートの外のバス乗り場付近	
3	便所	西口広場便所（有料側）	H3.4.25	RC-1	63.00	51.38	西口	
4	売店・便所	西口売店・西口テラス	H3.10.1	RC-1（一部 S）	63.00	51.38	レイクサイドカフェ	
5	機械室	井水給水ポンプ場	―	RC-1	10.98	10.98	スイセンガーデン	
6	便所	西口駐車場便所	H5.8.24	プレハブ造	47.52	47.52	西口駐車場	勝田市 建築主事
7	便所	西口駐車場休憩所	H5.8.24	プレハブ造	9.60	9.60	西口駐車場	勝田市 建築主事 １０㎡未満
8	事務所	西口守衛所	H5.8.24	プレハブ造	12.00	12.00	西口	勝田市 建築主事
9	事務所	西口サイクルセンター	H6.3.28	RC-1（一部 S）	523.29	523.29	スイセンガーデン	
10	便所	たまごの森便所	H6.9.27	RC-1（一部 W）	72.86	72.86	たまごの森	
11	休憩所	記念の森休憩所	H6.11.16	W-1	77.44	51.84	ひたちなか自然の森	
12	休憩所	記念の森レストハウス	H8.2.20	RC-1	224.03	191.76	記念の森	
13	倉庫	防災倉庫	H11.9.6	S-1	288.60	288.60	西口	
14	舞台屋根	西口広場シェルター	H12.7.25	S-1	336.24	270.00	水のステージ	
15	事務所	総合管理センター	H13.2.27	RC-2（一部 S）	1,653.27	2,559.14	国営常陸海浜公園事務所	計画変更申請（第変計1号） ＥＶ工作物申請共
16	倉庫	ストツクヤード棟	H14.3.25	S-1	525.00	525.00	リサイクルセンター	第計34号
17	車庫	総合管理センター車庫	H14.3.28	S-1	324.34	324.34	車庫	総合管理センターの
18	守衛所	総合管理センター守衛所	H14.3.28	S-1	12.00	12.00	職員用入口守衛所	総合管理センターの
19	倉庫	総合管理センター倉庫棟	H16.2.26	S-1	152.30	152.30	倉庫	
20	便所	みはらしの丘トイレ棟	H17.12.12	RC-1	90.68	90.68	みはらし広場トイレ	
			H25.3.13		50.67	50.67	〃	【増築】
21	休憩所	スイセンガーデン前休憩施設	H18.3.10	S-1	176.75	176.75	スイセンガーデン	
22	便所	記念の森レストハウストイレ棟	H19.3.13	RC-1	39.57	35.87	記念の森レストハウス	
23	便所	みはらしの里トイレ棟（1）	H19.3.26	W-1	35.91	34.02	みはらしの里集会所の後方	
24	便所	みはらしの里トイレ棟（2）	H19.3.26	RC＋W-1	30.78	29.16	みはらしの里休憩所付近	
25	倉庫	みはらしの里 農機具庫	H19.3.26	W-1	25.92	25.92	みはらしの里	
26	水場	みはらしの里 水場	H19.3.26	W-1	6.48	6.48	みはらしの里	１０㎡未満
27	休憩所	みはらしの里 休憩所	H19.3.26	W-1	25.92	25.92	みはらしの里	
28	事務所	みはらしの里 集会所	H19.12.7	W-1	149.06	135.69	みはらしの里	
29	機械室	みはらしの里 ポンプ小屋	H20.11.26	RC-1	42.89	42.89	みはらしの里	
30	見学施設	みはらしの里 第一号古民家主屋	H22.3.3	W-1	134.20	134.20	みはらしの里	軽微な変更で面積修正 134.20→133.90
31	見学施設	みはらしの里 第一号古民家付属屋	H22.9.22	W-1	128.12	117.08	みはらしの里	
32	倉庫	みはらしの里 曲り屋解体保管庫	H26.2.17	S-1	117.58	117.58	リサイクルセンター	
33	集会所	沢田湧水ネイチャーハウス	H27.2.15	W-1	288.50	288.50	沢田湧水ネイチャーハウス	
34	便所	自然の森トイレ棟	H28.3.11	W-1	52.20	38.90	桜の広場	
35	管理施設	たまごの森管理施設	―	W-1	12.96	8.10	たまごの森	１０㎡未満
36	休憩施設	西口休憩避難施設	H28.3.17	S-1	237.20	231.43	水のステージ	
37	休憩所	四阿（ひなの林）	―	W-1	10.38	10.38	ひなの林	
38	休憩所	四阿（みはらしの丘）	―	W-1	10.38	10.38	みはらしの丘	
39	便所	西口トイレ棟	H28.11.22	W-1	89.99	86.50	西口	
40	便所	ひなの林トイレ棟	H29.2.21	W-1	70.57	55.05	ひなの林	
41	見学施設	古民家	R1.7	W-1		166.00	みはらしの里	

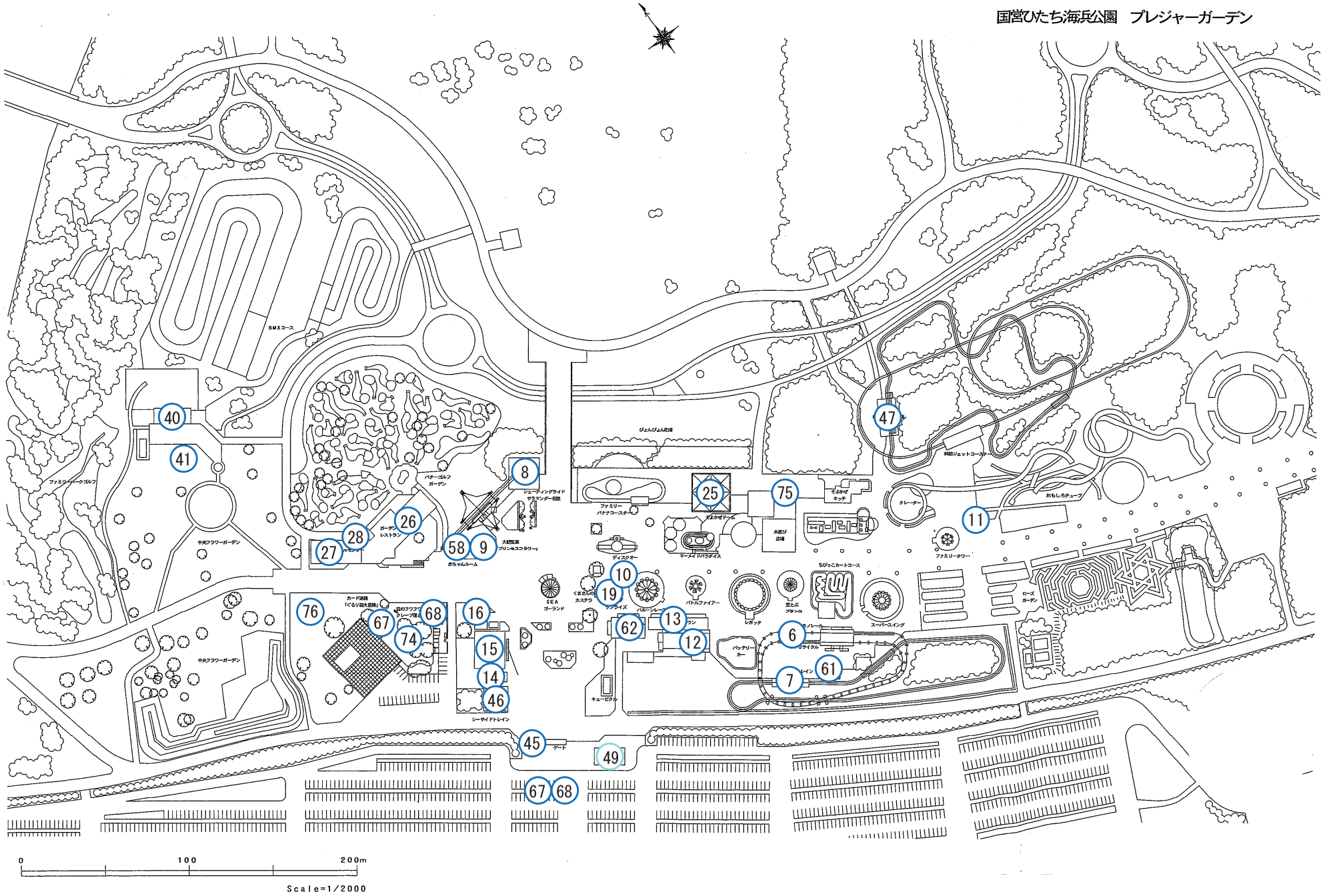
建物に係る基礎的諸元（南エリア1/2）

建物番号	種目名称	補足説明（用途）	建築年月日	構造	建築面積（㎡）（建）	建築面積（㎡）（延）	設置場所	備　　考
1	事務所	南口ゲート	H3.9.19	RC-1	887.38	716.88	南口	
2	便所	科技博便所	H3.9.19	RC-1	69.00	69.00	プレジャーガーデン	
3	便所	草原の広場便所（西側）	H3.10.1	RC-1	88.36	88.36	草原	
4	便所	草原の広場便所（南側）	H3.10.1	RC-1	88.36	88.36	草原	
5	便所	草原の広場便所（北側）	H3.10.1	RC-1	88.36	88.36	草原	
6	売店・便所	プレジャーガーデン売店・便所	H3.10.1	W-1	193.81	185.41	プレジャーガーデン	
7	遊戯施設	お伽列車駅（ガーデントレイン）	H3.9.19	W-1	69.00	69.00	プレジャーガーデン	
8	遊戯施設	ファンハウス（サラマンダー伝説）	H3.9.19	S-1	340.20	340.20	プレジャーガーデン	
9	付属施設	チケットブース	―	W-1	6.35	6.35	プレジャーガーデン	１０㎡未満
10	付属施設	チケットブース	―	W-1	6.35	6.35	プレジャーガーデン	１０㎡未満
11	付属施設	チケットブース	―	W-1	6.35	6.35	プレジャーガーデン	１０㎡未満
12	事務所	常陸サンライズパーク事務所	―	S-1	252.64	249.33	プレジャーガーデン	【増築】 水計108号
13	遊戯施設	ダウンタウンカーニバル	―	S-1	229.97	229.97	プレジャーガーデン	占用施設
14	遊戯施設	アイスワールド	H4.7.30	S-1	126.02	126.02	プレジャーガーデン	
15	遊戯施設	常陸昔話処「天狗屋」 （スモッグ王国大冒険）	H4.7.30	S-1	393.40	393.40	プレジャーガーデン	
					16.51	16.51	プレジャーガーデン	
16	便所	太陽の広場 便所	H5.3.23	W-1	64.50	63.00	プレジャーガーデン	
			H25.3.18		42.14	42.14	プレジャーガーデン	【増築】
17	機械室	上水給水ポンプ場	―	RC-1	36.00	36.00	プレジャーガーデン	
18		ゴミ分別場	―	S-1	43.86	43.86		
19	付属施設	売店	H5.3.11	W-1	70.20	66.20	プレジャーガーデン	
20	事務所	管理用詰所	H5.8.19	S-1	59.94	58.32		
21	便所	南口駐車場便所（１）	H5.8.19	プレハブ造	47.52	47.52	南口駐車場	
22	休憩所	南口駐車場休憩所（１）	H5.8.19	プレハブ造	9.60	9.60	南口駐車場	１０㎡未満
23	便所	南口駐車場便所（２）	H5.8.19	プレハブ造	47.52	47.52	南口駐車場	
24	休憩所	南口駐車場休憩所（２）	H5.8.19	プレハブ造	9.34	9.34	南口駐車場	10㎡未満
25	休憩所	太陽の広場テント	H6.7.19	S-1	492.84	492.84	プレジャーガーデン	
			H19.3.8				プレジャーガーデン	【移転】
26	事務所 飲食店	中央レストラン・パター貸出場	H7.1.25	RC-1	667.45	577.18	プレジャーガーデン	
			H17.3.24		28.43	22.74	プレジャーガーデン	【増築】
27	事務所	中央サイクルセンター	H7.9.12	RC-1	353.99	296.78	プレジャーガーデン	
28	プロパン庫	レストランプロパン庫	H7.9.1+D34:D752	RC-1	10.62	10.62	プレジャーガーデン	
29	休憩所	四阿A	H7.9.12	W-1	30.25	30.25	砂丘	
30	休憩所	四阿B	H7.9.12	W-1	13.86	13.86	プレジャーガーデン	
31	便所	林間広場便所	H8.9.27	RC-1	88.36	88.36	バーベキュー	
32	休憩所	デイキャンプ場四阿D	H9.4.30	W-1	31.36	31.36	バーベキュー	
33	休憩所	デイキャンプ場四阿E	H9.4.30	W-1	31.36	31.36	バーベキュー	
34	乗降上屋	コンボイ駅	H9.9.29	S-1	64.60	64.60		
35	乗降上屋	マッドマウス駅		S-1	104.55	104.55		
36	乗降上屋	シーサイドトレイン駅(南口ゲート)		S-1	53.20	53.20	南口	
37	休憩施設	グラスハウス	H11.8.24	S-1 （一部 S）	562.92	572.95	砂丘ガーデン	
38	休憩所	瞑想の庭	H11.8.24	RC-1	378.85	372.62	砂丘ガーデン	
39	飲食店	グリーンハウス	H12.3.27	RC-1 （一部 S）	399.55	336.67	砂丘ガーデン	
40	事務所	サバンナ広場管理棟	H11.9.6	S-1	120.00	120.00	プレジャーガーデン	
41	便所	サバンナ広場便所	H11.9.6	RC-1	15.12	15.12	プレジャーガーデン	
42	機械室	ドーム広場機械室	H11.9.6	RC-1	13.32	13.32	プレジャーガーデン	

建物に係る基礎的諸元（南エリア2/2）

建物番号	種目名称	補足説明（用途）	建築年月日	構造	建築面積（㎡）（建）	建築面積（㎡）（延）	設置場所	備　　考
43	機械室	ドーム広場機械室	H11.9.6	RC-1	13.32	13.32	プレジャーガーデン	
44	展望台	フォレストエリア展望台	H11.9.6	W-2（一部 S）	22.97	45.94	香りの谷	
45	事務所	中央ゲート	H12.3.27	S-1	86.00	85.37	プレジャーガーデン	
46	店舗	中央ゲート店舗（シーサイドトレイン駅舎含む）	H12.3.27	W-1（一部 S）	200.40	187.74	プレジャーガーデン	
			―		1.23	2.65	プレジャーガーデン	【増築】H26.5.2完成
47	待合所	プレジャーガーデン遊具駅舎（林間ドライブくん）	H12.3.27	W-1（一部 S）	180.00	180.00	プレジャーガーデン	
48	EV施設	フォレストエリアエレベーター施設	H13.2.8	RC-2（一部 S）	21.97	32.64	砂丘ガーデン	
49	便所	中央ゲート便所	H13.3.29	RC-1	129.84	109.21	プレジャーガーデン	
50	登り窯上屋	フォレストエリア登り窯上屋	H13.11.19	W-1	86.40	86.40	砂丘ガーデン	
51	陶芸棟アトリエ	フォレストエリア陶芸棟アトリエ	H13.7.19	W-1	90.72	90.72	砂丘ガーデン	
52	電気窯上屋	フォレストエリア電気窯上屋	H13.7.19	LB-1	17.74	17.74	砂丘ガーデン	
53	農機具庫、休憩所	圃場作業小屋	H13.7.19	W-1	28.98	28.98	海浜口	
54	便所	海浜口便所	H14.6.4	W-1	52.20	48.60	砂丘ガーデン	
55	事務所	海浜口ゲート	H15.7.9	W-1	535.68	317.52	海浜口	
56	事務所	海浜口サイクリングセンター	H15.5.13	RC-1（一部 W）	412.03	363.60	海浜口	
57	便所	海浜口便所	H15.5.13	W-1	52.20	48.60	海浜口	
58	発見所 授乳室	プレジャーガーデン授乳室・券売所	H15.3.20	W-1	48.02	31.05	プレジャーガーデン	
			―		14.28	9.95	プレジャーガーデン	【増築】H26.4.24完成
59	給水ポンプ室	大草原エリアポンプ室	H16.4.9	RC-1	24.69	24.69	草原	
60	バーベキュー棟	バーベキュー棟	H16.3.26	W-1	76.80	72.00	バーベキュー	
61	便所、休憩所	プレジャーガーデントイレ棟	H17.3.8	S-1（一部 RC）	123.90	123.90	プレジャーガーデン	
62	ゲームセンター	パーフェクトゲーム建屋	H18.2.28	S-1	272.83	234.02	プレジャーガーデン	
63	休憩所	砂丘松林四阿（大）	H21.3.11	W-1	13.00	13.00	砂と海の林	
64	休憩所	砂丘松林四阿（小）	H21.3.11	W-1	10.38	10.38		
65	休憩所	砂丘松林四阿（小）	H21.3.11	W-1	10.38	10.38		
66	便所	砂丘松林トイレ棟	H21.3.11	RC-1	46.48	41.13		
67	事務所	迷路受付所		W-1	46.44	46.44		
68	物販所	森のワクワククレープ屋さん		S-1	57.13	57.13		
69	自動車車庫	南口駐車場カーポート（1）	H26.6.30	AL-1	5.98	12.86	プレジャーガーデン	【延べ面積】令2条1項4号、同条
70	自動車車庫	南口駐車場カーポート（2）	H26.6.30	AL-1	5.98	12.86	砂と海の林	【延べ面積】令2条1項4号、同条
71	便所	多目的広場トイレ棟（多機能トイレ）	H27.3.12	W-1	20.25	7.50	南口駐車場	【軽微な変更】建築面積の変更あ
72	便所	多目的広場トイレ棟（女子トイレ）	H27.3.12	W-1	25.40	12.95	南口駐車場	
73	便所	多目的広場トイレ棟（男子トイレ）	H27.3.12	W-1	27.06	9.03	砂と海の林	10㎡未満
74	休憩施設	休憩避難施設（中央ガーデン①）	H26.12.18	S-1	111.09	150.00	砂と海の林	
75	管理施設	水遊び広場管理施設		W-1	12.96	8.10	砂と海の林	既存棟追加(計通なし)
76	休憩施設	休憩避難施設（ローズガーデン）	H28.3.17	S-1	273.20	231.43	プレジャーガーデン	

国営ひたち海浜公園　プレジャーガーデン





国営常陸海浜公園全体基本計画図

別添３９

遊具の日常点検票

国営ひたち海浜公園　遊具日常点検表

林間アスレチック広場

施設管理課長	主任	係員	担当

危険度	処置
A：利用可能 B：軽度な怪我の危険 C：重度な怪我の危険	a：経過観察 b：軽微な修繕（直営対応） c：中程度の修繕（専門業者） d：大規模な修繕（国事務所） e：使用禁止

令和　　年　　月　　日

点検者：

番号	遊具名	点検項目	点検内容	チェック	不具合（新規）			不具合（継続）	処置・対応
					判定		内容	内容	
					危険度	処置			
1	ターザン砦	木材本体、支柱材	腐朽／ささくれ／亀裂／変形						
		ワイヤーロープ	変形・きんく／断線／摩耗／発錆／たるみ						
		滑車	異音／ゆるみ、がたつき／脱落／変形／破損						
		吊りロープ	摩耗／ゆるみ／ほつれ／傷／切断／端部ゴム破損・脱落						
		金具類	ゆるみ／脱落／摩耗／腐食／変形						
		底部	基礎露出／根巻き銅板破損						
2	ロープクライミング	木材本体、支柱材	腐朽／ささくれ／亀裂／変形						
		ロープ	摩耗／ゆるみ／ほつれ／傷／切断						
		金具類	ゆるみ／脱落／摩耗／腐食／変形						
		底部	基礎露出／根巻き銅板破損						
3	恐竜の背渡り	木材本体、支柱材	腐朽／ささくれ／亀裂／変形						
		金具類	ゆるみ／脱落／摩耗／腐食／変形						
		底部	基礎露出／根巻き銅板破損						
4	ななめラダー	木材本体、支柱材	腐朽／ささくれ／亀裂／変形						
		握り棒他金具類	ゆるみ／脱落／摩耗／腐食／変形						
		基礎部	安全マット剥がれ／段差／亀裂／破損						
5	タイヤロープ	擬木本体、支柱材	亀裂／変形／破損						
		チェーン他金具類	ゆるみ／脱落／摩耗／腐食／変形						
		タイヤ	摩耗／変形／割れ／滞水						
		底部	基礎露出						
6	バッテン橋	木材本体、支柱材	腐朽／ささくれ／亀裂／変形						
		金具類	ゆるみ／脱落／摩耗／腐食／変形						
		底部	基礎露出／根巻き銅板破損						
7	つり橋	木材本体、支柱材	腐朽／ささくれ／亀裂／変形						
		ワイヤーロープ	ねじれ／変形・きんく／脱落／カバーずれ・破れ／発錆						
		ロープ、補助ネット	摩耗／ゆるみ／ほつれ／傷／切断						
		チェーン他金具類	ゆるみ／脱落／摩耗／腐食／変形						
		底部	基礎露出／根巻き銅板破損						
8	クモの巣渡り	木材本体、支柱材	腐朽／ささくれ／亀裂／変形						
		ネット、ロープ	摩耗／ゆるみ／ほつれ／傷／切断						
		金具類	ゆるみ／脱落／摩耗／腐食／変形						
		底部	基礎露出／根巻き銅板破損						

別添−189

番号	遊具名	点検項目	点検内容	チェック	不具合（新規）			不具合（継続）	処置・対応
					判定		内容	内容	
					危険度	処置			
9	ウッディーワンダー	木材本体、支柱材	腐朽／ささくれ／亀裂／変形						
		スライダー(トンネル)	亀裂／変形／変色						
		スライダー(ウエーブ)	亀裂／変形／変色						
		ブランコ	座板変形／吊り金具異音／チェーン摩耗／チェーンカバー破損						
		コイルクライマー	腐食／破損／変形／がたつき						
		金具類	ゆるみ／脱落／摩耗／腐食／変形						
		底部	基礎露出／根巻き銅板破損						
10	トントン	木材本体	腐朽／ささくれ／亀裂／変形						
		スプリング部	腐食／変形／破損／ビスのゆるみ・脱落／カバーずれ・破れ						
		金具類	ゆるみ／脱落／摩耗／腐食／変形						
		底部	基礎露出／土の流出						
11	コトリ	木材本体	腐朽／ささくれ／亀裂／変形						
		スプリング部	腐食／変形／破損／ビスのゆるみ・脱落／カバーずれ・破れ						
		金具類	ゆるみ／脱落／摩耗／腐食／変形						
		底部	基礎露出／土の流出						
12	ユラユラ一本橋	木材本体、支柱材	腐朽／ささくれ／亀裂／変形						
		ロープ	摩耗／ゆるみ／ほつれ／傷／切断						
		金具類	ゆるみ／脱落／摩耗／腐食／変形						
		底部	基礎露出／根巻き銅板破損						
13	クライミング＆ブリッジ	木材本体、支柱材	腐朽／ささくれ／亀裂／変形						
		ネット、ロープ	摩耗／ゆるみ／ほつれ／傷／切断						
		金具類	ゆるみ／脱落／摩耗／腐食／変形						
		底部	基礎露出／根巻き銅板破損						
14	集いの砦	木材本体、支柱材	腐朽／ささくれ／亀裂／変形						
		スライダー(トンネル)	亀裂／変形／変色						
		スライダー(ウエーブ)	亀裂／変形／変色						
		ローラースライダー	ローラー回転不良・破損／手すり腐食・破損／ボルト緩み・脱落						
		登り棒	腐食／破損／変形／がたつき						
		ザイルロープネット	腐食／破損／基礎露出／取付部がたつき						
		伝声管	腐食／破損／変形／がたつき						
		トンネル(2箇所)	亀裂／変形／変色						
		ゲームパネル（3箇所）	亀裂／変形／変色／回転不良						
		ハンドル	腐食／破損／変形／がたつき						
		ベンチ、テーブル	腐朽／ささくれ／亀裂／変形／がたつき						
		鋼材部	腐食／塗装剥離／破損／クッション破損・脱落						
		底部	基礎露出／安全マット破損／スロープ土被覆						
15	へそ曲がりラダー	木材本体、支柱材	腐朽／ささくれ／亀裂／変形						
		握り棒他金具類	ゆるみ／脱落／摩耗／腐食／変形						
		基礎部	安全マット剥がれ／段差／亀裂／破損						

国営ひたち海浜公園　遊具日常点検表

月と地球の広場

施設管理課長	主任	係員	担当

危険度	処置
A:利用可能 B:軽度な怪我の危険 C:重度な怪我の危険	a:経過観察 b:軽微な修繕(直営対応) c:中程度の修繕(専門業者) d:大規模な修繕(国事務所) e:使用禁止

令和　　年　　月　　日

点検者：

番号	遊具名	点検項目	点検内容	チェック	不具合(新規) 判定 危険度	不具合(新規) 判定 処置	不具合(新規) 内容	不具合(継続) 内容	処置・対応
1	アース スライダー	テント生地	傷／切断／摩耗／たるみ／水溜り／汚れ／変色／ロープ摩耗・破断						
		金具類	ゆるみ／脱落／摩耗／腐食／変形						
		点検口(FRP製)	破損・亀裂／水溜り						
		内部(点検口内)ロープ	摩耗／ゆるみ／ほつれ／傷／切断						
		内部(点検口内)安全ネッ	摩耗／ゆるみ／ほつれ／傷／切断						
		内部(点検口内)主要部材	腐食／ボルトゆるみ・欠落						
		登頂部手摺	腐食／塗装劣化／がたつき／変形・破損／ボルトの緩み・欠落						
		鋼材部	腐食／塗装劣化／破損						
		外部ロープ	摩耗／ゆるみ／ほつれ／傷／切断						
		周辺部	異物混入・草繁茂						
2	ムーン クレーター	落下防止柵	腐食／塗装劣化／がたつき／破損						
		金具類	ゆるみ／脱落／摩耗／腐食／変形						
		滑走部(ゴムチップ)	亀裂／表面剥離／破損／変色／苔発生						
		ネット	摩耗／ゆるみ／ほつれ／傷／切断						
		クライム部(グリップ・ラダ	摩耗／破損／ゆるみ／変形／変色						
		クライム部(ネット)	摩耗／ゆるみ／ほつれ／傷／切断						
		鋼材部	腐食／塗装劣化／破損／ボルトのゆるみ・欠落／ぐらつき／変形						
		ラバークッション	亀裂／表面剥離／破損／変色						
		周辺部	異物混入・草繁茂						
		ゴムチップ舗装	亀裂／表面剥離／破損／変色／水溜り／目つまりによる硬化／苔発生						
3	ブラック ホールA (ポール)	FRP本体	亀裂／変形／塗装劣化／滞水／キャップ損傷、外れ						
		金具類	ゆるみ／脱落／摩耗／腐食／変形						
		内部	亀裂／変形／破損／キャップ損傷、外れ ／ポール破損等／床面浸水						
4	ブラック ホールB (パネル)	FRP本体	亀裂／変形／塗装劣化／滞水／キャップ損傷、外れ						
		金具類	ゆるみ／脱落／摩耗／腐食／変形						
		内部	亀裂／変形／破損／キャップ損傷、外れ ／パネル損傷／床面浸水						
5	ブラック ホールC (大)	FRP本体	亀裂／変形／塗装劣化／滞水／キャップ損傷、外れ						
		金具類	ゆるみ／脱落／摩耗／腐食／変形						
		内部	亀裂／変形／破損／キャップ損傷、外れ／床面浸水						
6	流星A (赤)	本体	腐食／塗装劣化／がたつき／破損						
		基礎部	がたつき／傾斜						
		底部	基礎露出／砂流出／草繁茂						

番号	遊具名	点検項目	点検内容	チェック	不具合（新規）			不具合（継続）	処置・対応
					判定		内容	内容	
					危険度	処置			
7	流星B（オレンジ）	本体	腐食／塗装劣化／がたつき／破損						
		基礎部	がたつき／傾斜						
		底部	基礎露出／砂流出／草繁茂						
8	流星C（黄）	本体	腐食／塗装劣化／がたつき／破損						
		基礎部	がたつき／傾斜						
		底部	基礎露出／砂流出／草繁茂						
9	流星D（トンネル）	チューブスライダー	亀裂／変形／変色						
		鋼材部	腐食／塗装剥離／破損／クッション破損・脱落						
		ラバーステップ	がたつき／摩耗／亀裂／表面剥離／破損／変色／苔発生						
		金具類	ゆるみ／脱落／摩耗／腐食／変形						
		底部	基礎露出／草繁茂						
		セーフティマット	マットの破損／マット帯水・土被覆／基礎露出						
10	流星E（階段のみ）	金具類	ゆるみ／脱落／摩耗／腐食／変形						
		底部	基礎露出／草繁茂						
		鋼材部	腐食／塗装剥離／破損／クッション破損・脱落						

国営ひたち海浜公園　遊具日常点検表

たまごの森

施設管理課長	主任	係員	担当

危険度	処置
A：利用可能 B：軽度な怪我の危険 C：重度な怪我の危険	a：経過観察 b：軽微な修繕（直営対応） c：中程度の修繕（専門業者） d：大規模な修繕（国事務所） e：使用禁止

令和　　年　　月　　日

点検者：

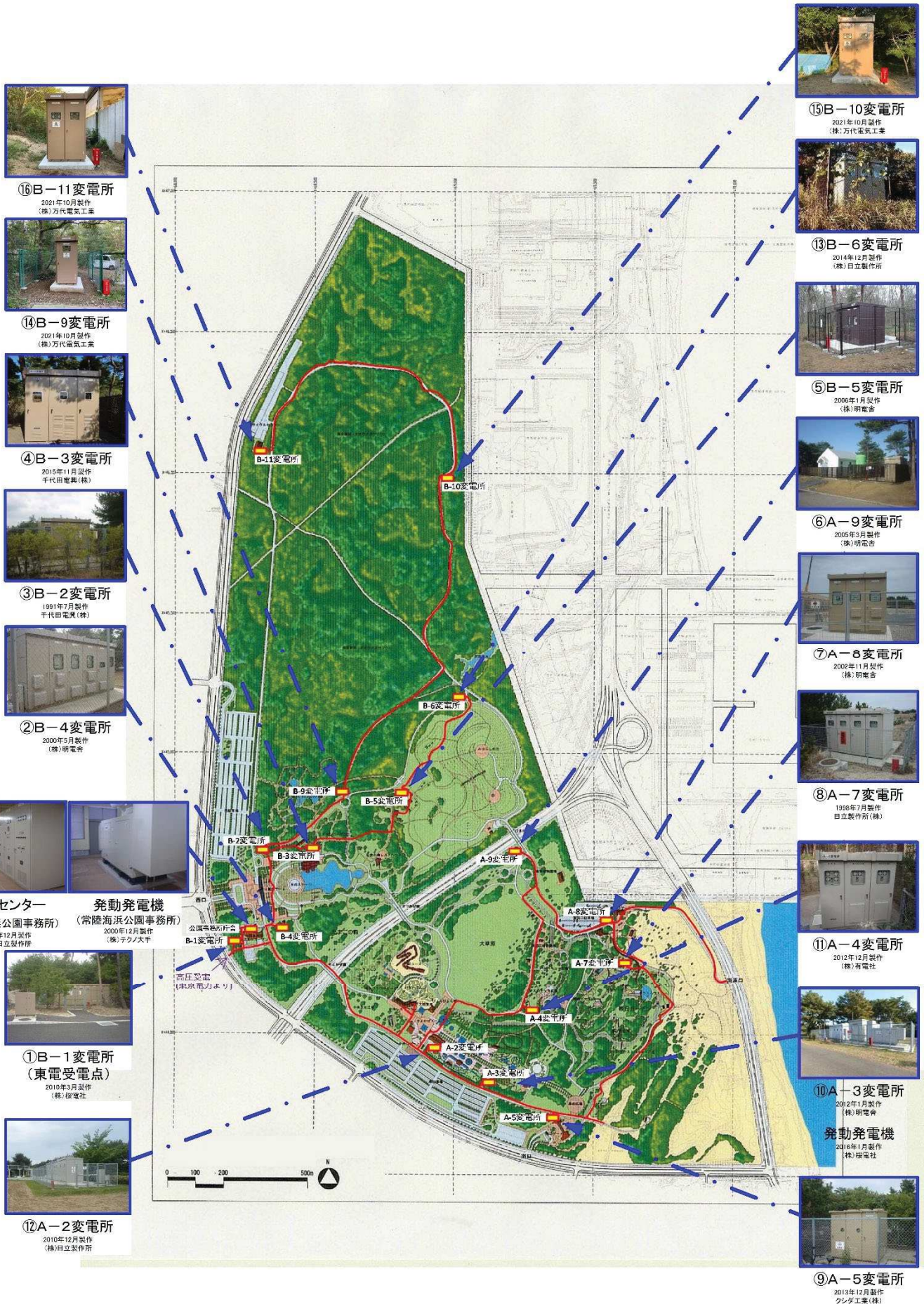
番号	遊具名	点検項目	点検内容	チェック	不具合（新規） 判定 危険度	不具合（新規） 判定 処置	不具合（新規） 内容	不具合（継続） 内容	処置・対応
1	ぴょんぴょんたまご	ドーム本体	外膜の地面との接触／外膜の引き裂き、擦り切れ／異常なシワやたるみ 加工部の破損／表面の異常、汚れ／跳ねた時の異音（乾燥時のみ）						
		安全領域	石や木片等異物の混入／洗砂の硬化／洗砂の量						
2	ゆらり	FRP本体	亀裂／変形／塗装劣化／滞水						
		スプリング、取付部	亀裂／変形／破損／ビス緩み・脱落／カバーずれ・破れ						
		ゴムチップ舗装	亀裂／表面剥離／破損／変色／苔発生						
3	かえるのたまご	FRP本体	亀裂／変形／塗装劣化／滞水						
		脚部、連結部	腐食／塗装劣化／破損／ビス緩み・脱落／目地脱落						
		底部	基礎露出／砂流出／草繁茂						
4	かえるのすなば	砂部	砂流出／硬化／異物混入／草繁茂						
		縁部	縁ゴム破損						
5	ひかり	FRP本体	亀裂／変形／塗装劣化／滞水						
		取付部	がたつき／傾斜						
		ゴムチップ舗装	亀裂／表面剥離／破損／変色／苔発生						
6	くさ・かぜ（南）（北）	FRP本体	亀裂／変形／塗装劣化／滞水						
		取付部	がたつき／傾斜						
		伝声管	腐食／塗装劣化／防虫網破損／ビス緩み・脱落						
		底部	基礎露出／砂流出／草繁茂						
		ゴムチップ舗装	亀裂／表面剥離／破損／変色／苔発生						
7	ほらあな	FRP本体	亀裂／変形／塗装劣化／滞水						
		取付部	がたつき／傾斜／ビス緩み・脱落						
		ゴムチップ舗装	亀裂／表面剥離／破損／変色／苔発生						
8	あな	FRP本体	亀裂／変形／塗装劣化／滞水						
		ロープ、吊り玉	摩耗／ゆるみ／ほつれ／傷／切断／吊り玉破損・亀裂						
		取付部	がたつき／傾斜／ビス緩み／脱落						
		ゴムチップ舗装	亀裂／表面剥離／破損／変色／苔発生						
9	めいろ	FRP本体	亀裂／変形／塗装劣化／滞水						
		取付部	がたつき／傾斜						
		ゴムチップ舗装	亀裂／表面剥離／破損／変色／苔発生						

《週1回実施》

番号	遊具名	点検項目	点検内容	チェック	不具合（新規） 判定 危険度	不具合（新規） 判定 処置	不具合（新規） 内容	不具合（継続） 内容	処置・対応
1	ぴょんぴょんたまご	送風設備	スイッチ、ランプの作動・点灯確認／内圧計の作動・運転内圧 送風機運転音の異常／架台のネジの緩み／送風管（布）の空気漏れ 小屋吸気口付近の障害物／水抜き用桝内の滞水／水抜きバルブの閉鎖						

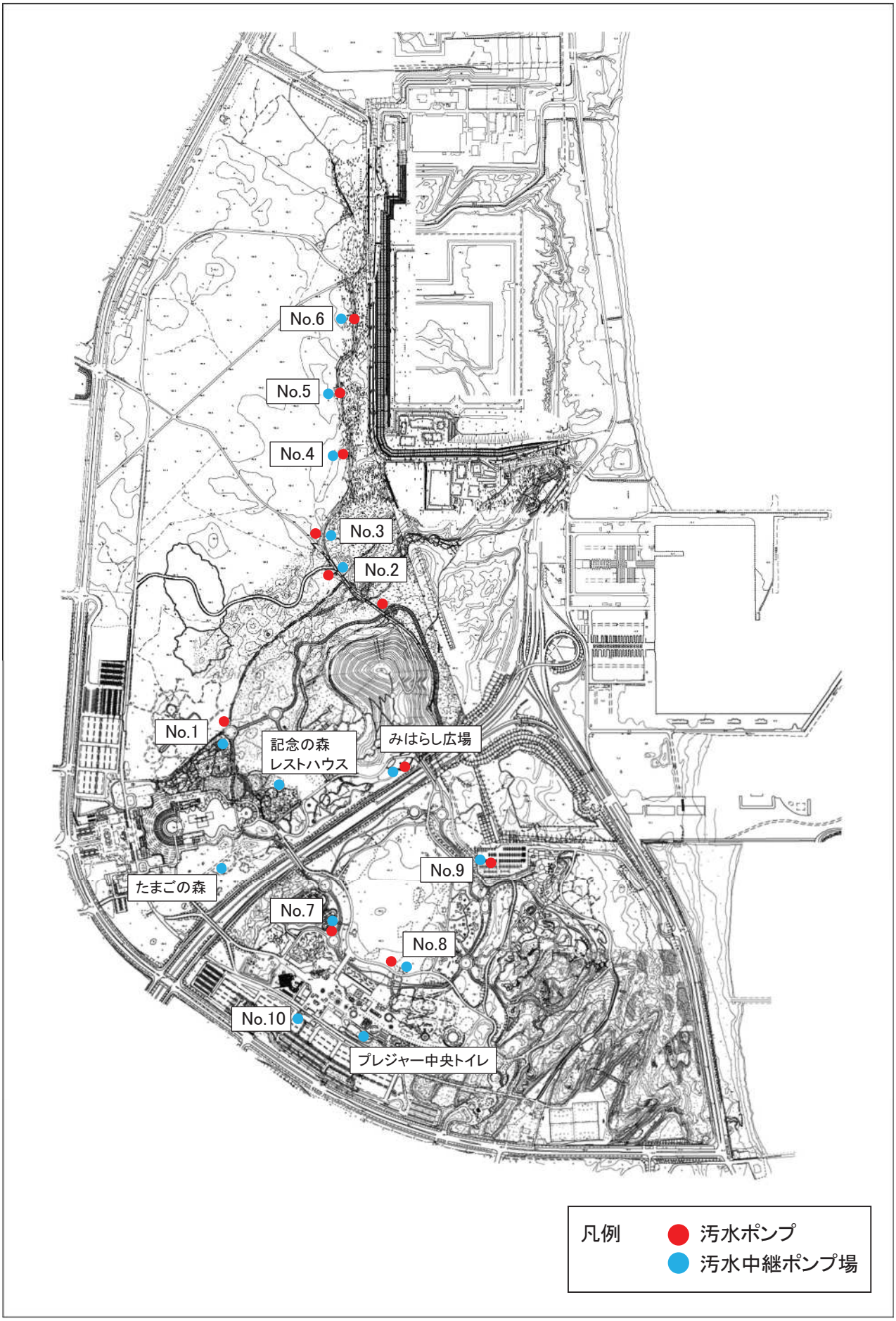
別添４０

電気設備図

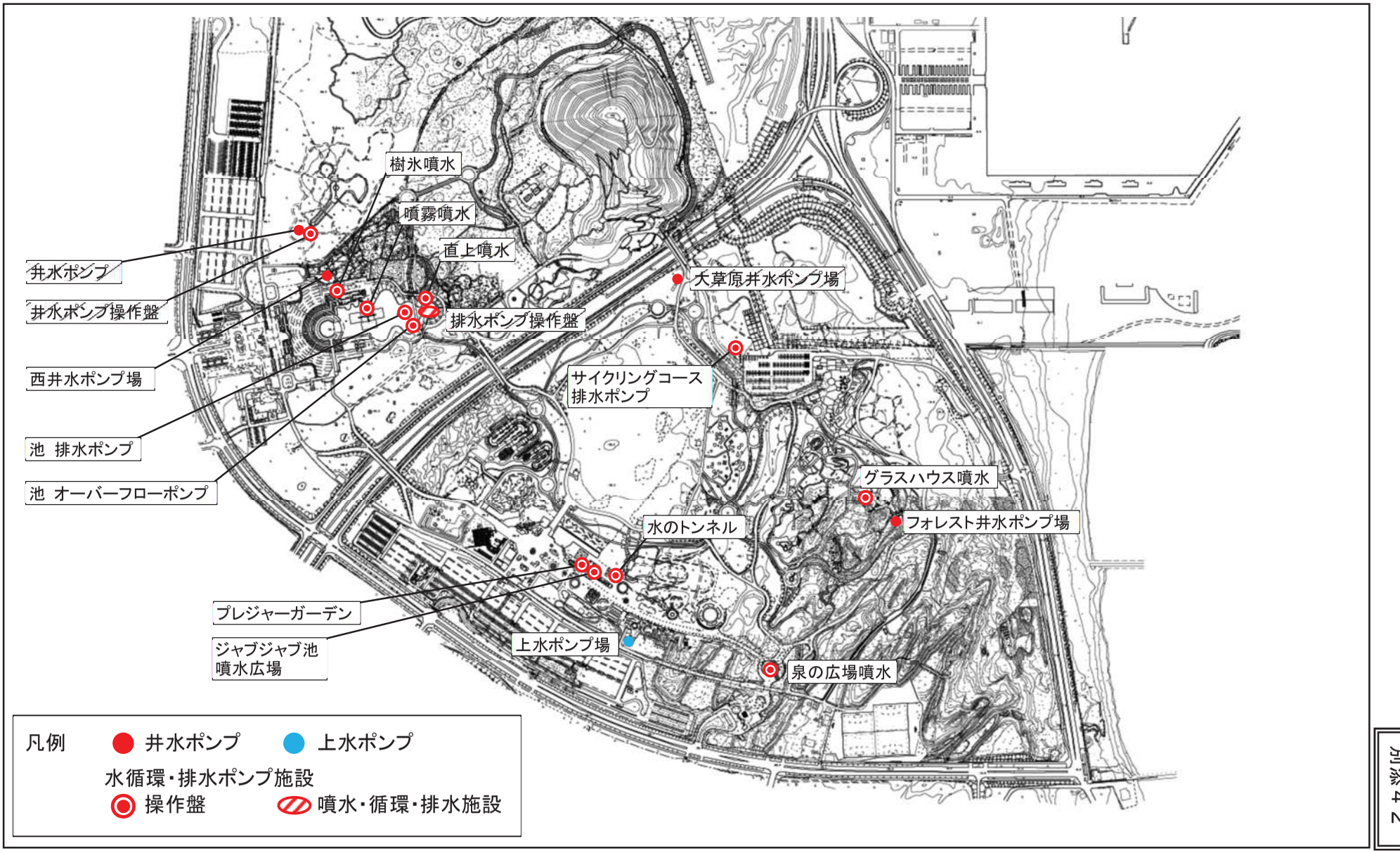

⑮B－10変電所
2021年10月製作
（株）万代電気工業
⑬B－6変電所
2014年12月製作
（株）日立製作所
⑤B－5変電所
2006年1月製作
（株）明電舎
⑥A－9変電所
2005年3月製作
（株）明電舎
⑦A－8変電所
2002年11月製作
（株）明電舎
⑧A－7変電所
1998年7月製作
日立製作所（株）
⑪A－4変電所
2012年12月製作
（株）有電社
⑩A－3変電所
2012年1月製作
（株）明電舎
発動発電機
2016年1月製作
（株）桜電社
⑨A－5変電所
2013年12月製作
クシダ工業（株）
⑫A－2変電所
2010年12月製作
（株）日立製作所
①B－1変電所
（東電受電点）
2010年3月製作
（株）桜電社
管理センター
（常陸海浜公園事務所）
2000年12月製作
（株）日立製作所
発動発電機
（常陸海浜公園事務所）
2000年12月製作
（株）テクノ大手
④B－3変電所
2015年11月製作
千代田電業（株）
③B－2変電所
1991年7月製作
千代田電業（株）
②B－4変電所
2000年5月製作
（株）明電舎
⑯B－11変電所
2021年10月製作
（株）万代電気工業
⑭B－9変電所
2021年10月製作
（株）万代電気工業
B-11変電所
B-10変電所
B-6変電所
B-9変電所
B-5変電所
B-2変電所
B-3変電所
B-4変電所
B-1変電所
公園事務所庁舎
A-9変電所
A-8変電所
A-7変電所
A-4変電所
A-2変電所
A-3変電所
A-5変電所
高圧受電
（東京電力より）
大草原
0 100 200 500m N

別添４１

汚水処理設備位置図



水道設備位置図



別添42

別添４３

設備保守点検整備年間工程表

工作物・工作物設備保守点検　年間工程表

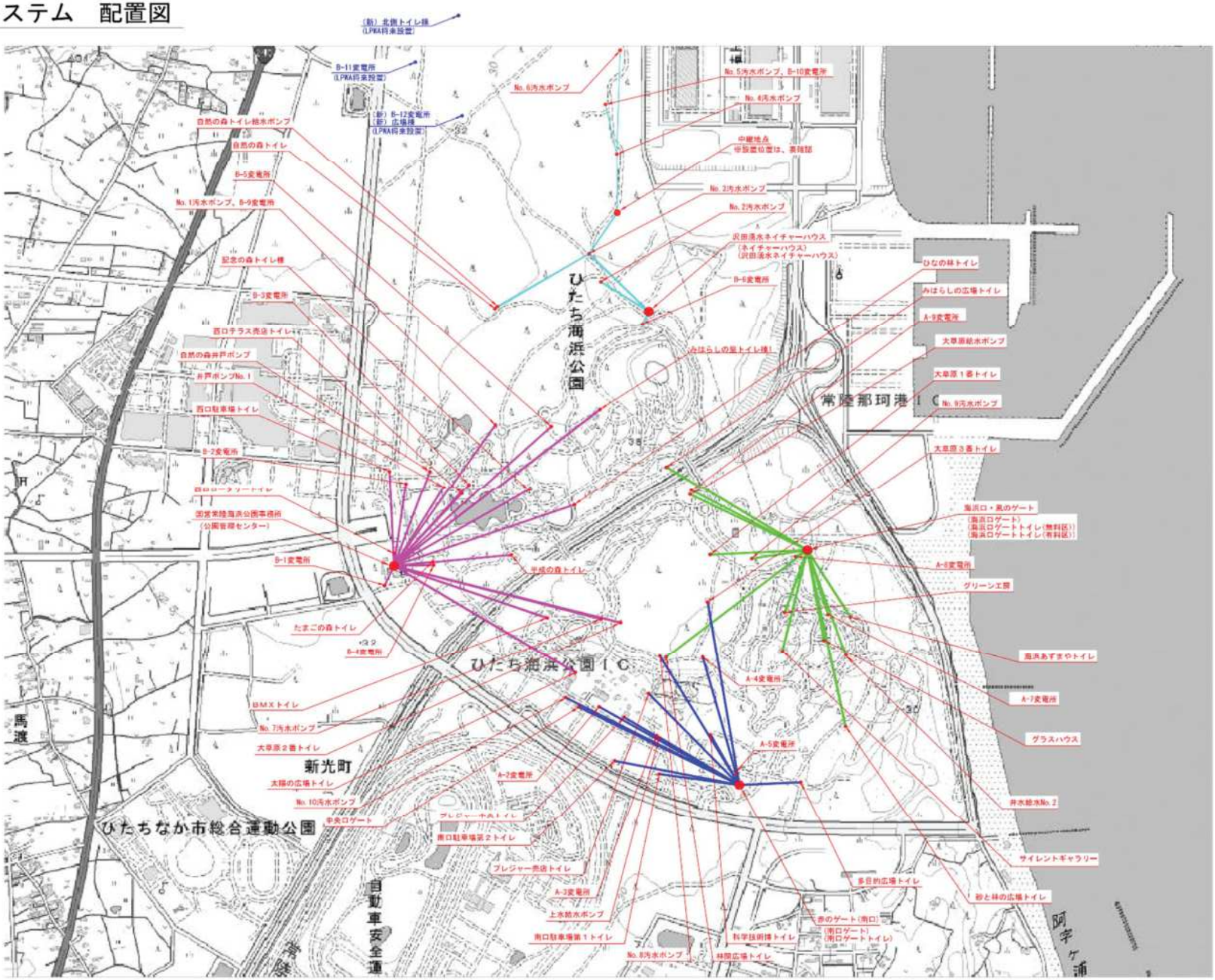
凡例	■ ：点検実施
	■ ：報告書提出

工　種		項　　目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備　考
定期点検	1	遊具　定期点検	■	■											
	2	水景施設　定期点検			■ 休園日	■									
	3	水遊び広場及び水道水・井戸水 水質検査			■	■									
	4	上水ポンプ場 定期点検			■ 休園日	■									
	5	井水ポンプ場 定期点検 （大草原、西、フォレスト）			■ 休園日	■									
	6	空調設備　点検整備			■	■									
	7	シャッター・自動ドア　定期点検			■ 休園日	■									
	8	カリオンクロック　点検整備			■ 休園日	■									
	9	汚水施設 定期点検										■	■		
	10	放送設備 定期点検										■	■	■	
	11	ひたちなか自然の森ポンプ 定期点検										■	■		

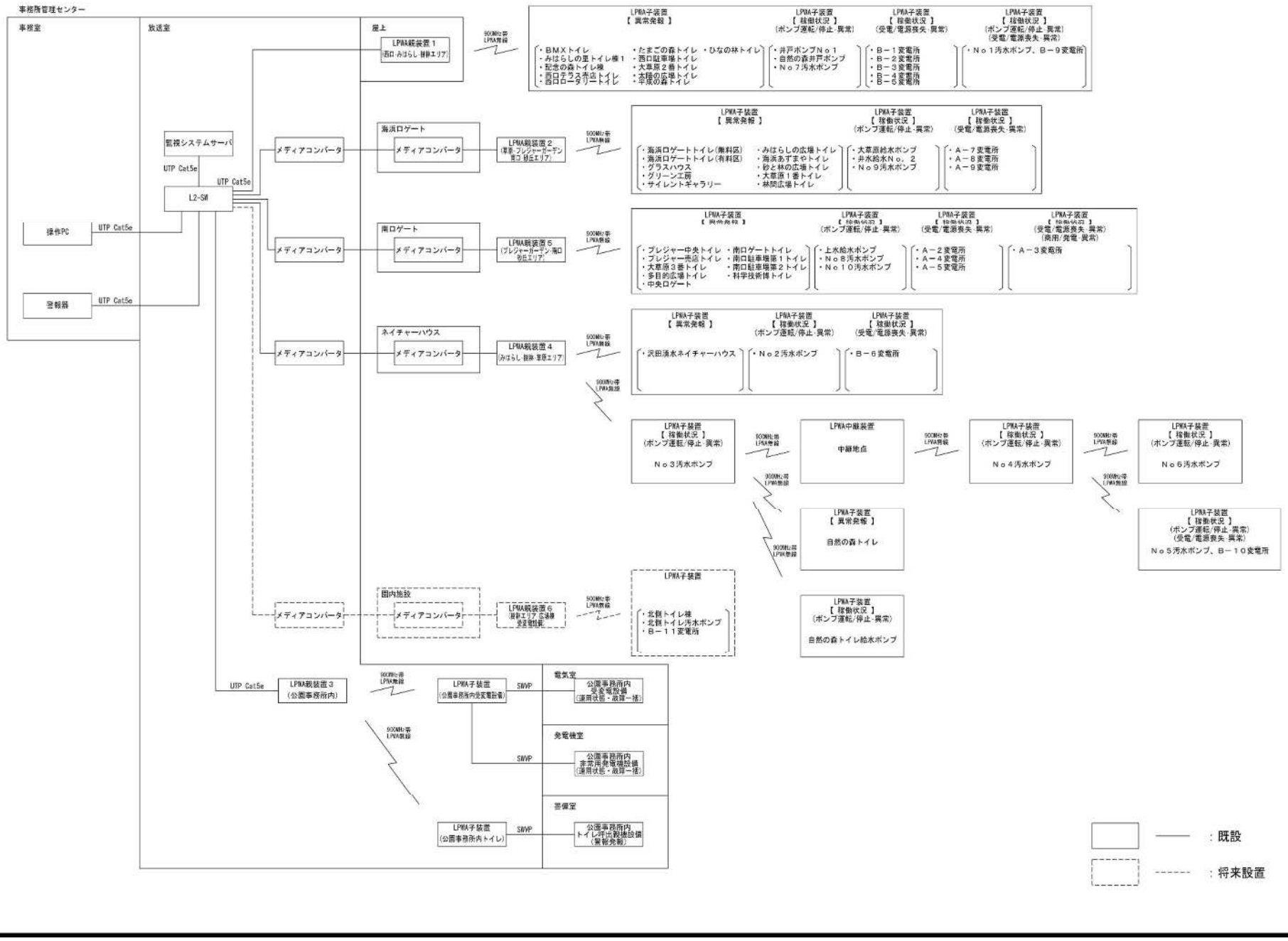
■ 点検実施
■ 報告書提出

公園監視システム

監視システム　配置図



監視システム系統図



別添-200

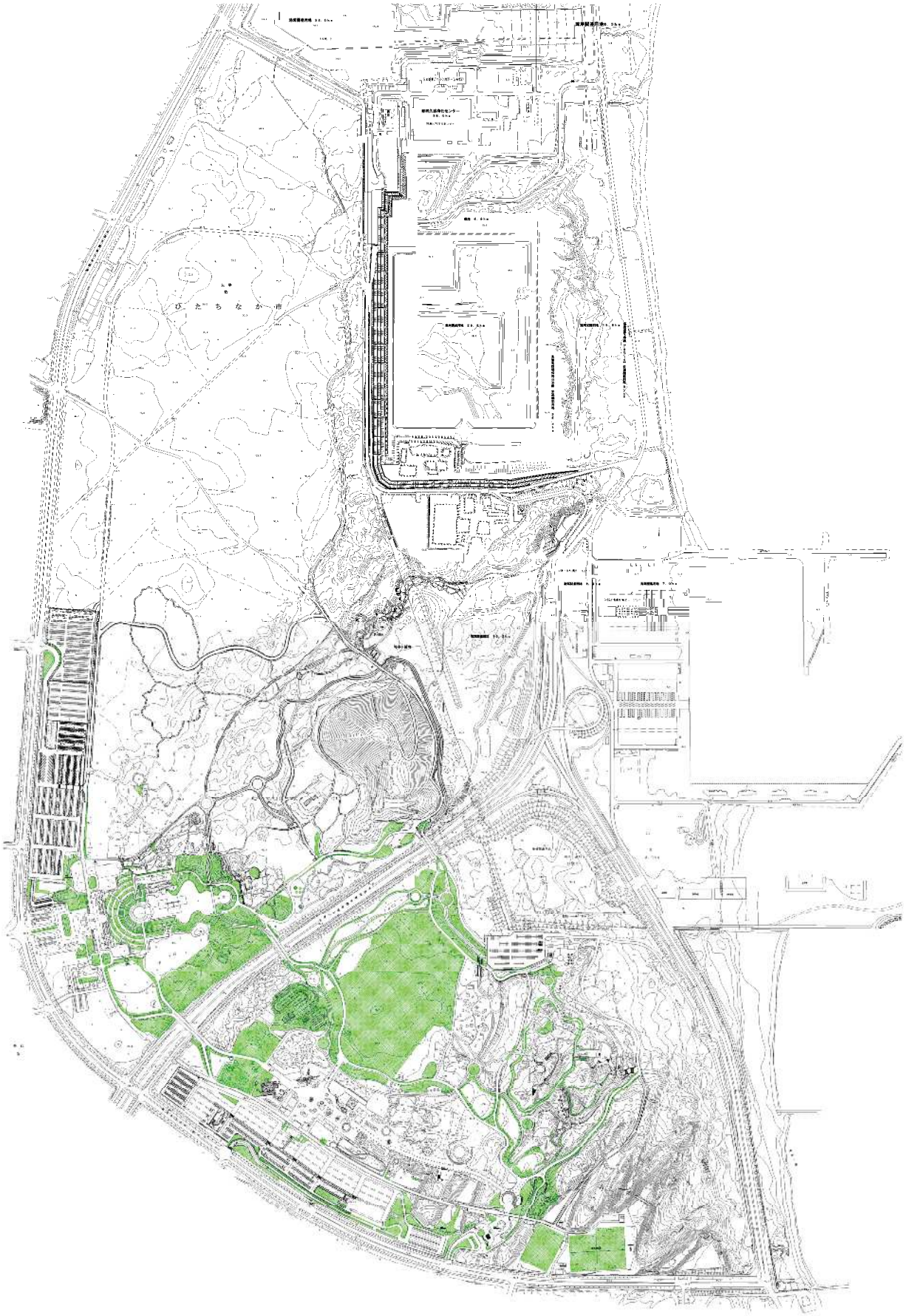
別添４５

貴重種一覧

種名Ā	保全に向けた主な取組み（実績）Ā	備考Ā
オオタカ	野鳥観察会	環境省ＲＤＢ準絶滅危惧種
オゼイトトンボ	観察会、外来種（植物）除去	茨城県ＲＤＢ準絶滅危惧種
コアジサシ	繁殖期の配慮	環境省ＲＤＢ準絶滅危惧Ⅱ類
ホトケドジョウ	観察会、外来種（植物）除去	環境省ＲＤＢ準絶滅危惧ＩB類
オオウメガサソウ	里山林の保全	環境省ＲＤＢ準絶滅危惧種
シロヨモギ	外来種（植物）除去	茨城県ＲＤＢ準絶滅危惧Ⅱ類
ノジトラノオ	外来種（植物）除去	環境省ＲＤＢ準絶滅危惧Ⅱ類
ハナハタザオ	外来種（植物）除去	環境省ＲＤＢ準絶滅危惧ＩA類
ハマウツボ	外来種（植物）除去	環境省ＲＤＢ準絶滅危惧Ⅱ類
ハマカキラン	外来種（植物）除去	環境省ＲＤＢ準絶滅危惧Ⅱ類
ミクリ	観察会、外来種（植物）除去	環境省ＲＤＢ準絶滅危惧種
ミズオオバコ	観察会、外来種（植物）除去	環境省ＲＤＢ準絶滅危惧Ⅱ類

別添４６

芝生管理区分図



低木管理区分図

別添４７



高木管理区分図

別添４８



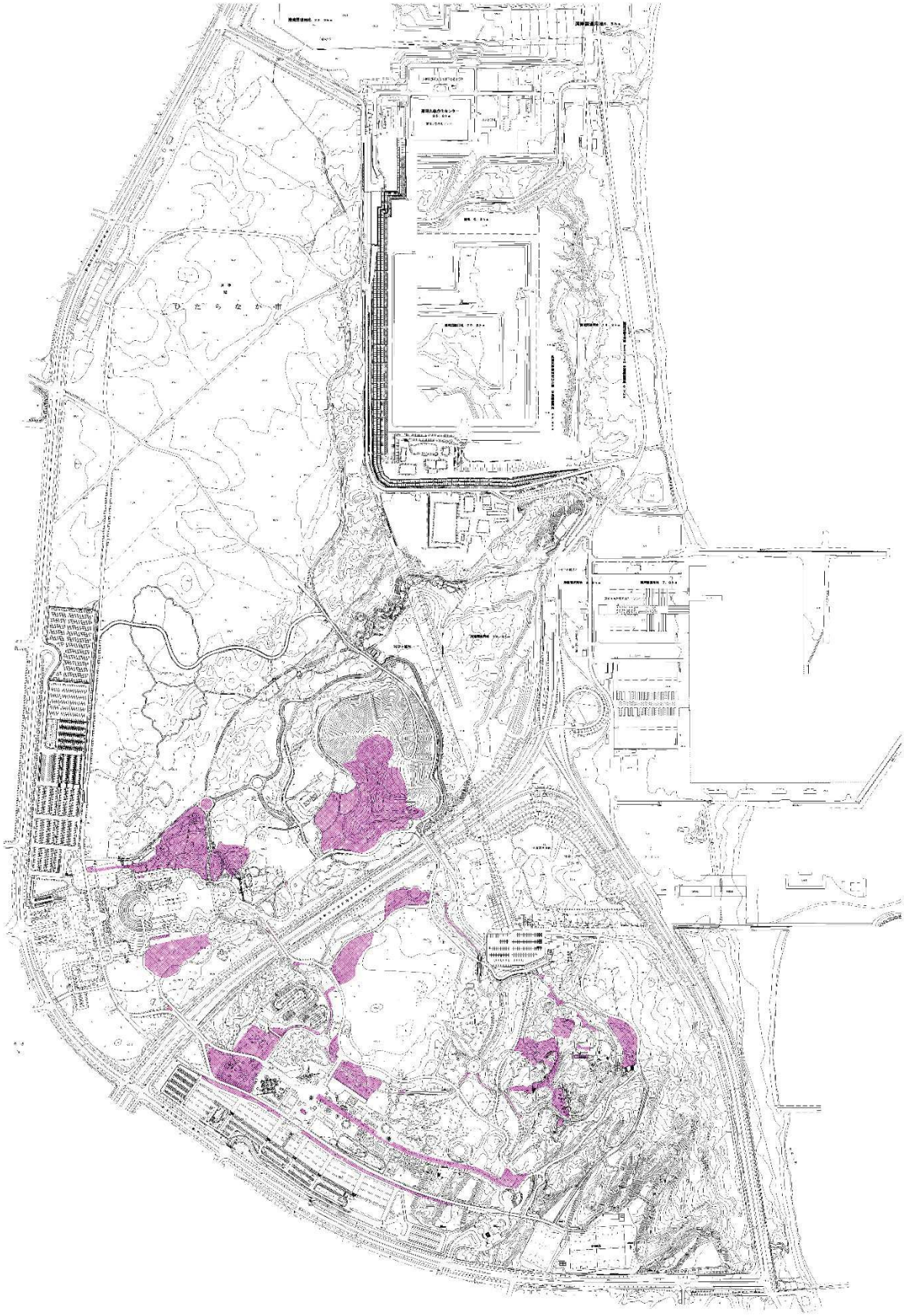
林地管理区分図

別添４９



別添５０

草花管理区分図



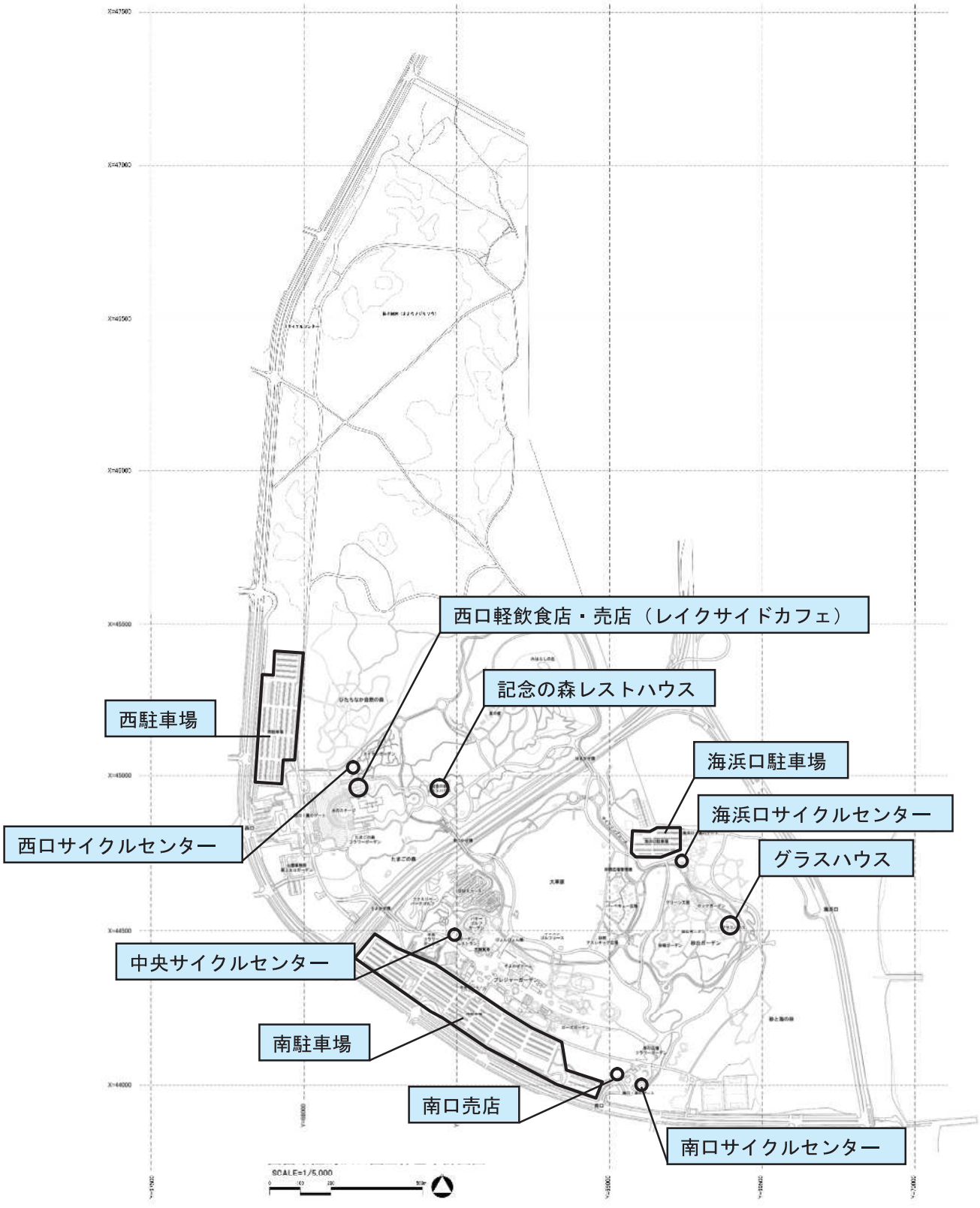
別添５１

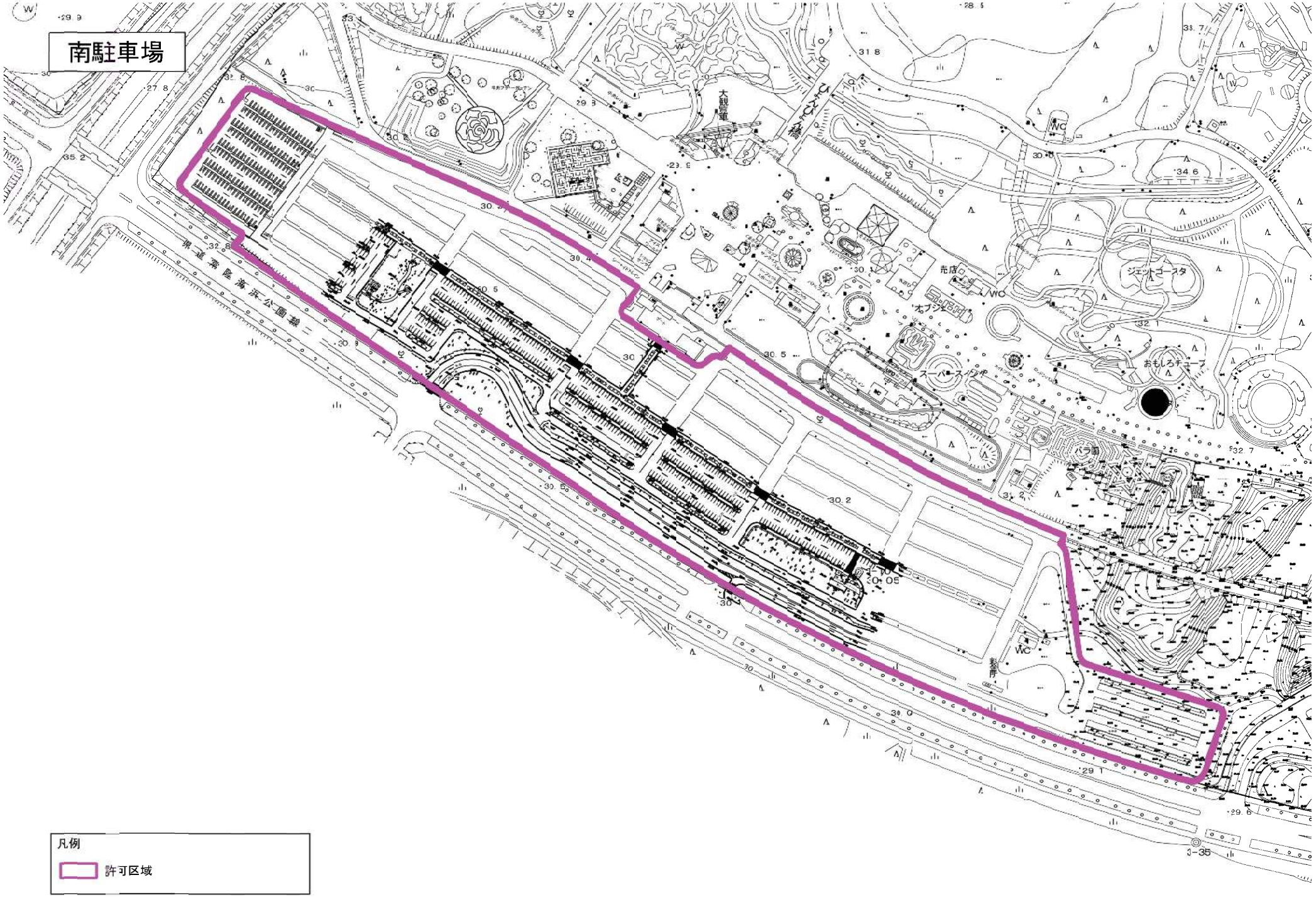
草地管理区分図



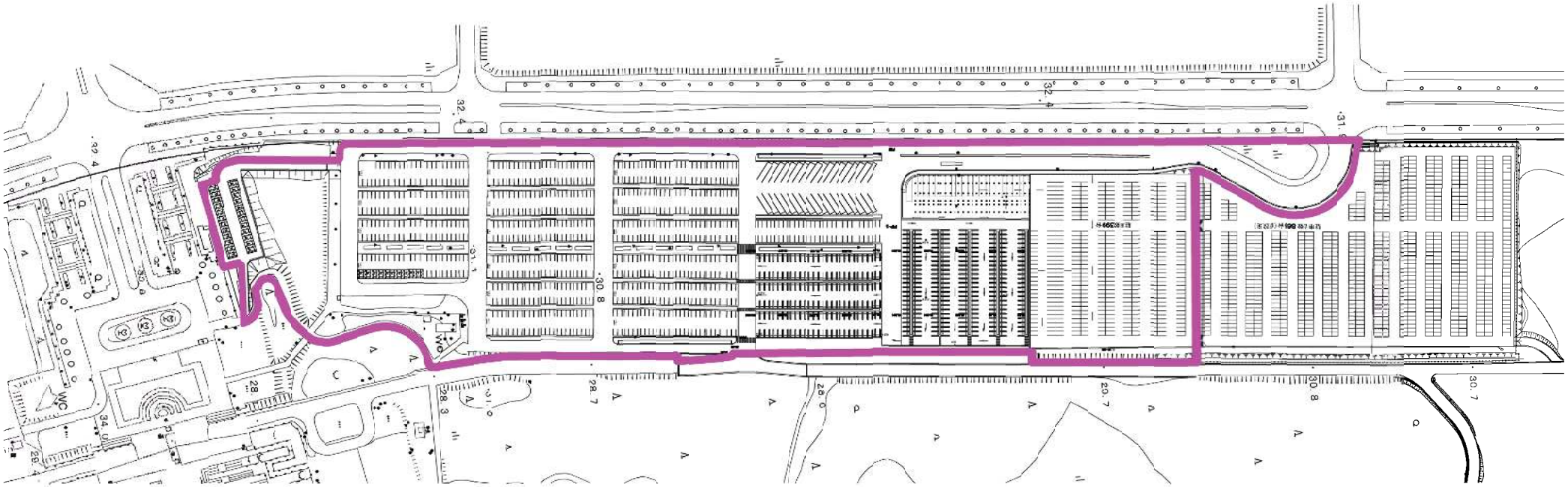
別添５２

収益施設運営対象区域図




南駐車場
凡例
許可区域

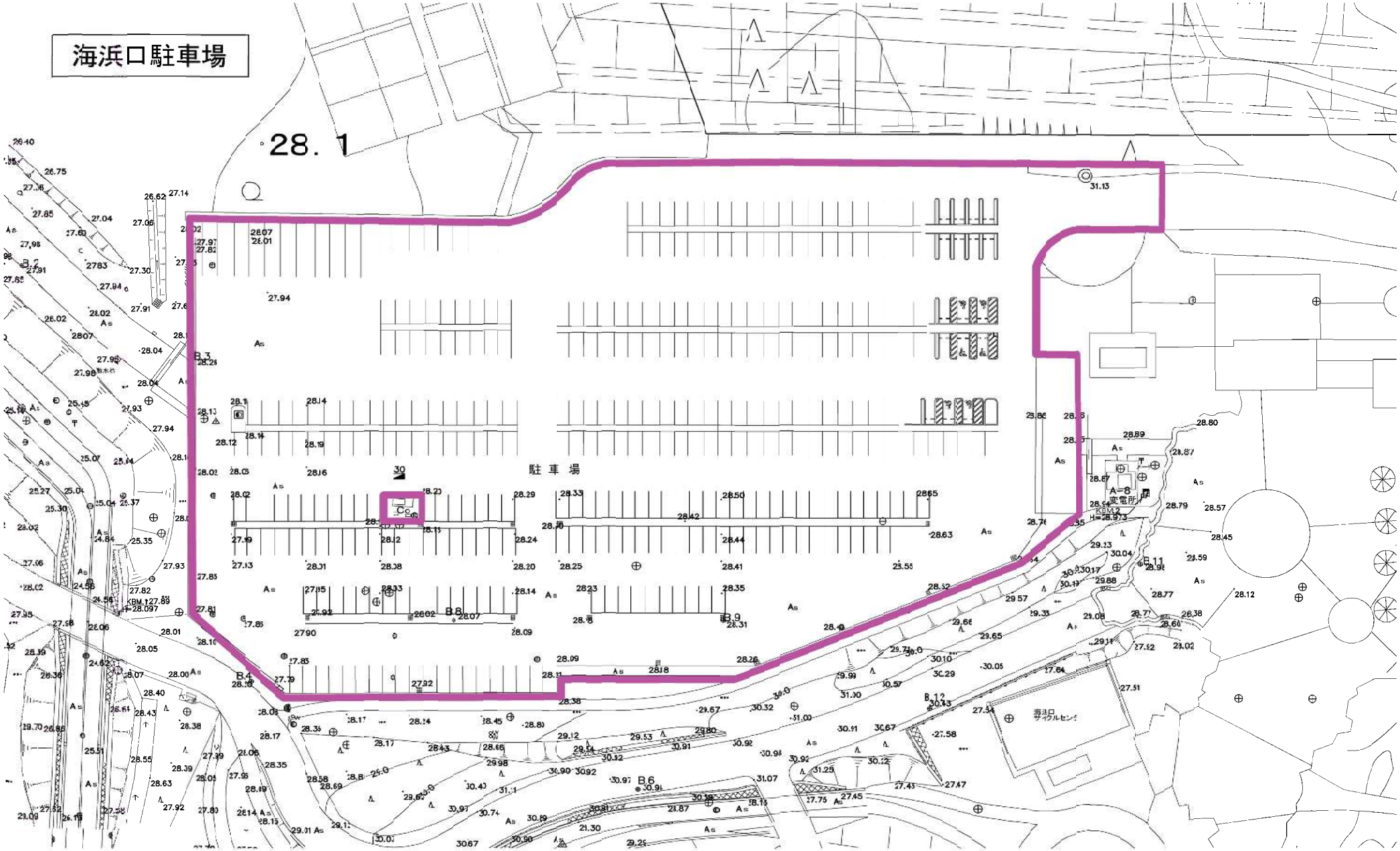
西駐車場



凡例

許可区域

海浜口駐車場



凡例

許可区域

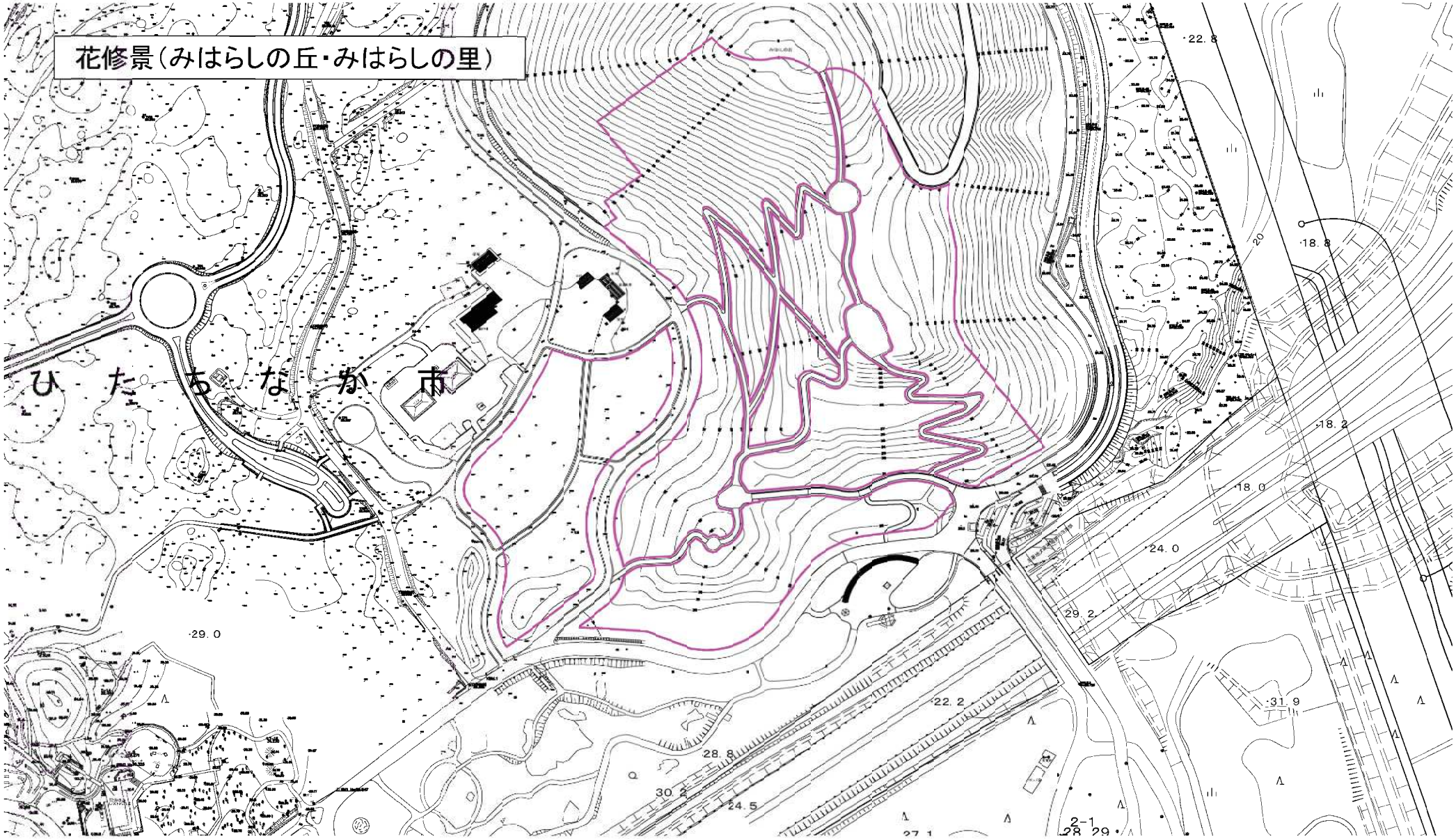
別添-211


花修景(チューリップ・ガーデン)
26. 3
33. 8
30
32. 7
34. 6
30
WC
30
28.
28. 7
29. 8
30. 5
WC
30
29. 8
30. 5
31. 9
29. 1

凡例

許可区域

花修景（みはらしの丘・みはらしの里）

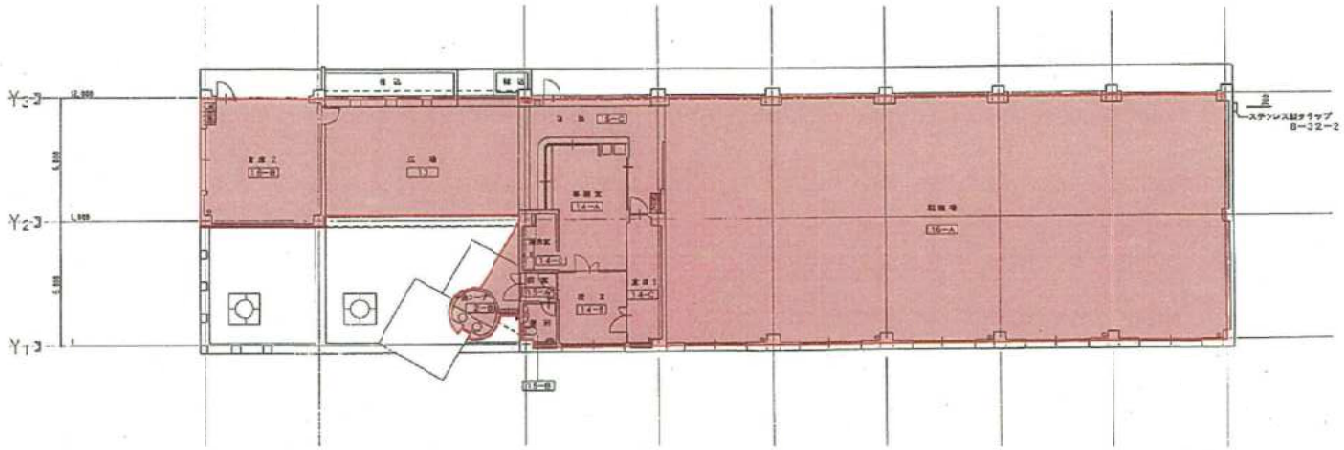


凡例

許可区域

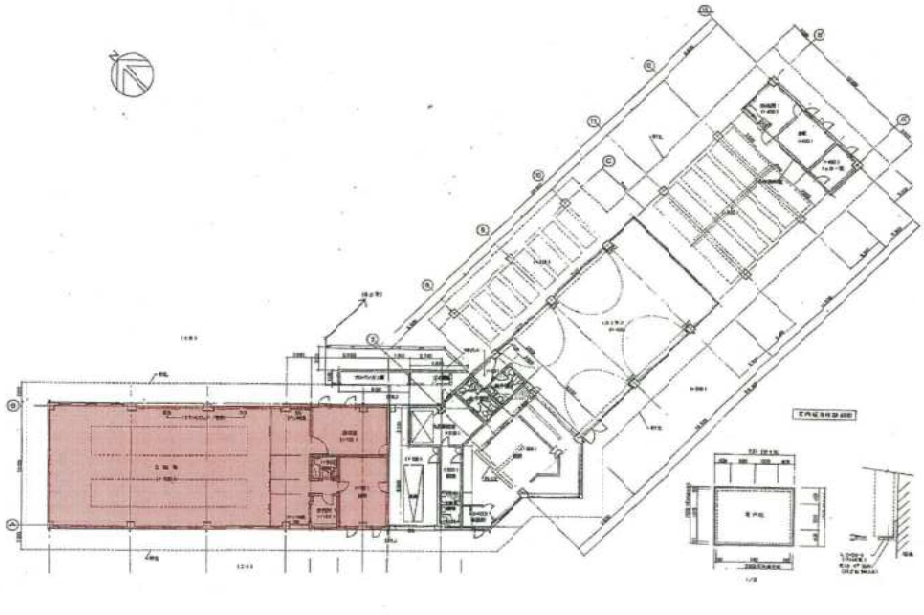
西口サイクルセンター

許可区域



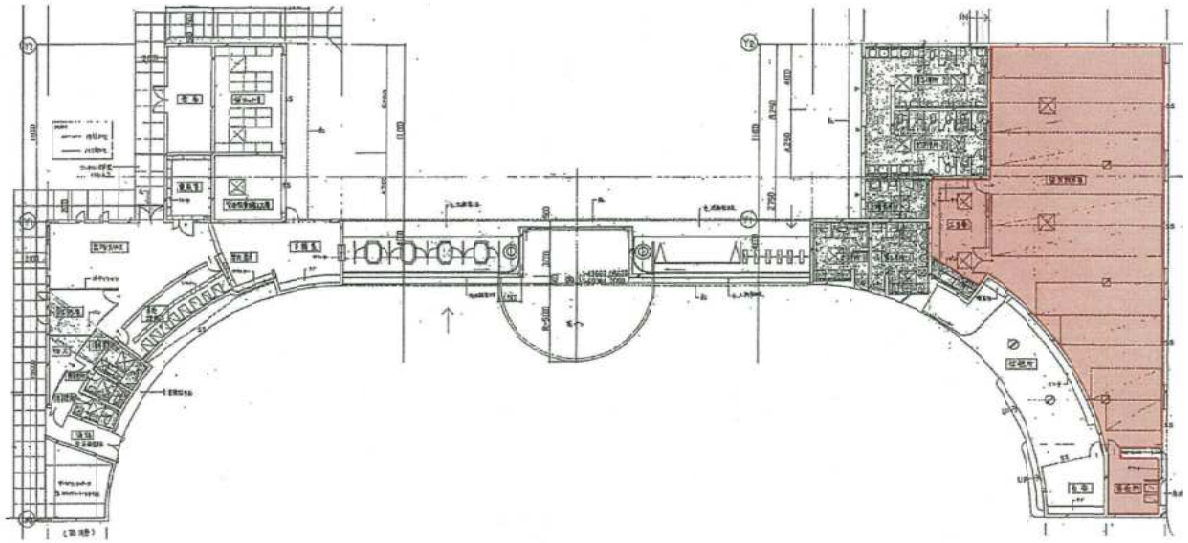
中央サイクルセンター

許可区域



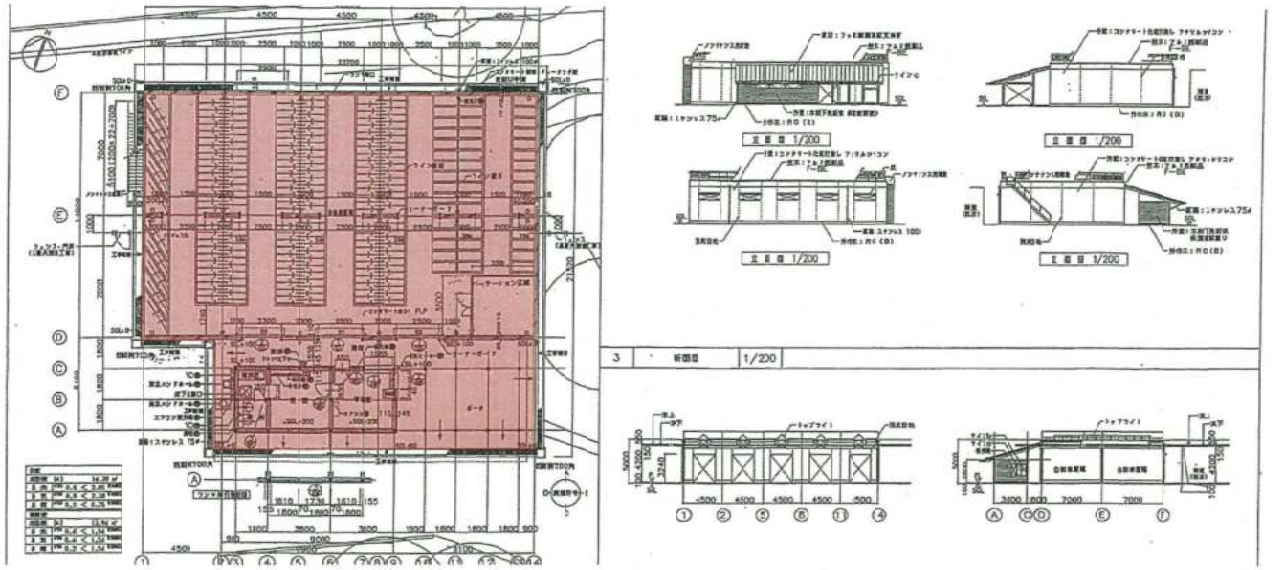
南口サイクルセンター

許可区域



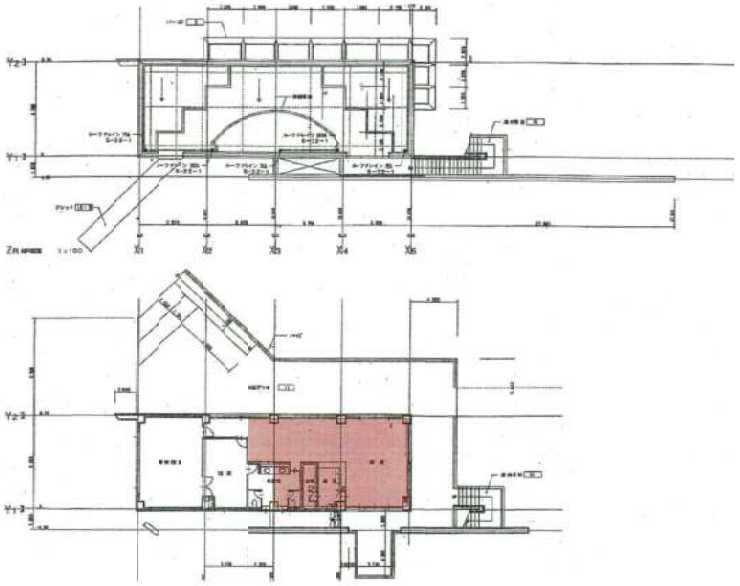
海浜口サイクルセンター

許可区域



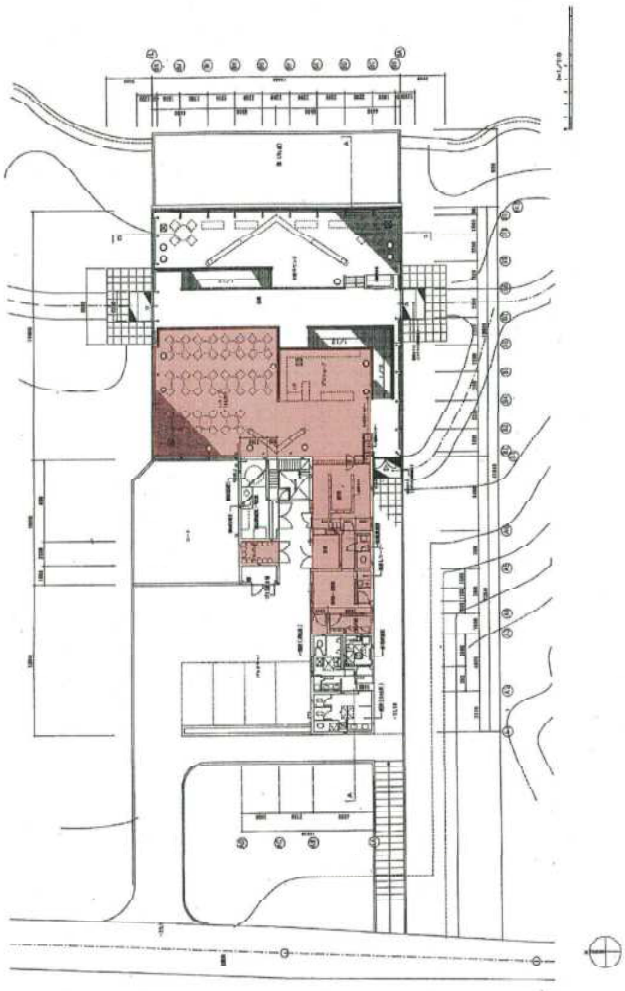
記念の森レストハウス

許可区域



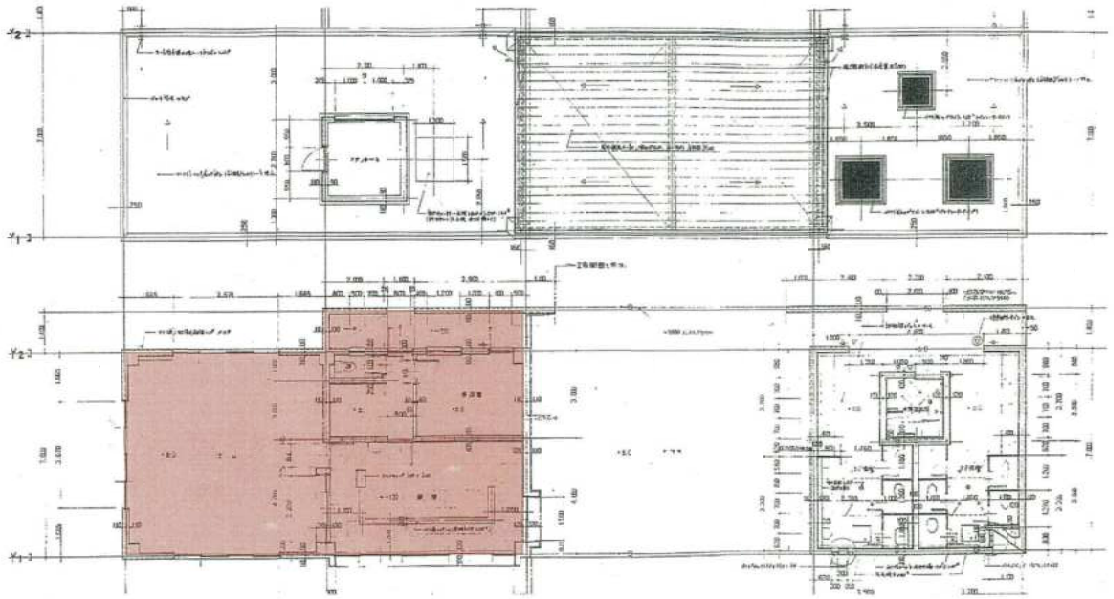
グラスハウス

許可区域



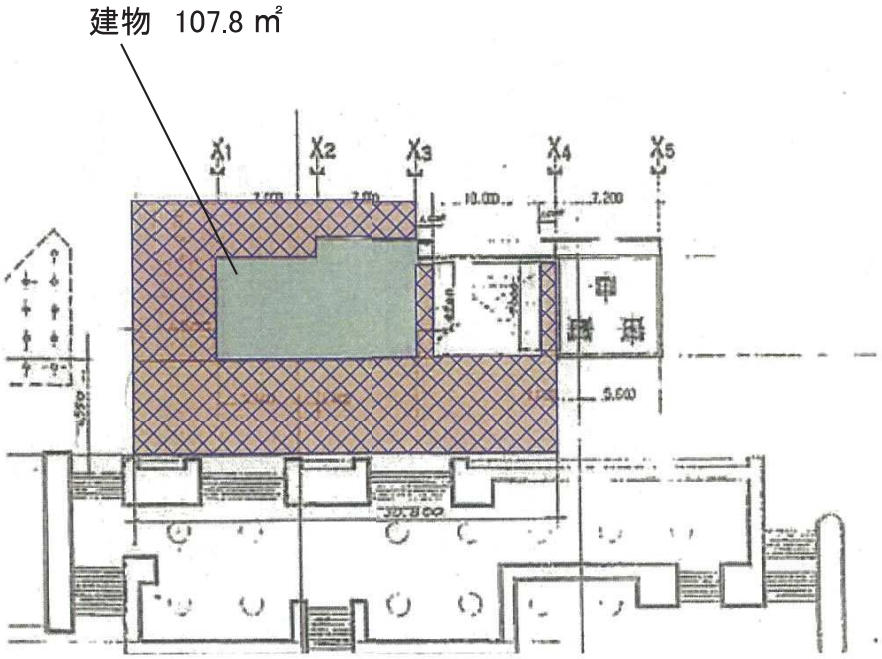
レイクサイドカフェ

許可区域



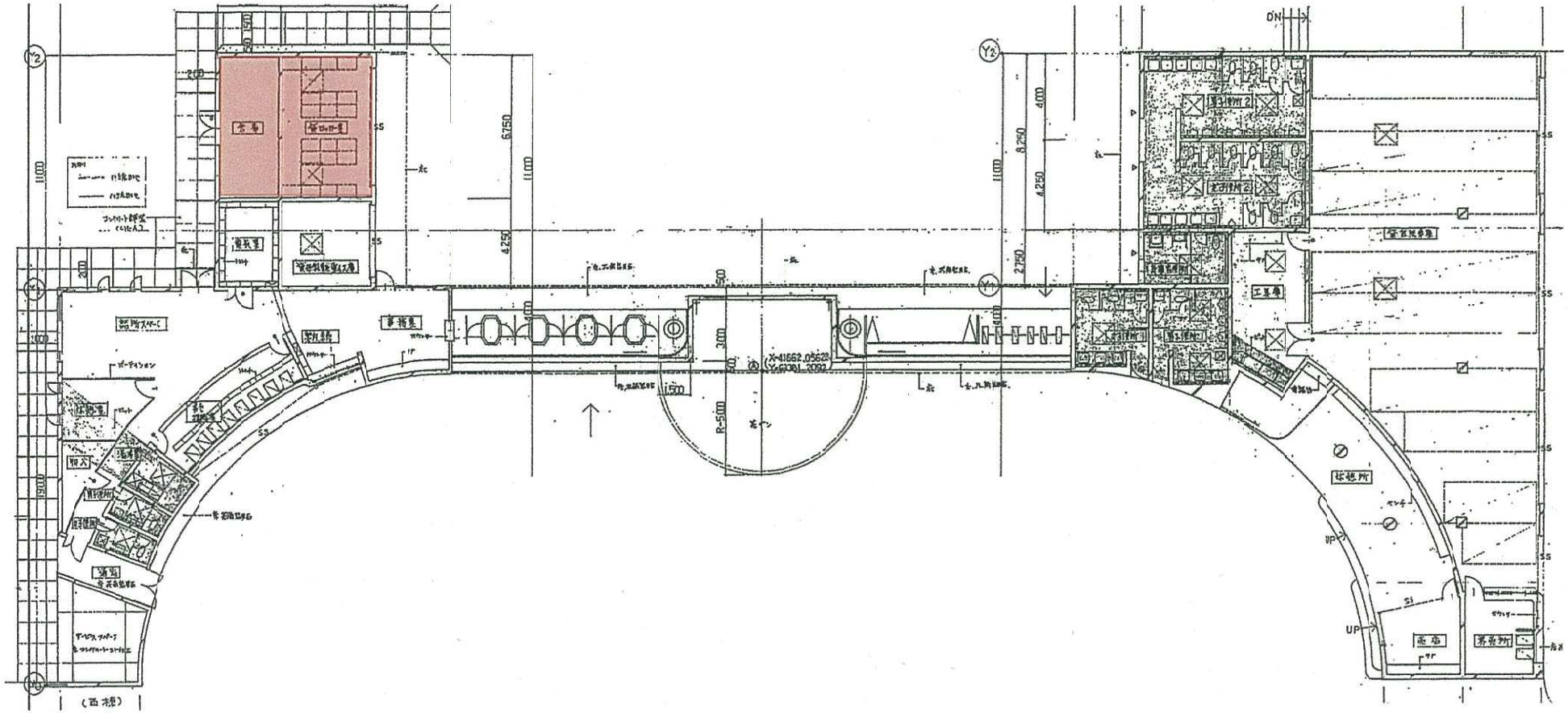
面積算出根拠図(2)　S=1/500

3-11 レイクサイドカフェ　A=340㎡（外構のみの面積）



南口売店

図面2－5



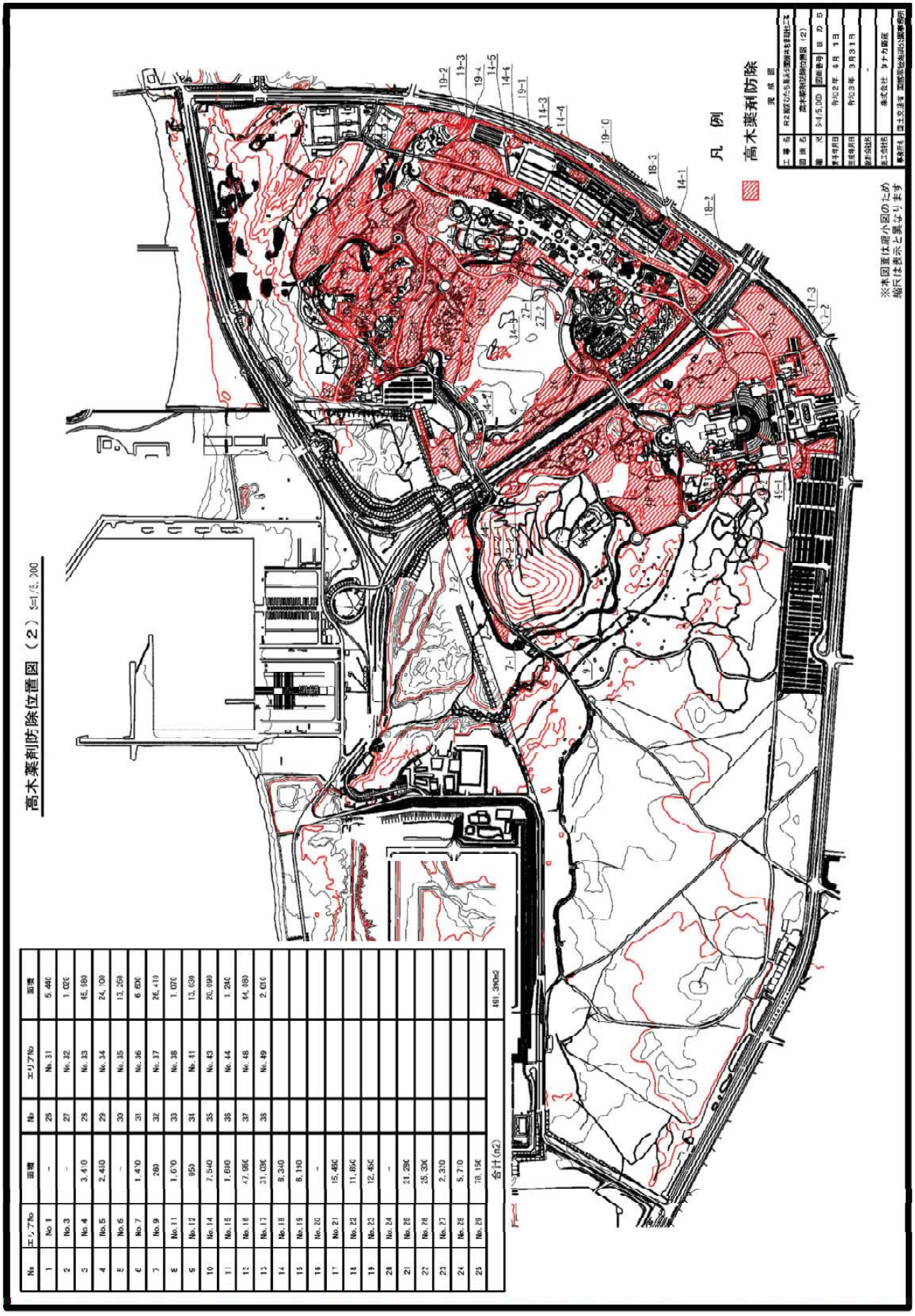
（単位：㎡）

南口売店	50

国が設置し共同体が管理する公園施設

別添５３

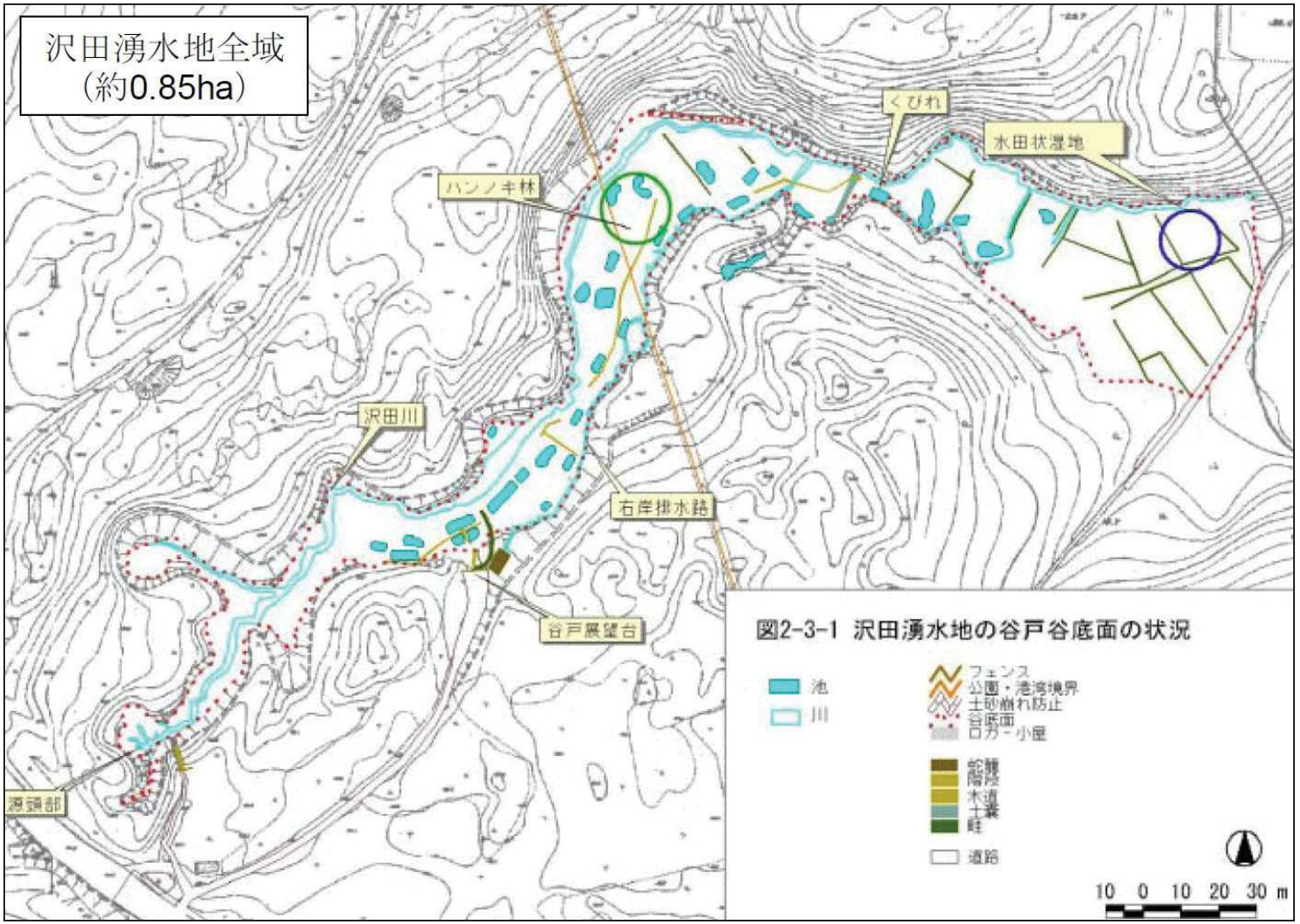
薬剤散布位置図



No	エリアNo	面積	No	エリアNo	面積
1	No.1	－	25	No.31	5,440
2	No.3	－	27	No.32	1,020
3	No.4	3,410	28	No.33	45,880
4	No.5	2,440	29	No.34	24,100
5	No.6	－	30	No.35	13,250
6	No.7	1,470	31	No.36	6,630
7	No.9	260	32	No.37	26,410
8	No.11	1,670	33	No.38	1,070
9	No.12	950	34	No.41	13,030
10	No.14	7,540	35	No.43	20,090
11	No.15	1,640	36	No.44	1,240
12	No.16	47,950	37	No.48	44,080
13	No.17	31,030	38	No.49	2,010
14	No.18	8,340			
15	No.19	8,190			
16	No.20	－			
17	No.21	15,480			
18	No.22	11,850			
19	No.23	12,450			
20	No.24	－			
21	No.26	21,280			
22	No.26	25,330			
23	No.27	2,310			
24	No.28	5,710			
25	No.29	78,150			
		合計(m2)			491,340m2

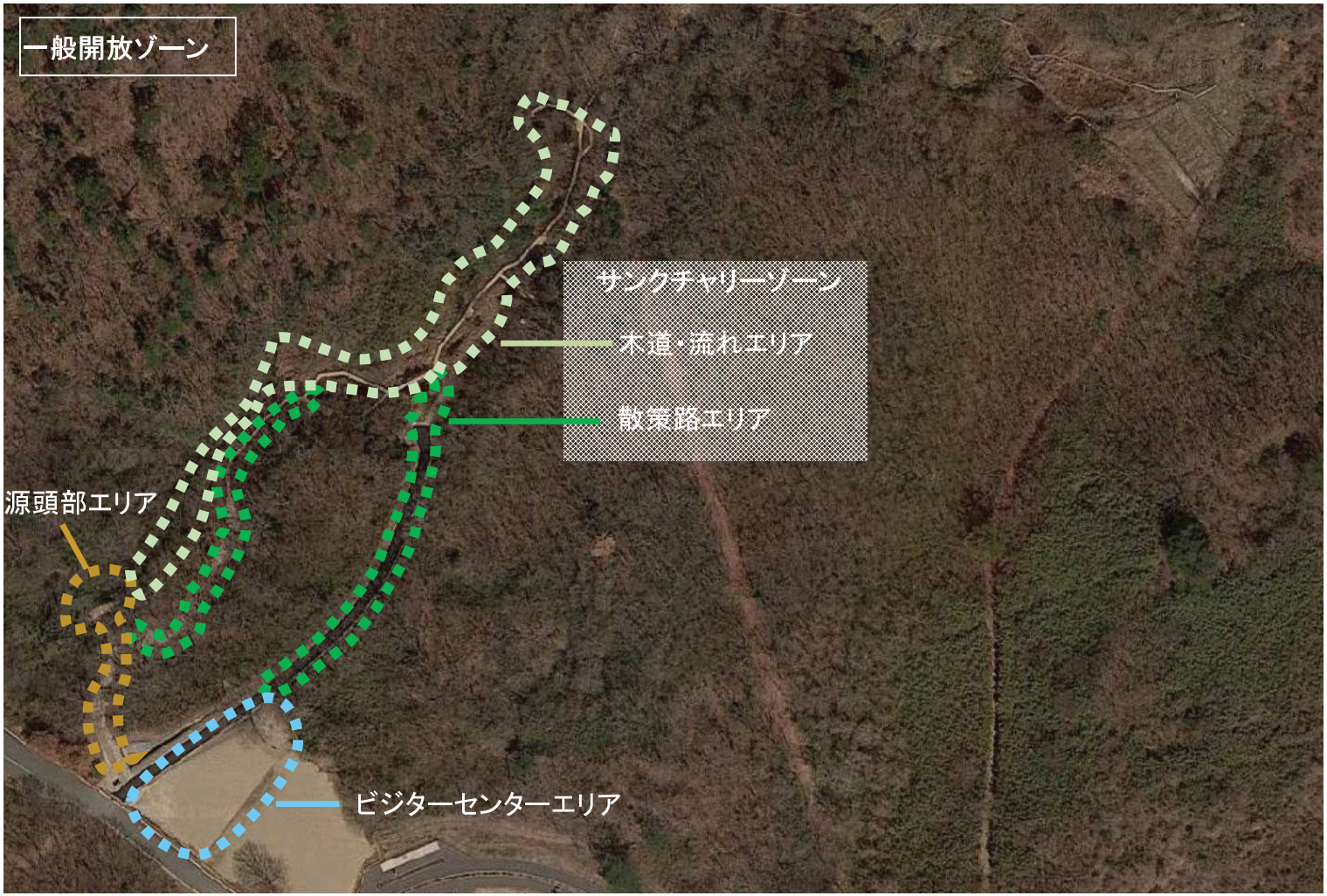
沢田湧水地・湿地図（案）

■沢田湧水地範囲図



別添５４

■沢田湧水地エリア図



別添５５

自動販売機、コインロッカー

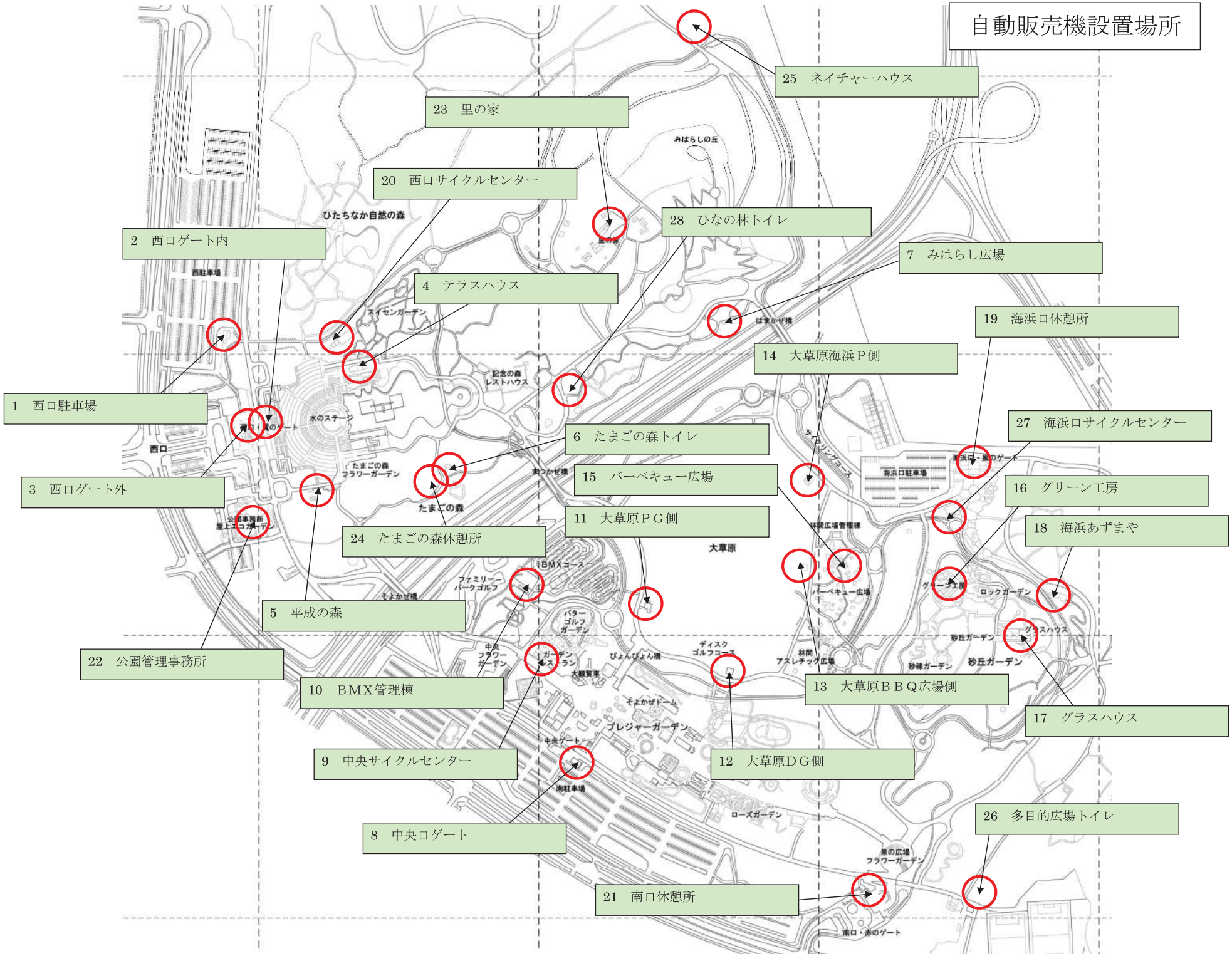
自動販売機　設置数

No.	設置場所	設置数
1	西口駐車場	3
2	西口ゲート内	2
3	西口ゲート外	2
4	テラスハウス	7
5	平成の森	3
6	たまごの森トイレ	2
7	みはらし広場	5
8	中央口ゲート	6
9	中央サイクルセンター	4
10	BMX管理棟	2
11	大草原PG側	3
12	大草原DG側	1
13	大草原BBQ広場側	2
14	大草原海浜P側	2
15	バーベキュー広場	3
16	グリーン工房	1
17	グラスハウス	1
18	海浜あずまや	1
19	海浜口休憩所	3
20	西口サイクルセンター	2
21	南口休憩所	2
22	公園管理事務所	2
23	里の家	2
24	たまごの森休憩所	1
25	ネイチャーハウス	1
26	多目的広場トイレ	1
27	海浜口サイクルセンター	1
28	ひなの林トイレ	2
計		67

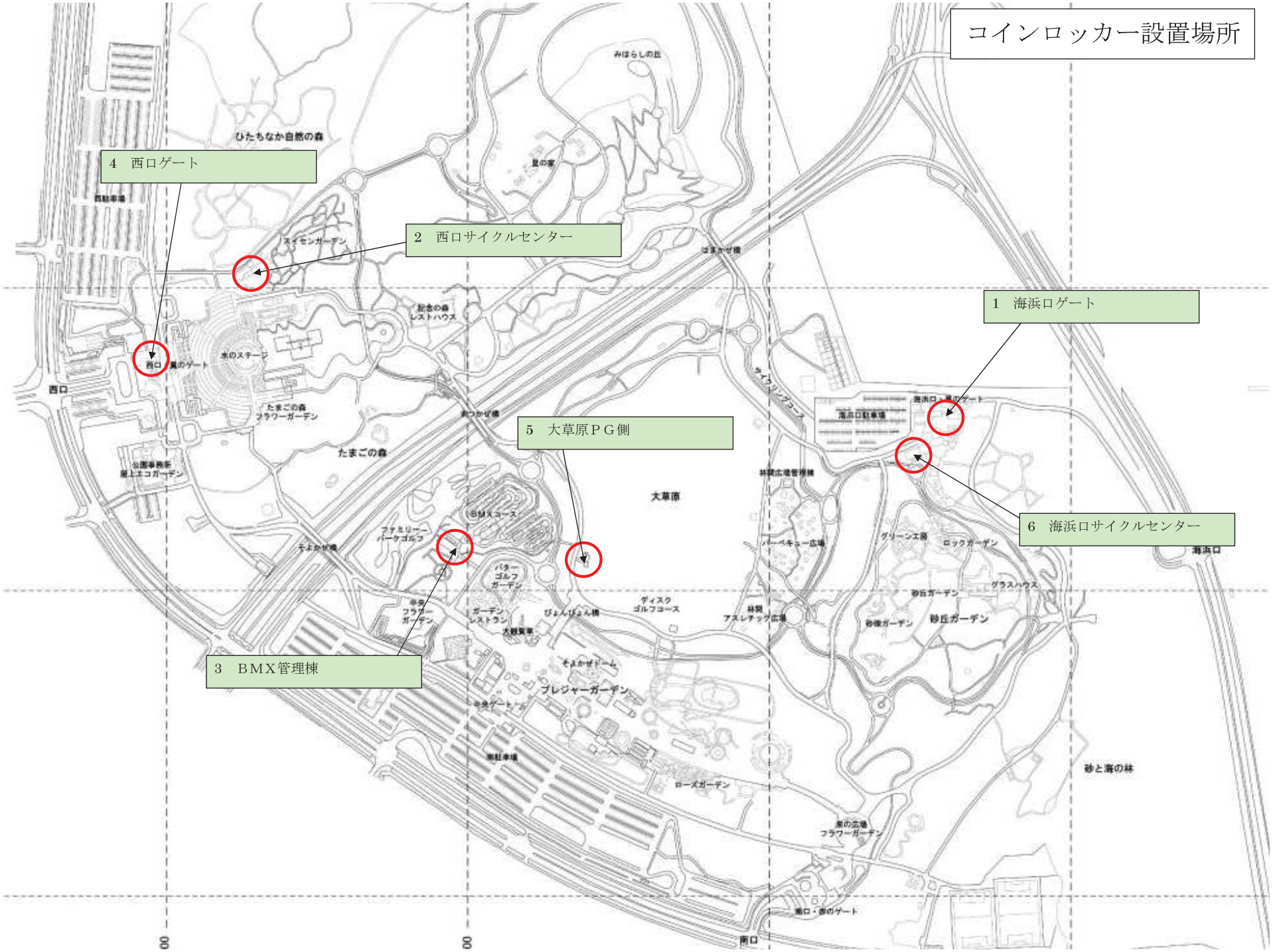
コインロッカー　設置数

No.	設置場所	設置数
1	海浜口ゲート	3
2	西口サイクルセンター	2
3	BMX管理棟	3
4	西口ゲート	8
5	大草原PG側	1
6	海浜口サイクルセンター	1
計		18

自動販売機設置場所

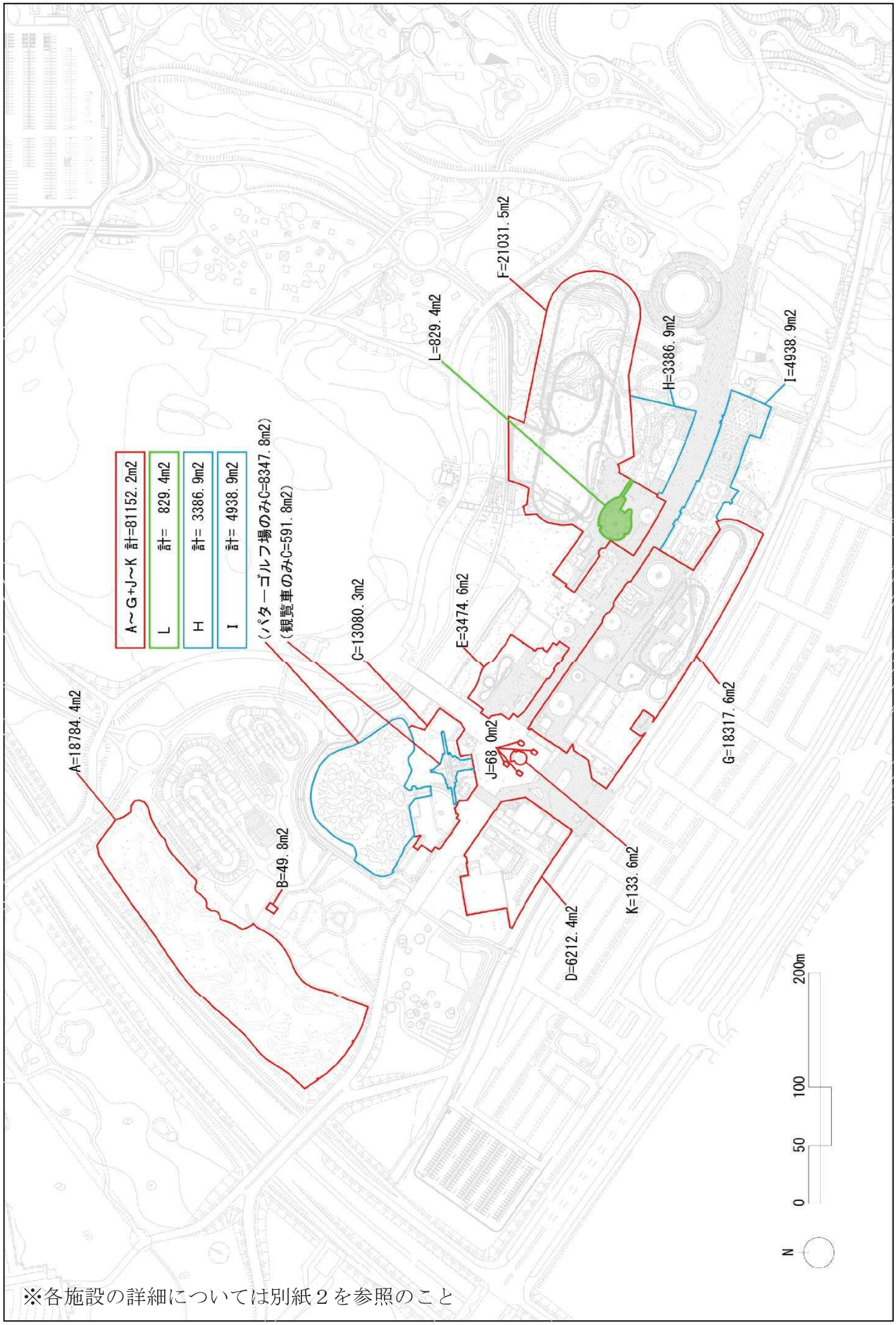

25　ネイチャーハウス
23　里の家
20　西口サイクルセンター
28　ひなの林トイレ
2　西口ゲート内
7　みはらし広場
4　テラスハウス
19　海浜口休憩所
14　大草原海浜Ｐ側
1　西口駐車場
6　たまごの森トイレ
27　海浜口サイクルセンター
15　バーベキュー広場
16　グリーン工房
3　西口ゲート外
11　大草原ＰＧ側
18　海浜あずまや
24　たまごの森休憩所
5　平成の森
17　グラスハウス
22　公園管理事務所
10　ＢＭＸ管理棟
13　大草原ＢＢＱ広場側
9　中央サイクルセンター
12　大草原ＤＧ側
8　中央ロゲート
26　多目的広場トイレ
21　南口休憩所
ひたちなか自然の森
西駐車場
スイセンガーデン
はまかぜ橋
記念の森
レストハウス
水のステージ
西口
たまごの森
フラワーガーデン
まつかぜ橋
たまごの森
公園事務所
屋上ヨコハマガーデン
海浜口駐車場
林間広場管理棟
大草原
BMXコース
ファミリー
パークゴルフ
そよかぜ橋
バーベキュー広場
ロックガーデン
バター
ゴルフ
ガーデン
中央
フラワー
ガーデン
ガーデン
ス・ラン
ぴょんぴょん橋
ディスク
ゴルフコース
林間
アスレチック広場
砂丘ガーデン
砂礫ガーデン
大観覧車
そよかぜドーム
プレジャーガーデン
中央ゲート
南駐車場
ローズガーデン
泉の広場
フラワーガーデン
南口・赤のゲート

コインロッカー設置場所



別添５６

プレジャーガーデンエリア改修・設置・管理運営事業区域



※各施設の詳細については別紙２を参照のこと

別添５７

新規官民連携事業（P-PFI 事業）資料

R5-9 国営常陸海浜公園運営維持管理業務と新たな官民連携事業との関連について

国営ひたち海浜公園においては、「砂丘エリア」の魅力向上を目的とし、新たに官民連携による Park-PFI 事業（以下、「官民連携事業」という。）を行う予定です。

官民連携事業を想定している範囲は、R5-9 国営常陸海浜公園運営維持管理業務（以下、「本業務」という。）の業務範囲の一部が含まれているため、本業務の業務期間内に官民連携事業が実施される場合には、官民連携事業の内容に応じて本業務の契約変更を行う予定です。また、官民連携事業の事業者の公募及び選定の時期については現時点で令和 6 年度頃を予定しております。官民連携事業の事業者の選定後も、官民連携事業の事業内容等が確定し、契約が変更されるまでは当初の契約に基づき業務を行って頂きます。

別添５８

大規模花修景の参加料設定に係る参考資料

別紙１０ 第２編 第６章 大規模花修景で規定する参加料について、料金設定の参考資料として、花修景に伴う変動制の入園料設定を行っている施設の情報を以下に示す。

※記載する情報、料金設定は令和 4 年度時点の情報である

【都市公園】

●浜松市フラワーパーク（所在：静岡県浜松市／施設区分：都市公園（総合公園）／運営方法：指定管理）

- 都市公園としては舘山寺総合公園であり、浜松市フラワーパークはその一部
- 四季折々の花修景を行っており、花の咲き具合等による園の美しさによって、年間で時期ごとの入園料を設定している
- 現在の料金設定は以下となっている

期間	利用料金（円）		
	大人	小中学生	障がい者
3～6 月	600～1,000	300～500	300～500
7～8 月	無料	無料	無料
9～2 月	500	無料	無料

●つつじが岡公園（所在：群馬県館林市／施設区分：都市公園（総合公園）／運営方法：指定管理）

- 年間約 10 万人が訪れるつつじまつりが開催されている
- つつじまつり期間中（2022 年は 4/10～5/15）のみ入園料が設定されており、花の見ごろ時期により金額が変動する
- 入園料徴収期間、料金変動の切り替え時期は、花の開花状況で判断するため事前に設定されていない
- 現在の料金設定は以下となっている

期間	入園料（円）	
	一般 ※中学生以下無料	団体
見ごろ期間	630	520
咲き始め、見ごろ過ぎ	310	310

【都市施設】

●河津バガテル公園（所在：静岡県賀茂郡／施設区分：都市施設（公園）／運営方法：町の直営管理）

- 6000 株のバラが植栽されるローズガーデンがある
- 年間でシーズン別に入園料が設定されている
- 現在の料金設定は以下となっている

期間	入園料（円）			
	一般		団体	
	大人	小中学生	大人	小中学生
4/28～6/30、10/1～11/30（フラワーシーズン）	1,000	300	900	200
7/1～9/30（サマーシーズン）	500	200	400	100
12/1～4/27（ウィンターシーズン）	300	100	200	100

●茨城県フラワーパーク（所在：茨城県石岡市／施設区分：都市施設／運営方法：指定管理）

- つくば科学万博に合わせて開園した公園であり、バラ修景に力を入れている
- バラシーズンと通常期で異なる料金設定をしている
- バラシーズンは 5 月中旬～6 月下旬と 10/15～11 月下旬としており、開花状況によって変動する
- 現在の料金設定は以下となっている

期間	入園料（円）			
	大人	小人	未就学児	ペット
通常	900	300	無料	200
バラシーズン	1,200	400	無料	200

●ぐんまフラワーパーク（所在：群馬県前橋市／施設区分：都市施設／運営方法：指定管理）

- 民間への売却も検討されていたが、2023 年 3 月から 2 年休園ののち、2025 年 4 月から県有施設のまま再開園し、開園後は民活による独立採算制とする方針。
- 花修景の状況に応じて時期ごとに異なる料金設定をしている
- 現在の料金設定は以下となっている

期間	入園料（円）		
	大人 ※中学生以上	団体	犬
4/1～6/30	720	580	200
7/1～12/31	610	500	200
1/1～3/31	610	500	200

【民間・民営施設】

●あしかがフラワーパーク（所在：栃木県足利市／施設区分：民間施設／運営方法：民間運営）

・　入園料は花の咲き具合により変動
・　年間で一定期間ごとに入園料の変動幅が予め設定されており、当日の入園料は毎日 HP で公表
・　入園料の設定は年ごとに変動があり、2022 年は以下となっている

期間	入園料（円）	
	大人	子供
1/1～3/31	400～900	200～500
4/1～5/31	800～2,000	400～1,000
6/1～6/30	800～1,300	400～700
7/1～12/30　※昼の部	400～800	200～400
10/15～2/14　※夜の部	1,200	600

●清水公園（所在：千葉県野田市／施設区分：民営公園（風致公園）／運営方法：民間運営）

・　花ファンタジア及びアスレチック施設は季節ごとに変動する利用料金設定となっている
・　花ファンタジアは 700 種の季節の花を植栽したイングリッシュガーデンである
・　花ファンタジアの現在の料金設定は以下となっている

期間	利用料金（円）		
	大人	小中学生	シルバー
5、6 月	800	300	750
4、10、11 月	500	200	450
3、9 月	300	無料	250

●横浜イングリッシュガーデン（所在：神奈川県横浜市／施設区分：民間施設／運営方法：民間運営）

・　1000 株以上のバラを揃える本格的なイングリッシュガーデン
・　時期によって異なる入園料が設定されており、バラの開花時期は開花状況により金額変動する
・　現在の料金設定は以下となっている

期間	利用料金（円）		
	大人	小中学生	未就学児
4/1～4/22	700	300	無料
4/23～5/29	800～1,200	400～600	無料
5/30～6/26	800	400	無料
6/27～9/16	600	300	無料
9/17～11/23	1,000	500	無料
11/24～12/25	800	400	無料
1/3～3/18	700	300	無料
3/19～3/31	800	400	無料

別添５９

自主事業における飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲



別添様式1

管理月報

令和　年　月　日

令和　年度 管理月報（　月分）

公園名	

受託者名

開園日数	当月	日	累計	日			
入園者数	当月	人	累計	人			

管理所開所日数	当月	日	累計	日			
従事職員数	常勤	人	非常	人	人	バイト	人

	当月				累計			
問合せ件数	電話等	件	来所	件	電話等	件	来所	件
苦情件数	電話等	件	来所	件	電話等	件	来所	件
要望件数	電話等	件	来所	件	電話等	件	来所	件
賞賛件数	電話等	件	来所	件	電話等	件	来所	件

通報件数	警察	件	救急	件	消防	件

行為・占用許可	当月				累計			
写真撮影		件		円		件		円
映画等の撮影		件		円		件		円
その他の行為		件		円		件		円
占用許可		件		円		件		円

利用状況	当月				累計			
		件		人		件		人
		件		人		件		人
		件		人		件		人
		件		人		件		人

行催事実施状況	
日	実　施　内　容

自主事業の実施状況	

特記事項

維持管理の実施状況			
直営		委託	
日	業務内容	日	業務内容

管理四半期報

別添様式2

管理四半期報（令和　　年度　第　　四半期）

単位：円

項　目　（　例　示　）	実施予定 予定額	契約金額	業務内容等	請負業者	当期までの契約状況 契約金額	契約日	支払日
委託料							
業務価格							
業務原価							
直接業務費							
植物管理							
芝生管理工							
中低木管理工							
バラ園管理工							
高木管理工							
林地管理工							
草地管理工							
花壇管理工							
花畑管理工							
草花管理工							
特殊管理工							
建物管理							
建物管理維持修繕工							
工作物維持修繕							
工作物維持修繕工							
設備維持修繕工							

別添-237

管理四半期報（令和　　年度　第　　四半期）

単位：円

項　目　（　例　示　）	実施予定 予定額	契約金額	業務内容等	請負業者	当期までの契約状況 契約金額	契約日	支払日
清掃							
清掃工							
管理事務所清掃工							
休憩施設等清掃工							
便所清掃工							
工作物清掃工							
特殊清掃工							
ゴミ処理工							
清掃資材購入工							
運営管理							
利用者指導工							
出改札補助							
巡視工							
警備工							
自車維持修繕工							
広報宣伝							
広報宣伝費							
ＨＰ維持管理費							
行事催事費							
公園管理							
人件費							
旅費							
庁費							
一般管理費							
消費税							

別添-238

包括的な質の月別報告

別添様式3

令和　　年度　　月　　包括的な質の月別報告

達成すべき質			前月（月間）	今年（月間）	年間累計	備考（実施内容等）
公園全体の利用者数						
ホームページのアクセス件数						
利用プログラム	都市緑化系	実施件数				
	自然環境系	実施件数				
	スポーツ系	実施件数				
	文化系	実施件数				